

# 資料編



# 1

## 環境行政全般

76

- (1) 環境保全・創出の推進体制…………… 76
- (2) 市町村の環境基本計画策定状況及び環境保全に係る条例の制定状況…………… 79
- (3) 条例による環境影響評価手続フロー…………… 85

# 2

## 大気関係

86

- (1) ばい煙発生施設設置状況…………… 86
- (2) 粉じん発生施設設置状況…………… 86
- (3) 指定炭化水素類発生施設設置状況…………… 87
- (4) 揮発性有機化合物排出施設設置状況…………… 87
- (5) 有害大気汚染物質規制対象事業所数…………… 87
- (6) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質排出基準…………… 87
- (7) 県内の次世代自動車普及状況の推移…………… 88
- (8) 大気の汚染に係る環境基準及びその評価方法…………… 88
- (9) 環境基準達成状況…………… 89
- (10) 大気汚染常時監視局・測定結果一覧…………… 89
- (11) 各物質の年平均値の推移…………… 91
- (12) 都道府県別光化学スモッグ注意報・警報発令日数の推移…………… 94
- (13) 都道府県別光化学スモッグ健康被害届出人数の推移…………… 95
- (14) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類(大気)の環境基準…………… 95
- (15) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類(大気)の環境基準達成状況…………… 95
- (16) 有害大気汚染物質モニタリング結果…………… 96
- (17) 地球環境モニタリング調査結果…………… 96
- (18) フロン排出抑制法・自動車リサイクル法の登録業者数…………… 97
- (19) フロン回収量実績…………… 97

# 3

## 化学物質関係

98

- (1) 化学物質管理制度…………… 98
- (2) 化学物質環境モニタリング調査…………… 100
- (3) 大気中石綿濃度調査結果一覧…………… 100
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設…………… 101
- (5) 土壌の汚染に係る環境基準…………… 103
- (6) 特定有害物質及び必要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壌の汚染状態の基準(土壌汚染対策法)…………… 104
- (7) 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果…………… 104

- (8) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準  
人の健康の保護に関する環境基準…………… 105
- (9) 公共用水域における健康項目の環境基準  
非達成の状況…………… 105
- (10) 地下水の水質汚濁に係る環境基準…………… 105
- (11) 地下水水質概況調査結果…………… 106
- (12) ダイオキシン類に係る環境基準…………… 106
- (13) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく  
常時監視結果…………… 107

# 4

## 水質関係

111

- (1) 生活環境の保全に関する環境基準…………… 111
- (2) 地点別BOD75%値と環境基準達成率の推移…………… 113
- (3) BOD環境基準適合割合の推移…………… 114
- (4) 生活環境項目の地点別年度平均値…………… 115
- (5) 河川水質状況…………… 117
- (6) BODの値からみた主要河川の地点別汚濁状況…………… 118
- (7) 湖沼水質調査結果…………… 118
- (8) 県全域水質汚濁発生源総括表…………… 119
- (9) 特定事業場・指定排水工場等の業種内容…………… 120
- (10) 埼玉県における総量規制…………… 120
- (11) 排水基準超過に対する行政措置状況…………… 121
- (12) 生活排水対策重点地域の指定状況…………… 121
- (13) 浄化槽設置基数及び浄化槽整備事業の推移…………… 121
- (14) 下水道普及状況…………… 121
- (15) 埼玉県流域下水道・公共下水道計画現況…………… 122
- (16) 流域下水道の計画と現況…………… 122
- (17) 異常水質事故の現象別発生件数…………… 123
- (18) 異常水質事故における魚類のへい死の発生原因内訳…………… 123
- (19) 異常水質事故における油類の流出の発生原因内訳…………… 123
- (20) 雑用水利用施設の推移…………… 124
- (21) 原水別・利用用途別雑用水利用の状況…………… 124
- (22) 地域別地下水採取量…………… 124
- (23) 地盤沈下・地下水位観測所分布図…………… 125
- (24) 年間最大沈下量 経年変化…………… 125
- (25) 利根川水系・荒川水系水資源開発施設  
現況図…………… 126

# 5

## 騒音・振動・悪臭関係

127

- (1) 騒音に係る環境基準…………… 127
- (2) 悪臭防止法に基づく規制内容…………… 127
- (3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数…………… 128
- (4) 自動車騒音に係る要請限度…………… 128

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要	128
(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要	128
(7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果	129
(8) 航空機騒音に係る環境基準の概要	129
(9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要	129
(10) 航空機騒音発生状況概要	130
(11) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の概要	130
(12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移	131

## 6 公害防止制度関係 132

(1) 公害防止計画	132
(2) 環境みらい資金貸付制度	133

## 7 自然環境関係 135

(1) 森林の現況	135
(2) 保安林の種類別面積	135
(3) 森林整備の実績	135
(4) 県自然環境保全地域の指定状況	136
(5) 特別緑地保全地区の指定状況	137
(6) 近郊緑地保全区域の指定状況	137
(7) ふるさとの緑の景観地の指定状況	138
(8) 緑のトラスト保全地の取得状況	139
(9) 身近な緑公有地化の状況	139
(10) まちのエコ・オアシス保全地一覧	139
(11) 緑化計画届出書による創出面積	140
(12) 都市公園整備状況	140
(13) 埼玉県レッドデータブック掲載種	141
(14) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく指定種一覧	141
(15) 鳥獣保護区	142
(16) 有害鳥獣捕獲・狩猟捕獲実績の経年変化	143
(17) 市民管理協定の設定状況	144

## 8 廃棄物関係 145

(1) 廃棄物・リサイクル関連法の概要	145
(2) ごみ処理の状況	146
(3) ごみ処理状況の推移	146
(4) ごみの総搬入量の種類別内訳	146
(5) 1日当たりのごみ排出量の推移	147
(6) 市町村における容器包装廃棄物の分別収集等の状況	147
(7) し尿処理の状況	147
(8) 水洗化人口	148
(9) し尿の総排出量の内訳・処理の状況	148

(10) 登録廃棄物再生事業者数	148
(11) 産業廃棄物処理業の申請及び許可件数	148
(12) 産業廃棄物処理業の許可等の内訳	149
(13) 産業廃棄物中間処理施設数	149
(14) 産業廃棄物最終処分場数	149
(15) 監視・指導対象の内容	150
(16) 指導の対象となった廃棄物の種類	150
(17) 不法投棄発生場所	150

## 9 調査研究関係 151

(1) 温暖化対策関係	151
(2) 大気環境関係	151
(3) 自然環境関係	152
(4) 資源循環・廃棄物関係	153
(5) 化学物質関係	153
(6) 水環境関係	154
(7) 土壌・地下水・地盤関係	154
(8) 環境放射能関係	154

## 10 埼玉県環境マネジメントシステムの取組 155

(1) 環境マネジメントシステムによる環境配慮の推進	155
(2) 環境配慮取組の3つの方向性	155
(3) 平成27年度の取組状況	155
(4) 環境配慮方針に基づく公共事業の実施結果について	157
(5) エコオフィス活動の実施結果について	162

## 11 埼玉県環境基本計画関係 163

(1) 平成28年度環境の保全と創造に資する事業一覧	163
(2) 環境基本計画に掲げた施策指標の推移	175

## 印刷物等の作成状況 178

## 施設の設置状況 180

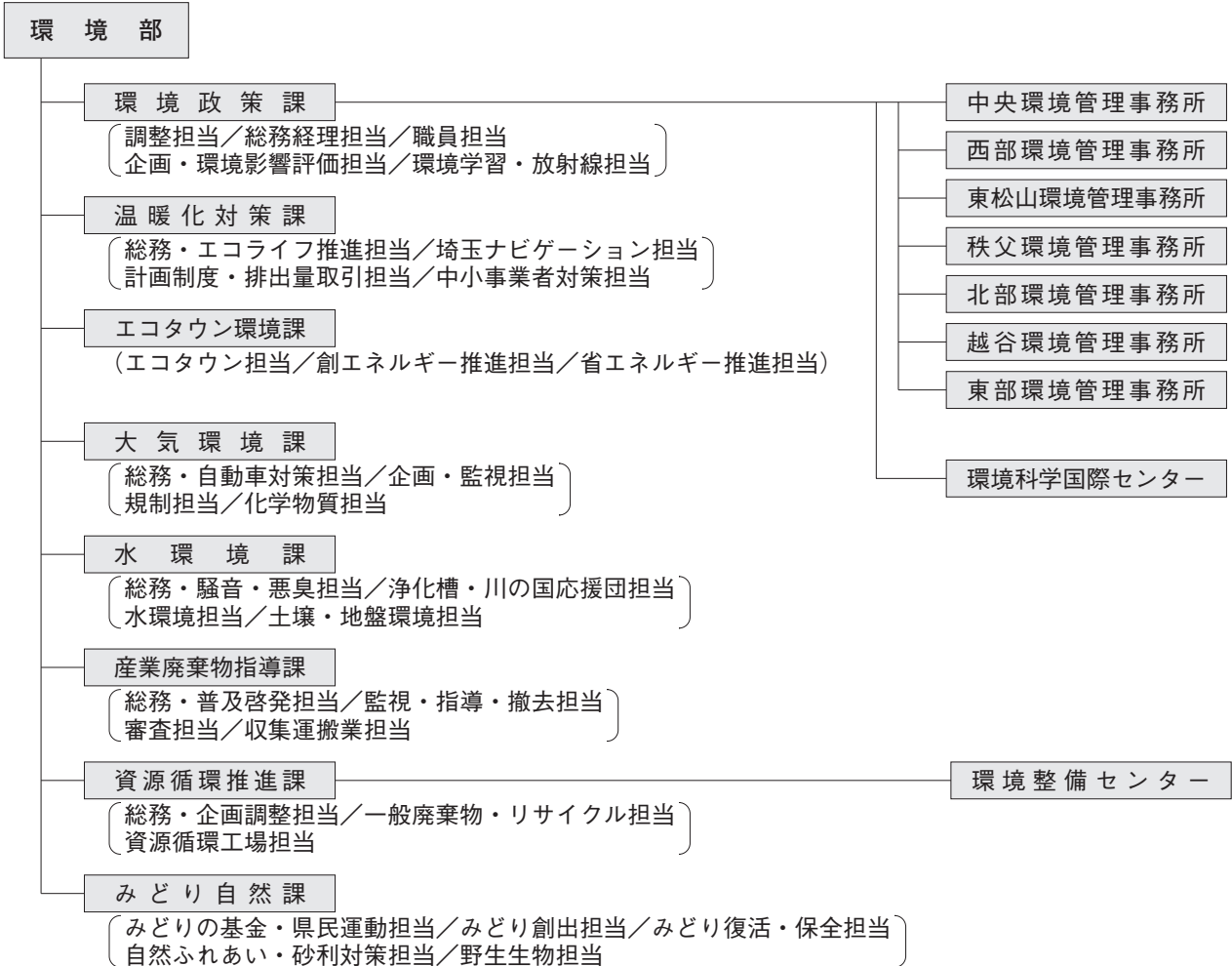
## 用語解説 183

## 埼玉環境年表 191

# 1 環境行政全般

## (1) 環境保全・創出の推進体制

### 1 環境部の組織 (H28.4.1)



## 2 附属機関 (審議会等)

### (ア) 環境審議会

環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第43条、自然環境保全法第51条及び執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置されています。

環境審議会委員 (任期: H28.8.1~H30.7.31)

(H28.9.1現在)

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
◎ 小川 芳樹	東洋大学経済学部長	永島 朗	埼玉県農業協同組合中央会常務理事
○ 小堀 洋美	東京都市大学特別教授	栗原 裕子	(一社)埼玉県商工会議所連合会女性会連合会会長
藤吉 秀昭	(一財)日本環境衛生センター副理事長	岩岡 宏保	埼玉県生活協同組合連合会代表理事会長理事
保倉 明子	東京電機大学教授	田島 隆	(一社)埼玉県猟友会会長
宮崎あかね	日本女子大学教授	小久保憲一	埼玉県議会議員
森川多津子	(一財)日本自動車研究所主任研究員	諸井 真英	埼玉県議会議員
安原 正也	立正大学教授	山本 正乃	埼玉県議会議員
松浦麻里沙	弁護士	河田 晃明	羽生市長
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長薬剤師	斎藤 和芳	一般公募
貴家 章子	(公財)埼玉県生態系保護協会教育委員長	中原 敏次	一般公募

◎ 会長 ○ 副会長



(イ) 公害審査会

公害審査会は、公害に係る民事上の紛争について、あっせん・調停・仲裁の手続きにより迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法第13条に基づき設置されています。

公害審査会委員 (任期: H27.12.22~H30.12.21)

(H28.9.1現在)

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
◎ 新井 賢治	弁護士	桑原 拓也	日本工業大学工学部助教
○ 東谷 良子	弁護士	田中 里美	東京電機大学工学部講師
	有谷 博文	長嶺 拓夫	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	大津 真弓	松本 泰尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	栗原千亜希	皆川 佳祐	埼玉工業大学工学部准教授

◎ 会長 ○ 会長代理

(ウ) 環境影響評価技術審議会委員

環境影響評価技術審議会は、環境影響評価に関する技術上の重要事項を調査審議するため、執行機関の附属機関に関する条例に基づき、昭和55年12月に設置されました。

環境影響評価技術審議会委員 (任期: H28.4.1~H30.3.31)

(H28.9.1現在)

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名	
	秋田 典子	桑野 二郎	埼玉大学大学院教授	
	池本 久利	(一財)日本環境衛生センター課長代理	鈴木 美穂	埼玉大学大学院准教授
	石田 健	東京大学大学院准教授	高田まゆら	東京大学大学院准教授
	井上 智美	国立環境研究所主任研究員	田中 敦	国立環境研究所室長
	加藤 みか	(公財)東京都環境科学研究所研究員	畠瀬 頼子	(一財)自然環境研究センター上席研究員
	金子 直行	(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団調査部長	藤野 毅	埼玉大学大学院准教授
	金子 弥生	東京農工大学大学院准教授	松橋 啓介	国立環境研究所室長
	川合 真紀	埼玉大学大学院教授	村田 智吉	国立環境研究所主任研究員
○ 国松 直	産業技術総合研究所客員研究員	◎ 山本 貢平	(一財)小林理学研究所理事長	

◎ 会長 ○ 副会長

※ 環境管理事務所について

地域における環境保全対策は、地域の自然特性、環境の状況、社会経済の動向、地域住民の要求等に対応して総合的に講じる必要があります。埼玉県では、地域の環境問題を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。

大気・水質関係

(工場・事業場への立入検査)

大気汚染や水質汚濁を防止するため、工場や事業場に焼却炉などの施設を設置する場合、事前の届出により、審査しています。

設置した施設に、立入検査を行い、排出ガスや排出水の自主測定結果を確認しています。

また、定期的に排出ガスや排出水を県が測定し、排出基準を超えた場合には、勧告や改善命令などの措置を行っています。

(浄化槽関係)

住宅その他建築物に浄化槽を設置する場合、事前の届出により、審査しています。

また、浄化槽相談員を置き、浄化槽の適正な維持管理を指導しています。

(異常水質事故)

公共用水域において油の流出、魚類の浮上・へい死などが発生した場合、河川管理者などと連携して発生

源の特定や被害の拡散防止などを行っています。

(土壌・地下水関係)

工場又は事業場の施設を廃止した場合や大規模な土地改変を行う場合に、土地の所有者等に土壌汚染状況を確認させ、汚染されていた場合には、土壌や地下水の汚染の除去等の措置を指導しています。

また、地盤沈下を防止するため、地下水の採取に関する規制を行っています。

(化学物質関係)

化学物質による人や環境への影響を軽減させるため、化学物質管理促進法や県生活環境保全条例に基づき、事業者から排出量や移動量、取扱量について届出を受けています。また化学物質を適正管理するための手順書や環境負荷低減主任者の届出等を受理するほか、県条例に基づき事業所への立入検査を実施しています。

自動車対策関係

ディーゼル車の運行規制等による排出ガス対策、低燃費車の導入やエコドライブ等によるCO<sub>2</sub>削減対策を推進するため、運行車両の検査や事業場の立入検査を行うほか、事業者が提出する自動車使用管理計画、自動車地球温暖化対策計画の受理等を行っています。

廃棄物・残土関係

一般廃棄物については、市町村等の一般廃棄物処理施設などに立入検査を行っています。また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理施設や家屋解体現場、PCB廃棄物保管事業所に対して重点的に立入検査を実施しています。さらに、悪質な不法投棄、不適正な処理が後を絶たないため、監視パトロールを強化しています。また、無秩序な土砂の堆積防止を目的として土砂の排出及び堆積の規制業務を行っています。

温暖化対策関係

家電製品等の省エネルギー情報提供の義務付け等による地球温暖化対策を推進するため、店舗への立入検査を行うほか、事業者が提出する省エネルギー性能説明推進者の届出の受理などを行っています。

自然保護関係

狩猟免許試験と免許の更新、県内狩猟者の登録、傷病野生鳥獣の保護、緑化の推進などの事務を行っています。県内には秩父多摩甲斐国立公園及び10か所の県立自然公園を指定しており、中央、西部、東松山、秩父、北部の各環境管理事務所において建築物の新築等の許可、届出の受理、歩道等の施設の設置・修繕等を行っています。

砂利関係

西部、東松山、秩父、北部、東部の各環境管理事務所管内で砂利、岩石、土の採取が行われており、事業者の登録、採取計画の認可のための指導等を行っています。また、随時、各事業所等への立入検査を実施して、岩石等の崩落などによる災害の未然防止や無認可、不法採取の監視に努めています。

3 環境保全に関する主な条例、計画等の概要

環境保全に関する主な条例

- ◆埼玉県環境基本条例  
本県における環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向と枠組みを示すものとして、平成7年4月から施行されました。環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築等を基本理念に、行政、事業者、県民の責務などについて定めています。
- ◆埼玉県生活環境保全条例  
大気汚染や水質汚濁など工場等を排出源とする産業型公害の規制措置のほか、自動車交通公害などの都市・生活型公害対策や増大する廃棄物の処理対策、化学物質の適正管理対策に関する必要な事項を定めています。平成13年7月に従来の公害防止条例（昭和37年6月制定）を全部改正し、平成14年4月から施行されました。
- ◆埼玉県環境影響評価条例  
環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめその事業の実施による影響について調査・予測を行い、環境保全のための措置を検討する手続を定めています。平成7年12月から施行されました。
- ◆埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱  
事業の計画案段階で、環境面の影響を社会経済面の推計と連携させながら調査・予測することによって環境保全のあり方を検討する制度として、平成14年4月から施行されました。
- ◆埼玉県地球温暖化対策推進条例  
県、事業者、県民、環境保全活動団体等の責務を規定し、県民総ぐるみでの取組により、地球温暖化対策

- を推進するための幅広い対策を定めています。平成21年3月から施行されました。具体的な温室効果ガス削減のための制度を盛り込み「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」の実効性を高めています。
- ◆埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例  
土砂の排出、堆積等に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として平成15年2月に施行されました。土砂の排出や堆積を行うに際しての必要な手続を定めています。
- ◆埼玉県ごみの散乱防止に関する条例  
県土の環境美化を推進し、快適な生活環境の確保を図るために、ごみの散乱防止に関し必要な事項を定めています。平成13年4月から施行されました。
- ◆ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例  
緑の保全と創出を一層推進するため、市民団体等との協働による緑地の保全や、1,000㎡以上の敷地における建築行為に際して緑化計画書の届出を行うことを定めています。平成17年3月にふるさと埼玉の緑を守る条例（昭和54年3月制定）を一部改正し、平成17年10月から施行されました。
- ◆埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例  
希少な野生動植物を絶滅から守り、県民共通の財産として次代に継承するため、希少野生動植物の種の保護に必要な事項を定めています。平成12年12月から全部施行されました。

環境保全に関する主な計画

- **埼玉県環境基本計画**  
「環境基本条例」の基本理念の実現を図るための総合的な計画で、4つの長期的な目標と18の施策展開の方向を示すとともに、重要取組施策については、具体的な目標を設定しています。
- **埼玉地域公害防止計画**  
現に公害が著しいか、又は、人口及び産業の急速な集中により公害が著しくなるおそれがある地域を対象として、総合的な公害防止策を講じ、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全しようとするものです。  
(昭和47年度以降9回策定)
- **埼玉県環境配慮方針**  
「環境基本計画」に基づき、県が実施する公共事業や事務事業(オフィスづくり)において、環境へ配慮すべき事項を定めました。オフィスづくり部門では、平成27年度から「第2期ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン」に基づき、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。公共事業については、平成14年3月に改訂しました。
- **ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050**  
(埼玉県地球温暖化対策実行計画)  
地球温暖化対策の視点から2050年の本県のあるべき姿を描き、その達成に向けた中期目標とその実現のための施策を示しています。平成27年3月に見直しを行い、2020年における埼玉県の温室効果ガス(需要側)を2005年比21%削減する目標を定めています。
- **埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画**  
「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質

- の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)の規定に基づき平成25年5月に策定しました。
- **化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画**  
国が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」を受けて、東京湾に流入する汚濁負荷量の総量を削減する目的で、第7次総量削減計画を平成24年2月に策定しました。
- **埼玉県廃棄物処理基本計画**  
県内で発生する廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を推進し、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化や新たな課題への対応を図るための具体的な施策を取りまとめたものです。第8次計画を平成28年3月に策定しました。
- **彩の国豊かな自然環境づくり計画**  
本県の自然環境を保全・創造するための基本的な考え方を示したもので、「自然ネットワークの形成」「生物多様性の確保」「自然と人とのふれあいの推進」の3つの方針を示しています。平成11年3月に策定しました。
- **埼玉県広域緑地計画**  
緑の将来像を「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」とし、ふるさと埼玉を象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことにより、緑豊かな埼玉を形成していくために、平成18年3月に策定し、平成24年7月に改訂しました。

(2) 市町村の環境基本計画策定状況及び環境保全に係る条例の制定状況

(平成28年9月1日現在)

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定期期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
さいたま市	さいたま市環境基本条例 さいたま市環境基本計画	H13.5.1	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	H13.5.1	さいたま市みどりの条例	H13.5.1
		H16.1	さいたま市空き地の環境保全に関する条例	H13.5.1		
		H23.3改訂	さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例	H14.12.26		
			さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例	H14.12.26		
			さいたま市環境影響評価条例	H15.3.14		
			さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	H19.3.15		
			さいたま市生活環境の保全に関する条例	H20.10.17		
川越市	川越市良好な環境の保全に関する基本条例 川越市環境基本計画 第二次川越市環境基本計画 第三次川越市環境基本計画 ※川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)と合冊	H18.9.25	川越市あき地の環境保全に関する条例	S44.11.1	川越市緑の基金条例 川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例	H2.3.26 H21.3.25
		H10.3	川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	H7.6.27		
		H19.3	川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例	H11.4.1		
		H28.3	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例	H14.12.24		
			川越市路上喫煙の防止に関する条例	H18.12.22		
			川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例	H19.3.20		
			川越市地球温暖化対策条例	H19.12.19		
			川越市空き家等の適正管理に関する条例	H25.4.1		
			川越市廃棄物処理施設専門委員会条例	H26.6.25		
		熊谷市	熊谷市環境基本条例 熊谷市環境基本計画	H17.10.1		
H20.3	熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例			H17.10.1		
H26.3改訂	熊谷市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例			H17.10.1		
	熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例			H17.10.1		
	熊谷市あき地の環境保全に関する条例			H17.10.1		
	熊谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例			H17.10.1		



市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定期期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
熊谷市			熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱に関する条例 熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 熊谷市ペット霊園の設置許可等に関する条例	H18.6.27 H19.3.23 H22.9.30		
川口市	川口市環境基本条例 川口市環境基本計画 改訂川口市環境基本計画 第2次川口市環境基本計画	H10.9.28 H13.3 H20.3 H23.3	川口市あき地の環境保全に関する条例 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例 川口市路上喫煙の防止等に関する条例 川口市地球温暖化対策基金条例 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例	S43.12.26 H7.3.16 H10.9.28  H11.9.30 H17.3.25 H22.3.9 H22.3.24	川口市環境みどり基金条例 川口市緑のまちづくり推進条例	S60.3.6 H11.12.21
行田市	行田市環境基本条例 行田市環境基本計画 第2次行田市環境基本計画	H14.3.29 H16.3 H21.3改定 H26.3	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 行田市あき地の環境保全に関する条例 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 行田市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 行田市路上喫煙及びボイ捨ての防止に関する条例	S47.3.30 S47.9.27 H14.9.30 H20.7.1 H21.3.31		
秩父市	秩父市環境基本条例 ちちぶ環境基本計画 ちちぶ定住自立圏で策定 (秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町)	H18.3.24 H24.12	秩父市環境保全条例 秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 秩父市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例	H17.4.1 H17.4.1 H18.3.24 H18.9.26		
所沢市	所沢市環境基本条例 所沢市環境基本計画 第2期所沢市環境基本計画	H9.4.1 H11.3 H23.3 H27.3改定	所沢市あき地の雑草除去に関する条例 所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例 所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例 所沢市土砂等のたい積の規制に関する条例 所沢市歩きタバコ等の防止に関する条例 所沢市空き家等の適正管理に関する条例 所沢市マチごとエコタウン推進基金条例	S44.10.1 S59.12.25  H7.12.28 H9.4.1  H11.3.26 H11.12.28  H13.3.29 H15.7.1 H18.3.27 H22.7.5 H26.9.30	所沢市緑の基金条例 ふるさと所沢のみどりを 守り育てる条例	S61.6.21 H23.9.30
飯能市	飯能市環境基本条例 飯能市環境基本計画 第2次飯能市環境基本計画	H20.6.26 H15.3 H20.8改定 H25.3	飯能市環境保全条例 飯能市自転車等放置防止条例 飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8.3.29 H8.3.29 H14.9.30		
加須市	加須市環境基本条例 加須市環境基本計画	H22.3.23 H24.3 H28.3改訂	加須市環境保全条例 加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 加須市ペット霊園等の設置等に関する条例 加須市墓地、埋葬等に関する法律施行条例	H22.3.23 H22.3.23 H22.3.23 H22.3.23	加須市水と緑と文化のま ちづくり基金条例	H27.3.16
本庄市	本庄市環境基本条例 本庄市環境基本計画	H18.1.10 H20.3	本庄市環境保全条例 本庄市土砂の堆積の規制に関する条例 本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する条例 本庄市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 本庄市自転車等放置防止条例 本庄市再生資源保管・積替場所設置及び管理に関する条例 本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例 本庄市ペット霊園の設置等の適正化に関する条例 本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例 本庄市空き家等の適正管理に関する条例	H18.1.10 H18.1.10 H18.1.10 H18.1.10 H18.1.10 H19.12.28 H21.3.27 H22.3.31 H25.7.1		
東松山市	東松山市美しく住みよい環 境づくり基本条例 東松山市環境基本計画	H8.12.18 H11.3.31 H23.4.1改定	東松山市空き地の環境保全に関する条例 東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制 に関する条例 東松山のまちをみんなで美しくする条例	S48.3.24 S52.4.1 H15.6.30  H24.12.20		
春日部市	春日部市環境基本条例 春日部市環境基本計画	H19.3.20 H20.3 H25.3見直し	春日部市あき地の環境保全に関する条例 春日部市土砂等のたい積の規制に関する条例 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 春日部市路上喫煙の防止に関する条例 春日部市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等 手続条例	H17.10.1 H17.10.1 H17.10.1 H22.12.17 H25.3.14 H25.3.14	春日部市緑の保全と緑化 の推進に関する条例	H17.10.1
狭山市	狭山市環境基本条例 狭山市環境基本計画	H9.9.30 H10.3 H15.3改定	狭山市あき地の環境保全に関する条例 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例	S44.12.27 H7.12.26 H10.12.28	狭山市緑化推進及び緑地 保全に関する条例	S47.9.29

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
狭山市	第2次狭山市環境基本計画	H24.3	狭山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 狭山市ポイ捨ての防止に関する条例 狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例 狭山市廃棄物焼却炉の設置等の手続きに関する条例 狭山市歩きタバコ等の防止に関する条例 狭山市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	H11.3.19 H11.7.1 H14.3.28 H15.3.24 H16.6.22 H19.9.27 H25.3.25		
羽生市	羽生市環境基本条例 羽生市環境基本計画 第2期羽生市環境基本計画	H13.3.30 H15.3 H23.3	羽生市空き地等の環境保全に関する条例 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 羽生市空き缶等の散乱防止に関する条例 羽生市飼い犬ふん害等防止条例 羽生市自転車等の放置防止に関する条例 羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 羽生市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 羽生市墓地等の経営の許可等に関する条例 羽生市ペット霊園の設置の基準等に関する条例	S56.10.1 H5.6.25 H7.3.30 H7.3.30 H7.3.30 H14.3.29 H14.12.20 H21.3.31 H21.3.31		
鴻巣市	鴻巣市環境基本条例 鴻巣市環境基本計画	H12.6.30 H15.3 H25.3改定	鴻巣市空き地の環境保全に関する条例 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鴻巣市墓地等の経営の許可等に関する条例 鴻巣市ペット霊園の設置等に関する条例 鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	S45.4.20 S47.4.3 H18.3.30 H18.3.30 H19.10.1	鴻巣市緑化推進条例	S53.3.30
深谷市	深谷市環境基本条例 深谷市環境基本計画	H18.1.1 H20.3	深谷市ダイオキシン類の排出を抑制する条例 深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 深谷市くらしの環境美化条例 深谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例 深谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 深谷市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	H18.1.1 H18.1.1 H18.1.1 H18.1.1 H19.3.30 H22.3.29 H23.12.19		
上尾市	上尾市環境基本条例 上尾市環境基本計画 第二次上尾市環境基本計画 第2次上尾市環境基本計画 (改訂版)	H9.9.30 H10.3 H22.3 H28.3	上尾市公害対策審議会条例(～平成6年8月1日) 上尾市空き地の環境保全に関する条例 上尾市自転車駐車場条例 上尾市自転車放置防止条例 上尾市環境審議会条例 上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例 上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例 上尾市斎場条例 上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例 上尾市ペット霊園の設置等に関する条例 上尾市路上喫煙の防止に関する条例 上尾市一般廃棄物処理施設建設基金条例 上尾市人と動物との調和のとれた共生に関する条例 上尾市空家等対策協議会条例	S50 S52.12.26 S58.7.1 S58.12.26 H6.6.23 H7.9.29 H11.3.30 H14.12.27 H15.9.26 H16.9.27 H17.12.28 H22.3.25 H22.3.25 H22.6.30 H27.9.28	上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例 上尾市みどりの基金条例 上尾市自然学習館条例	S48.12.25 H2.3.29 H11.9.30
草加市	草加市環境基本条例 草加市環境基本計画 第二次草加市環境基本計画	H12.3.28 H12.3 H17.3改定 H22.3改定 H28.3	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 草加市自転車の放置防止に関する条例 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例 草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 草加市土砂等の堆積の規制に関する条例 草加市路上喫煙の防止に関する条例 草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例	S47.9.30 S63.9.21 H16.9.17 H18.3.24 H25.3.18 H25.3.18 H28.9.21	草加市みどりの条例	S62.3.24
越谷市	越谷市環境条例 越谷市環境管理計画	H12.3.31 S58.3 H23.12改定	空地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例 越谷市浄化槽の維持管理に関する条例 越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 越谷市まちをきれいにする条例 越谷市墓地、埋設等に関する法律施行条例 越谷市路上喫煙の防止に関する条例 越谷市浄化槽保守点検業者登録条例 越谷市空き家等の適正管理に関する条例 越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例 越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続きに関する条例	S44.3.31 S51.3.30 H5.3.24 H12.3.31 H14.3.29 H19.12.25 H26.12.22 H26.12.22 H26.12.22 H26.12.22	越谷市みどりの推進に関する条例	S48.7.1
蕨市	蕨市環境基本条例 蕨市環境基本計画	H13.3.30 H15.3 H25.3改定	蕨市さわやか環境条例 蕨市路上喫煙の防止等に関する条例	H10.6.23 H19.3.26		
戸田市	戸田市環境基本条例	H12.3.28	戸田市空き地の環境保全に関する条例	S49.12.19	戸田市緑化推進条例	S49.7.1



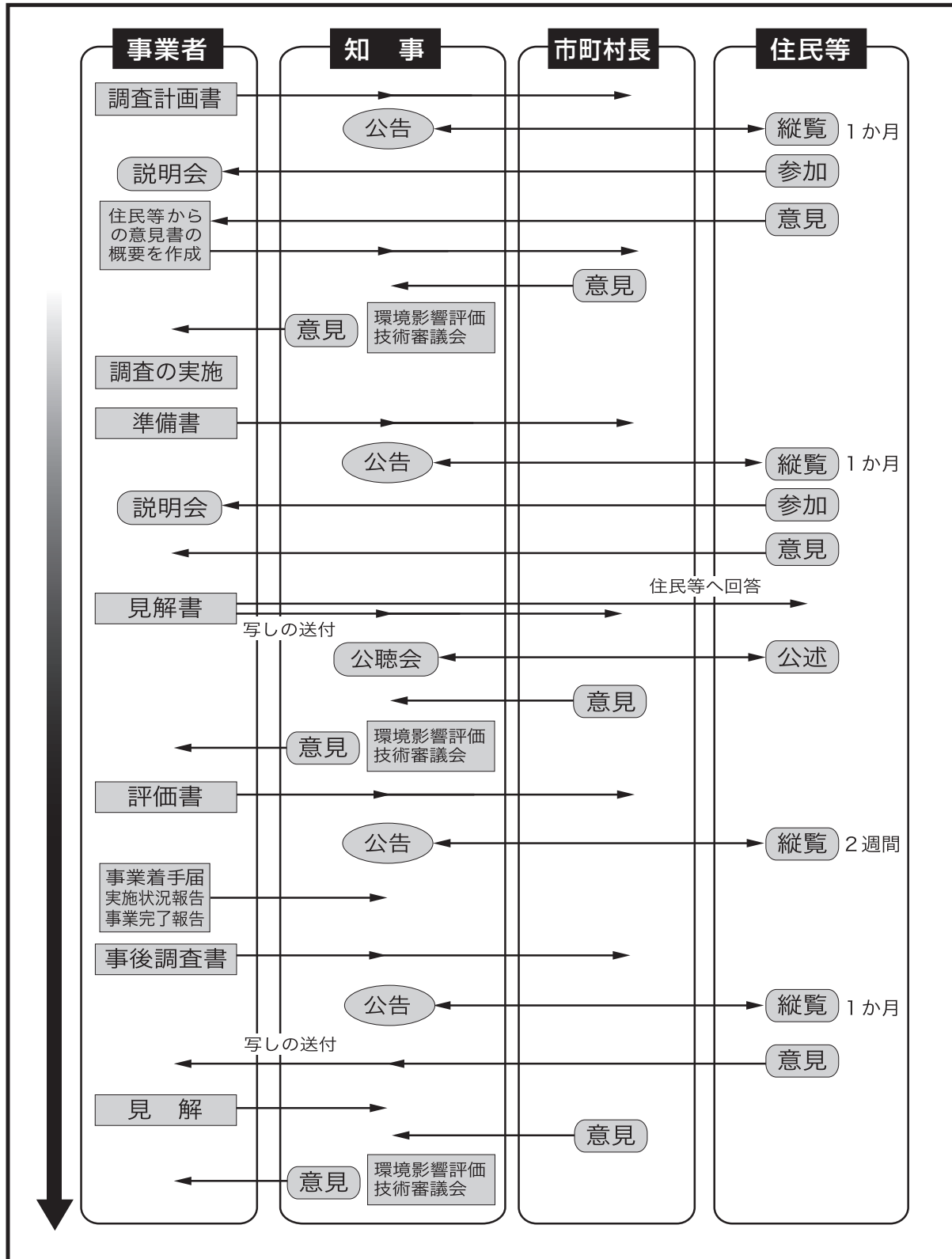
市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
戸田市	戸田市環境基本計画	H14.3 H25.3改訂	戸田市自転車放置防止条例 戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例 戸田市地球温暖化対策条例 戸田市墓地等の経営の許可等に関する条例 戸田市宅地開発事業等指導条例	S60.9.27 H12.3.28 H19.12.17 H21.12.21 H23.9.1 H28.6.30		
入間市	入間市環境基本条例 入間市環境基本計画 第二次入間市環境基本計画	H10.9.30 H12.3.21 H21.3 H27.11改訂	入間市空地の環境保全に関する条例 入間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例 入間市産業廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例	S45.3.28 H14.6.28 H16.6.29	入間市樹林等の保護及び緑化推進に関する条例 入間市緑の基金条例	S60.12.25 H1.6.30
朝霞市	朝霞市住み良い環境づくり基本条例 朝霞市環境基本計画 第2次朝霞市環境基本計画	H8.9.30 H14.3 H24.3	朝霞市あき地の環境保全に関する条例 朝霞市自転車等放置防止条例 朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例 朝霞市路上喫煙の防止に関する条例 朝霞市墓地等の経営の許可等に関する条例 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例 朝霞市景観条例	S44.12.25 S62.1.7 H10.12.24 H12.3.21 H18.3.28 H21.3.30 H25.6.26 H27.3.27	朝霞市緑化推進条例 朝霞市みどりのまちづくり基金条例	S64.1.6 H14.3.22
志木市	志木市環境基本条例 志木市環境基本計画 第二期志木市環境基本計画	H15.12.24 H11.3 H21.3	志木市あき地の環境保全に関する条例 志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例 志木市ポイ捨て防止に関する条例 志木市路上喫煙防止条例 志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	S45.9.21 H11.3.3 H11.12.22 H18.3.24 H23.3.22	志木市みどりの条例 志木市自然再生条例	S51.3.23 H13.10.1
和光市	和光市環境基本条例 和光市環境基本計画 和光市環境基本計画(改訂版) 第二次和光市環境基本計画 第二次和光市環境基本計画(改訂版)	H15.3.25 H15.5 H20.3 H23.3 H28.3	和光市あき地の環境保全に関する条例 和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 和光市路上喫煙の防止に関する条例 和光市墓地等の経営の許可等に関する条例 和光市土砂等のたい積の規制に関する条例 和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例	S48.6.30 H10.12.24 H13.12.27 H18.3.20 H18.3.20 H18.6.15 H24.12.20	和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例	S49.3.25
新座市	新座市環境基本条例 新座市環境基本計画 新座市環境基本計画(見直し) 第2次新座市環境基本計画	H9.12.25 H12.3.31 H19.11.30 H23.3.31	新座市あき地の環境保全に関する条例 新座市ラブホテルの建築規則に関する条例 新座市飼い犬ふん害等防止条例 新座市ダイオキシン類規制条例 新座市ポイ捨ての防止に関する条例 新座市土砂等のたい積の規制に関する条例 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新座市路上喫煙の防止に関する条例 新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	S46.12.23 S61.3.31 H8.3.29 H11.3.29 H13.3.30 H15.3.31 H15.9.30 H15.9.30 H18.3.28 H24.6.22	新座市みどりのまちづくり条例	H3.3.29
桶川市	桶川市環境基本計画	H12.3 H24.3改定	桶川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 桶川市あき地の環境保全に関する条例 桶川市自転車放置防止条例 桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例 桶川市墓地等の経営の許可等に関する条例 桶川市ペット霊園の設置等に関する条例 桶川市路上喫煙の防止に関する条例 桶川市環境美化に関する条例	S47.6.22 S47.9.26 S60.12.27 H16.6.18 H19.3.29 H19.3.29 H19.12.27 H25.12.27	桶川市みどりの保全及び推進に関する条例 桶川市みどりの基金条例	H4.3.31 H6.3.29
久喜市	久喜市環境基本条例 久喜市環境基本計画	H25.1 H25.3	久喜市空き地の環境保全に関する条例 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 久喜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 久喜市路上喫煙の防止に関する条例	H22.3.23 H22.3.23 H22.3.23 H22.3.23 H23.10.5	久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例 久喜市自然環境の保全に関する条例	H22.3.23 H22.3.23
北本市	北本市環境基本条例 北本市環境基本計画 北本市環境基本計画(改訂版)	H10.6.26 H12.3 H20.3	北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 北本市空き地環境保全に関する条例 北本市土砂等のたい積の規制に関する条例 北本市墓地等の経営の許可等に関する条例 北本市ペット霊園の設置等に関する条例	S47.6.23 S49.6.20 H17.6.30 H18.3.31 H18.3.31		
八潮市	八潮市環境基本条例 八潮市環境基本計画 第2次八潮市環境基本計画	H19.12.19 H21.4.1 H28.4	あき地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例 八潮市公害防止条例 八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 八潮市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 八潮市ペット霊園の設置等に関する条例 八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例 八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例 八潮市屋外広告物条例 八潮市路上喫煙防止条例	S45.3.14 S49.12.24 H5.6.17 H7.3.24 H14.9.25 H16.9.28 H16.12.24 H18.3.22 H19.3.23 H21.8.12	八潮市緑の基金条例	H21.3.23

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
八潮市			八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例 八潮市まちの景観と空き家等の対策に関する条例	H23.6.21 H28.6.20		
富士見市	富士見市環境基本条例 富士見市環境基本計画 富士見市環境基本計画(改訂版) 第2次富士見市環境基本計画	H13.12.15 H15.3 H20.3.31 H25.3.31	富士見市あき地等環境保全条例 富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例 富士見市をきれいにする条例	S49.12.26 H18.3.27 H19.6.25	みどりの保護及び緑化の 推進に関する条例 富士見市緑地保全基金条例	S56.10.8 H13.3.14
三郷市	三郷市環境基本条例 三郷市環境基本計画 三郷市環境基本計画後期計 画	H13.6.15 H18.3 H25.3	三郷市公害防止条例 三郷市自転車等の放置の防止に関する条例 三郷市ラブホテルの建築規則に関する条例 三郷市空き缶等の散乱防止に関する条例 三郷市墓地等の経営の許可に関する条例 三郷市土砂のたい積の規制に関する条例 三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防 止に関する条例 三郷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例 三郷市あき地の雑草等の除去に関する条例	S50.6.18 S58.6.16 S60.12.16 H9.3.21 H17.3.29 H17.6.16 H21.3.23 H23.9.21 H26.3.24	三郷しみどりの条例 三郷しみどりの基金条例	S63.3.16 H4.3.21
蓮田市	蓮田市環境基本条例 蓮田市環境基本計画	H13.3.27 H15.3	蓮田市空閑地の環境保全に関する条例 蓮田市環境保全条例 蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 蓮田市路上喫煙の防止に関する条例	S46.2.15 H14.9.30 H17.3.29 H26.3.24		
坂戸市	坂戸市環境基本条例 坂戸市環境基本計画 坂戸市環境基本計画(中 間 H20.2年次改訂版) 第2次坂戸市環境基本計画	H14.3.27 H15.12 H20.2 H25.3	坂戸市自転車放置防止条例 坂戸市環境保全条例 坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例 坂戸市空き家等の適正管理に関する条例	H3.3.25 H9.12.18 H13.3.30 H19.3.27 H25.6.19		
幸手市	幸手市環境基本条例 幸手市環境基本計画	H17.12.27 H16.12	幸手市あき地の環境保全に関する条例 幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例 幸手市自転車等の放置防止に関する条例 幸手市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び 調整に関する条例 幸手市墓地等の経営の許可等に関する条例 幸手市空き家等の適正管理に関する条例	S51.10.13 H16.3.22 H21.3.19 H21.12.18 H22.3.23 H26.6.20		
鶴ヶ島市	美しく住みよい鶴ヶ島市の 環境づくりの基本を定める 条例 鶴ヶ島市環境基本計画 第2期鶴ヶ島市環境基本計 画	H11.12.22 H15.1 H25.3	鶴ヶ島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鶴ヶ島市自転車放置防止条例 鶴ヶ島市の環境を保全する条例 鶴ヶ島市墓地等の経営の許可等に関する条例 鶴ヶ島市ペット霊園の設置許可等に関する条例 鶴ヶ島市空き家の適正な管理に関する条例	S50.3.22 H4.12.21 H11.12.22 H17.3.28 H24.9.25 H26.10.3	鶴ヶ島市水土里の基金条 例	H21.3.26
日高市	日高市環境基本条例 日高市環境基本計画 日高市環境基本計画(後期)	H22.3.26 H23.3 H28.3	日高市あき地の環境保全に関する条例 日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 日高市環境保全条例 日高市自転車放置防止条例 日高市ペット霊園の設置等に関する条例 日高市墓地等の経営等に関する条例 日高市空き家等の適正管理に関する条例	S48.3.27 S48.10.25 H9.9.30 H10.3.25 H14.3.22 H20.3.26 H25.10.1	日高市緑の基金条例	H4.3.19
吉川市	吉川市廃棄物の処理及び再生 利用に関する条例施行規則 吉川市環境保全指針 墓地、埋葬等に関する法律施 行条例 吉川市ペット霊園の設置及び 管理の基準に関する条例 吉川市空家対策協議会条例	H5.3.31 H10.3.23 H12.3.22 H21.12.14 H27.9.28	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則 吉川市環境保全条例 墓地、埋葬等に関する法律施行条例 吉川市ペット霊園の設置及び管理の基準に関する条例 吉川市空家対策協議会条例	H5.3.31 H10.3.23 H12.3.22 H21.12.14 H27.9.28	吉川しみどりの条例	H4.3.24
ふじみ野市	ふじみ野市環境基本条例 ふじみ野市環境基本計画行 動計画 ふじみ野市環境基本計画後 期行動計画	H19.3.22 H20.3 H25.3	ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例 ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例 ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例 ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H17.10.1 H20.12.19 H22.6.22 H22.12.17 H23.3.23	ふじみ野しみどりの条例 ふじみ野市緑の基金条例	H17.10.1 H22.3.23
白岡市	白岡市環境基本条例 白岡市環境基本計画	H22.9.29 H23.3 H28.3改訂	白岡市空き地等の環境保全に関する条例 白岡市自転車等放置防止条例 白岡市墓地、埋葬等に関する条例 白岡市ペット霊園の設置等に関する条例 白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	S47.3.25 S62.10.1 H13.3.16 H17.12.22 H28.3.28		
伊奈町	伊奈町環境基本条例 伊奈町環境基本計画 第2次伊奈町環境基本計画	H12.12.27 H15.3 H27.3	伊奈町あき地の環境保全に関する条例	S47.1.10	伊奈町緑の保全及び緑化 の推進に関する条例	H11.3.31
三芳町	三芳町環境基本計画	H15.3	三芳町環境衛生対策審議会条例 三芳町ダイオキシン類等排出抑制に関する条例 三芳町墓地等の経営の許可等に関する条例	H3.3.12 H11.3.18 H20.3.12	三芳町みどりの保護育成 及び活用に関する条例	H2.3.20

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
三 芳 町			三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例 三芳町をきれいにする条例	H24.9.27 H28.7.1		
毛 呂 山 町			毛呂山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 毛呂山町環境保全条例 毛呂山町墓地等の経営の許可等に関する条例 毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例 毛呂山町空家等の適切な管理に関する条例 毛呂山町電気自動車用充電設備の設置に関する条例	S50.10.1 H8.4.2 H14.3.27 H19.12.12 H25.12.19 H25.12.19	毛呂山町環境保全条例 毛呂山町緑の基金条例	H8.4.2 H22.3.24
越 生 町			越生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 越生町環境保全条例 越生町土砂のたい積の規制に関する条例 越生町墓地等の経営の許可等に関する条例	S50.12.19 H16.6.10 H16.6.10 H18.12.12		
滑 川 町			滑川町公災害防止条例 滑川町の環境をよくする条例 滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例	S44.9.30 H15.3.7 H16.9.10		
嵐 山 町	嵐山町環境基本条例 嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画	H23.6.10 H26.3	嵐山町環境保全条例 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例	H7.3.17 H18.3.9 H23.6.10	嵐山町の緑を豊かにする条例 嵐山町里地里山づくり条例	H2.6.25 H19.3.5
小 川 町	小川町環境基本計画	H14.10	小川町環境保全条例	H16.12.17		
川 島 町	川島町環境基本計画 川島町一般廃棄物処理基本計画	H27.3 H27.3	川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 川島町廃棄物処理施設設置及び管理条例 川島町地区計画区域内における建築物の規制に関する条例 川島町産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例 川島町ペット霊園の設置等に関する条例 川島町環境保全条例	S54.10.1 H10.3.23 H12.9.26 H18.3.22 H21.3.24 H25.3.29	川島町環境保全条例	H25.3.29
吉 見 町	吉見町環境基本条例 吉見町環境基本計画	H23.4.1 H23.4.1	吉見町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 吉見町空き家等の適正管理に関する条例	H6.3.10 H26.3.11		
鳩 山 町			鳩山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 鳩山町環境保全条例 鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例	S50.3.22 H5.12.15 H15.12.18		
と ぎ が わ 町	とぎがわ町環境基本条例 とぎがわ町環境基本計画 とぎがわ町環境基本計画後期基本計画	H19.3.15 H20.3 H25.3改定	とぎがわ町環境保全条例	H18.2.1		
横 瀬 町	横瀬町環境基本条例	H22.12.10	横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例	H19.9.11	横瀬町みどりの基金条例	H20.12.11
皆 野 町	皆野町環境基本条例	H22.12.21	皆野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 皆野町墓地等の経営の許可等に関する条例 皆野町ペット霊園の設置等に関する条例	H3.12.17 H21.3.23 H21.9.18		
長 瀬 町	長瀬町環境基本条例	H22.12.20	長瀬町環境美化の促進に関する条例	S57.10.3		
小 鹿 野 町	小鹿野町環境保全条例	H17.10.1	小鹿野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 小鹿野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 小鹿野町浄化槽設置及び管理等に関する条例	H17.10.1 H17.10.1 H17.10.1		
東 秩 父 村			東秩父村埋土及び盛土等規制条例	H1.5.1		
美 里 町	美里町環境基本条例 美里町環境基本計画	H12.12.21 H14.8	美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 美里町土砂のたい積の規制に関する条例 美里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例 美里町墓地、埋葬等に関する条例 美里町環境保全条例 美里町ペット霊園の設置等の適正化に関する条例	H11.3.24 H16.3.24 H17.3.24 H18.12.18 H22.9.22 H22.12.15		
神 川 町	神川町環境基本条例 神川町環境基本計画	H18.1.1 H19.1.17 H23.4.1 H28.4.1	神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 神川町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する条例 神川町墓地、埋葬等に関する法律施行条例 神川町土砂のたい積の規制に関する条例	H18.1.1 H18.1.1 H18.1.1 H27.6.18		
上 里 町	上里町環境基本条例 上里町環境基本計画	H12.9.13 H15.3.31	上里町環境審議会条例 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 上里町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防条例 上里町墓地、埋葬等に関する法律施行条例 上里町空き家等適正管理条例 上里町自転車等放置防止条例	S46.7.23 H11.12.10 H15.1.22 H19.3.9 H24.3.15 H24.3.15		
寄 居 町	寄居町環境基本条例 寄居町環境基本計画	H14.12.24 H17.3	寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例 寄居町廃棄物処理施設の適正化に関する条例	H10.6.26 H14.12.24		
宮 代 町	宮代町環境基本計画	H13.3	宮代町あき地環境保全条例 宮代町土砂のたい積の規制に関する条例 宮代町きれいなまちづくり条例 宮代町自転車等の放置の防止に関する条例	S62.3.18 H15.3.27 H18.6.12 H19.3.19		
杉 戸 町	杉戸町環境基本条例 杉戸町環境基本計画	H15.3.28 H15.3	杉戸町あき地の環境保全に関する条例 杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 杉戸町自転車の放置防止に関する条例 杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	S46.12.20 S50.10.1 S62.3.19 H13.12.21		

市町村名	環境保全の基本的姿勢や方向を示すもの		公害防止・生活環境保全に係るもの		自然環境の保全に係るもの	
	(上段) 条例名称 (下段) 計画名称	制定時期 策定時期	条例名称	制定時期	条例名称	制定時期
杉戸町			杉戸町墓地、埋葬等に関する条例	H14.3.29		
松伏町			松伏町環境保全条例	H12.3.15		
			松伏町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	H5.3.10		
			墓地、埋葬等に関する法律施行条例	H15.3.17		

(3) 条例による環境影響評価手続フロー





## 2 大気関係

2

大気関係

(1) ばい煙発生施設設置状況

(H28.3.31現在)

大気汚染防止法 (ばい煙)					埼玉県生活環境保全条例 (指定ばい煙)				
項番号	施設の種類の	県	市	計	項番号	施設の種類の	県	市	計
1	ボイラー(小型ボイラーを除く)	1,245	946	2,191	1	焙焼炉及び焼結炉	35	2	37
	小型ボイラー	1,697	604	2,301					
2	ガス発生炉及び加熱炉	0	0	0	2	金属溶解炉 (精錬又は鑄造用)	25	4	29
3	焙焼炉及び焼結炉等	1	0	1					
5	金属溶解炉	142	57	199	3	焼成炉 (釉薬瓦製造用)	0	0	0
6	金属加熱炉	133	18	151					
7	石油加熱炉	4	0	4	4	溶解炉 (銅、鉛、亜鉛の精錬用)	0	0	0
9	セメント焼成炉	7	0	7					
9	窯業用溶融炉	7	0	7	5	溶解炉 (鉛の第二次精錬用等)	1	0	1
	その他の焼成炉	19	1	20					
10	反応炉及び直火炉	38	1	39	6	溶解炉 (アルミニウムの二次精錬用)	16	7	23
11	骨材乾燥炉	38	16	54					
11	その他の乾燥炉	105	13	118	7	廃棄物焼却炉	42	14	56
	製鋼用等の電気炉	3	1	4					
12	製鋼用等の電気炉	3	1	4	7	焼却能力 100kg/時以上	192	68	260
13	廃棄物焼却炉	164	67	231					
14	銅・亜鉛等精錬用溶解炉	2	3	5	7	焼却能力 100kg/時未満 30kg/時以上	734	332	1,066
19	塩化水素反応施設	2	0	2					
21	複合肥料等溶解炉	3	0	3	7	焼却能力 30kg/時未満	734	332	1,066
24	鉛精錬用溶解炉	7	0	7					
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	18	0	18	7	焼却能力 30kg/時未満	734	332	1,066
29	ガスタービン (常用)	12	13	25					
29	ガスタービン (非常用)	169	214	383	7	焼却能力 30kg/時未満	734	332	1,066
	ディーゼル機関 (常用)	86	31	117					
30	ディーゼル機関 (非常用)	633	596	1,229	7	焼却能力 30kg/時未満	734	332	1,066
	ガス機関 (常用)	77	69	146					
31	ガス機関 (非常用)	7	3	10	7	焼却能力 30kg/時未満	734	332	1,066
	施設数計	4,619	2,653	7,272					
(届出事業所数)		1,885	1,246	3,131	施設数計		1,045	427	1,472
					(届出事業所数)		976	409	1,385
規制対象施設数合計 8,744 (規制対象事業所数 4,017)									

(2) 粉じん発生施設設置状況

(H28.3.31現在)

大気汚染防止法 (一般粉じん)					埼玉県生活環境保全条例 (指定粉じん)				
項番号	施設の種類の	県	市	計	項番号	施設の種類の	県	市	計
1	コークス炉	0	0	0	1	堆積場	96	35	131
2	堆積場	213	80	293	2	ベルトコンベア、 バケットコンベア	1,233	384	1,617
					3	破碎機、摩砕機 (鉱物、岩石、セメント)	84	23	107
3	ベルトコンベア、 バケットコンベア	654	195	849	4	破碎機 (コンクリート)	44	21	65
					5	分級機	24	0	24
4	破碎機、摩砕機	152	22	174	6	ふるい	76	34	110
					7	クリンクーラー	5	2	7
5	ふるい	112	9	121	8	ホッパー、 バッチャープラント	221	85	306
					施設数計	1,131	306	1,437	施設数計
(届出事業所数)		203	94	297	(届出事業所数)		256	129	385
規制対象施設数合計 3,804 (規制対象事業所数 492)									
※ 特定粉じん発生施設はありません。									



(3) 指定炭化水素類発生施設設置状況 (H28.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例				
項番号	施設の種類の	県	市	計
1	貯蔵用 屋外タンク	5	0	5
2	給油用 地下タンク	1,487	735	2,222
3	出荷用ローディ ングアーム	5	0	5
4	ドライクリーニ ング用乾燥機	158	84	242
5	製造設備	1,511	664	2,175
6	使用施設 ※	99	90	189
施設合計		3,265	1,573	4,838
(届出事業所数)		778	332	1,110

※ 使用施設は事業所数を記載しています。

(4) 揮発性有機化合物排出施設設置状況 (H28.3.31現在)

大気汚染防止法				
項番号	施設の種類の	県	市	計
1	揮発性有機化合物を溶剤として 使用する化学製品の製造の用に 供する乾燥施設	3	0	3
2	吹付塗装施設	23	1	24
3	塗装の用に供する乾燥施設	38	0	38
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テー プ若しくは粘着シート、はく離紙 又は包装材料の製造に係る接着 の用に供する乾燥施設	73	11	84
5	接着の用に供する乾燥施設	34	6	40
6	オフセット輪転印刷の用に供す る乾燥施設	32	4	36
7	グラビア印刷の用に供する乾燥 施設	59	8	67
8	工業の用に供する揮発性有機化 合物による洗浄施設	3	0	3
9	ガソリン、原油、ナフサその他の 揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	0	0
施設合計		265	30	295
(届出事業所数計)		74	13	87

(5) 有害大気汚染物質規制対象事業所数

(H28.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例									
項番号	規制対象物質	県	市	計	項番号	施設の種類の	県	市	計
1	アクリロニトリル	4	5	9	10	トリクロロエチレン	29	13	42
2	エチレンオキシド	6	2	8	11	ニッケル化合物	48	15	63
3	六価クロム化合物	35	12	47	12	砒素及びその化合物	0	0	0
4	クロロエチレン	0	0	0	13	1・3-ブタジエン	0	0	0
5	クロロホルム	7	3	10	14	ベリリウム及びその化合物	0	0	0
6	1・2-ジクロロエタン	2	1	3	15	ベンゼン	45	3	48
7	ジクロロメタン	57	17	74	16	ホルムアルデヒド	25	13	38
8	水銀及びその化合物	0	0	0	17	マンガン及びその化合物	41	14	55
9	テトラクロロエチレン	13	7	20	合計		312	105	417

(6) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質排出基準

粒子状物質対策 自動車の種別 (車両総重量)	粒子状物質の量の許容限度		測定方法
	平成15年10月1日から	平成18年4月1日から	
1,700キログラム以下	0.08 g/km	0.052 g/km	10・15モード
1,700キログラム超 2,500キログラム以下	0.09 g/km	0.06 g/km	10・15モード
2,500キログラム超	0.25 g/kWh	0.18 g/kWh	ディーゼル自動車用 13モード

## (7) 県内の次世代自動車普及状況の推移

(単位：台)

車種	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
電気自動車	201	553	1,100	1,694	2,501
プラグインハイブリッド車	5	184	828	1,440	2,311
天然ガス自動車	53	46	38	30	19
メタノール自動車	1	1	1	1	1
ハイブリッド自動車	73,839	106,851	150,129	200,423	244,574
燃料電池自動車	—	2	2	4	7
合計	74,099	107,637	152,098	203,592	249,413

(貨物・特殊・軽自動車・自動二輪を除く／関東運輸局調べ)

## (8) 大気汚染に係る環境基準及びその評価方法

## ア 環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日
光化学オキシダント <sup>※1</sup> (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昭和48年5月8日
浮遊粒子状物質 <sup>※2</sup> (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	昭和48年5月8日
微小粒子状物質 <sup>※3</sup> (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	平成21年9月9日

※1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

※3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

イ 環境基準の評価方法（要約）

物質	評価方法	
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。（以下同じ）
二酸化窒素	長期的評価 (98%値評価)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目（1未満の端数は切り上げ。以下同じ）に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	長期的評価	長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。

（注）この環境白書では、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については長期的評価で記述している。

（9）環境基準達成状況（平成27年度）

物質	測定局区分	有効局数*	達成局数	非達成局数	達成率（%）
二酸化硫黄	一般環境大気測定局	28	28	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	3	3	0	100.0
二酸化窒素	一般環境大気測定局	53	53	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	27	27	0	100.0
一酸化炭素	一般環境大気測定局	5	5	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	9	9	0	100.0
光化学オキシダント	一般環境大気測定局	56	0	56	0.0
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局	55	55	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	27	27	0	100.0
微小粒子状物質	一般環境大気測定局	32	29	3	90.6
	自動車排出ガス測定局	11	8	3	72.7

\* 有効局とは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、年間の測定時間が6000時間以上の測定局のことをいう。

光化学オキシダントについては、昼間（5時から20時まで）の測定値が1時間以上の測定局をいう。微小粒子状物質については有効測定日数が250日以上測定局をいう。

（10）大気汚染常時監視局・測定結果一覧（平成27年度）

ア 一般環境大気測定局

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	昼間の1時間値の最高値	環境基準の達成状況	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況	
		(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(mg/m <sup>3</sup> )	※1	(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )	※1	
さいたま市役所	市役所	0.005	○	0.033	○	0.5	○	0.167	×	0.045	○	12.2	28.5	○	政
さいたま市根岸	根岸東児童公園							0.168	×	0.049	○				政
さいたま市大宮	大宮小学校	0.002	○	0.033	○			0.153	×	0.048	○	12.5	28.0	○	政
さいたま市宮原	宮原中学校			0.032	○			0.164	×	0.050	○	13.4	31.0	○	政
さいたま市春里	春里中学校			(0.026)				0.156	×	0.040	○				政
さいたま市指扇	指扇小学校	0.003	○	0.030	○	(0.6)		0.177	×	0.051	○				政
さいたま市片柳	片柳中学校			0.031	○			0.153	×	0.051	○	13.2	30.7	○	政
さいたま市岩槻	岩槻区役所			0.033	○			0.149	×	0.045	○				政
さいたま市城南	城南中学校	0.002	○	0.034	○			0.152	×	0.048	○	13.4	32.4	○	政
川越市川越	市所有地	0.004	○	0.031	○			0.168	×	0.036	○	14.1	31.9	○	政
川越市高階	歌声の杜公園	(0.002)		0.030	○			0.160	×	0.045	○	(12.0)	(29.5)		政
川越市霞ヶ関	伊勢原第5緑地			0.030	○			0.152	×	0.049	○	11.2	26.0	○	政
熊谷	市役所	0.002	○	0.024	○	0.4	○	0.141	×	0.043	○	13.0	29.6	○	県

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	昼間の1時間 の最高値	環境基準の 達成状況	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	年 平 均 値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	
		(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(mg/m)	※1	(μg/m)	(μg/m)	※1	
熊谷妻沼東	妻沼中央公民館			0.026	○			0.140	×	0.043	○				県
川口市横曽根	西中学校			0.038	○					0.051	○				政
川口市南平	領家第一公園	0.004	○	0.041	○			0.149	×	0.046	○	14.9	33.6	○	政
川口市新郷	新郷浄水場			0.038	○			0.154	×	0.051	○				政
川口市芝	樋ノ爪児童公園			0.036	○			0.165	×	0.050	○	15.4	39.2	×	政
行田	保健センター			0.024	○			0.164	×	0.047	○				県
秩父	農林振興センター	0.005	○	0.018	○			0.141	×	0.049	○	12.4	31.0	○	県
所沢市東所沢	市所有地	0.002	○	0.032	○			0.178	×	0.047	○	13.0	29.3	○	政
所沢市北野	市所有地	0.002	○	0.027	○			0.152	×	0.042	○	12.6	29.0	○	政
所沢市中富	市民武道館							0.163	×						政
飯能	県土整備事務所			0.017	○			0.155	×	0.043	○	(13.4)	(26.8)		県
加須	礼羽小学校			0.025	○			0.157	×	0.052	○	(16.1)	(38.6)		県
環境科学国際C	環境科学国際センター	0.001	○	0.023	○			0.155	×	0.054	○				県
本庄	本庄東中学校	0.002	○	0.022	○			0.144	×	0.045	○	12.0	28.3	○	県
本庄児玉	児玉児童公園			0.014	○			0.120	×	0.043	○	(12.5)	(29.1)		県
東松山	五領町近隣公園			0.027	○			0.155	×	0.045	○	13.4	30.0	○	県
春日部	谷原第1公園	0.003	○	0.030	○			0.149	×	0.051	○	15.2	35.9	×	県
狭山	堀兼公民館			0.026	○			0.148	×	0.048	○				県
羽生	中央公園	0.004	○	0.022	○			0.137	×	0.045	○	15.0	35.0	○	県
鴻巣	市役所	0.002	○	0.026	○			0.168	×	0.050	○	13.1	30.4	○	県
深谷	桜ヶ丘小学校			0.019	○			0.138	×	0.045	○	13.2	29.2	○	県
上尾	浅間台大公園	0.003	○	0.026	○			0.164	×	0.045	○				県
草加市西町	草加保健所	0.004	○	0.040	○	0.6	○	0.156	×	0.056	○				市
越谷市東越谷	東越谷第二公園	0.003	○	0.035	○			0.157	×	0.042	○	13.5	32.1	○	政
越谷市千間台西	千間台第四公園			(0.036)		(0.6)		0.063	×	(0.030)		(14.6)	(27.5)		政
戸田	戸田翔陽高等学校	0.002	○	0.037	○			0.175	×	0.043	○	13.9	37.7	×	県
戸田市中町	市所有地	0.004	○	0.037	○	0.6	○	0.171	×	0.046	○				市
入間	富士見公園	0.002	○	0.027	○			0.153	×	0.046	○	12.4	29.7	○	県
和光	第四小学校			0.039	○			0.187	×	0.047	○				県
新座	水道管理センター	0.002	○	0.035	○			0.180	×	0.047	○				県
久喜	久喜南中学校			0.033	○			0.163	×	0.047	○	14.0	32.4	○	県
八潮	市水道部	0.004	○	0.040	○			0.147	×	0.043	○	14.1	33.1	○	県
富士見	市役所			0.027	○			0.151	×	0.035	○				県
三郷	早稲田小学校	0.002	○	0.039	○			0.142	×	0.053	○	(17.2)	(41.3)		県
蓮田	蓮田中央小学校			0.032	○			0.151	×	0.051	○	(16.6)	(40.2)		県
坂戸	芦山公園			0.023	○			0.156	×	0.045	○	13.8	30.3	○	県
幸手	市所有地	0.003	○	0.027	○			0.170	×	0.050	○	14.4	32.2	○	県
日高	高麗川南公民館	0.002	○	0.020	○			0.149	×	0.047	○	12.5	30.9	○	県
毛呂山	福祉会館	(0.003)		0.018	○			0.134	×	0.038	○				県
小川	小川高等学校			0.017	○			0.136	×	0.039	○	12.8	28.1	○	県
皆野	町役場			0.015	○			0.130	×	0.044	○	13.6	30.1	○	県
東秩父	堂平山	0.002	○	0.009	○	0.4	○	0.136	×	0.034	○	8.8	26.0	○	県
寄居	寄居小学校	0.001	○	0.015	○			0.124	×	0.042	○	11.7	30.0	○	県
宮代	日本工業大学			0.028	○			0.160	×	0.051	○	14.5	33.9	○	県

(注) ( ) 内は有効局ではないため、参考扱い  
 ※ ○は環境基準達成、×は環境基準非達成

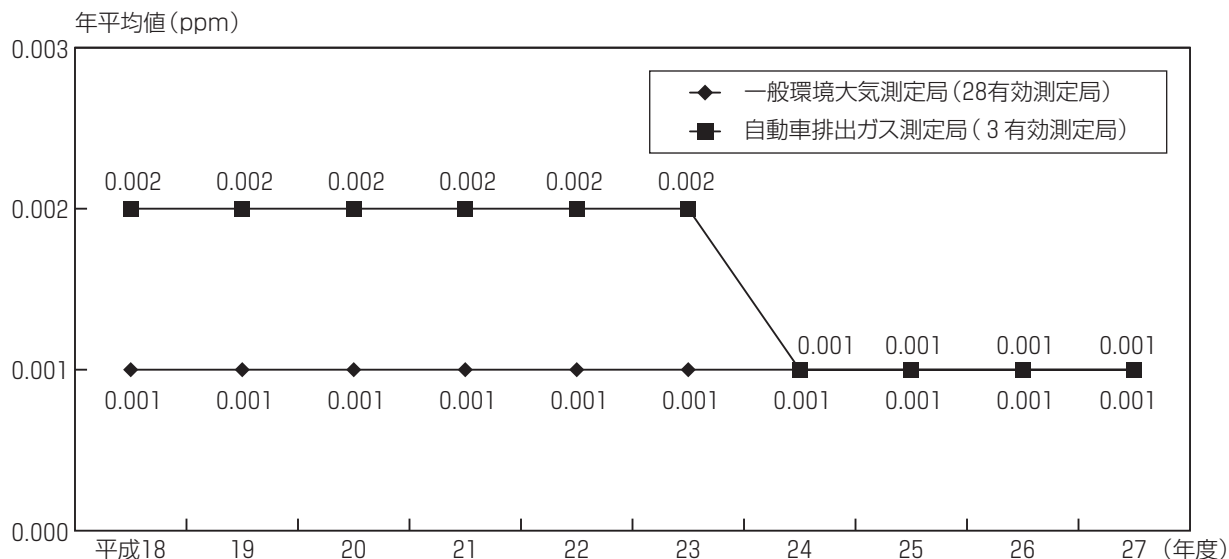
イ 自動車排出ガス測定局

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体
		日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	
		(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(mg/m)	※1	(μg/m)	(μg/m)	※1	
さいたま市曲本自排	国道17号新大宮バイパス			0.043	○			0.041	○				政
さいたま市辻自排	東京外環自動車道			0.043	○			0.048	○				政
さいたま市三橋自排	国道17号新大宮バイパス			0.042	○	0.7	○	0.050	○	17.0	35.5	×	政
さいたま市大和田自排	県道さいたま菖蒲線			0.034	○			0.045	○				政
さいたま市与野公園自排	国道17号新大宮バイパス			0.039	○			0.044	○				政
さいたま市西原自排	東北縦貫自動車道			0.041	○			0.041	○				政
川越市仙波	国道16号			0.040	○	0.7	○	0.049	○	14.2	30.9	○	政
熊谷肥塚自排	国道17号熊谷バイパス	(0.002)		0.035	○	0.7	○	0.053	○	14.5	31.3	○	県
川口市安行	県道足立川口線			0.041	○			0.054	○				政
川口市神根	東京外環自動車道			0.047	○	0.6	○	0.065	○	12.8	30.7	○	政
所沢市航空公園	国道463号			0.032	○			0.043	○				政
所沢市和ヶ原	国道463号所沢入間バイパス			0.035	○	0.7	○	0.054	○	15.8	32.4	×	政
東松山岩鼻自排	国道407号			0.029	○			0.047	○				県
春日部増戸自排	国道16号			0.042	○			0.048	○	16.0	36.1	×	県
鴻巣天神自排	国道17号	0.002	○	0.034	○			0.046	○	13.5	30.3	○	県
深谷原郷自排	国道17号			0.024	○			0.049	○				県
草加市花栗自排	国道4号草加バイパス	0.004	○	0.046	○			0.046	○	12.5	30.5	○	市
草加市原町自排	東京外環自動車道			0.041	○			0.057	○				市
戸田美女木自排	国道17号新大宮バイパス	0.002	○	0.046	○	0.8	○	0.048	○	14.8	30.9	○	県
戸田市早瀬	国道17号新大宮バイパス			0.049	○	0.8	○	0.049	○				市
国設入間自排	国道16号			0.034	○	0.9	○	0.046	○	14.7	32	○	国
朝霞幸町自排	国道254号			0.047	○	0.8	○	0.049	○				県
和光新倉自排	東京外環自動車道			0.033	○			0.049	○				県
久喜本町自排	県道さいたま栗橋線			0.044	○			0.048	○	14.3	31.7	○	県
鶴ヶ島自排	首都圏中央連絡自動車道			0.032	○			0.045	○				県
川島自排	首都圏中央連絡自動車道			0.032	○			0.051	○	(15.3)	(33.2)		県
寄居桜沢自排	国道140号			0.022	○			0.044	○				県

(注) ( )内は有効局ではないため、参考扱い  
※ ○は環境基準達成、×は環境基準非達成

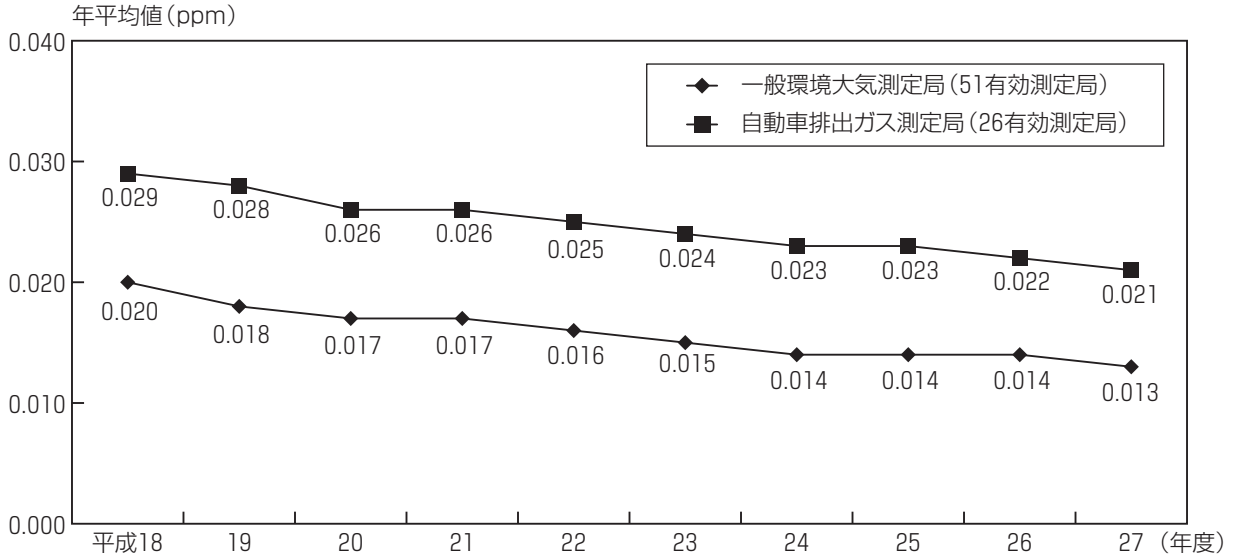
(11) 各物質の年平均値の推移

ア 二酸化硫黄濃度の推移

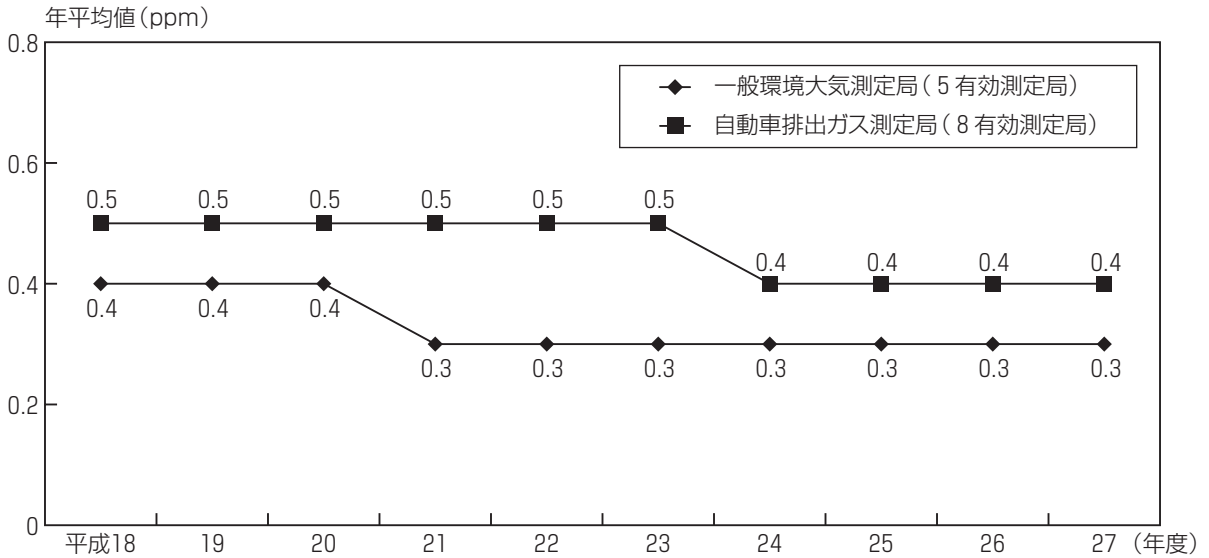




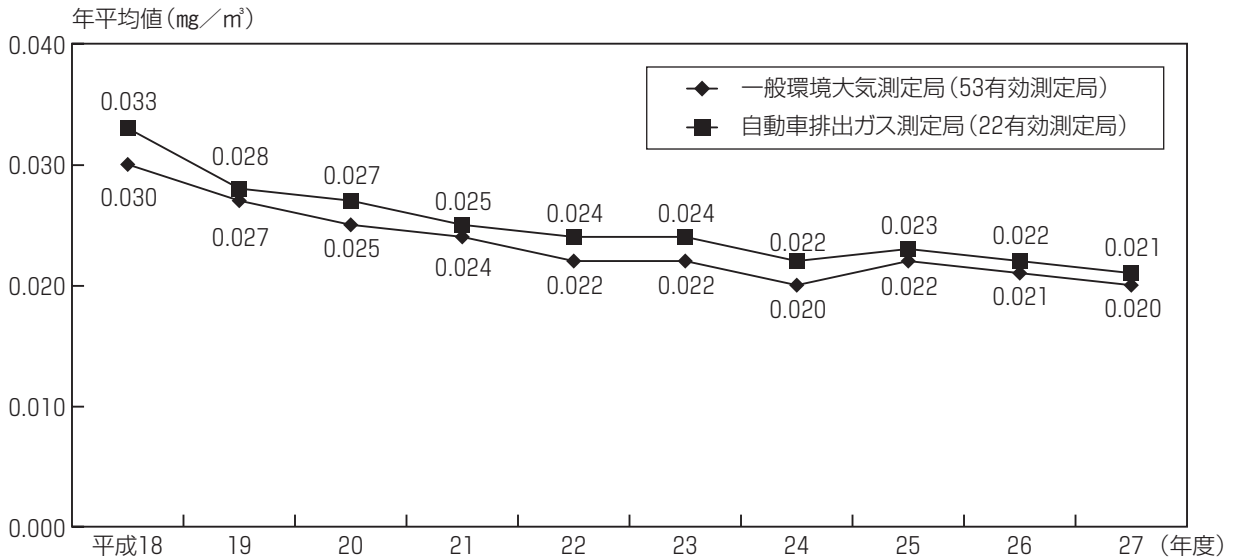
## イ 二酸化窒素濃度の推移



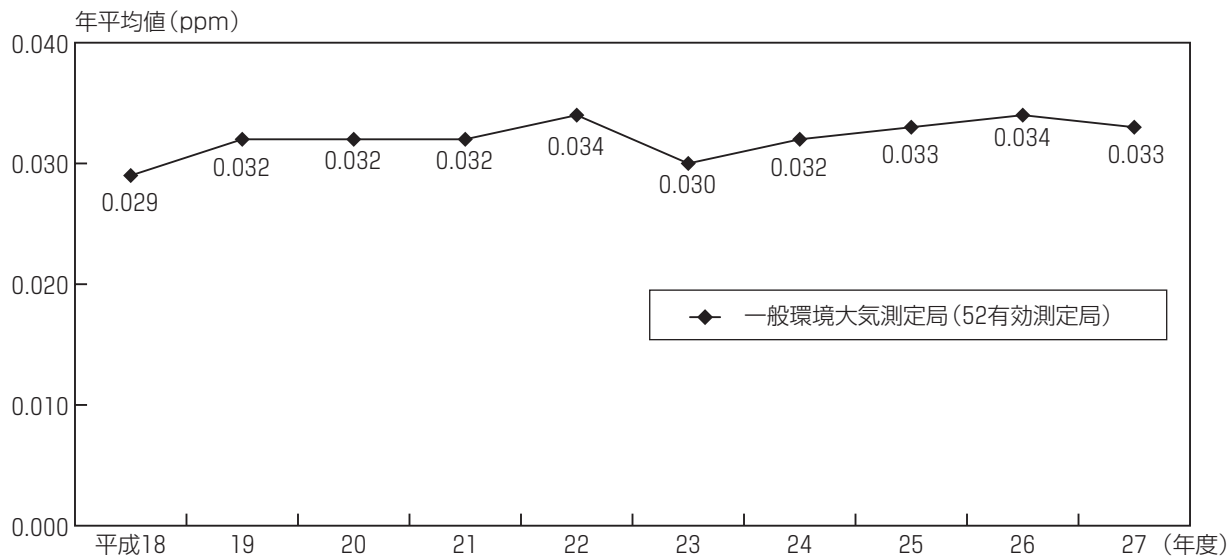
## ウ 一酸化炭素濃度の推移



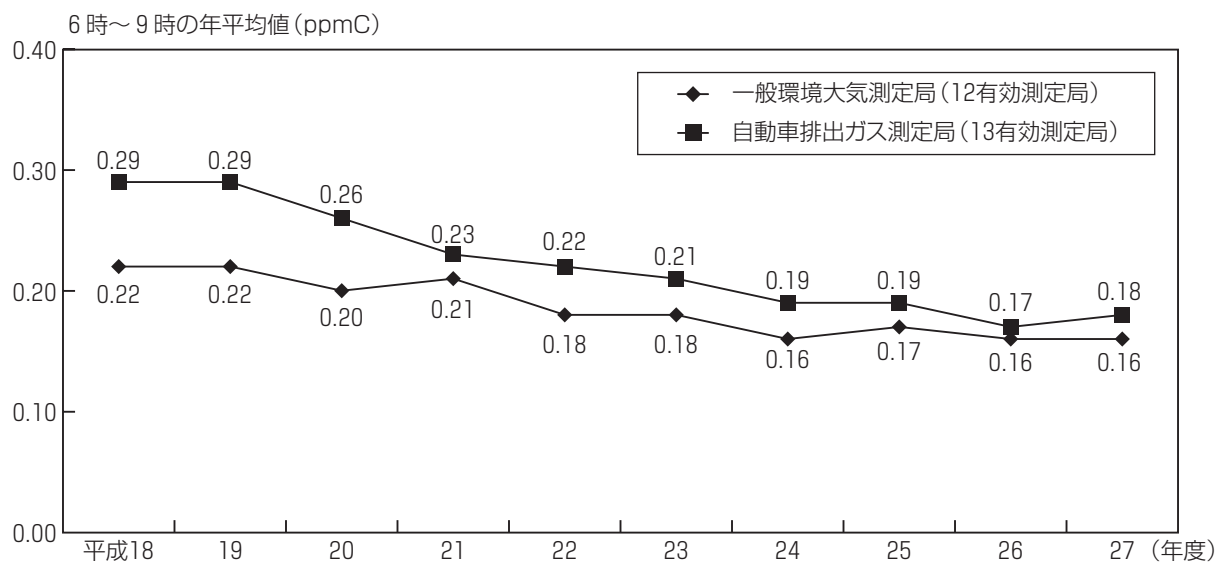
## エ 浮遊粒子状物質濃度の推移



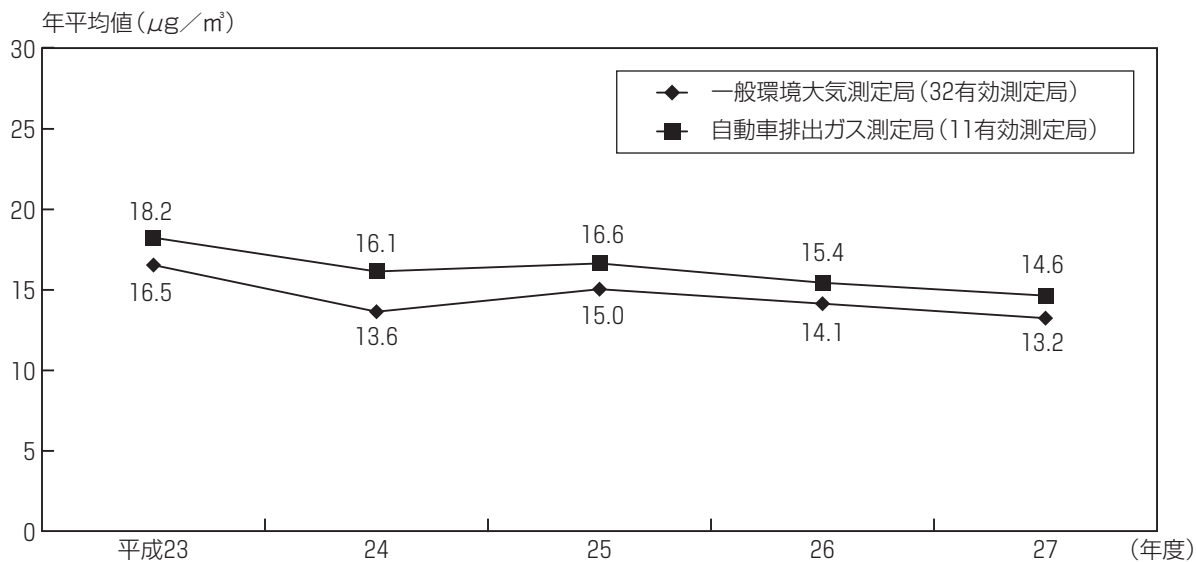
## オ 光化学オキシダント濃度の推移



## カ 非メタン炭化水素濃度の推移



## キ 微小粒子状物質濃度の推移



(12) 都道府県別光化学スモッグ注意報・警報発令日数の推移

(単位：日)

都府県	年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
山形県					1						
福島県		1			3	1					1
茨城県		10	15	5	6	14	2	3	5	9	2
栃木県		8	16	5	7	16	11	2	4	5	2
群馬県		5	8	11	6	12	10	4	6	10	9
埼玉県		16	32	18	14	25	17	7	13	13	16
千葉県		11	17	12	3	15	11	8	14	12	15
東京都		17	17	19	7	20	9	4	17	9	14
神奈川県		14	20	11	4	10	5	5	16	9	10
山梨県		12	15	4	3	11	2	2	3	6	1
長野県				1							
新潟県			1								
富山県			1								
静岡県		9	7	2	2	3	1	1	2	1	
愛知県		2	5	9	9	1	1	2	1		1
三重県		2				2		1	1		
岐阜県		4	2	4	3			1			
滋賀県		6	5	2	6	4	1		3		
京都府		7	10	6	4	11	1	2	3	1	2
大阪府		17	11	7	13	12	4	4	7	3	11
兵庫県		8	4	6	5	2		1	2	2	2
奈良県		3		1	1	2	1			1	2
和歌山県		1	1	1						1	
岡山県		8	6	6	4	9	3	5	7	1	9
広島県		9	6	5	6	7	1		1		3
山口県		2	3	4	1						
徳島県		3	2	1							1
香川県			1								
愛媛県			3	1	3	3					
高知県							1				
福岡県			4	2	2			1			
佐賀県				1	2	1			1		
長崎県		1	3		2	1	1				
熊本県		1	4		2						
大分県			1		3						
鹿児島県					1						
合計		177	220	144	123	182	82	53	106	83	101

( )内は警報発令延日数(内数)

(13) 都道府県別光化学スモッグ健康被害届出人数の推移

(単位：人)

都府県	年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
福島県					95						
茨城県		9				33					
栃木県		1	21	20			1		1	26	
群馬県			2				58				
埼玉県		36	4	3		7	9				
千葉県		13	1	3		14		61			2
東京都		2		94		18			2		
神奈川県		199	4	14	5	26	1		75		
新潟県			352								
静岡県		3	204	3	21						
愛知県			771		733	12					
岐阜県			3								
大阪府						1		6		7	
岡山県		26	3	82		4					
広島県				3	6						
山口県					6						
愛媛県			1	10		8					
福岡県			513	168	33			13			
佐賀県					4	5					
長崎県			28		1						
熊本県			3		2						
大分県					1						
鹿児島県					3						
合計		289	1,910	400	910	128	69	80	78	33	2

2

大気関係

(14) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類（大気）
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> であること		1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること
告示年月日	平成9年2月4日			平成13年4月20日	平成11年12月27日

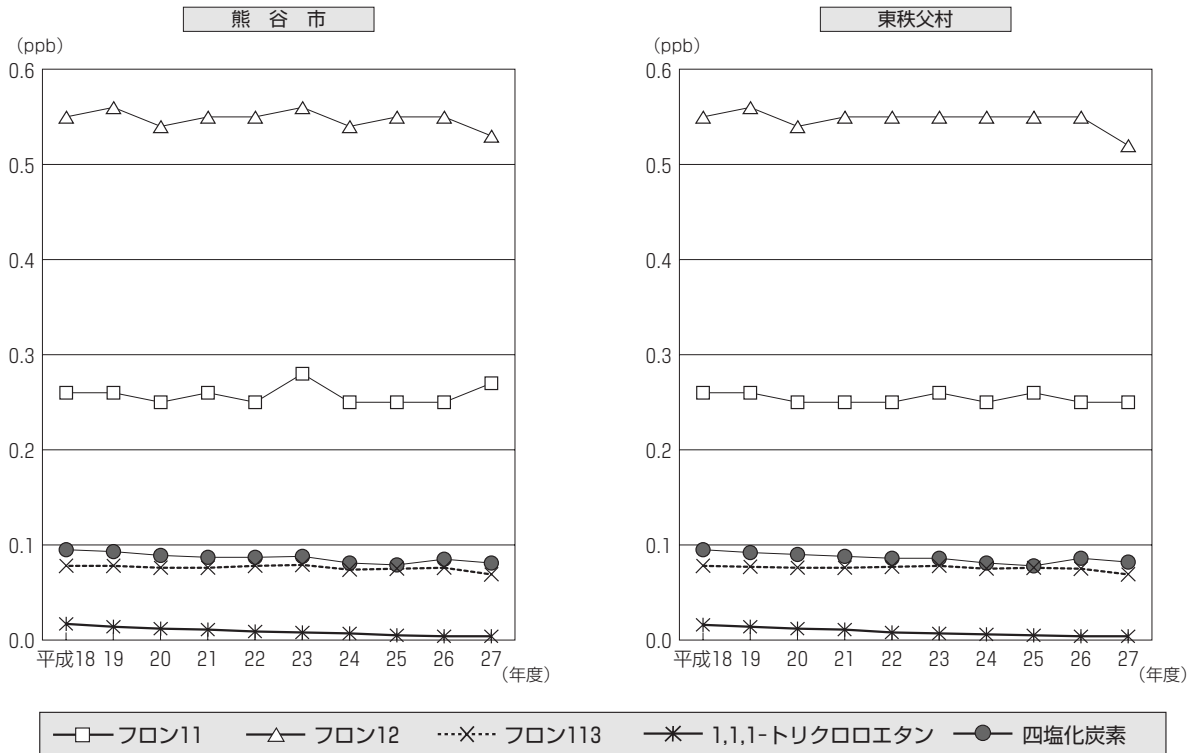
(15) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準達成状況（平成27年度）

	測定地点数	達成地点数	達成率（%）
ベンゼン	25	25	100
トリクロロエチレン	20	20	100
テトラクロロエチレン	20	20	100
ジクロロメタン	20	20	100
ダイオキシン類	23	23	100

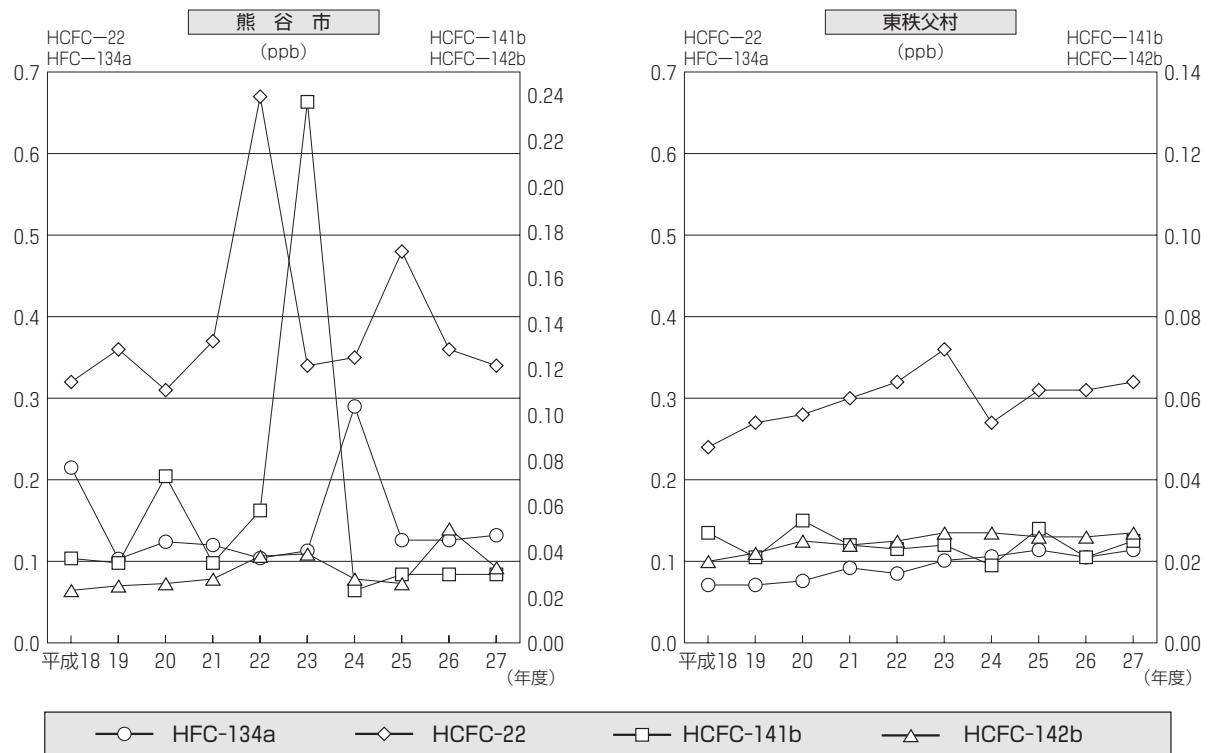
## (16) 有害大気汚染物質モニタリング結果（平成27年度）

測定物質名	環境基準	単位	調査結果	地点数
ベンゼン	3以下	μg/m <sup>3</sup>	0.85~1.4	25
トリクロロエチレン	200以下		0.59~5.5	20
テトラクロロエチレン	200以下		0.13~1.1	20
ジクロロメタン	150以下		1.5~8.3	20
アクリロニトリル	—		0.028~0.27	20
塩化ビニルモノマー	—		0.009~0.046	20
クロロホルム	—		0.17~0.35	20
1,2-ジクロロエタン	—		0.085~0.14	20
1,3-ブタジエン	—		0.067~0.18	25
塩化メチル	—		1.3~1.8	20
キシレン類	—		1.3~3.4	21
トルエン	—		8.4~29	24
アセトアルデヒド	—		1.5~4.0	19
ホルムアルデヒド	—		2.1~4.3	19
酸化エチレン	—		0.047~0.15	15
ベンゾ [a] ピレン	—		0.081~0.31	19
クロム及びその化合物	—		ng/m <sup>3</sup>	2.5~10
水銀及びその化合物	—	1.9~2.8		13
ニッケル化合物	—	1.5~4.8		18
ヒ素及びその化合物	—	0.59~1.3		18
ベリリウム及びその化合物	—	0.007~0.03		18
マンガン及びその化合物	—	13~40		18
亜鉛及びその化合物	—	29~140		12
バナジウム及びその化合物	—	1.8~4.8		12
カドミウム及びその化合物	—	0.16~0.39		12
鉛及びその化合物	—	4.2~13		12

## (17) 地球環境モニタリング調査結果







(18) フロン排出抑制法・自動車リサイクル法の登録業者数 (H28.3.31現在)

フロン排出抑制法	第一種フロン類充填回収業者	事業所数		事業者数	
		2,469		2,331	
自動車リサイクル法	引取業者	1,513	1,956	982	1,326
	フロン類回収業者	443		344	

※ 自動車リサイクル法については、さいたま市と川越市を除く

(19) フロン回収量実績 (単位：トン)

年度	フロン排出抑制法 (業務用冷凍空調機器)						自動車リサイクル法 (カーエアコン)					総計
	回収量			充填量			県	市			合計	
	廃棄	整備	合計	設置	設置以外	合計		さいたま市	川越市	越谷市		
23	131.3	69.6	200.9				23.0	7.8	7.8	—	38.6	239.5
24	130.5	49.9	180.4				28.9	9.2	11.4	—	49.5	229.9
25	129.2	51.9	181.0				26.7	7.2	10.3	—	44.1	225.1
26	150.7	53.9	204.5				19.9	7.0	8.6	—	35.5	240.0
27	160.9	52.6	213.5	67.0	121.1	188.1	15.9	6.8	8.2	3.0	33.9	247.4

※ フロン排出抑制法における「廃棄」とは機器を廃棄又は部品リサイクルの際に回収したフロン、「整備」とは機器を整備（修理）の際に回収したフロン

※ 自動車リサイクル法によるフロン回収量は公益財団法人自動車リサイクル促進センターの公表値を基に算出

※ フロン排出抑制法の充填量は、法改正により平成27年度から集計

# 3 化学物質関係

## (1) 化学物質管理制度

		化学物質管理促進法	埼玉県生活環境保全条例 (県条例)
対象事業所	業種	製造業等24業種	
	従業員数	21人以上(全社)	
対象化学物質(*1)	事業所ごとの年間取扱量等	特定第一種指定化学物質 0.5トン以上 第一種指定化学物質 1トン以上 特別要件施設(*2)(量に関係なく届出)	0.5トン以上
	対象化学物質(*1)	第一種指定化学物質 462物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	特定化学物質 606物質 ○第一種指定化学物質 462 (特定第一種指定化学物質を含む) ○第二種指定化学物質 100 ○県独自に定めた物質 44
届出(報告)内容		環境中への排出量、事業所外への移動量	取扱量(使用量、製造量、取り扱う量)
事業者による管理の改善や環境保全への取組		化学物質管理指針に基づく適正管理	特定化学物質管理指針に基づく適正管理 ・適正管理のための手順書の提出(*3) ・環境負荷低減主任者の選任

備考 政令及び県条例の改正により、平成22年度データ分から対象事業所の業種数と対象化学物質の物質数が、平成26年度データ分から物質数が変わった。

(\*1) 対象化学物質

第一種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量などから環境中に広く存在する化学物質

特定第一種指定化学物質：第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある15物質

第二種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量が増加すれば環境中に広く存在すると見込まれる化学物質

県独自に定めた物質：化学物質管理促進法の対象とならなかった物質で、県内の使用量が多いものや、内分泌かく乱作用の疑いのある物質など。

(\*2) 特別要件施設：下水道終末処理施設、廃棄物処理施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設のこと。

(\*3) 適正管理のための手順書：各事業所における化学物質の適正管理体制や取扱方法などについて整理したもの。

### ア 化学物質の排出量・移動量及び取扱量の集計結果(平成26年度データ/平成27年度届出)

本県の届出排出量は全国第4位と多く、トルエン、キシレンなどの揮発性有機化合物が多いことが特徴です。

なお、化学物質管理促進法と県条例では、届出等の要件が異なるために、件数や取扱量は一致しません。

また、県条例に基づく集計結果については、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく報告データも含んでいます。

(ア) 業種別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位：トン/年)

業種	化学物質排出管理促進法			県条例	
	件数	排出量(*4)	移動量(*5)	件数	取扱量(*6)
製造業	753	7,230	8,461	849	367,262
出版・印刷・同関連産業	56	④ 849	⑤ 514	60	14,181
化学工業(医薬品製造業、農薬製造業を含む)	② 177	② 1,203	① 4,048	② 187	② 215,140
プラスチック製品製造業	④ 86	① 1,465	③ 591	④ 87	④ 24,726
ゴム製品製造業	17	③ 865	187	21	1,595
鉄鋼業	18	103	② 1,298	18	11,605
非鉄金属製造業	38	278	138	44	⑤ 17,826
金属製品製造業	③ 115	⑤ 729	④ 572	③ 127	6,761
電気機械器具製造業(電気計測器製造業を含む)	57	119	419	⑤ 68	③ 58,343
石油卸売業	18	2	0	19	4,940
燃料小売業	① 593	108	0	① 584	① 336,848
一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	⑤ 70	1	5	28	627
その他	84	292	234	72	10,331
合計	1,518	7,633	8,701	1,552	720,008

(注)○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

(\*4) 排出量：事業所の生産工程などから排出ガスや排水などに含まれて環境中に排出された量のこと、埼玉県では大気への排出が全体の97%を占める。

(\*5) 移動量：事業所から排出された廃棄物や下水道に放流された排水の中に含まれている量のこと、埼玉県では廃棄物に含まれる移動が全体の99%を占める。

(\*6) 取扱量：使用量(事業所において事業活動に伴い使用した量)、製造量(事業所において製造した量)、取り扱う量(事業者自らは使用せず、卸売り、小売り等をするために、事業所において貯蔵所や貯蔵容器に移し替える等して取り扱う量)の合計で、排出量や移動量の基礎になる量のこと。

(イ) 物質別届出件数・排出量・移動量・取扱量 (単位：トン/年 ダイオキシン類のみ g-TEQ/年)

物質名	化学物質管理促進法			県 条 例	
	件数	排出量	移動量	件数	取扱量
エチルベンゼン	④ 646	⑤ 302	197	④ 654	25,313
キシレン	① 829	② 698	⑤ 391	① 862	② 81,215
ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	128	④ 440	211	78	1,475
ヘキサメチレンテトラミン	9	0	② 1,707	9	1,956
1,2,4-トリメチルベンゼン	③ 675	116	38	③ 680	③ 48,673
トルエン	② 827	① 4,510	① 2,425	② 850	① 205,137
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	47	9	④ 395	51	15,647
ノルマルヘキサン	582	③ 505	155	⑤ 583	④ 47,714
ベンゼン	⑤ 595	10	0	521	8,499
マンガン及びその化合物	113	34	③ 1,156	57	7,703
ダイオキシン類	137	(4.35)	(80.8)	0	0
塩化水素 (塩酸を含む)	—	—	—	180	10,457
硝酸	—	—	—	101	7,321
メタノール	—	—	—	194	19,189
メチルエチルケトン (別名MEK)	—	—	—	167	25,803
硫酸 (三酸化硫黄を含む)	—	—	—	223	⑤ 40,665

(注)○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

表中、塩化水素以下は化学物質管理促進法の対象外物質(県条例規則で定める物質のうち取扱量上位5物質まで表示)

(ウ) 大気への排出量 (上位5物質)

(単位：トン/年)

順位	物質名	届出排出量	
		届出排出量	(大気への排出量に占める割合%)
1	トルエン	4,509	(61.0)
2	キシレン	698	(9.4)
3	ノルマルヘキサン	505	(6.8)
4	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	439	(5.9)
5	エチルベンゼン	302	(4.1)

(エ) 公共用水域への排出量 (上位5物質)

(単位：トン/年)

順位	物質名	届出排出量	
		届出排出量	(公共用水域への排出量に占める割合%)
1	ほう素化合物	96	(40.0)
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	57	(23.6)
3	マンガン及びその化合物	34	(14.0)
4	亜鉛の水溶性化合物	30	(12.4)
5	銅水溶性塩 (錯塩を除く)	8	(3.5)

イ 化学物質管理促進法に基づく届出以外の化学物質排出量推計結果 (平成26年度データ/平成27年度届出)

届出によって把握される排出量の他に、対象業種でも届出対象とならない事業者や、建設業などのように対象でない事業者、自動車や二輪車などの移動体や家庭などからの排出があります。国は、これらからの排出量を都道府県別に推計し、集計しています。

(ア) 総排出量 (届出排出量+届出外排出量)

(単位：トン/年)

届出排出量	届出外排出量					総排出量
	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	届出外計	
7,633 (45.0%)	2,484 (14.8%)	1,853 (11.0%)	2,327 (13.8%)	2,537 (15.1%)	9,201 (54.7%)	16,834 (100%)

(イ) 移動体からの排出量

(ウ) 家庭からの排出量 (上位5物質)

(上位5物質) (単位：トン/年)

(単位：トン/年)

順位	物質名	排出量	順位	物質名	製品の例	排出量
1	トルエン	910	1	ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル	台所用合成洗剤、化粧品	843
2	キシレン	560	2	ジクロロベンゼン	防虫剤、消臭剤	495
3	ベンゼン	252	3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	洗濯用合成洗剤	355
4	ホルムアルデヒド	186	4	ポリ (オキシエチレン) =ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	シャンプー、合成洗剤	136
5	ノルマルヘキサン	173	5	ドデシル硫酸ナトリウム	乳化剤、洗浄剤	88

(2) 化学物質環境モニタリング調査(平成27年度)

工業団地周辺での環境リスクを把握するため、モニタリング調査を実施しています。

ア 調査地域

伊奈小室工業団地(伊奈町)、幸手工業団地・幸手ひばりヶ丘工業団地(幸手市、久喜市)

イ 調査内容

調査地点: 工業団地を囲む8地点及び工業団地の影響を受けにくいと考えられる1地点(対照地点)

調査方法: 各調査地点において大気を年4回採取し、分析しました。

ウ 調査結果(全4回調査の平均値)

(ア) 伊奈小室工業団地

単位: (μg/m<sup>3</sup>)

調査対象物質	伊奈小室工業団地									環境基準
	北 伊奈町 本町	北東 伊奈町 小室	東 伊奈町 小室	南東 伊奈町 小室	南 伊奈町 小室	南西 伊奈町 小室	西 伊奈町 小室	北西 伊奈町 小室	対照 伊奈町 内宿台	
トルエン	16	12	14	12	12	12	12	14	11	—
キシレン	1.5	1.5	1.6	1.4	2.0	1.6	1.5	1.8	1.1	—
エチルベンゼン	1.5	1.4	1.5	1.5	2.4	1.8	1.8	2.2	1.1	—
ジクロロメタン	12	2.6	5.3	5.5	3.2	2.9	3.8	8.3	2.1	150以下
ノルマルヘキサン	10	2.4	5.6	4.3	2.2	2.3	3.0	4.1	1.9	—
酢酸ビニル	0.05	0.06	0.07	0.08	0.05	0.07	0.05	0.06	0.05	—

(イ) 幸手工業団地・幸手ひばりヶ丘工業団地

単位: (μg/m<sup>3</sup>)

調査対象物質	幸手工業団地・幸手ひばりヶ丘工業団地									環境基準
	北 幸手市 木立	北東 幸手市 上宇和田	東 幸手市 中島	南東 幸手市 上宇和田	南 幸手市 木立	南西 幸手市 神宮内	西 幸手市 上吉羽	北西 幸手市 木立	対照 久喜市 南栗橋	
トルエン	10	11	19	12	17	20	13	20	11	—
キシレン	1.4	1.3	1.7	1.4	1.4	1.5	1.3	3.2	1.2	—
エチルベンゼン	1.7	1.6	1.9	1.6	1.7	1.9	1.6	4.4	1.5	—
ジクロロメタン	2.7	3.5	3.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.1	2.7	150以下
トリクロロエチレン	1.0	0.89	1.0	0.96	1.0	1.6	1.1	2.0	0.72	200以下

(3) 大気中石綿濃度調査結果一覧(平成27年度)

No.	測定地域種別	市町村名	測定場所	総繊維数濃度 (本/リットル) 10/26~11/27
1	住宅地域	熊谷市	熊谷市久下公民館	0.063
2	住宅地域	秩父市	秩父市文化体育センター	0.056
3	住宅地域	飯能市	飯能市役所	0.063
4	住宅地域	本庄市	本庄市児玉総合支所	0.056
5	住宅地域	春日部市	春日部市役所	0.063
6	住宅地域	羽生市	羽生市役所	0.056
7	住宅地域	深谷市	深谷市幡羅公民館	0.056
8	住宅地域	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市北市民センター	0.056
9	住宅地域	小川町	小川町総合福祉センター	0.056
10	住宅地域	久喜市	久喜市東鷲宮小学校	0.056
11	道路沿線地域	草加市	草加市花栗自排局	0.056
12	道路沿線地域	戸田市	戸田美女木自排局	0.056
13	道路沿線地域	入間市	国設入間自排局	0.056
14	その他の地域	上尾市	上尾市北部浄水場	0.056
15	その他の地域	久喜市	久喜菖蒲公園	0.056
16	その他の地域	八潮市	西袋排水機場	0.056
17	その他の地域	三芳町	三芳町清掃工場	0.056
18	その他の地域	滑川町	滑川町文化スポーツセンター	0.056

No.	測定地域種別	市町村名	測定場所	総繊維数濃度 (本/リットル) 10/26~11/27
19	その他の地域	吉見町	吉見町越中公園	0.056
20	その他の地域	加須市	埼玉県環境科学国際センター	0.22

(注) 1地域ごとに2か所、連続する3日間で試料採取を実施(1地域ごとに2か所×3日間=6検体)。  
1地域の値は6検体の数値の幾何(相乗)平均値。

#### (4) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

##### ア 特定施設設置状況

##### (ア) 大気基準適用施設設置状況

(H28.3.31現在)

番号	施設の種類		施設数			事業所数		
			県	市	計	県	市	計
1	焼結鈹の製造の用に供する焼結炉		0	0	0	0	0	0
2	製鋼用電気炉		3	1	4	3	1	4
3	亜鉛回収施設		0	0	0	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設		42	1	43	16	1	17
5	廃棄物 焼却炉	4t/時以上	34	24	58			
		2t/時以上4t/時未満	74	5	79			
		200kg/時以上2t/時未満	66	9	75			
		200kg/時未満	78	18	96			
		小計	252	56	308	164	35	199
		合計	297	58	355	183	37	220

##### (イ) 水質基準対象施設

(H28.3.31現在)

番号	施設の種類		施設数			事業場数		
			事務所	市	計	事務所	市	計
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		0	0	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		0	1	1	0	1	1
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		0	0	0	0	0	0
7	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		0	0	0	0	0	0
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		1	0	1	1	0	1
13	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		0	0	0	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		56	0	56	5	0	5
15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	112	5	117	47	2	49
		灰の貯留施設	38	2	40	18	1	19
		小計	150	7	157	65	3	68
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		0	0	0	0	0	0



番号	施 設 の 種 類	施設数			事業場数		
		事務所	市	計	事務所	市	計
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	6	0	6	3	0	3
18	下水道終末処理施設	10	0	10	10	0	10
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	0	1	0	0	0
合 計		224	8	232	84	4	88

※「事業場数」については、ひとつの事業場に複数の種類の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の区分に1事業場として計上。

## (ウ) 立入検査数及び行政措置件数

(平成27年度)

	立入検査数		行政検査数		行政措置件数			
	県	市	県	市	命 令		行 政 指 導	
					県	市	県	市
大気基準対象施設	315	59	20	18	3	0	0	1
水質基準対象施設	23	2	6	0	0	0	0	0

## イ 設置者による測定結果報告

## (ア) 大気基準適用施設

(平成27年度)

施設の種類の	報 告 施 設 数		測定結果 (最小～最大) (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値を超えた施設数	
	県	市※1		県	市※1
製 鋼 用 電 気 炉	3	1	0.000020～2.6	0	0
アルミニウム合金製造施設	36	1	0.0～0.37	0	0
廃棄物焼却炉	178	49	0.0～30	0	1
合 計	217	51	—	0	1

## (イ) ばいじん及び燃え殻

(平成27年度)

項 目	報 告 施 設 数		測定結果 (最小～最大) (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準値を超えた施設数	
	県	市※1		県	市※1
ば い じ ん	162	40	0.0～41	13	0
燃 え 殻	147	43	0.0～2.2	0	0
合 計※2	162	46	—	13	0

※1 市とは、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市をいう。

※2 ばいじん及び燃え殻をともに報告している場合、1施設として計上しているため、合計は一致しない。

## (ウ) 水質基準適用事業場数

(平成27年度)

特 定 施 設	報 告 事 業 場 数		測定結果 (pg-TEQ/L) (最小～最大)	基準値を超えた事業場数	
	県	市		県	市
廃棄物焼却炉に係る施設	3	1	0.00025～0.46	0	0
フロン類の破壊施設	2	0	0.000056～0.00018	0	0
下水道終末処理施設	10	0	0.000090～0.074	0	0
合 計	15	1	—	0	0

## (エ) 水質基準適用事業場に適用される基準値 (抜粋)

特 定 施 設	排出基準(pg-TEQ/L)
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	10
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	
フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
下水道終末処理施設	

県内に所在する特定施設に係るもののみを記載した。

## (5) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。

## 備考

- 1 検液とは、土壌を10倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、平成 3 年 8 月環境庁告示第46号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(6) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壤の汚染状態の基準（土壤汚染対策法）

特定有害物質の種類		土壤溶出量基準		土壤含有量基準	
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002mg/L以下			
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下			
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下			
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下			
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下			
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下			
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下			
	ベンゼン	0.01mg/L以下			
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下		250mg/kg以下	
	シアン化合物	検出されないこと		(遊離シアン) 50mg/kg以下	
	水銀及びその化合物	(総水銀) 0.0005mg/L以下 (アルキル水銀) 検出されないこと		15mg/kg以下	
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下		150mg/kg以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下		4,000mg/kg以下	
ほう素及びその化合物	1 mg/L以下		4,000mg/kg以下		
有害物質第三種特定	シマジン	0.003mg/L以下			
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下			
	チウラム	0.006mg/L以下			
	PCB	検出されないこと			
	有機りん化合物	検出されないこと			

備考

- 1 土壤溶出量基準は25の特定有害物質すべてについて、土壤含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
- 2 土壤溶出量基準は、(5) 土壤の汚染に係る環境基準の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 3 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壤の汚染に係る基準についても、上と同じである。

(7) 農用地の土壤汚染状況調査の分析測定結果

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土壤中（乾物）								玄米中（現物）			
		銅（基準値125mg/kg）				砒素（基準値15mg/kg）				カドミウム（基準値0.4mg/kg）			
		最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点
一巡目	(54~57) 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡目	(59~62) 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	(元~4) 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	(6~9) 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	(11~14) 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡目	(16~19) 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡目	(21~24) 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43
八巡目	(26~27) 全県	25.5	0.2	11.1	62	10.5	0.2	2.8	62	0.29	0.01	0.08	15

(注) 県農業技術研究センターの分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年は各調査巡の取りまとめ年である。

nd：検出限界以下 tr：極微量検出

## (8) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
達成 期 間		該 当 水 域	
直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。		全公共用水域	

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表1 測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月17日環境省告示第126号により0.01mg/L以下に改正された。

## (9) 公共用水域における健康項目の環境基準非達成の状況

河 川 名	地 点 名 (所在地)	項 目 名	総検 体数	基準値超 過検体数	最 大 値	平 均 値	環 境 基準値
	非達成地点なし						

## (10) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、平成9年3月環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度はシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。
- 5 トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月17日環境省告示127号により0.01mg/L以下に改正された。

## (11) 地下水水質概況調査結果

## ア 項目別検出状況

(平成27年度)

項目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率 (%)
カドミウム	86	0	100
全シアン	86	0	100
鉛	86	0	100
六価クロム	86	0	100
砒素	86	5	94.2
総水銀	86	0	100
アルキル水銀	4	0	100
PCB	86	0	100
ジクロロメタン	86	0	100
四塩化炭素	86	0	100
塩化ビニルモノマー	86	0	100
1,2-ジクロロエタン	86	0	100
1,1-ジクロロエチレン	86	0	100
1,2-ジクロロエチレン	86	0	100
1,1,1-トリクロロエタン	86	0	100
1,1,2-トリクロロエタン	86	0	100
トリクロロエチレン	86	0	100
テトラクロロエチレン	86	0	100
1,3-ジクロロプロペン	86	0	100
チウラム	86	0	100
シマジン	86	0	100
チオベンカルブ	86	0	100
ベンゼン	86	0	100
セレン	86	0	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	86	7	91.9
ふっ素	86	0	100
ほう素	86	0	100
1,4-ジオキサン	86	0	100

## イ 環境基準超過地点

(平成27年度)

項目	地点	濃度 (mg/L)	基準値 (mg/L)
砒素	5 地点	0.012~0.034	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7 地点	12~21	10以下

## ウ 調査地点数及び環境基準適合割合の推移

年度	調査市町村数	調査地点数 (井戸本数)	環境基準適合地点数 (井戸本数)	環境基準適合地点数 の割合 (%)
23	56	139	122	87.8
24	56	138	124	89.9
25	51	139	120	86.3
26	47	88	76	86.4
27	46	86	74	86.0

## (12) ダイオキシン類に係る環境基準

大気	水質	土壌	河川底質
年間平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	年間平均値が 1 pg-TEQ/L以下	1,000pg-TEQ/g以下	150pg-TEQ/g以下



(13) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果（平成27年度）

ア 大気

地 域 分 類	調査機関	調 査 地 点	調査結果 [pg-TEQ/m <sup>3</sup> ]				
			第1回 5/21~28	第2回 7/15~22 <sup>※1</sup>	第3回 10/14~21	第4回 1/7~14 <sup>※2</sup>	平均値
一般環境	埼 玉 県	八潮局（八潮市水道部）	0.020	0.018	0.032	0.067	0.034
		新座局（水道管理センター）	0.017	0.016	0.028	0.045	0.027
		富士見局（富士見市役所）	—	0.026	—	0.045	0.036
		日高局（高麗川南公民館）	0.013	0.023	0.015	0.046	0.024
		久喜局（久喜南中学校） <sup>※3</sup>	0.022	0.041	0.033	0.061	0.039
		加須局（礼羽小学校）	0.024	0.071	0.035	0.054	0.046
		鴻巣局（鴻巣市役所）	—	0.078	—	0.063	0.071
		東松山局（五領町近隣公園）	0.021	0.066	0.021	0.043	0.038
		小川局（小川高等学校）	—	0.021	—	0.030	0.026
		深谷局（桜ヶ丘小学校）	0.018	0.043	0.031	0.046	0.035
		本庄児玉局（児玉児童公園）	—	0.016	—	0.033	0.025
		秩父局（秩父農林振興センター）	—	0.0077	—	0.011	0.009
	さいたま市	さいたま市大宮局（大宮区役所）	0.019	0.028	0.026	0.048	0.034
		さいたま市役所局（さいたま市役所）	0.022	0.029	0.019	0.067	0.034
	川 越 市	川越市川越局（宮下町）	0.046	0.063	0.052	0.047	0.052
越 谷 市	越谷市役所（越ヶ谷）	0.026	0.018	0.023	0.070	0.034	
川 口 市	川口市芝局（樋ノ爪児童公園）	—	0.018	—	0.045	0.032	
所 沢 市	所沢市教育センター（けやき台）	0.016	0.020	0.017	0.034	0.022	
	所沢市東所沢局（東所沢）	0.015	0.016	0.028	0.050	0.027	
固定発生源周辺	埼 玉 県	三ヶ尻（熊谷市三ヶ尻）	0.022	0.090	0.051	0.071	0.059
沿 道	埼 玉 県	戸田美女木自排局（西部福祉センター）	0.020	0.024	0.064	0.080	0.047
		草加市花栗自排局（花栗中学校）	—	0.020	—	0.051	0.036
		朝霞幸町自排局（旧朝霞第四小学校） <sup>※3</sup>	—	0.017	—	0.069	0.043

※1 川口市調査分の第2回は、7/10~17

※2 川口市調査分の第4回は、1/8~15

※3 二重測定の平均値

イ 公共用水域（河川水質・河川底質）におけるダイオキシン類常時監視結果（平成27年度）

NO.	河 川 名	調 査 地 点	備 考	採 取 日	調 査 結 果			調 査 機 関	
					河川水 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]		
					測定値	年平均値			
3	荒 川	治水橋	基	H27.10.15	0.11	0.11	1.4	国土交通省	
4		開平橋	基	H27.10.15	0.082				0.082
9		中津川合流点前	基	H27.10.27	0.011	0.011	0.12		埼玉県
10	芝 川	八 丁 橋	基	H27.10.13	0.59	0.52	7.9	さいたま市	
				H28.2.9	0.45		—		
12	新 芝 川	山 王 橋	基	H27.10.27	0.92	0.89	3.0	川 口 市	
				H28.1.15	0.86		—		
18	鴨 川	中 土 手 橋	基	H27.10.13	0.069	0.12	1.2	さいたま市	
				H28.1.26	0.17		—		
19		加 茂 川 橋			H27.10.13	0.15	0.11		7.4
					H28.1.26	0.070			—
22	入 間 川	初 雁 橋		H27.10.1	0.017	0.017	0.18	川 越 市	
27	越 辺 川	今 川 橋	基	H27.10.29	0.022	0.022	1.8	埼 玉 県	
38	市 野 川	徒 歩 橋	基	H27.10.29	0.28	0.28	1.4		
42	赤 平 川	赤 平 橋	基	H27.10.27	0.014	0.014	0.13		
45	中 川	潮 止 橋		H27.5.22	1.2	0.69	—	国土交通省	
				H27.7.24	0.69		—		
				H27.10.16	0.50		1.2		
				H27.12.17	0.38		—		

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関	
					河川水 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]		
					測定値	年平均值			
52		内匠橋	基	H27.5.21	0.80	0.77	—	国土交通省	
				H27.7.23	0.91		—		
				H27.10.16	1.1		6.9		
				H27.12.4	0.27		—		
53	綾瀬川	手代橋		H27.5.21	2.5	1.3	—		
				H27.7.23	1.4		—		
				H27.10.16	1.0		4.8		
				H27.12.4	0.44		—		
54		槐戸橋		H27.5.22	1.8	1.2	—		
				H27.7.24	1.5		—		
				H27.10.16	1.0		—		
				H27.12.17	0.60		—		
55		曙橋		H27.10.13	0.37	0.32	8.7	さいたま市	
				H28.1.26	0.26		—		
56	伝右川	伝右橋		H27.4.10	0.66	0.53	—	埼玉県	
				H27.7.31	0.50		—		
				H27.10.28	0.59		120		
				H28.1.27	0.37		—		
57	古綾瀬川	綾瀬川合流点前	基	H27.4.10	0.11	0.44	—		
				H27.7.31	0.73		—		
				H27.10.28	0.80		23		
				H28.1.27	0.12		—		
60	元荒川	中島橋	基	H27.10.28	0.44	0.44	4.8		越谷市
64	新方川	昭和橋	基	H27.4.23	2.2	2.4	—		
				H27.7.31	2.9		—		
				H27.10.28	1.1		9.2		
				H28.1.28	3.3		—		
65	大落古利根川	ふれあい橋	基	H27.4.23	1.4	2.2	—		
				H27.7.31	0.52		—		
				H27.10.28	0.48		3.1		
				H28.1.28	6.3		—		
68	新河岸川	笹目橋	基	H27.10.29	0.081	0.081	1.7	埼玉県	
69		いろは橋	基	H27.10.29	0.098	0.098	17		
70		旭橋		H27.10.1	0.12	0.12	1.4		川越市
74	柳瀬川	栄橋	基	H27.10.29	0.030	0.030	0.26	埼玉県	
77	不老川	不老橋	基	H27.10.1	0.050	0.050	1.6	川越市	
79	利根川	栗橋	基	H27.10.15	0.092	0.092	0.24	国土交通省	
88	小山川	新明橋	基	H27.10.27	0.084	0.084	0.27	埼玉県	
92	元小山川	県道本庄妻沼線交差点	基	H27.10.27	0.23	0.23	—	埼玉県	
93	神流川	神流川橋	基	H27.10.2	0.068	0.068	0.24	国土交通省	
A		綾瀬川橋		H27.4.23	1.5	1.5	—	越谷市	
				H27.7.31	2.1		—		
				H27.10.28	0.99		2.4		
				H28.1.28	1.3		—		
C	綾瀬川	新箕子橋		H27.10.13	0.53	0.32	13		さいたま市
				H28.1.26	0.10		—		
D		関橋		H27.10.28	0.26	0.26	5.8		埼玉県
E		上綾瀬橋		H27.4.10	0.32	1.0	—		
				H27.7.31	3.0		—		
				H27.10.28	0.65		—		
				H28.1.27	0.056		—		
F	古綾瀬川	松江新橋		H27.4.10	0.98	0.96	—		
				H27.7.31	1.7		—		
				H27.10.28	0.98		90		
				H28.1.27	0.16		—		

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関
					河川水 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]	
					測定値	年平均値		
G	古綾瀬川	弁天橋		H27.4.10	0.39	0.76	—	埼玉県
				H27.7.31	1.3		—	
				H27.10.28	0.57		72	
				H28.1.27	0.78		—	
H	柳瀬川	清柳橋		H27.10.29	0.036	0.036	0.27	所沢市
I	不老川	金井沢橋		H27.10.29	0.045	0.045	2.0	
L1	神流川	下久保ダム貯水池(神流湖)		H27.10.1	0.067	0.067	1.6	水資源機構

注1) No.欄の数字は、平成27年度公共用水域水質測定計画の測定地点番号です。

アルファベットは、同測定計画にない地点であることを示します。

注2) 備考欄の「基」は、環境基準点であることを示しています。

#### ウ 地下水常時監視結果（平成27年度）

環境基準：1 [pg-TEQ/L]以下

No.	調査機関	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/L]
1	埼玉県	飯能市	岩淵	H27.9.30	0.019
2		加須市	中種足	H27.9.29	0.016
3		加須市	大越	H27.9.29	0.016
4		深谷市	永田	H27.10.9	0.016
5		上尾市	平方領々家	H27.10.2	0.016
6		越生町	大満	H27.9.24	0.016
7		杉戸町	本郷	H27.9.4	0.017
8	さいたま市	さいたま市	見沼区島町	H27.9.25	0.012
9	川越市	川越市	笠幡	H27.10.8	0.013
10	川口市	川口市	八幡木	H27.5.27	0.059
11	所沢市	所沢市	下安松	H27.11.17	0.015
12	越谷市	越谷市	新川町	H27.11.18	0.017

#### エ 土壌常時監視結果（平成27年度）

(ア) 一般環境把握調査

環境基準：1,000 [pg-TEQ/g]以下

No.	調査機関	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
1	さいたま市	さいたま市	西区三橋	H27.10.26	1.1
2	川越市	川越市	大字鯨井	H27.12.17	0.0038
3			大字今福	H27.12.17	0.51
4	川口市	川口市	北原台	H27.12.18	34
5			上青木西	H27.12.18	0.0089
6			安行出羽	H27.12.18	0.12
7	行田市	行田市	馬見塚	H27.8.21	2.4
8			棚田町	H27.8.21	1.8
9			埼玉	H27.8.21	15
10	所沢市	所沢市	林	H27.11.26	14
11			三ヶ島	H27.11.26	4.2
12	飯能市	飯能市	山手町	H27.11.30	0.02
13			双柳	H27.11.30	2.1
14			平戸	H27.11.30	0.26
15			美杉台	H27.11.30	0.38
16			原市場	H27.11.30	0.78
17	本庄市	本庄市	児玉町金屋	H27.11.19	1.7

No.	調査機関	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
18	羽生市	羽生市	上岩瀬	H27.9.22	0.58
19			下手子林	H27.9.22	0.057
20			弥勒	H27.9.22	6
21			上新郷	H27.9.22	0.089
22	戸田市	戸田市	上戸田	H28.1.15	22
23			笹目北町	H28.1.15	41
24	三郷市	三郷市	鷹野	H27.10.6	8.3
25			彦成	H27.10.6	1.8
26			さつき平	H27.10.6	0.011
27	坂戸市	坂戸市	石井	H27.8.20	12
28			新堀	H27.8.20	5.3
29	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	新町	H28.1.7	4.3
30	ふじみ野市	ふじみ野市	西原	H28.2.5	1.5
31			鶴ヶ岡	H28.2.5	3.9
32			苗間	H28.2.5	1.1
33			大井武蔵野	H28.2.5	17

## (イ) 発生源周辺状況調査

環境基準：1,000[pg-TEQ/g]以下

No.	調査機関	調査地点		採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
1	埼玉県	桶川市	赤堀	H27.9.28	5.0
2			大字小針領家	H27.9.28	3.7
3			大字小針領家	H27.9.28	6.1
4			大字小針領家	H27.9.28	9.5
5		倉田	H27.9.28	100	
6		久喜市	菖蒲町下栢間	H27.9.28	5.9
7			菖蒲町下栢間	H27.9.28	8.7
8		伊奈町	内宿	H27.9.28	0.90
9			西小針	H27.9.28	0.64

# 4 水質関係

## (1) 生活環境の保全に関する環境基準

### ア 河川(湖沼を除く)

#### (ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2 mg/L以上	—
該当 水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域					
備考	基準値は、日間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる。)					

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

#### (イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール <sup>※1</sup>	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩 (LAS) <sup>※2</sup>	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
備考	基準値は、年間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる。)				
	※1 ノニルフェノールは、平成24年8月22日環境省告示第127号により追加。				
	※2 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) は、平成25年3月27日環境省告示第30号により追加。				



イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万㎡以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上ある人工湖）  
（ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	15mg/L以下	5 mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L以上	—
該当 水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域					
備考	水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。					

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	全公共用水域のうち、 水域類型ごとに指定する 水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産2種 及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1mg/L以下	
備考	1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェ ノール※1	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩(LAS※2)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
備考 基準値は、年間平均値とする。 ※1 ノニルフェノールは、平成24年8月22日環境省告示第127号により追加。 ※2 LASは、平成25年3月27日環境省告示第30号により追加。					

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適用性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
備考 基準値は年間平均値とする。 ※ 底層溶存酸素量は、平成28年3月30日環境省告示第37号により追加。 ※ 平成28年3月31日時点で、埼玉県内で類型指定されている水域は無い。			

(2) 地点別BOD75%値と環境基準達成率の推移(過去5年間)

○：環境基準達成 ×：環境基準非達成

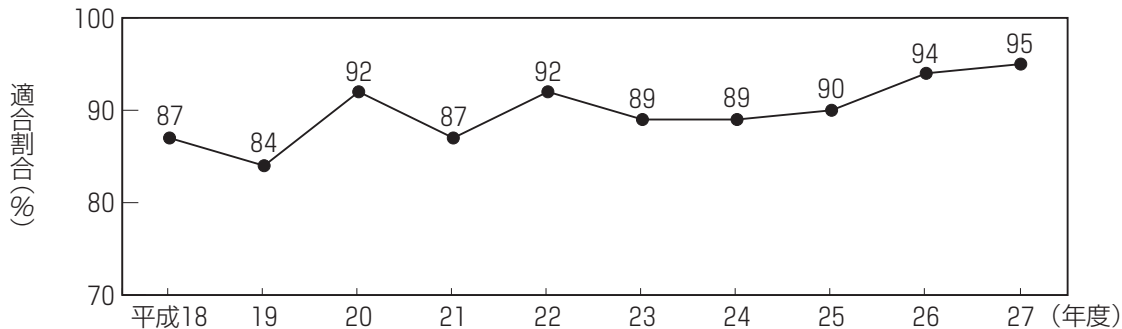
水域名	番号	基準点	地点名	類型	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
					値	達成率	値	達成率	値	達成率	値	達成率	値	達成率
荒川下流(1)	1	○	笹目橋	C	4.4	○	4.9	○	6.4	×	3.3	○	3.8	○
	3	○	治水橋※3	A	1.1	○	1.5	○	1.7	○	1.6	○	0.9	○
荒川中流	4	○	開平橋※3	A	1.0	○	1.2	○	1.4	○	1.0	○	1.0	○
	6	○	久下橋※3	A	0.9	○	1.1	○	1.4	○	1.1	○	0.8	○
荒川上流(2)	7	○	正喜橋	A	0.6	○	0.9	○	0.9	○	0.8	○	<0.5	○
	8	○	親鼻橋	A	0.8	○	0.8	○	0.8	○	0.7	○	0.6	○
荒川上流(1)	9	○	中津川合流点前	AA	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○
芝川	10	○	八丁橋※4	D	4.9	○	5.3	○	4.3	○	3.3	○	3.9	○
	12	○	山王橋※4	D	5.7	○	4.9	○	4.0	○	2.0	○	2.8	○
鴨川	18	○	中土手橋	C	4.4	○	5.6	×	3.3	○	3.8	○	3.4	○
入間川下流	20	○	入間大橋※1	A	1.5	○	2.0	○	2.2	×	2.3	×	1.9	○
	21	○	落合橋※1	A	0.7	○	1.0	○	1.6	○	1.1	○	0.7	○
入間川上流	25	○	給食センター前	A	0.5	○	0.6	○	0.7	○	0.8	○	<0.5	○
越辺川下流	26	○	落合橋	B	1.9	○	2.9	○	2.3	○	2.5	○	2.4	○
越辺川上流	27	○	今川橋	A	0.9	○	0.9	○	1.1	○	1.2	○	0.7	○
都幾川	29	○	東松山橋	A	0.5	○	0.7	○	0.8	○	0.5	○	0.5	○
槻川	31	○	兜川合流点前	B	1.6	○	1.3	○	1.2	○	1.5	○	0.8	○
高麗川	33	○	高麗川大橋	A	<0.5	○	0.6	○	0.6	○	<0.5	○	<0.5	○
小畔川	35	○	とげ橋※1	B	2.2	○	1.9	○	3.1	×	1.8	○	1.1	○
霞川	36	○	大和橋※2	B	1.2	○	1.3	○	1.8	○	1.8	○	1.1	○
成木川	37	○	成木大橋	A	0.5	○	0.6	○	0.9	○	0.9	○	<0.5	○
市野川下流	38	○	徒歩橋	C	3.9	○	2.7	○	3.5	○	4.6	○	2.9	○
市野川上流	39	○	天神橋	B	2.0	○	1.9	○	2.7	○	3.5	×	1.8	○
和田吉野川	41	○	吉見橋	B	2.6	○	2.8	○	2.0	○	1.9	○	1.6	○
赤平川	42	○	赤平橋※1	AA	0.7	○	0.5	○	0.6	○	0.7	○	<0.5	○
横瀬川	43	○	原谷橋	A	1.1	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	0.9	○
中川中流	46	○	八条橋	C	3.5	○	3.4	○	2.9	○	2.4	○	1.8	○
中川上流	48	○	豊橋	C	3.8	○	2.9	○	3.4	○	3.5	○	2.3	○
綾瀬川下流	52	○	内匠橋	C	4.8	○	4.5	○	3.7	○	2.4	○	2.2	○
綾瀬川上流	55	○	啜瀬橋	C	3.4	○	—※6	—※6	—※6	—※6	2.8	○	2.7	○
古綾瀬川	57	○	綾瀬川合流点前※2	D	7.0	○	7.6	○	7.9	○	3.9	○	6.9	○
大場川	59	○	葛三橋※2	C	4.0	○	4.3	○	3.6	○	4.4	○	2.8	○
元荒川	60	○	中島橋	C	5.7	×	3.2	○	3.9	○	3.8	○	2.9	○
新方川	64	○	昭和橋	C	5.3	×	4.0	○	4.5	○	5.2	×	4.0	○
大落古利根川	65	○	ふれあい橋	C	4.0	○	3.9	○	5.3	×	3.5	○	4.0	○

水域名	番号	基準点	地点名	類型	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
					値	○	値	○	値	○	値	○	値	○
新河岸川	68	○	笹目橋※5	C	4.1	○	2.8	○	3.5	○	3.3	○	2.6	○
	69	○	いろは橋※5		2.2	○	2.1	○	2.3	○	2.3	○	1.4	○
白子川	71	○	三園橋※5	C	2.8	○	2.4	○	2.4	○	2.9	○	1.8	○
黒目川	72	○	東橋	C	1.7	○	1.2	○	1.1	○	1.5	○	0.9	○
柳瀬川	74	○	栄橋	C	3.3	○	1.5	○	2.8	○	3.5	○	3.3	○
不老川	77	○	不老橋※4	C	5.3	○	4.6	○	5.1	×	3.9	○	3.1	○
	79	○	栗橋		1.6		1.7		2.0		1.5		1.0	
利根川中流	80	○	利根大堰	A	1.0	○	1.2	○	1.1	○	0.9	○	0.8	○
	83	○	坂東大橋		1.5		1.3		0.9		1.0		0.9	
江戸川上流	84	○	流山橋	A	1.3	○	1.2	○	1.7	○	1.0	○	0.8	○
福川	87	○	昭和橋	B	5.3	×	7.3	×	5.0	×	3.3	×	2.4	○
小山川下流	88	○	新明橋	B	2.6	○	2.5	○	2.6	○	2.6	○	2.0	○
小山川上流	89	○	一の橋	A	2.2	×	2.0	○	2.0	○	2.6	×	1.3	○
唐沢川	91	○	森下橋※2	B	3.0	○	2.4	○	2.4	○	2.4	○	1.8	○
元小山川	92	○	県道本庄妻沼線交差点	B	5.6	×	5.5	×	4.4	×	4.0	×	3.8	×
神流川(3)	93	○	神流川橋	A	0.6	○	0.6	○	0.6	○	0.8	○	0.8	○
神流川(2)	94	○	藤武橋	A	0.6	○	0.8	○	0.7	○	0.8	○	0.9	○
環境基準達成数					39		40		36		38		43	
環境基準達成率(%)					89		91		82		86		98	

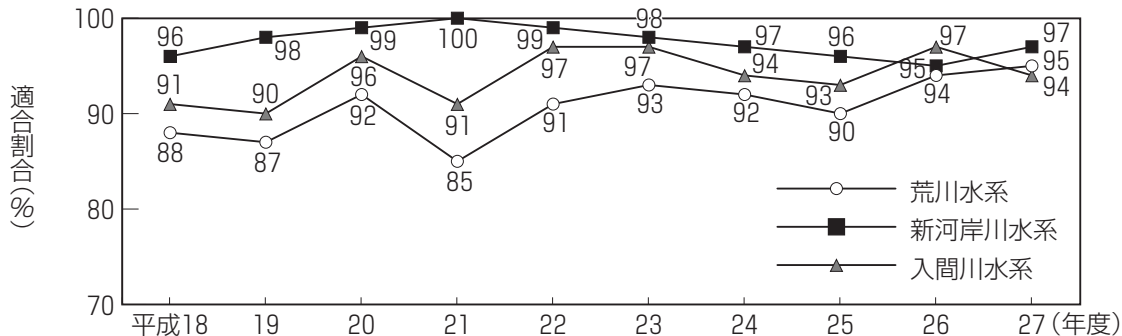
※1 平成17年4月12日の埼玉県告示により、赤平川はAA類型に、入間川下流はA類型に、小畔川はB類型に指定された。  
 ※2 平成18年3月24日の埼玉県告示により、霞川はB類型に、古綾瀬川はD類型に、大場川はC類型に、唐沢川はB類型に指定された。  
 ※3 平成21年3月31日の環境省告示により、荒川中流はB類型からA類型に指定された。  
 ※4 平成24年2月24日の埼玉県告示により、芝川はD類型に、不老川はC類型に指定された。  
 ※5 平成25年3月24日の埼玉県告示により、新河岸川と白子川はC類型に指定された。  
 ※6 礮橋は平成24年度及び25年度欠測。

(3) BOD環境基準適合割合の推移

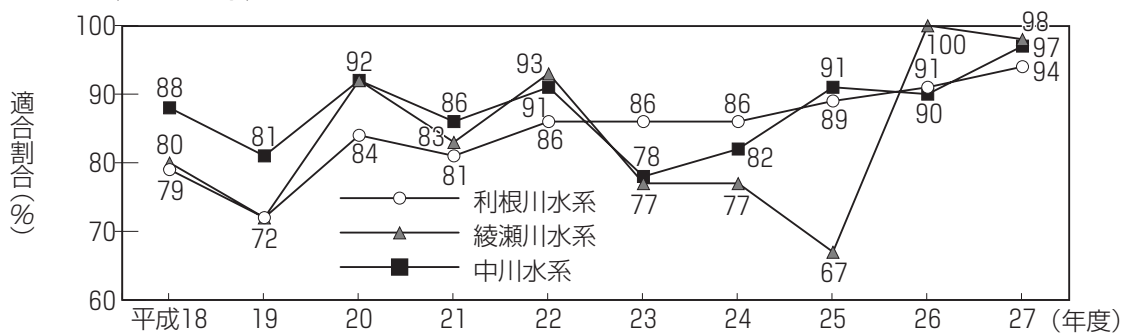
ア 環境基準適合割合(全県)



イ 水域別(荒川水系)



ウ 水域別(利根川水系)



## (4) 生活環境項目の地点別年度平均値(平成27年度)

## ア 河川

河川名	地点番号	環境基準 類型	基準 一般	生物	地点名	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS (mg/L)
荒川	1	C	生物B	○	笹目橋	7.6	3.3	6.5	6	7.7	7500	7.7	0.40	0.018	0.00009	0.0053
	2	A	生物B		秋ヶ瀬取水堰	7.9	1.1	3.2	5	10	5700	2.0	0.085	—	—	—
	3	A	生物B	○	治水橋	7.7	1.0	3.0	6	9.6	13000	2.2	0.097	0.006	<0.00006	0.0016
	4	A	生物B	○	開平橋	7.6	0.9	3.2	11	9.9	46000	2.0	0.10	0.007	<0.00006	0.0016
	5	A	生物B		御成橋	7.7	0.8	3.0	10	10	40000	1.9	0.080	—	—	—
	6	A	生物B	○	久下橋	8.0	0.8	2.5	4	10	9000	1.4	0.067	0.005	<0.00006	0.0009
	7	A	生物特B	○	正喜橋	8.0	0.6	2.0	2	10	3800	1.1	0.054	0.002	<0.00006	0.0009
	8	A	生物A	○	親鼻橋	8.5	0.6	1.9	1	11	2900	1.1	0.051	0.001	<0.00006	0.0009
	9	AA	生物A	○	中津川合流点前	8.0	<0.5	0.7	1	11	4700	0.41	0.013	0.002	<0.00006	<0.00006
芝川	10	D	生物B	○	八丁橋	7.5	3.4	6.0	22	6.6	3900	4.5	0.32	0.020	0.00009	0.027
	11	D	生物B		境橋	7.4	2.5	4.2	7	7.1	15000	3.9	0.26	0.035	0.00019	0.031
新芝川	12	D	生物B	○	山王橋	7.2	2.2	5.2	18	5.9	80000	5.3	0.28	0.015	<0.00006	0.011
藤右衛門川	13				論處橋	7.5	5.7	5.1	3	6.8	530000	5.1	0.23	0.012	<0.00006	0.061
	14				柳橋	7.4	2.4	4.0	11	5.5	70000	4.6	0.089	0.018	0.00056	0.057
菖蒲川	15				荒川合流点前	7.3	2.3	6.2	13	6.4	—	7.3	0.32	0.017	0.00014	0.0018
笹目川	16				笹目樋管	7.4	1.8	5.2	13	7.0	—	4.9	0.19	0.016	0.00009	0.0036
	17				市立浦和南高校脇	7.6	2.7	5.1	8	6.8	5900	4.2	0.30	0.018	0.00007	0.0098
鴨川	18	C	生物B	○	中土手橋	7.5	2.7	5.0	17	7.3	5600	3.5	0.21	0.023	0.00013	0.015
	19	C	生物B		加茂川橋	7.5	3.2	5.2	14	6.7	14000	5.0	0.32	0.042	0.00028	0.048
入間川	20	A	生物B	○	入間大橋	7.7	2.0	4.2	8	10	39000	3.7	0.19	0.007	<0.00006	0.0012
	21	A	生物B	○	落合橋	7.9	0.8	2.4	5	11	14000	2.8	0.10	0.004	<0.00006	0.0006
	22	A	生物B		初雁橋	8.2	1.0	2.6	4	10	3300	2.9	0.11	0.003	<0.00006	0.0023
	23	A	生物B		富士見橋	7.5	1.4	2.9	18	10	11000	3.4	0.17	0.007	<0.00006	0.0019
	24	A	生物B		豊水橋	7.5	1.7	2.8	2	10	15000	3.4	0.18	0.004	<0.00006	0.0025
25	A	生物A	○	給食センター前	8.2	0.5	1.7	1	11	11000	0.97	0.036	0.002	<0.00006	0.0006	
越辺川	26	B	生物B	○	落合橋	7.6	2.1	4.3	8	9.0	37000	4.4	0.26	0.009	<0.00006	0.0016
	27	A	生物B	○	今川橋	8.0	0.7	2.5	3	11	10000	3.3	0.26	0.005	<0.00006	0.0008
	28	A	生物A	○	山吹橋	8.1	0.8	2.3	2	10	14000	1.4	0.073	0.002	<0.00006	0.0071
都幾川	29	A	生物B	○	東松山橋	7.7	0.5	1.5	2	10	8900	1.4	0.038	0.002	<0.00006	0.0011
	30	A	生物A	○	明覚	8.0	0.6	1.7	2	11	28000	1.3	0.051	0.002	<0.00006	0.0041
槻川	31	B	生物B	○	兜川合流点前	8.2	0.7	2.3	2	11	18000	1.4	0.059	0.003	<0.00006	0.012
	32	B	生物A	○	大内沢川合流点前	8.4	0.5	1.7	1	11	25000	0.98	0.030	0.002	<0.00006	0.0015
高麗川	33	A	生物B	○	高麗川大橋	7.5	0.5	0.9	1	9.8	8300	2.2	0.034	0.003	<0.00006	<0.00006
	34	A	生物A	○	天神橋	8.3	<0.5	1.5	1	11	3100	1.0	0.033	0.001	<0.00006	0.0008
小畔川	35	B	生物B	○	とげ橋	7.9	1.6	5.4	15	10	42000	4.9	0.49	0.017	<0.00006	0.0068
霞川	36	B	生物B	○	大和橋	8.2	0.9	3.3	4	11	51000	4.5	0.13	0.010	0.00006	0.0044
成木川	37	A	生物A	○	成木大橋	8.2	0.5	2.0	1	10	6800	1.3	0.047	0.002	<0.00006	0.0008
市野川	38	C	生物B	○	徒歩橋	8.0	2.8	6.5	11	10	—	3.5	0.23	0.015	0.00006	0.0034
	39	B	生物B	○	天神橋	8.6	1.6	5.7	6	12	32000	1.9	0.35	0.020	0.00006	0.016
滑川	40				八幡橋	8.3	2.9	6.6	6	11	190000	3.5	0.34	0.014	0.00007	0.010
和田吉野川	41	B	生物B	○	吉見橋	7.6	1.7	4.0	18	8.2	5300	2.9	0.19	0.011	<0.00006	0.0075
赤平川	42	AA	生物A	○	赤平橋	8.3	0.5	1.7	1	11	10000	1.2	0.051	0.002	<0.00006	0.0016
横瀬川	43	A	生物A	○	原谷橋	8.6	0.7	2.2	1	11	14000	1.7	0.074	0.002	<0.00006	0.0066
中津川	44				落合橋	8.1	0.5	1.5	1	11	870	0.69	0.011	0.002	<0.00006	<0.00006
中川	45	C	生物B		潮止橋	7.4	1.8	6.2	16	7.8	—	3.8	0.23	0.019	—	—
	46	C	生物B	○	八条橋	7.4	1.7	5.1	20	8.2	—	2.9	0.16	0.011	0.00006	0.0082
	47	C	生物B		弥生橋	7.4	1.5	5.7	18	7.5	—	2.4	0.16	0.013	—	—
	48	C	生物B	○	豊橋	7.4	2.0	5.8	24	6.5	—	2.6	0.19	0.012	0.00007	0.012
	49	C	生物B		松富橋	7.4	1.7	5.3	25	7.9	34000	2.5	0.19	0.012	0.00007	0.0089
	50	C	生物B		行幸橋	7.5	2.1	5.3	16	7.6	—	3.0	0.21	0.014	0.00006	0.0093
	51	C	生物B		道橋	7.4	4.9	6.9	17	7.7	—	3.0	0.23	0.016	0.00008	0.0080



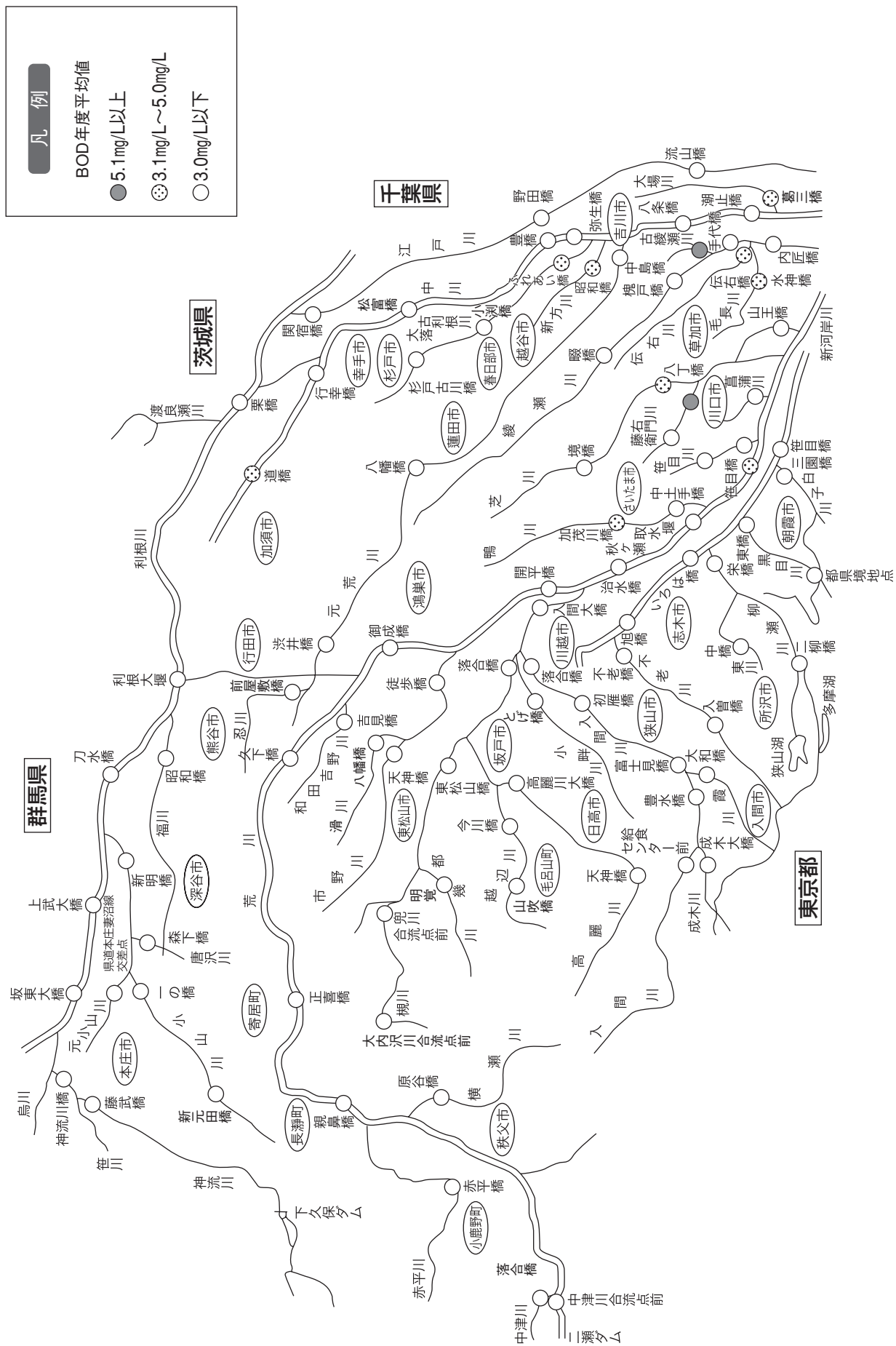
河川名	地点番号	環境基準 類型	基準点 一般生物	地点名	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS (mg/L)	
綾瀬川	52	C	生物B	○	内匠橋	7.3	1.7	5.8	17	5.7	—	3.4	0.17	0.016	0.00021	0.011
	53	C	生物B		手代橋	7.4	2.3	6.7	15	6.1	—	3.3	0.20	0.024	—	—
	54	C	生物B		槐戸橋	7.4	1.8	5.5	13	7.1	—	3.5	0.20	0.013	—	—
	55	C	生物B	○	曙橋	7.6	2.1	4.9	16	8.3	28000	3.6	0.18	0.011	0.00007	0.017
伝右川	56				伝右橋	7.4	3.2	5.6	13	5.5	9000	3.3	0.64	0.017	—	—
古綾瀬川	57	D	生物B	○	綾瀬川合流点前	7.2	6.1	11	17	5.3	—	3.7	0.26	0.064	0.00016	0.039
毛長川	58				水神橋	7.4	3.3	5.9	18	5.7	8900	3.6	0.22	0.017	—	—
大場川	59	C	生物B	○	葛三橋	7.4	2.6	6.5	15	6.5	—	3.5	0.23	0.019	0.00015	0.013
元荒川	60	C	生物B	○	中島橋	7.7	2.5	4.0	8	9.0	1900	3.6	0.18	0.014	<0.00006	0.0023
	61	C	生物B		八幡橋	7.4	1.5	4.6	16	9.1	37000	3.2	0.26	0.013	0.00006	0.0028
	62	C	生物B		渋井橋	7.5	1.8	4.0	11	8.3	100000	2.1	0.18	0.011	0.00006	0.013
忍川	63				前屋敷橋	7.5	1.8	4.4	19	8.4	130000	2.3	0.20	0.011	0.00006	0.014
新方川	64	C	生物B	○	昭和橋	7.5	3.3	4.9	15	7.4	9900	3.7	0.20	0.019	0.00008	0.0080
大落古利根川	65	C	生物B	○	ふれあい橋	7.5	3.2	4.3	10	8.6	3100	3.8	0.14	0.017	<0.00006	0.0056
	66	C	生物B		小淵橋	7.4	2.3	4.8	12	7.9	24000	3.9	0.17	0.011	0.00006	0.0077
	67	C	生物B		杉戸古川橋	7.4	2.7	5.3	15	7.4	—	4.7	0.23	0.013	0.00006	0.011
新河岸川	68	C	生物B	○	笹目橋	7.1	2.3	6.0	8	7.5	40000	7.6	0.42	0.024	0.00006	0.0023
	69	C	生物B	○	いろは橋	7.1	1.2	3.6	11	7.2	210000	7.3	0.14	0.014	0.00006	0.0060
	70	C	生物B		旭橋	7.0	1.0	3.0	6	7.8	64000	6.8	0.13	0.013	0.00007	0.0067
白子川	71	C	生物B	○	三園橋	7.2	1.6	4.7	3	7.6	96000	7.7	0.31	0.016	0.00006	0.0047
黒目川	72	C	生物B	○	東橋	7.8	1.0	2.5	8	11	55000	5.8	0.059	0.014	0.00006	0.0061
	73	C	生物B		都県境地点	7.5	0.8	2.1	5	10	41000	5.3	0.025	0.005	<0.00006	0.0016
柳瀬川	74	C	生物B	○	栄橋	7.2	2.9	6.3	5	8.3	62000	7.5	0.32	0.023	0.00007	0.0021
	75	C	生物B		二柳橋	8.0	1.2	2.4	2	11	—	3.2	0.085	0.005	<0.00006	0.0015
東川	76				中橋	7.8	1.4	3.8	2	11	4800	5.2	0.16	0.008	<0.00006	0.0026
不老川	77	C	生物B	○	不老橋	8.0	2.2	5.6	4	11	83000	7.8	0.24	0.016	<0.00006	0.027
	78	C	生物B		入曽橋	7.3	2.9	6.8	2	8.9	—	8.4	0.20	0.032	<0.00006	0.010
利根川	79	A	生物B	○	栗橋	7.5	0.9	3.2	12	9.6	7900	2.2	0.12	0.007	0.00006	0.0013
	80	A	生物B	○	利根大堰	7.5	0.8	2.6	6	10	9800	2.3	0.098	0.005	0.00006	0.0017
	81	A	生物B		刀水橋	7.5	1.0	2.9	10	10	13000	2.2	0.10	0.010	—	—
	82	A	生物B		上武大橋	7.5	0.8	2.6	9	11	5800	1.8	0.072	0.006	—	—
	83	A	生物B	○	坂東大橋	7.4	0.8	2.6	10	10	3600	1.6	0.075	0.006	0.00006	0.0011
江戸川	84	A	生物B	○	流山橋	7.6	0.8	3.2	20	9.7	55000	2.2	0.097	0.007	<0.00006	0.0015
	85	A	生物B		野田橋	7.6	0.8	3.2	18	10	27000	2.1	0.10	0.007	—	—
	86	A	生物B		関宿橋	7.5	0.7	3.0	15	9.7	21000	2.0	0.093	0.005	—	—
福川	87	B	生物B	○	昭和橋	7.4	3.0	4.0	6	7.2	200000	6.2	0.26	0.010	0.00006	0.0080
小山川	88	B	生物B	○	新明橋	8.0	1.5	4.3	10	11	63000	3.8	0.19	0.010	0.00006	0.0060
	89	A	生物B	○	一の橋	8.2	1.2	4.3	7	10	36000	3.3	0.15	0.006	0.00006	0.0025
	90	A	生物A	○	新元田橋	8.4	0.6	2.1	2	10	14000	1.2	0.036	0.001	0.00006	0.0036
唐沢川	91	B	生物B	○	森下橋	8.3	1.8	4.3	8	10	100000	3.7	0.23	0.008	<0.00006	0.019
元小山川	92	B	生物B	○	県道本庄妻沼線交差点	7.5	2.9	6.4	14	7.2	310000	8.2	0.49	0.035	0.00014	0.046
神流川	93	A	生物A	○	神流川橋	7.9	0.7	1.9	5	9.7	4200	1.2	0.028	0.002	0.00006	<0.0006
	94	A	生物A	○	藤武橋	7.9	0.8	2.0	5	9.8	3000	1.1	0.030	0.002	0.00006	0.0006
平均						7.7	1.7	4.0	9	9.0	44000	3.4	0.17	0.012	0.00008	0.0089

## イ 湖沼

河川名	地点番号	環境基準 類型	基準点 一般生物	地点名	pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS (mg/L)	
下久保ダム貯水池	L1	湖沼AⅢ	湖沼生物A	○	湖心	7.7	1.5	2	8.2	110	0.87	0.008	0.001	<0.00006	<0.0006
二瀬ダム貯水池	L2	湖沼AⅢ	湖沼生物A	○	湖心	7.7	1.4	3	7.5	75	0.43	0.008	0.003	0.00007	0.0007
荒貯水池	L3	湖沼AⅢ		○	湖心	7.7	4.3	3	7.8	—	0.58	0.024	0.005	—	—
平均						7.7	2.4	3	7.8	93	0.63	0.013	0.003	0.00007	0.0007



(5) 河川水質状況 (平成27年度)



(6) BODの値からみた主要河川の地点別汚濁状況

ア BOD年度平均値の低い10地点

順位	河川名	地点名(所在地)	BOD年度平均値 (mg/L)		
			27年度	26年度	25年度
1	荒川	中津川合流点前(秩父市)	<0.5	① 0.5	① <0.5
	高麗川	天神橋(日高市)	<0.5	⑪ 0.8	② 0.6
3	入間川	給食センター前(飯能市)	0.5	⑪ 0.8	② 0.6
	都幾川	東松山橋(東松山市)	0.5	③ 0.6	⑨ 0.7
	槻川	大内沢川合流点前(東秩父村)	0.5	⑪ 0.8	⑨ 0.7
	高麗川	高麗川大橋(坂戸市)	0.5	① 0.5	② 0.6
	成木川	成木大橋(飯能市)	0.5	⑫ 0.9	⑬ 0.8
	赤平川	赤平橋(小鹿野町)	0.5	③ 0.6	② 0.6
10	中津川	落合橋(秩父市)	0.5	⑤ 0.7	② 0.6
	荒川	正喜橋(寄居町)	0.6	⑤ 0.7	⑬ 0.8
	荒川	親鼻橋(皆野町)	0.6	⑤ 0.7	⑨ 0.7
	都幾川	明覚(ときがわ町)	0.6	⑪ 0.8	⑬ 0.8
	小山川	新元田橋(本庄市)	0.6	⑭ 1.1	⑨ 0.7

イ BOD年度平均値の高い10地点

順位	河川名	地点名(所在地)	BOD年度平均値 (mg/L)		
			27年度	26年度	25年度
1	古綾瀬川	綾瀬川合流点前(草加市)	6.1	④ 4.0	② 6.5
2	藤右衛門川	論處橋(川口市)	5.7	① 7.0	③ 4.8
3	中川	道橋(加須市)	4.9	⑨ 3.4	⑮ 2.6
4	芝川	八丁橋(さいたま市緑区)	3.4	⑭ 2.7	⑧ 3.9
5	荒川	笹目橋(戸田市)	3.3	⑪ 3.2	① 6.9
	新方川	昭和橋(越谷市)	3.3	⑦ 3.6	⑥ 4.0
	毛長川	水神橋(草加市・足立区)	3.3	⑱ 2.9	⑪ 3.6
8	大落古利根川	ふれあい橋(松伏町・越谷市)	3.2	⑨ 3.4	⑪ 3.6
	鴨川	加茂川橋(さいたま市大宮区・西区)	3.2	⑳ 2.5	④ 4.5
	伝右川	伝右橋(草加市・足立区)	3.2	㉒ 2.4	⑰ 3.4

(注) 丸文字は各年度の順位

(7) 湖沼水質調査結果(平成27年度)

【夏季】

湖沼名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(℃)	水温(℃)	全水深(m)	透明度(m)	色相	濁り	pH	DO(mg/L)
玉淀湖	H27.8.31	13:30	曇り	22.0	21.0	11.50	1.50	淡白色透	無し	8.1	8.5
円良田湖	H27.8.31	12:40	曇り	22.5	24.0	13.67	1.56	淡緑色透	無し	7.5	6.5
間瀬湖	H27.8.31	10:35	曇り	22.5	24.5	16.24	3.14	無色	無し	7.6	7.1
鎌北湖	H27.9.1	13:15	曇り	23.0	22.7	9.65	3.20	無色	無し	7.4	6.4
宮沢湖	H27.9.1	10:45	雨	22.5	22.5	7.60	2.30	淡黄緑色	無し	8.5	9.2
柴山沼	H27.8.24	10:50	晴れ	27.0	26.9	4.68	1.05	淡黄色	無し	7.2	7.3
山ノ神沼	H27.8.24	11:45	晴れ	27.1	27.1	1.40	0.38	黄緑色	有り	7.8	7.5
湖沼名	COD(mg/L)	SS(mg/L)	導電率(mS/m)	全窒素(mg/L)	アンモニア性窒素(mg/L)	亜硝酸性窒素(mg/L)	硝酸性窒素(mg/L)	有機性窒素(mg/L)	全りん(mg/L)	りん酸性りん(mg/L)	クロロフィルa(μg/L)
玉淀湖	2.3	4	14	1.0	<0.1	0.006	0.90	0.05	0.039	0.02	3
円良田湖	4.9	2	13	0.96	0.1	0.016	0.58	0.22	0.022	<0.01	16
間瀬湖	3.9	2	10	1.3	0.1	0.012	1.0	0.17	0.021	<0.01	20
鎌北湖	3.1	1	11	1.4	<0.1	0.015	1.1	0.15	0.023	<0.01	14
宮沢湖	2.9	2	12	0.96	<0.1	0.013	0.72	0.15	0.026	<0.01	16
柴山沼	5.0	6	21	1.2	<0.1	0.008	0.84	0.33	0.044	<0.01	65
山ノ神沼	12	35	22	2.2	0.2	0.043	0.56	1.3	0.18	0.01	160

※ 各湖沼とも表層水(水面下0.5m)を採取した。

## 【 冬 季 】

湖沼名	採取年月日	採取時刻	天候	気温(℃)	水温(℃)	全水深(m)	透明度(m)	色相	濁り	pH	DO(mg/L)
玉 淀 湖	H28.2.25	13:29	晴れ	6.2	7.2	14.90	5.50	無色	無し	8.0	12
円 良 田 湖	H28.2.25	12:36	晴れ	5.2	6.1	13.89	1.95	淡緑色透	無し	7.9	11
間 瀬 湖	H28.2.25	10:54	晴れ	3.4	5.5	16.74	2.75	淡緑色透	無し	7.8	12
鎌 北 湖	H28.2.24	13:17	曇り	5.5	4.9	9.20	2.30	淡緑色透	無し	7.8	12
宮 沢 湖	H28.2.24	10:50	曇り	6.0	6.5	7.85	1.65	淡黄緑色透	無し	7.8	12
柴 山 沼	H28.2.23	10:50	曇り	7.9	7.8	3.39	0.81	淡緑色濁	有り	8.1	11
山ノ神沼	H28.2.23	11:54	曇り	8.0	8.2	1.05	0.22	緑褐色濁	有り	9.2	13
湖沼名	COD(mg/L)	SS(mg/L)	導電率(mS/m)	全窒素(mg/L)	アンモニア性窒素(mg/L)	亜硝酸性窒素(mg/L)	硝酸性窒素(mg/L)	有機性窒素(mg/L)	全りん(mg/L)	りん酸性りん(mg/L)	クロロフィルa(μg/L)
玉 淀 湖	2.1	<1	16	1.2	<0.1	0.019	1.3	0.04	0.038	0.03	1
円 良 田 湖	4.0	2	14	0.64	<0.1	0.008	0.98	0.23	0.020	<0.01	14
間 瀬 湖	2.9	1	10	0.99	<0.1	0.006	1.1	0.15	0.012	<0.01	9
鎌 北 湖	3.3	3	12	0.95	<0.1	0.008	1.1	0.19	0.018	<0.01	22
宮 沢 湖	5.7	4	13	0.33	0.1	0.006	0.84	0.34	0.025	<0.01	45
柴 山 沼	4.4	7	25	1.1	<0.1	0.010	1.5	0.26	0.033	<0.01	18
山ノ神沼	16	31	20	2.4	<0.1	0.038	4.5	2.0	0.18	<0.01	140

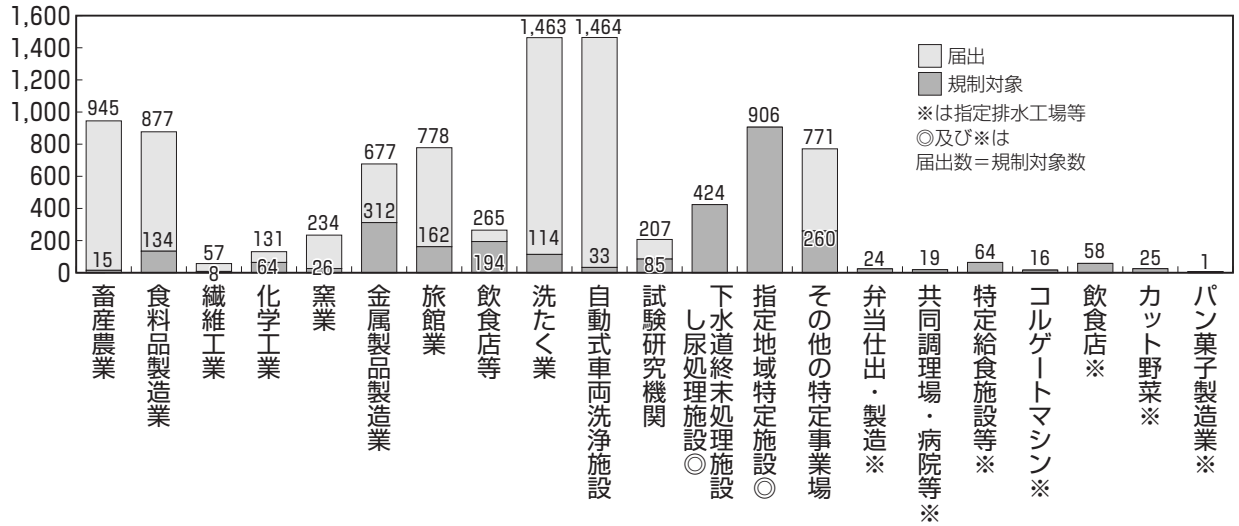
※ 各湖沼とも表層水(水面下0.5m)を採取した。

## (8) 県全域水質汚濁発生源総括表(平成26年度)

区 分	基礎データ (フレーム)	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	BOD負荷量 (kg/日)				
			構成比(%)	前年度比(kg/日)			
生活系	下 水 処 理 場	5,545 千人	1,548,583	6,015	8.3	▲965	
	合併処理浄化槽(501人槽以上)	110 ♪	37,550	191	0.3	▲129	
	合併処理浄化槽(201~500人槽)	29 ♪	7,641	246	0.3	▲61	
	合併処理浄化槽(200人槽以下)	692 ♪	193,673	10,375	14.3	▲201	
	単独処理浄化槽(501人槽以上)	0 ♪	0	0	0.0	0	
	単独処理浄化槽(201~500人槽)	0.2 ♪	17	1	0.0	0	
	単独処理浄化槽(200人槽以下)	792 ♪	68,082	3,602	5.0	▲158	
	し 尿 処 理 場	135 ♪	4,863	6	0.0	▲7	
	そ の 他	4 ♪	0	0	0.0	0	
	雑 排 水	931 ♪	180,608	34,446	47.4	▲1,515	
小 計	7,307 ♪	2,041,017	54,882	75.6	▲3,036		
産業系	下 水 処 理 場	27 件	182,224	721	1.0	▲99	
	規 制 対 象 事 業 場	2,127 ♪	255,363	2,668	3.7	▲672	
	そ の 他 事 業 場	12,083 ♪	64,352	5,685	7.8	▲883	
	小 計	14,237 ♪	501,939	9,074	12.5	▲1,654	
畜産系	下 水 処 理 場	27 件	0	0	0.0	0	
	規 制 対 象 畜 舎	4 百頭	82	5	0.0	▲15	
	そ の 他 の 畜 舎	牛	298 ♪	2,685	1,910	2.6	▲140
		豚	1,012 ♪	1,366	2,023	2.8	▲12
		馬	12 ♪	107	76	0.1	11
小 計 ( 全 飼 育 頭 数 )	1,326 ♪	4,240	4,014	5.5	▲156		
その他系	下 水 処 理 場	27 件	252,881	1,050	1.4	126	
	山 林	121,259 ha	—	1,021	1.4	492	
	水 田	35,842 ♪	—	315	0.4	▲52	
	そ の 他	222,666 ♪	—	2,227	3.2	▲526	
	小 計	379,767 ♪	252,881	4,613	6.4	40	
合 計	—	2,800,077	72,583	100	▲4,806		

※ 「排水量」及び「BOD負荷量」は「基礎データ」を基に計算。

(9) 特定事業場・指定排水工場等の業種内容 (平成27年度・政令市等を含む)



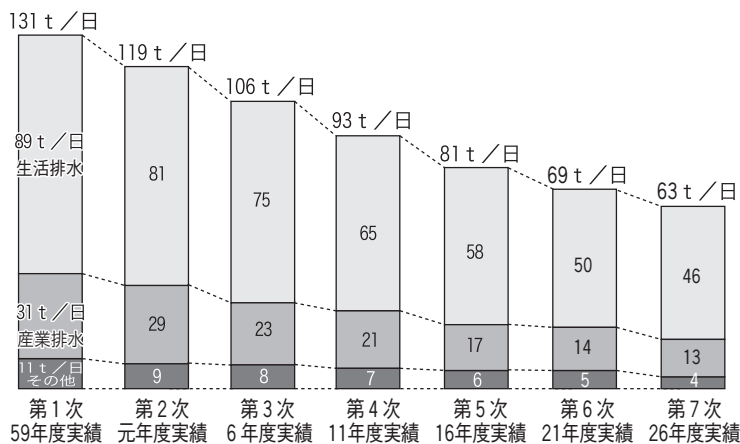
(10) 埼玉県における総量規制

① 指定地域 (太線枠内) (平成28年4月1日現在)

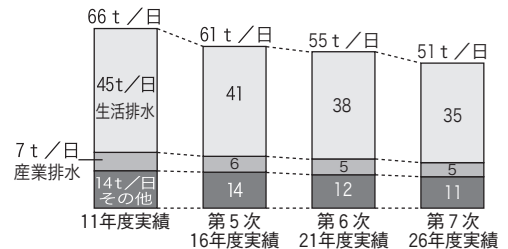
全域が指定地域となる市町村	(52)
一部が指定地域となる市町 (熊谷市、行田市、秩父市、加須市、深谷市、 皆野町、美里町、寄居町)	(8)
全部が指定地域から除外される市町 (本庄市、神川町、上里町)	(3)



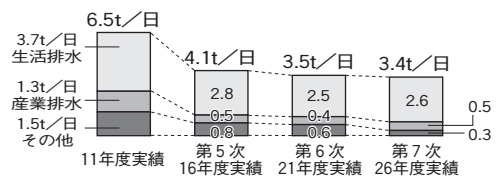
② 化学的酸素要求量



③ 窒素含有量



④ リン含有量



## (11) 排水基準超過に対する行政措置状況（平成27年度）

	立入検査 件数	排水検査 検査数	排水基準 超過件数	行政処 分			
				一時停止命令	改善命令	改善勧告	注 意
県	1,439	1,020	65 (6.4%)	0	0	18 (1.8%)	47 (4.6%)
政令市等	1,122	1,060	141 (13.3%)	0	0	10 (0.9%)	131 (12.4%)
合 計	2,561	2,080	206 (9.9%)	0	0	28 (1.3%)	178 (8.6%)

※ ( ) 内は排水検査件数に対する同欄件数の割合

## (12) 生活排水対策重点地域の指定状況（平成28年4月1日現在）

流 域 名	関連流域市町村	生活排水対策重点 地域指定年月日	生活排水対策推進 計画策定年月	生活排水対策推進 協議会設置年月
不老川流域	川越市、所沢市、 狭山市、入間市	平成3年8月9日	第1次 平成4年3月 第2次 平成19年3月	平成5年4月
元小山川流域	本庄市、上里町	平成4年7月6日	平成5年3月	平成5年10月
中川上流域	加須市、羽生市、 久喜市	平成6年3月10日	平成7年3月	平成8年3月
赤平川流域	秩父市、小鹿野町	平成12年9月6日	平成14年3月	平成14年11月
荒川上流域	秩父市、横瀬町、 皆野町、長瀬町	平成14年2月18日	平成15年3月	平成15年11月
槻川・都幾川 上流域	嵐山町、小川町、 ときがわ町、東秩父村	平成14年12月19日	平成16年3月	平成17年2月

## (13) 浄化槽設置基数及び浄化槽整備事業の推移

	浄化槽設置基数			浄化槽整備事業（県費補助）		
	総設置基数 （基）	うち合併処理 浄化槽（基）	合併処理浄化 槽の割合（%）	市町村数	補助基数（基）	補 助 額 （千円）
18年度	688,118	184,498	26.8	52	2,744	208,796
19年度	616,351	180,902	29.4	53	2,497	214,034
20年度	613,098	189,001	30.8	53	2,365	171,422
21年度	611,574	196,675	32.2	46	2,080	153,683
22年度	566,469	199,383	35.2	44	1,970	146,689
23年度	551,317	210,893	38.3	45	894	285,529
24年度	526,841	206,702	39.2	47	1,213	435,796
25年度	527,666	214,290	40.6	49*	1,240	430,921
26年度	525,960	219,782	41.8	48*	1,088	378,272
27年度	508,794	223,200	43.9	46	1,170	419,063

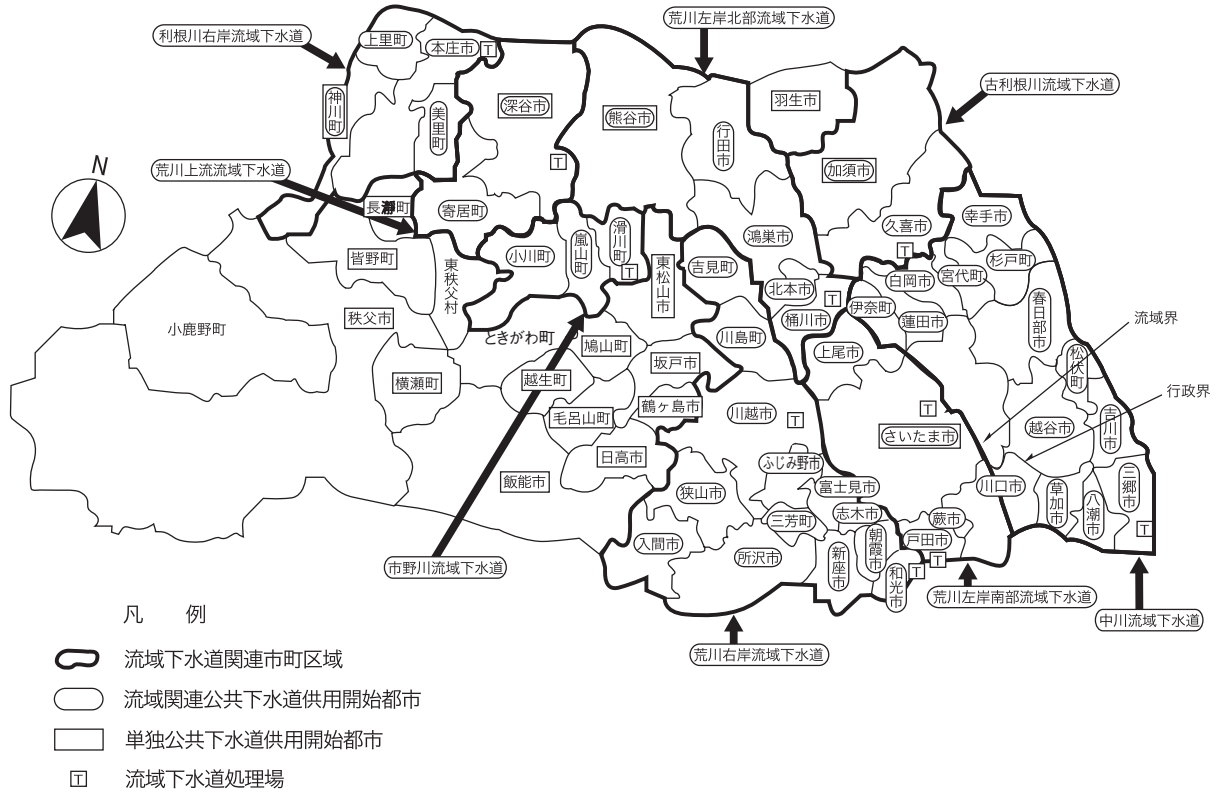
※ 皆野・長瀬上下水道組合含む

## (14) 下水道普及状況

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
整備 状況	処理人口（万人）	496	501	511	518	526	533	542	548	553	567	573	579	584
	処理面積（k㎡）	575	586	599	608	622	633	644	654	665	673	679	688	694
処理人口普及率（%）		71.0	71.6	72.9	73.5	74.5	75.2	76.1	76.7	77.4	77.9	78.6	79.2	79.7
処理面積整備率（%）		15.1	15.4	15.8	16.0	16.4	16.7	16.9	17.2	17.5	17.7	17.9	18.1	18.3



(15) 埼玉県流域下水道・公共下水道計画現況（平成28年4月1日現在）



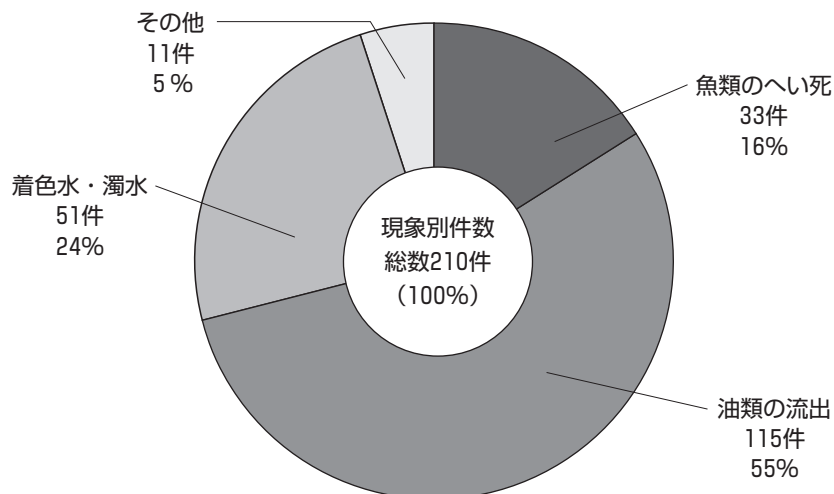
(注1) 単独公共下水道は、一部事務組合が事業主体となる下水道を含む。  
 (坂戸・鶴ヶ島下水道組合、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合及び皆野・長瀬下水道組合の3組合)

(16) 流域下水道の計画と現況（平成28年4月1日現在）

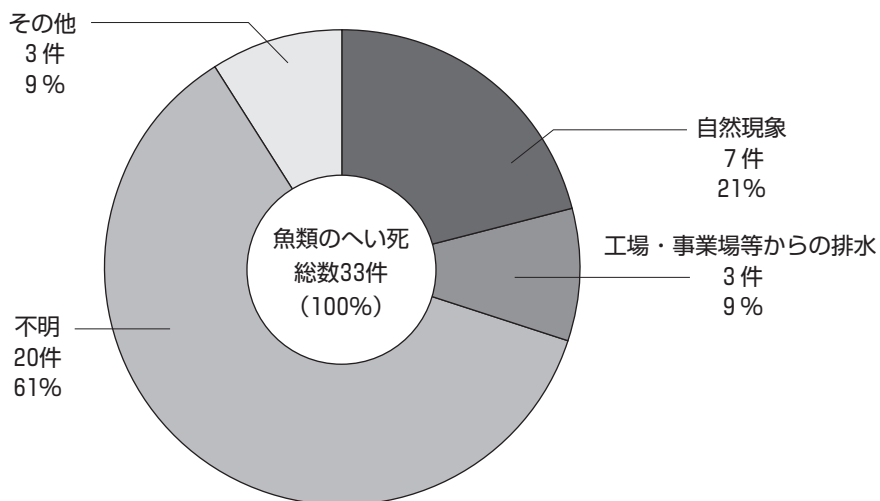
流域名	処理場	事業着手年月日	処理開始年月日	全体計画		現況		処理区域内人口(人)
				処理能力(m <sup>3</sup> /日)	処理区域内人口(人)	処理能力(m <sup>3</sup> /日)	処理水量(m <sup>3</sup> /日)	
荒川左岸南部	荒川水循環センター	昭和42年3月27日	昭和47年10月1日	895,400 8系列	1,764,500	1,070,400 8系列	661,540	1,867,775
荒川左岸北部	元荒川水循環センター	昭和46年12月13日	昭和56年4月1日	233,100 5系列	434,300	223,750 3.5系列	144,794	328,862
荒川右岸	新河岸川水循環センター	昭和46年12月13日	昭和56年4月1日	789,900 8系列 3系列	1,574,090	697,900 5系列	517,246	1,605,588
	新河岸川上流水循環センター	—	平成18年4月1日			50,950 2系列	51,189	
中川	中川水循環センター	昭和48年3月29日	昭和58年4月1日	765,000 14系列	1,454,000	613,200 9系列	414,880	1,330,553
古利根川	古利根川水循環センター	昭和52年9月17日	昭和58年4月1日	87,900 4系列	128,300	74,400 3系列	41,417	111,532
荒川上流	荒川上流水循環センター	昭和61年3月15日	平成4年4月1日	15,900 3系列	25,600	10,152 1.5系列	4,962	17,389
市野川	市野川水循環センター	平成元年10月3日	平成6年4月1日	22,800 4系列	42,200	17,600 3系列	11,249	36,645
利根川右岸	小山川水循環センター	平成17年3月14日	平成21年4月1日	51,600 5系列	74,400	30,000 2系列	13,849	50,168
計	—	—	—	2,861,600	5,497,390	2,788,352	1,861,125	5,348,512

(注) 処理水量は、27年度実績（日平均）であり、計欄は、各流域処理水量（m<sup>3</sup>/日）の合計値である。

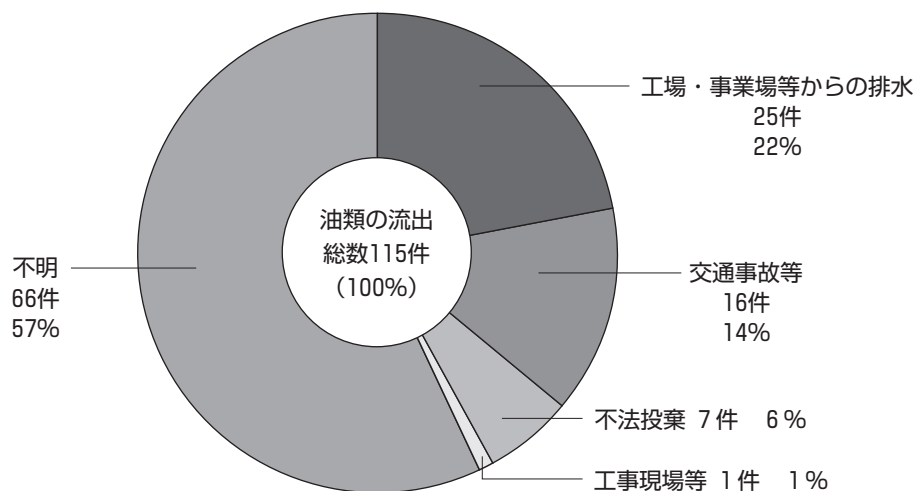
(17) 異常水質事故の現象別発生件数（平成27年度）



(18) 異常水質事故における魚類のへい死の発生原因内訳（平成27年度）



(19) 異常水質事故における油類の流出の発生原因内訳（平成27年度）



## (20) 雑用水利用施設の推移

区 分	昭和50年度	55年度	60年度	平成6年度	9年度	12年度	15年度	18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
雨水の利用	1	1	6	60	93	169	227	267	299	323	333	341	349	358	371
業務ビル等の各施設から発生した下水の再利用	0	6	12	42	46	56	58	71	72	75	75	75	75	75	76
下水道処理場の処理水の利用	3	8	16	21	21	22	22	22	23	23	23	23	23	23	23
工業用水道用水の利用	2	9	13	23	24	34	40	49	49	49	49	49	49	49	49
計	6	24	47	146	184	281	347	409	443	470	480	488	496	505	519

(注) 施設数について、平成18年度までは埼玉県長期水需給の見通し(平成19年12月)から掲載。  
平成21年度以降は土地水政策課の調査による。

## (21) 原水別・利用用途別雑用水利用の状況(平成27年度)

原水別用途別施設	水トイレ	洗冷房・冷却用	散水用水	洗車	洗浄用水	環境・修景用	その他	施設数
雨水の利用	244	13	131	7	15	19	44	371
業務ビル等の各施設から発生した下水の再利用	65	15	19	4	5	7	2	76
下水道処理場の処理水の利用	2	20	1	0	24	2	5	23
工業用水道用水の利用	29	35	9	0	15	3	18	49
計	340	83	160	11	59	31	69	519

(注) 雑用水を複数の用途に使用している例が多いため、施設数と用途別件数の合計は一致しない。

## (22) 地域別地下水採取量

(単位: 千m<sup>3</sup>/日)

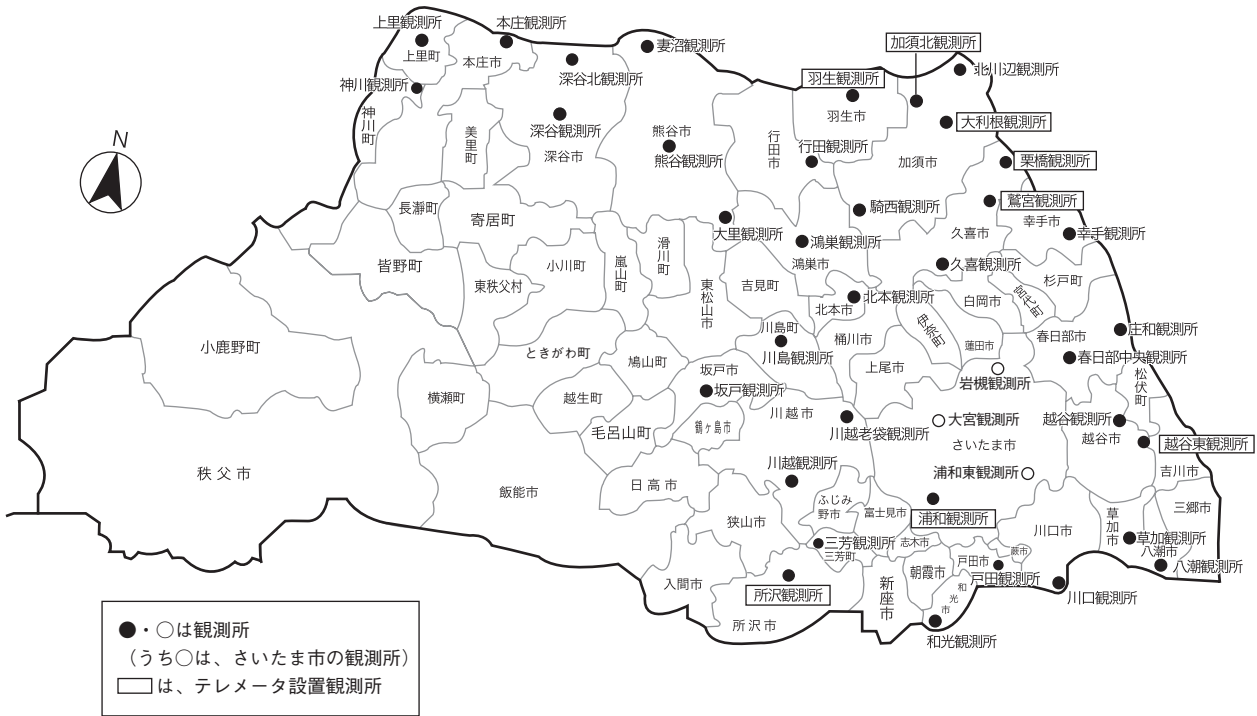
年次 地域名	平成22年				平成23年				平成24年				対前年比(%)
	水道用	建築物用	工業用	計	水道用	建築物用	工業用	計	水道用	建築物用	工業用	計	
東部地域	54.2	3.5	11.5	69.2	51.9	3.3	10.8	66.0	49.0	3.2	12.6	64.8	
中央部地域	131.6	3.7	30.1	165.4	122.0	4.0	26.7	152.7	124.8	4.1	26.9	155.9	
西部地域	113.8	12.9	40.6	167.3	104.4	12.2	36.8	153.4	104.9	12.2	36.5	153.7	
北東部地域	64.6	3.4	19.1	87.1	59.2	3.4	18.7	81.3	56.1	3.5	18.2	77.8	
比企地域	21.9	0.8	4.4	27.2	21.1	0.7	4.1	26.0	20.3	1.0	3.3	24.6	
北部地域	137.5	3.3	52.9	193.7	133.2	3.3	52.2	188.7	133.3	3.4	50.5	187.2	
計	523.8	27.5	158.7	710.0	491.7	26.9	149.3	668.0	488.5	27.5	148.0	664.0	
	73.8%	3.9%	22.4%	100%	73.6%	4.0%	22.4%	100%	73.6%	4.1%	22.3%	100%	
年次 地域名	平成25年				平成26年				平成27年				対前年比(%)
	水道用	建築物用	工業用	計	水道用	建築物用	工業用	計	水道用	建築物用	工業用	計	
東部地域	50.6	3.3	10.8	64.7	48.1	3.4	8.3	59.8	51.1	4.3	8.0	63.4	106.0
中央部地域	128.5	3.9	25.3	157.8	131.6	4.2	26.3	162.1	129.5	4.5	23.3	157.4	97.0
西部地域	105.7	10.2	35.8	151.6	101.8	12.3	36.3	150.3	103.5	10.2	38.7	152.5	101.4
北東部地域	53.6	2.9	19.5	76.1	51.8	3.0	19.1	74.0	50.4	3.2	19.2	72.8	98.4
比企地域	19.7	1.0	3.2	23.8	19.1	0.7	3.9	23.7	19.1	0.7	3.9	23.7	100.1
北部地域	130.1	2.8	47.6	180.5	118.5	2.8	46.0	167.3	127.0	3.1	45.3	175.4	104.8
計	488.2	24.1	142.2	654.5	470.9	26.4	140.0	637.3	480.6	26.0	138.5	645.1	101.2
	74.6%	3.7%	21.7%	100%	73.9%	4.1%	22.0%	100%	74.5%	4.0%	21.5%	100%	—

注 (1) 水道用は採取量報告に基づく数量。

(2) 建築物用は条例に基づく採取量報告と建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく採取量報告数値を合算。

(3) 工業用は条例に基づく採取量報告と工業用水法に基づく採取量報告を合算。  
但し、2種指定地域やその他の地域は工業統計による数値を採用。

(23) 地盤沈下・地下水位観測所分布図（平成28年 4月 1日現在）

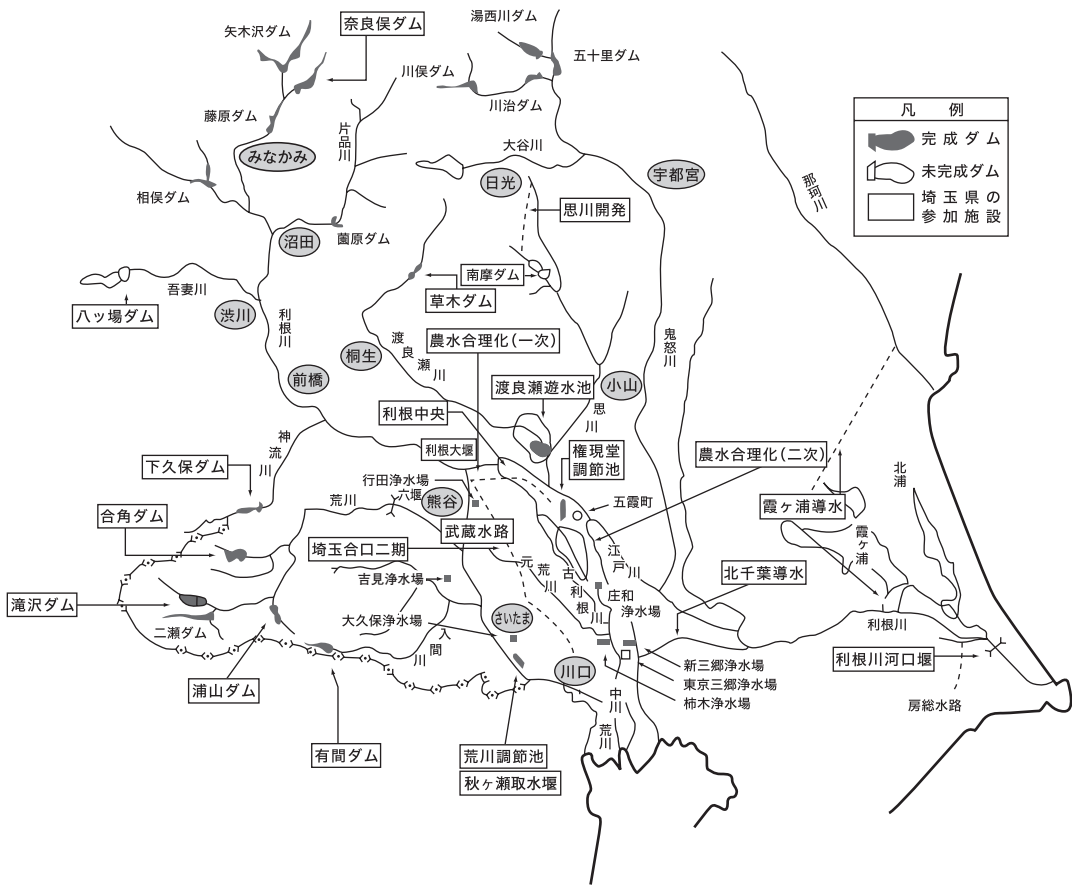


(24) 年間最大沈下量 経年変化

単位：cm

年次	年間最大沈下量	観測市町村	年次	年間最大沈下量	観測市町村	年次	年間最大沈下量	観測市町村	
昭和36年	18.7	川口市	昭和56年	6.7	久喜市(旧鷺宮町)	13年	2.2	越谷市	
37年	23.6		57年	5.3	久喜市(旧栗橋町)	14年	2.4	加須市(旧北川辺町)	
38年	20.8		58年	5.2	久喜市(旧鷺宮町)	15年	2.5	所沢市	
39年	18.8		59年	6.0	久喜市(旧栗橋町)	16年	4.7	越谷市	
40年	18.5		60年	5.6		17年	1.8	久喜市(旧栗橋町)	
41年	15.6		61年	4.7		18年	1.9	加須市(旧大利根町)	
42年	16.5		62年	4.8		19年	2.7		
43年	16.0		戸田市	63年		5.4	20年	1.1	所沢市
44年	13.8		草加市	平成元年		4.6	21年	1.6	
45年	20.9		朝霞市	2年		4.4	22年	2.4	加須市
46年	19.4		新座市	3年		4.2	23年	12.5*	
47年	23.8		所沢市	4年		4.7	加須市(旧北川辺町)	24年	2.3
48年	25.2	5年		3.2		久喜市(旧鷺宮町)	25年	2.3	加須市
49年	27.2	6年		4.8	越谷市	26年	1.2		
50年	14.7	7年		4.4	久喜市(旧栗橋町)	27年	1.0	川越市	
51年	14.1	8年		4.0	越谷市	*平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動による地盤沈下の影響が大きいため参考値とする。			
52年	9.8	9年		3.4					
53年	12.5	久喜市(旧鷺宮町)		10年	2.4				
54年	9.6	久喜市(旧鷺宮町・旧栗橋町)		11年	3.3				
55年	7.9	久喜市(旧鷺宮町)		12年	2.9				

(25) 利根川水系・荒川水系水資源開発施設現況図（平成28年4月1日現在）





## 5 騒音・振動・悪臭関係

### (1) 騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

#### ア 一般地域の環境基準

地域の 類型	該 当 地 域	時 間 の 区 分	
		昼 間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

（備考）工業専用地域については適用されない。

#### イ 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

#### ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓を閉めた屋内	45デシベル以下	40デシベル以下

（備考）1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。  
2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。  
3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

### (2) 悪臭防止法に基づく規制内容

物質濃度規制地域	臭気指数規制地域
22の特定悪臭物質の濃度による規制	臭気全体のおいの強さによる規制

※臭気指数とは、においを感じなくなるまで、においを無臭空気で希釈した時の希釈倍率（臭気濃度）を対数化して、10倍した数値。

(3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数  
(H28.3.31現在)

区分	施設・作業の種類	工場等数	
騒音規制法対象	金属加工機械	3,006	
	空気圧縮機等	4,596	
	土石用粉碎機等	277	
	織機	326	
	建設用資材製造機械	191	
	穀物用製粉機	18	
	木材加工機械	1,010	
	抄紙機	47	
	印刷機械	929	
	合成樹脂用射出成形機	744	
	鋳造型機	70	
	計	11,214	
	特定建設作業	くい打機等を使用する作業	100
		びょう打機を使用する作業	0
		さく岩機を使用する作業	784
		空気圧縮機を使用する作業	177
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業		232	
トラクターショベルを使用する作業		3	
ブルドーザーを使用する作業		32	
計		1,328	
振動規制法対象		金属加工機械	2,773
	圧縮機	2,297	
	土石用粉碎機等	194	
	織機	270	
	コンクリートブロックマシン等	20	
	木材加工機械	63	
	印刷機械	609	
	ゴム練用のロール機等	59	
	合成樹脂用射出成形機	585	
	鋳造型機	53	
	計	6,923	
	特定建設作業	くい打機等を使用する作業	106
		鋼球を使用して破壊する作業	0
		舗装版粉碎機を使用する作業	13
		ブレーカーを使用する作業	640
		計	759

(4) 自動車騒音に係る要請限度(騒音の評価手法は、等価騒音レベル)

ア 区域の区分と要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

イ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

ウ 区域の類型

区域の類型	該当地域
a区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要  
環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(注) 地域の類型I：主として住居の用に供される地域。  
地域の類型II：I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要

1	指定地域の範囲 東北新幹線・上越新幹線の軌道中心線から左右両側にそれぞれ300m以内の地域。ただし、戸田市、蕨市及びさいたま市(旧大宮市の区域を除く。)の区域では軌道中心線から左右両側にそれぞれ200m以内の地域とし、また、長大スパンけた橋りょうの各橋台からそれぞれ400mの間では、軌道中心線から左右両側にそれぞれ400m以内の地域とする。
2	類型の当てはめ 類型I 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域 類型II 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
3	指定から除外する地域及び類型を当てはめない地域 工業専用地域、河川区域、鉄道用地

(7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果（平成27年度）

新幹線名	測定区域 (測定年月日)	用途地域(類型)	騒音レベル(デシベル)			振動レベル(デシベル)	
			25m	50m	100m	25m	
東北新幹線	大宮駅以北	上尾(上り側) (H27. 9.16)	第2種住居地域 (I)	75	72	—	53
		伊奈(上り側) (H27. 8.25)	無指定 (I)	69	68	64	55
		白岡(下り側) (H27. 6. 8)	第1種住居地域 (I)	66	66	60	59
		久喜(下り側) (H27.10.27)	第1種住居地域 (I)	67	65	62	61
	大宮駅以南	戸田(下り側) (H27. 4.24)	第1種住居地域 (I)	72	68	—	48
		戸田(上り側) (H27. 5.18)		74	67	—	45
上越新幹線	上尾(下り側) (H27. 4.16)	無指定 (I)	68	68	67	49	
	鴻巣(上り側) (H27. 5.26)	無指定 (I)	74	70	69	62	
	行田(下り側) (H27. 4. 9)	第1種住居地域 (I)	73	70	62	60	
	熊谷宮本(下り側) (H27. 5.21)	商業地域 (II)	70	67	62	52	
	熊谷三ヶ尻(下り側) (H27.10.14)	無指定 (I)	70	69	66	43	
	本庄(下り側) (H27. 9.29)	無指定 (I)	71	68	62	52	

(注) 1 測定結果欄の距離は、測定地点側の軌道中心からの距離である。  
2 測定結果欄の―は、環境基準値を超えたことを示す。

(8) 航空機騒音に係る環境基準の概要

○環境基準(Lden)：平成25年4月1日施行

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(備考) I 類型：専ら住居の用に供される区域

II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある区域

※Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、昼間(7:00~19:00)、夕(19:00~22:00)、夜間(22:00~7:00)の時間帯別に重みを付けて求めた等価騒音レベルである。

(9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要

ア 対象飛行場

入間飛行場、横田飛行場

イ 指定地域の範囲

対象	範囲(滑走路中心線から)			
	東側	西側	南側	北側
入間飛行場	3 km	2 km	7 km	10km
横田飛行場	3 km	2 km	都県境	17km

ウ 地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

エ 当てはめから除外する地域

工業専用地域、入間基地内

## (10) 航空機騒音発生状況概要（平成27年度）

	番号	測定地点	類型	※1 Lden (デシベル)	騒音発生回数 (上段：総数、 下段：1日平均)	有効測定日数 (日)
入間飛行場南側	1	康寿園 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	59	14,996 42	362
	2	宮前小学校 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	57	15,150 42	366
	3	所沢西高等学校 (所沢市北野新町)	I	55	8,046 22	366
	4	小手指小学校 (所沢市小手指元町)	I	51	6,400 18	366
入間飛行場北側	5	狭山緑陽高等学校 (狭山市広瀬東)	I	56	14,583 43	341
	6	綜研化学(株)駐車場 (狭山市柏原)	I	62	17,036 47	363
	7	※2 柏原小学校 (狭山市柏原)	I	55	8,215 29	289
	8	老人福祉センター宝荘 (狭山市柏原)	I	53	10,672 30	366
横田飛行場北側	9	金子小学校 (入間市西三ツ木)	I	55	5,151 16	328
	10	飯能南高等学校 (飯能市阿須)	I	52	4,973 15	345
	11	加治東小学校 (飯能市岩沢)	I	50	4,023 11	366
	12	飯能第一中学校 (飯能市双柳)	I	50	4,673 13	366

※1 Lden欄の\_は、環境基準値を超えたことを示す。

※2 測定局7は、柏原幼稚園の閉鎖に伴い、柏原小学校へ移設した。

## (11) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の概要

## ア 敷地境界線における規制基準

区域区分		基準値（臭気指数）	
		(1)	(2)
A 区域	(B、C区域を除く区域)	15	15
B 区域	(農業振興地域)	18	21
C 区域	(工業地域・工業専用地域)	18	18

基準値(1) 熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀬町、杉戸町、松伏町

基準値(2) 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

## イ 煙突等の排出口における規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

## ウ 排出水中の規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。

換算式  $I_w = L + 16$

$I_w$  : (排出水の臭気指数)

$L$  : (敷地境界線における規制基準)

## (12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移

(単位：件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
騒音	工場・事業場	308	344	331	342	230
	建設作業	304	263	336	306	312
	交通	70	47	45	51	63
	近隣	180	197	189	201	178
	その他	261	216	229	267	257
	合計	1,123	1,067	1,130	1,167	1,040
振動	工場・事業場	48	57	40	48	23
	建設作業	99	99	113	127	78
	交通	18	14	10	11	12
	その他	14	5	13	11	10
	合計	179	175	176	197	123
悪臭	製造事業所	115	165	154	136	124
	家庭生活	121	109	106	68	89
	商店・飲食店	34	27	32	32	19
	その他	448	444	391	394	327
	合計	718	745	683	630	559



## 6 公害防止制度関係

### (1) 公害防止計画

#### ア 公害防止計画の概要

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づく計画であり、公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、都道府県知事が策定する計画です。

本計画に基づいて実施される環境大臣の同意を得た公害防止対策事業については、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、国の負担または補助の割合について、かさ上げの措置が講じられています。

#### イ 計画策定状況

計画策定状況については、表6-1-1のとおりです。

表6-1-1 公害防止計画の策定状況

計画の名称	計画期間	目的	対象市町村	承認年月日
荒川水系流域公害防止計画	昭和47～56年度	水質汚泥防止	54市町村	昭和47年12月19日
埼玉地域公害防止計画	昭和48～56年度	水質以外の公害防止	36市町村	昭和48年12月18日
埼玉地域公害防止計画	昭和52～56年度	前期2計画の一本化(大気、水質等の公害防止)	54市町村	昭和53年3月17日
埼玉地域公害防止計画	昭和57～61年度	大気、水質等の公害防止	54市町村	昭和58年3月15日
埼玉地域公害防止計画	昭和62～平成3年度	大気、水質等の公害防止	54市町	昭和63年3月14日
埼玉地域公害防止計画	平成4～8年度	大気、水質等の公害防止	54市町	平成5年3月11日
埼玉地域公害防止計画	平成9～13年度	大気、水質等の公害防止	52市町 (後、合併により50市町)	平成10年2月26日
埼玉地域公害防止計画	平成14～18年度	大気、水質等の公害防止	49市町 (後、合併により46市町)	平成15年2月24日
埼玉地域公害防止計画	平成19～22年度	大気、水質等の公害防止	23市町	平成20年3月17日
埼玉地域公害防止計画	平成23～32年度	大気、水質等の公害防止	16市町	平成24年3月16日※

※公害防止対策事業計画承認日

#### ウ 対象地域

直近の公害防止計画（平成23～32年度）における計画地域は図6-1-1のとおりです。

図6-1-1 公害防止計画地域図（15市1町）



表6-1-2 公害防止計画の実施状況

単位：百万円

区分	事業名	現行計画期間（平成23年度～32年度）							
		計画事業費	実績事業費						
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	進捗率
特例負担 適用事業	終末処理場（公共下水道）	7,386	9	52	166	761	1,480	2,468	33.4%
	河川しゅんせつ	1,270	56	143	104	82	91	476	37.5%
	特例負担適用事業（計）①	8,656	65	195	270	843	1,571	2,944	34.0%
特例負担 非適用事業	公共下水道（管渠）	187,987	18,816	15,124	12,947	11,703	14,514	73,104	38.9%
	流域下水道（管渠）	7,940	1,047	867	1,094	683	2,116	5,807	73.1%
	特例負担非適用事業（計）②	195,927	19,863	15,991	14,041	12,386	16,630	78,911	40.3%
	公害対策事業 ①+②	204,583	19,928	16,186	14,311	13,229	18,201	81,855	40.0%

## (2) 環境みらい資金貸付制度

この制度は、地球温暖化問題や公害防止対策などに適切に対応するため、環境の保全と創造に必要な資金を長期間低利で貸し付けるものです。

表6-2-1 環境みらい資金貸付制度の概要

(H28.3.31現在)

対 象 者	県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等	
融 資 対 象	再生可能エネルギー利用（固定価格買取制度に基づく全量売電目的のものを除く。）設備の整備、高効率省エネルギー設備の整備、ESCO事業による省エネルギー設備の整備、低公害車用燃料供給施設の整備、公害発生防止機器・装置・施設の整備、汚染土壌処理経費（調査費含む）、汚染地下水処理経費（調査費含む）、アスベストの飛散防止工事等、事業系廃棄物処理施設の整備、フロン等の代替・回収・破壊装置の購入、再生資源利用促進施設の整備、産業廃棄物の適正処理に要する経費	
融 資 条 件	限 度 額	1億5,000万円
	融 資 割 合	融資対象経費の100%以内（ただし、10万円未満切り捨て）
	利 率（固定金利）	温室効果ガス排出量削減対策経費 0.50%以内（ただし、信用保証付きは年0.20%以内） 公害防止対策経費 年1.38%以内（ただし、信用保証付きは年1.08%以内）
	返 済 期 間	10年以内（ただし融資額3,000万円以内、産業廃棄物の適正処理に要する経費及び大企業の場合は7年以内）
	返 済 方 法	1年以内据置、元金均等月賦返済
	担 保・保 証 人	借入希望者と取扱金融機関との協議により定めます。
	信 用 保 証	必要に応じて付します。
取 扱 金 融 機 関	銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫の県内本・支店	

平成27年度の融資実績は、「地球温暖化対策」について4件、1億7,940万円でした。

業種別の融資額の割合は、製造業1億6,500万円（92.0%）、介護事業1,440万円（8.0%）となっています。

（図6-2-2）

図6-2-1 年度別融資額

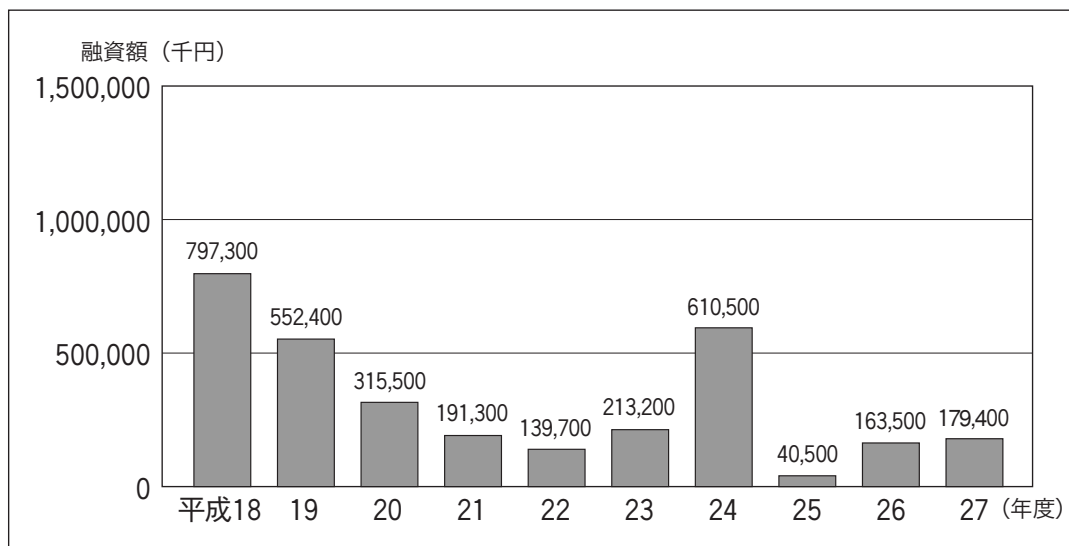
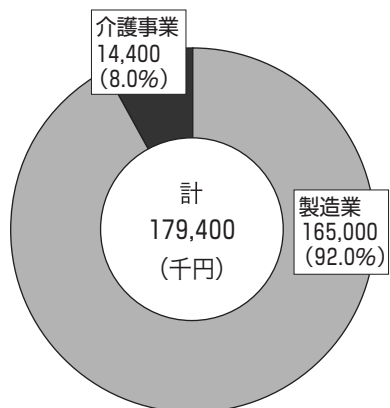


図6-2-2 業種別融資額の割合 (平成27年度)



## 7 自然環境関係

### (1) 森林の現況

(H24. 3. 31現在)

区 分	国 有 林	民 有 林	計
面 積 (ha)	12,169	109,091	121,260
蓄 積(千m <sup>3</sup> )	2,716	30,553	33,268
人 工 林 (ha)	2,452	57,408	59,860
人 工 林 率 (%)	20	53	49

### (2) 保安林の種類別面積

(H28. 3. 31現在)

保安林の種類	面 積 (ha)		
	国 有 林	民 有 林	計
水 源 <sup>かん</sup> 涵 養 保 安 林	11,861	26,201	38,062
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	106	9,246	9,352
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林		346	346
防 風 保 安 林		51	51
干 害 防 備 保 安 林		967	967
防 火 保 安 林		1	1
魚 つ き 保 安 林		35	35
保 健 保 安 林	3,062	3,541	6,603
風 致 保 安 林		2	2
総 数	11,865	36,112	47,977

総数欄は、2種類以上重複指定した保安林があるため、各保安林の合計に合致しない。

### (3) 森林整備の実績

(単位：ha)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
造 林	100	69	72	66
下 刈	81	59	73	102
除 伐	58	104	39	16
枝 打 ち	105	97	41	50
間 伐	1,456	1,506	1,548	1,580

## (4) 県自然環境保全地域の指定状況

(H28.3.31現在)

保全地域名	所在地	指定年月日 (昭和)	面積 (ha)		
			保全地域	特別地区	野生動植物 保護地区
小鹿野町滝前 県自然環境保全地域	小鹿野町両神小森 字挽板の全域 字滝前の全域 字柴小屋の一部	50.3.28	293.00		
三芳町多福寺 県自然環境保全地域	三芳町大字上富 字木の宮の一部	51.3.30	20.10		
加須市志多見東 県自然環境保全地域	加須市志多見 字深町の一部	〃	4.46		
加須市志多見中央 県自然環境保全地域	加須市志多見 字中川面の一部	〃	2.43		
加須市志多見西 県自然環境保全地域	加須市志多見 字中川面の一部	〃	2.00		
小鹿野町般若 県自然環境保全地域	小鹿野町般若 字諏訪久保の一部 字麻平の一部 字柿久保の一部 字聖天の一部	52.3.29	16.80	8.20	
小鹿野町ようばけ 県自然環境保全地域	小鹿野町長留 字サスの一部	〃	12.30	10.30	
秩父市白砂 県自然環境保全地域	秩父市吉田久長 字小鹿原の一部 字大久保の一部 字葉朽岩の一部	〃	6.00	6.00	
小鹿野町尾の内 県自然環境保全地域	小鹿野町河原沢 字皆和田の一部	53.3.22	115.00	115.00	
ときがわ町道元平 県自然環境保全地域	ときがわ町大字田黒 字滝の入の一部	〃	2.00	2.00	2.00
熊谷市大沼 県自然環境保全地域	熊谷市小江川 字大犬塚の一部 須賀広字大犬塚の一部 字西原の一部 柴字下原の一部 字塚越の一部	〃	10.00		
嵐山町杉山 県自然環境保全地域	嵐山町大字杉山 字中窪の一部 字上城の一部 字鷹城の一部 字城山の一部	53.5.29	14.00		
蓮田市上沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字上沼の一部	54.3.20	2.63		
蓮田市下沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字十九町の一部	〃	2.50		
秩父市田中山 県自然環境保全地域	秩父市下吉田 字田中山の一部	〃	10.71	5.06	5.06
秩父市女形 県自然環境保全地域	秩父市上吉田 字向堂の一部	〃	4.31	4.31	4.31
合計	16地域		518.24	150.87	11.37



## (5) 特別緑地保全地区の指定状況

(H28.3.31現在)

地区名	市町村名	計画決定年月日	指定面積(ha)
石戸(いしど)特別緑地保全地区	北本市	H 4.11.24	5.1
稲荷山(いなりやま)特別緑地保全地区	狹山市	H12. 4. 5	2.0
妙音沢(みょうおんさわ)特別緑地保全地区	新座市	H16. 2. 5	3.3
午王山(ごぼうやま)特別緑地保全地区	和光市	H17. 3.16	0.2
岡(おか)特別緑地保全地区	朝霞市	H18. 8.25	0.4
宮戸(みやど)特別緑地保全地区	朝霞市	H18. 8.25	0.5
大和田緑地公園(おおわたりよくちこうえん)特別緑地保全地区	さいたま市	H18.12.22	1.3
小深作(こふかさく)特別緑地保全地区	さいたま市	H19.12.28	0.2
東内野前町(ひがしうちのまえちょう)特別緑地保全地区	川口市	H20. 3. 3	0.3
金崎(かねざき)特別緑地保全地区	川口市	H20. 3. 3	1.4
権現山(ごんげんやま)特別緑地保全地区	ふじみ野市	H20. 3.25 変更H21. 2.10	0.4
黒浜日野手(くろはまひので)特別緑地保全地区	蓮田市	H21. 3. 2	0.7
千手堂小千代山緑地(せんじゅどうこちよやまりよくち)特別緑地保全地区	嵐山町	H21. 4. 1	3.7
大和田町一丁目(おおわだちょういっちょうめ)特別緑地保全地区	さいたま市	H21.12.28	0.4
駒ヶ原(こまがはら)特別緑地保全地区	所沢市	H24.12. 3	4.7
郷戸(ごうと)特別緑地保全地区	朝霞市	H26. 3. 6	0.4
新屋敷(しんやしき)特別緑地保全地区	朝霞市	H26. 3. 6	0.3
代官水(だいかんみず)特別緑地保全地区	朝霞市	H26. 3. 6	0.4
春里(はるさと)特別緑地保全地区	さいたま市	H26.11.27	0.2
大古里(おぶさと)特別緑地保全地区	さいたま市	H26.11.27	0.2
中原後(なかはらうしろ)特別緑地保全地区	さいたま市	H26.11.27	0.3
牛房八雲台(ごぼうやくもだい)特別緑地保全地区	和光市	H27. 2.27	0.1
白子宿(しらこじゅく)特別緑地保全地区	和光市	H27.12. 2	0.4
大牧(おおまき)特別緑地保全地区	さいたま市	H27.12.24	0.6
土呂町二丁目(とろちょうにちょうめ)特別緑地保全地区	さいたま市	H27.12.24	0.1
大井弁天の森(おおいべんてんのもり)特別緑地保全地区	ふじみ野市	H28. 3.15	2.6
合計			30.4

※指定面積について、端数処理の関係で合計が一致しない。

## (6) 近郊緑地保全区域の指定状況

(H28.3.31現在)

区域名	都市名	計画決定年月日	指定面積(ha)
狭山近郊緑地保全区域	所沢市、入間市	S 42.2.16	882.0
荒川近郊緑地保全区域	さいたま市、川越市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、富士見市、川島町	S 42.2.16	3,304.0
安行近郊緑地保全区域	川口市	S 42.2.16	580.0
平林寺近郊緑地保全区域 (平林寺近郊緑地特別保全地区)	新座市	S 44. 3.28 (S 45.10.13 最終H 6. 3.29)	68.0 (60.4)
入間近郊緑地保全区域	入間市	S 44. 3.28	398.0
合計			5,232.0

## (7) ふるさとの緑の景観地の指定状況

(H28.3.31現在)

名 称	所 在 地	指定年月日	規 模 (ha)
さいたま市 染谷ふるさとの緑の景観地	さいたま市 見沼区大字染谷地内 外	S 60.3.29	6.34
さいたま市 西新井ふるさとの緑の景観地	さいたま市 西区大字西新井地内	S 61.3.25 H 14.3.16	4.12
川越市 中福ふるさとの緑の景観地	川越市 大字中福地内	S 55.3.25	17.00
川越市 下赤坂ふるさとの緑の景観地	川越市 大字下赤坂地内 外	S 56.3.20	19.04
川越市 上松原ふるさとの緑の景観地	川越市 大字上松原地内	〃	10.50
所沢市 北中ふるさとの緑の景観地	所沢市 東狭山ヶ丘地内 外	H 8.12.10 10.2.20 12.3.14 24.3.23 27.3.3	21.52
所沢市 駒ヶ原ふるさとの緑の景観地	所沢市 大字下富地内	H 11.2.19	11.36
所沢市 小手指ふるさとの緑の景観地	所沢市 北野新町地内 外	H 26.2.7	10.94
狭山市 堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字堀兼地内 外	S 56.3.20 58.3.31 59.3.31 60.3.29 61.3.25 H 7.12.22 27.3.3	79.10
狭山市 桐山ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字上赤坂地内 外	S 62.3.31 63.7.29 H 2.9.21 3.10.11 5.8.20 6.12.9 7.12.22 11.2.19	19.32
狭山市 水野ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字南入曾地内	H 8.12.10 10.2.20 11.2.19	11.84
狭山市 南入間野ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字北入曾地内	H 11.2.19	7.05
狭山市 逃水ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字水野地内 外	H 12.3.14 13.3.6	10.64
深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地	深谷市 櫛引地内	H 元.8.15	17.81
深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地	深谷市(旧 岡部町) 櫛挽地内	H 2.9.21	15.58
上尾市 藤波・中分ふるさとの緑の景観地	上尾市 中分地内 外	S 56.3.20	6.26
上尾市 原市ふるさとの緑の景観地	上尾市 大字原市地内	S 61.3.25 H 25.3.15	4.86
新座市 平林寺ふるさとの緑の景観地	新座市 野火止地内	S 55.3.25	48.50
北本市 高尾宮岡ふるさとの緑の景観地	北本市 高尾地内	H 4.10.9 14.3.29	5.48
蓮田市 堀の内ふるさとの緑の景観地	蓮田市 大字黒浜地内	S 58.3.31	3.12
鶴ヶ島市 高倉ふるさとの緑の景観地	鶴ヶ島市 大字高倉地内 外	H 8.12.10 13.3.6	8.70
ふじみ野市 八丁ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市 亀久保地内 外	S 56.3.20	12.94
ふじみ野市 武蔵野ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市 大井武蔵野地内	S 59.3.31	6.51
三芳町 上富中西ふるさとの緑の景観地	三芳町 大字上富地内	S 59.3.31 60.3.29 H 13.3.6	10.62
吉見町 百穴ふるさとの緑の景観地	吉見町 大字南吉見地内 外	H 3.10.11 4.10.9 5.8.20 6.12.9 7.12.22	10.55
吉見町 和名沼ふるさとの緑の景観地	吉見町 大字久米田地内 外	H 4.10.9 5.8.20 6.12.9 7.12.12 8.12.10 25.3.15	7.37
寄居町 櫛挽ふるさとの緑の景観地	寄居町 大字用土地内	H 3.10.11 22.2.19	4.61
合 計	27地区	—	391.68

## (8) 緑のトラスト保全地の取得状況

(H28.3.31現在)

	緑のトラスト保全地名称 所在地	県が取得 した年度	保全面積 (うち県保全面積) (㎡)	基金 負担額 (百万円)	地元市町 (地元保全面積) (㎡)	地元 負担額 (百万円)
第1号地	見沼田圃(たんぼ) 周辺斜面林 さいたま市緑区南部領辻地内	H2,3	11,336 (11,336)	478	旧浦和市 (0)	238
第2号地	狭山丘陵・雑魚入樹林地 所沢市上山口地内	H6	33,837 (33,837)	1,058	所沢市 (0)	529
第3号地	武蔵嵐山溪谷周辺樹林地 嵐山町鎌形地内 外	H9	135,038 (96,689)	773	嵐山町 (38,349)	392
第4号地	飯能河原周辺河岸緑地 飯能市矢嵐(やおろし)地内 外	H10,11	23,196 (16,389)	189	飯能市 (6,807)	79
第5号地	山崎山の雑木林 宮代町山崎地内	H13,25	14,212 (8,240)	103	宮代町 (5,972)	47
第6号地	加治丘陵・唐沢流域樹林地 入間市寺竹地内	H14,15	125,007 (59,183)	300	入間市 (65,824)	199
第7号地	小川原家屋敷林 さいたま市岩槻区馬込地内	H12	7,340 (4,722)	(寄贈) 0	旧岩槻市 (2,618)	15
第8号地	高尾宮岡の景観地 北本市高尾地内	H18	35,499 (22,191)	123	北本市 (13,308)	71
第9号地	堀兼・上赤坂の森 狭山市堀兼地内	H19	59,802 (42,608)	352	狭山市 (17,194)	159
第10号地	浮野の里 加須市北篠崎・多門寺地内	H20	53,779 (43,222)	47	加須市 (10,557)	26
第11号地	黒浜沼 蓮田市黒浜地内	H21	66,286 (44,687)	105	蓮田市 (21,599)	51
第12号地	原市の森 上尾市原市地内	H24	34,386 (18,461)	171	上尾市 (15,925)	90
第13号地	無線山・KDDIの森 伊奈町小室地内	H26	48,096 (31,221)	86	伊奈町 (16,875)	43
計			647,814 (432,786)	3,785	(215,028)	1,939

※7号地は、保全面積7,340㎡のうち、6,850㎡は寄贈によるものである。

13号地は、保全面積48,096㎡のうち、37,749㎡は寄贈によるものである。

## (9) 身近な緑公有地化の状況

(H28.3.31現在)

市 町 村	県取得分(㎡)	市取得分(㎡)	計(㎡)	対象件数
さいたま市	3,559.44	3,645.37	7,204.81	6
川口市	9,335.79	9,864.64	19,200.43	10
所沢市	28,425.03	32,449.49	60,874.52	14
狭山市	32,433.33	32,685.10	65,118.43	25
上尾市	19,890.48	26,267.43	46,157.91	12
北本市	902.00	858.00	1,760.00	1
八潮市	655.00	660.00	1,315.00	2
計	95,201.07	106,430.03	201,631.10	70

## (10) まちのエコ・オアシス保全地一覧

(H28.3.31現在)

保全地の名称	所在地	面積(㎡)	取得年度
谷田の泉	入間市大字野田地内	9,978.48	20年度
菩提樹池周辺緑地	所沢市大字山口及び上山口地内	12,396.68	20年度
ムサシトミヨ生息地周辺緑地	熊谷市大字久下及び佐谷田地内	4,576.11	21年度
彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森	白岡市大字彦兵衛地内	9,668.71	22年度
金崎斜面林保全緑地	川口市大字東内野地内	794.09	22年度
計		37,414.07	

(11) 緑化計画届出書による創出面積 (平成17年10月～平成28年3月届出分)

(H28.3.31現在)

	創出面積 (ha)	創出面積			うち 駐車場緑化 (ha)
		地上部	屋上	壁面	
平成17年度分	42	41.4	0.6	0.5	0.9
平成18年度分	147	144.3	1.1	1.4	3.8
平成19年度分	126	122.8	1.3	1.8	2.3
平成20年度分	77	74.8	0.9	1.0	2.0
平成21年度分	70	69.3	0.5	0.3	1.8
平成22年度分	105	103.0	1.3	1.1	2.6
平成23年度分	110	105	3.1	1.2	2.3
平成24年度分	80	77.0	1.3	1.7	3.3
平成25年度分	62	57.3	2.2	1.8	3.4
平成26年度分	47	45	0.6	1.8	2.8
平成27年度分	49	46	1.8	1.4	1.3
合計	915	885	15	15	27

7

自然環境関係

(12) 都市公園整備状況

(H27.3.31現在)

区 分		国営公園	県営公園	市町村公園	計	
	箇所	1	30	5,028	5,059	
	面積(ha)	304.00	1,316.28	3,326.22	4,946.50	
都	住区基幹公園	街区公園	箇所		3,950	3,950
			面積(ha)		636.24	636.24
	近隣公園	箇所	1	277	278	
		面積(ha)	3.50	505.73	509.23	
	地区公園	箇所		41	41	
		面積(ha)		185.66	185.66	
都市基幹公園	総合公園	箇所	9	55	64	
		面積(ha)	225.80	641.19	866.99	
	運動公園	箇所	2	26	28	
		面積(ha)	66.60	333.14	399.74	
市	風致公園	箇所		7	7	
		面積(ha)		42.88	42.88	
	歴史公園	箇所		17	17	
		面積(ha)		36.81	36.81	
	墓園	箇所		2	2	
		面積(ha)		41.14	41.14	
	動植物園	箇所		1	1	
		面積(ha)		0.63	0.63	
広域公園	箇所		10	2	12	
	面積(ha)		526.70	153.40	680.10	
国営公園	箇所	1			1	
	面積(ha)	304.00			304.00	
公園	緩衝緑地	箇所		49	49	
		面積(ha)		45.53	45.53	
広場公園	箇所			6	6	
	面積(ha)			1.64	1.64	
都市緑地	箇所		4	408	412	
	面積(ha)		471.40	608.16	1,079.56	
都市林	箇所			3	3	
	面積(ha)			58.83	58.83	
園	緑道	箇所	4	184	188	
		面積(ha)	22.28	35.24	57.52	

## (13) 埼玉県レッドデータブック掲載種

## ア 動物編

種 類	3 訂版 (2008)	2 訂版 (2002)	初 版 (1996)
哺乳類	39種	40種	39種
鳥 類	104種	101種	92種
爬虫類	12種	9種	8種
両生類	14種	13種	11種
魚類・円口類	34種	36種	36種
無脊椎動物	584種	510種	413種
合 計	787種	709種	599種

## イ 植物編

種 類	3 訂版 (2011)	2 訂版 (2005)	初 版 (1998)
維管束植物	764種	769種	596種
蘚苔類	114種	107種	101種
藻 類	31種	31種	31種
地衣類	69種	65種	39種
菌 類	53種	63種	65種
合 計	1,031種	1,035種	832種

※ ( ) は発行年

## (14) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく指定種一覧

(H28.3.31現在)

区分	種 名	科 名	指定年月日	保護管理事業 計 画 策 定	備 考
動物	ムサシトミヨ	トゲウオ科	H12.12.1	H14. 3	県の魚
	アカハライモリ	イモリ科	H12.12.1	H17. 3	
	ソボツチスガリ	フシダカバチ科	H12.12.1	H17.11	
植 物	アオネカズラ	ウラボシ科	H12.12.1	H19. 3	
	キレハオオクボシダ	ヒメウラボシ科	H12.12.1	H14. 3	
	デンジソウ	デンジソウ科	H12.12.1	H17. 3	
	イトハコベ	ナデシコ科	H13.12.1		
	オニバス	スイレン科	H12.12.1		
	タマノカンアオイ	ウマノスズクサ科	H12.12.1	H15. 3	
	サワトラノオ	サクラソウ科	H13.12.1		
	サクラソウ	サクラソウ科	H12.12.1		県の花
	チチブイワザクラ	サクラソウ科	H12.12.1		
	チチブ lindou	リンドウ科	H13.12.1	H20. 3	
	キタミソウ	ゴマノハグサ科	H12.12.1	H22. 3	
	キバナコウリンカ	キク科	H12.12.1	H20. 3	
	ミヤマスカシユリ	ユリ科	H12.12.1		
	トダスゲ	カヤツリグサ科	H13.12.1	H19. 3	
	ムギラン	ラン科	H13.12.1	H17. 3	
	ホテイラン	ラン科	H12.12.1	H21. 3	
コ克蘭	ラン科	H12.12.1	H17.11		
トキソウ	ラン科	H12.12.1			
ムカデラン	ラン科	H12.12.1	H17.11		

## (15) 鳥獣保護区

(H28.3.31現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	期限(平成)	番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	期限(平成)
1	川 口	川口市	1,074.0	30.10.31	37	遺跡の森総合公園	児玉郡美里町	15.0	36.10.31
2	大 宮 公 園	さいたま市	65.2	29.10.31	38	男 衾 中 学 校	大里郡寄居町	4.0	29.10.31
3	新 座	新座市	530.0	36.10.31	39	奥 橋 立	秩父市	52.0	34.10.31
4	北 本	北本市、比企郡川島町	624.0	28.10.31	40	新河岸川・柳瀬川	富士見市、志木市	52.5	30.10.31
5	喜 多 院	川越市	7.0	36.10.31	41	久喜菖蒲公園	久喜市	40.0	31.10.31
6	東 入 間	川越市、狭山市、所沢市、ふじみ野市、入間郡三芳町	1,511.0	33.10.31	42	倉 尾 小 学 校	秩父郡小鹿野町	15.6	32.10.31
7	狭 山 湖	所沢市、入間市	597.0	28.10.31	43	小川げんきプラザ	比企郡小川町	43.0	33.10.31
8	西 武 蔵	飯能市	913.0	29.10.31	44	鷲 宮 神 社	久喜市	2.8	34.10.31
9	堂 平 山	秩父市、比企郡ときがわ町、小川町、秩父郡東秩父村	755.0	36.10.31	45	名栗げんきプラザ	飯能市	600.0	35.10.31
10	滑 川	熊谷市、東松山市、比企郡滑川町	802.0	31.10.31	46	智 光 山 公 園	狭山市	54.0	36.10.31
11	野 上	秩父郡長瀬町	306.0	33.10.31	47	笹 井 小 学 校	狭山市	12.0	36.10.31
12	羊 山 公 園	秩父市、秩父郡横瀬町	103.0	37.10.31	48	若 泉 公 園	本庄市	8.0	37.10.31
13	矢 岳	秩父市	790.0	31.10.31	49	岩 槻 公 園	さいたま市	18.0	37.10.31
14	大 血 川 奥	秩父市	180.0	36.10.31	50	上 尾	上尾市	6.3	29.10.31
15	奥 秩 父	秩父市	6,498.0	36.10.31	51	荒 川 南 部	さいたま市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、川越市	2,070.6	30.10.31
16	白 石 山	秩父市	3,274.0	33.10.31	52	さきたま古墳公園	行田市	494.9	31.10.31
17	中 津 川	秩父市	302.0	37.10.31	53	川 本	深谷市	16.5	32.10.31
18	両 神 山	秩父市、秩父郡小鹿野町	2,911.0	30.10.31	54	東武動物公園	白岡市、南埼玉郡宮代町	47.9	32.10.31
19	両 神	秩父郡小鹿野町	165.0	28.10.31	55	児玉白楊高等学校	本庄市	8.8	33.10.31
20	西 秩 父	秩父市、秩父郡小鹿野町	575.0	37.10.31	56	玉川村川の広場	比企郡ときがわ町	77.3	34.10.31
21	観 音 山	秩父市、秩父郡小鹿野町	1,199.0	36.10.31	57	横 瀬	秩父郡横瀬町	66.0	34.10.31
22	神 川	児玉郡神川町	318.0	32.10.31	58	仙 元 山 公 園	深谷市	35.0	34.10.31
23	秋 平	本庄市、児玉郡美里町	736.0	33.10.31	59	長瀬第二小学校	秩父郡長瀬町	5.5	35.10.31
24	美 里	児玉郡美里町	194.0	29.10.31	60	荒 川 大 麻 生	熊谷市	707.1	35.10.31
25	神 流 湖	秩父市、児玉郡神川町	280.0	29.10.31	61	立正大学・文殊寺	熊谷市	101.0	36.10.31
26	折 原	大里郡寄居町、秩父郡皆野町	785.0	35.10.31	62	大 吉	越谷市	10.3	36.10.31
27	越 谷	越谷市	145.0	29.10.31	63	みさと公園	三郷市	16.9	28.10.31
28	越生中学校	入間郡越生町	27.0	36.10.31	64	かわせみ河原	深谷市、大里郡寄居町	67.1	29.10.31
29	名栗小学校	飯能市	15.0	37.10.31	65	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町	26.5	30.10.31
30	萩ヶ丘小学校	比企郡ときがわ町	16.0	36.10.31	66	神 明 神 社	久喜市	3.4	37.10.31
31	小川西中学校	比企郡小川町	5.0	28.10.31	合 計			30,455.4	
32	宮前小学校	比企郡滑川町	35.0	37.10.31	<b>特別保護地区</b>				
33	高篠中学校	秩父市	7.0	36.10.31	番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	期 限
34	両神小学校	秩父郡小鹿野町	5.8	30.10.31	ア	狭 山 湖	所沢市、入間市	591.0	28.10.31
35	金沢小学校	秩父郡皆野町	6.4	30.10.31	イ	奥 秩 父	秩父市	1,943.7	36.10.31
36	旧 芝 川	川口市	21.0	28.10.31	合 計			2,534.7	



(16) 有害鳥獣捕獲・狩猟捕獲実績の経年変化

(単位：頭、羽)

種	年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
		イノシシ	狩 猟	607	360	494	381	380	259	387	276
	有害捕獲等	532	207	381	573	467	376	681	404	728	651
	計	1,139	567	875	954	847	635	1,068	680	1,077	990
シカ	狩 猟	781	471	750	833	721	867	690	760	1,004	1,131
	有害捕獲等	217	281	401	560	660	639	760	810	939	1,401
	計	998	752	1,151	1,393	1,381	1,506	1,450	1,570	1,943	2,532
クマ	狩 猟	0	2	15	3	3	3	3	5	2	0
	有害捕獲等	36	5	6	6	11	12	23	6	18	7
	計	36	7	21	9	14	15	26	11	20	7
ハクビシン	狩 猟	32	35	37	20	25	8	27	12	9	13
	有害捕獲等	320	396	937	623	665	552	890	650	843	718
	計	352	431	974	643	690	560	917	662	852	731
アライグマ	狩 猟	33	29	11	30	16	24	18	8	10	9
	有害捕獲等	417	906	1,756	2,358	1,999	2,047	2,821	2,134	3,554	3,482
	計	450	935	1,767	2,388	2,015	2,071	2,839	2,142	3,564	3,491
サル	狩 猟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有害捕獲等	96	67	133	162	163	103	92	53	179	88
	計	96	67	133	162	163	103	92	53	179	88
その他類	狩 猟	248	240	232	177	176	167	151	114	125	126
	有害捕獲等	22	47	144	254	132	186	411	387	565	551
	計	270	287	376	431	308	353	562	501	690	677
獣総計	狩 猟	1,701	1,137	1,539	1,444	1,321	1,328	1,276	1,175	1,499	1,618
	有害捕獲等	1,640	1,909	3,758	4,536	4,097	3,915	5,678	4,444	6,826	6,898
	計	3,341	3,046	5,297	5,980	5,418	5,243	6,954	5,619	8,325	8,516
カワウ	狩 猟	—	141	76	65	76	108	94	81	88	79
	有害捕獲等	0	12	48	22	65	21	33	14	23	100
	計	0	153	124	87	141	129	127	95	111	179
カラス類	狩 猟	947	807	776	556	529	480	588	449	512	314
	有害捕獲等	2,488	2,268	1,411	1,871	1,558	1,796	2,137	2,057	1,833	1,567
	計	3,435	3,075	2,187	2,427	2,087	2,276	2,725	2,506	2,345	1,881
スズメ類	狩 猟	2,579	2,837	1,293	1,276	1,186	840	1,044	904	1,328	940
	有害捕獲等	170	629	563	438	463	664	451	489	335	516
	計	2,749	3,466	1,856	1,714	1,649	1,504	1,495	1,393	1,663	1,456
ムクドリ	狩 猟	467	379	341	224	185	154	188	128	164	128
	有害捕獲等	93	228	93	150	127	161	112	160	180	154
	計	560	607	434	374	312	315	300	288	344	282
ドバト	狩 猟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有害捕獲等	1,192	899	523	1,336	320	633	722	1,114	1,817	2,244
	計	1,192	899	523	1,336	320	633	722	1,114	1,817	2,244
その他類	狩 猟	13,321	11,586	10,867	11,062	8,191	6,669	6,937	5,335	5,817	5,335
	有害捕獲等	359	566	442	746	1,045	396	680	532	733	391
	計	13,680	12,152	11,309	11,808	9,236	7,065	7,617	5,867	6,550	5,726
鳥総計	狩 猟	17,314	15,750	13,353	13,183	10,167	8,251	8,851	6,897	7,909	6,796
	有害捕獲等	4,302	4,602	3,080	4,563	3,578	3,671	4,135	4,366	4,921	4,972
	計	21,616	20,352	16,433	17,746	13,745	11,922	12,986	11,263	12,830	11,768

## (17) 市民管理協定の設定状況

(H28.4.1現在)

市民管理協定の名称	協定の対象緑地の所在地	面積(m <sup>2</sup> )	協定期間	認定年月日
川田谷楽上市民緑地市民管理協定	桶川市大字川田谷地内	1,261	H25. 1. 1～H30.12.31	H25. 2.25
倉田入谷市民緑地市民管理協定	桶川市大字倉田地内	4,459	H25. 1. 1～H30.12.31	H25. 2.25
川田谷こどもの森市民管理協定	桶川市大字川田谷地内	4,052	H26. 1. 1～H31. 3.31	H26. 4.28
小針領家御ノ木市民緑地市民管理協定	桶川市小針領家地内	1,565	H26. 3. 1～H31.12.31	H26. 4.28
北本市市民緑地市民管理協定第1号	北本市大字北本宿地内	2,095	H27. 4. 1～H32. 3.31	H27. 5.27
北本市市民緑地市民管理協定第2号	北本市大字北本宿地内	1,830	H27. 4. 1～H32. 3.31	H27. 5.27
北本市市民緑地市民管理協定第3号	北本市二ツ家地内	6,712	H23.12.13～H28.12.12	H25. 2.25
北本市市民緑地市民管理協定第4号	北本市大字北本宿地内	9,621	H26. 6. 4～H31. 6. 3	H26. 7. 2
計		31,595		

## 8 廃棄物関係

### (1) 廃棄物・リサイクル関連法の概要

大量生産、大量消費、大量廃棄の一方通行型の社会から循環型社会への転換を推進するために、「循環型社会形成推進基本法」を中心とした様々な法律が整備されています。

#### 1 循環型社会形成推進基本法（平成12年制定）

循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。

#### 2 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）（昭和45年制定）

廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分など）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

#### 3 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）（平成12年制定）

資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、再生部品等の利用及び原材料としての利用を促進する。

#### 4 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）（平成7年制定）

家庭等から排出されるごみの約60%（容積比）を占めている容器包装廃棄物についての製造・利用事業者などによるリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。

#### 5 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）（平成10年制定）

家電製品の製造・販売事業者などに、廃棄物となった製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルの推進と廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンとなっている。

#### 6 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）（平成12年制定）

建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。

#### 7 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）（平成12年制定）

売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制及び減量化により最終処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料としてリサイクルするため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。

#### 8 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）（平成14年制定）

自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化などを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクルを図る。

#### 9 グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）（平成12年制定）

国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

#### 10 PCB特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）（平成13年制定）

PCB廃棄物の保管、処分などについて必要な規制等を行うとともに、その処理に必要な体制の整備を図る。

#### 11 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年制定）

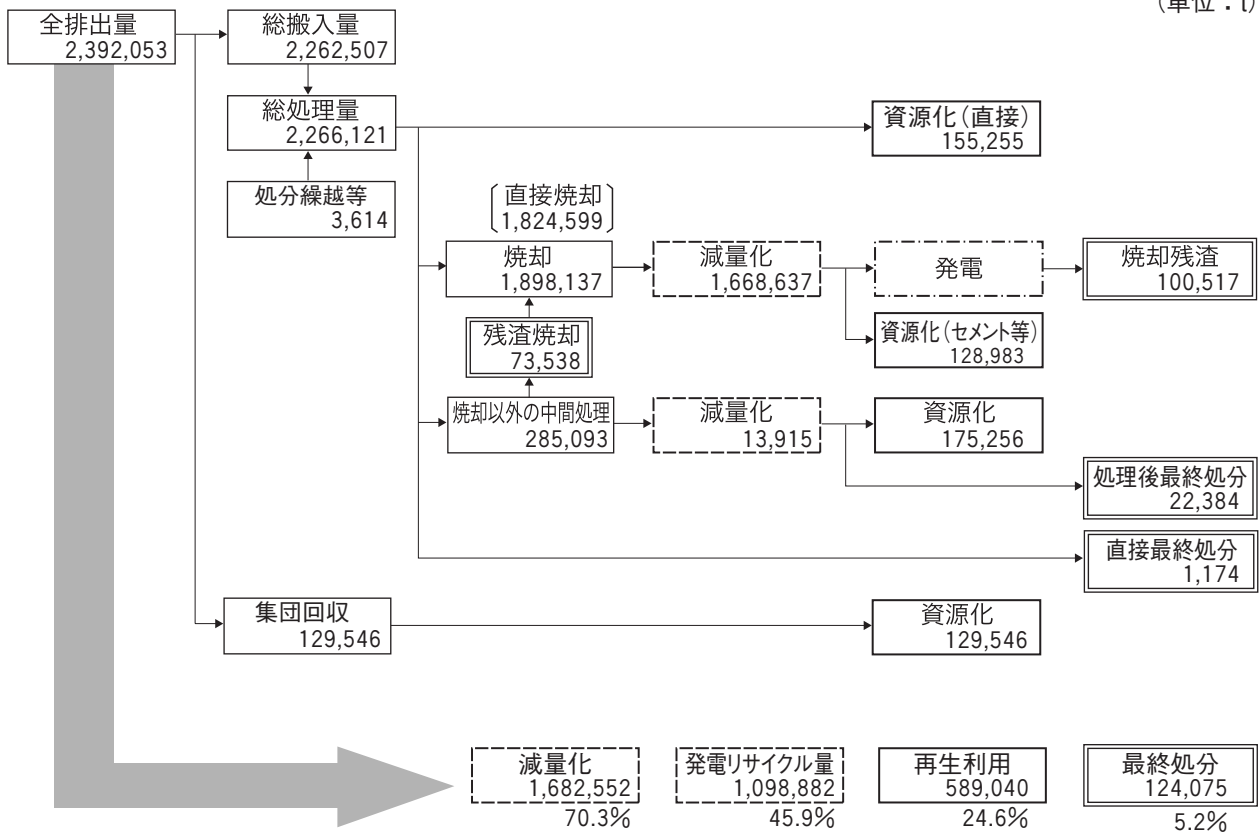
東日本大震災により生じた災害廃棄物を国が被害を受けた市町村に代わって処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。

#### 12 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）（平成24年制定）

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況にあることから、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

## (2) ごみ処理の状況 (平成26年度)

(単位:t)



## (3) ごみ処理状況の推移

(単位:t)

年度	計画収集 処理量 ①	直接搬入量 ②	総搬入量 ①+②	資源ごみ 集団回収量 ③	全排出量 ①+②+③
22	2,145,050	134,042	2,279,092	139,520	2,418,612
23	2,158,799	141,055	2,299,854	135,416	2,435,270
24	2,148,535	138,766	2,287,301	137,661	2,424,962
25	2,141,025	139,864	2,280,889	133,366	2,414,255
26	2,121,169	141,338	2,262,507	129,546	2,392,053

## (4) ごみの総搬入量の種類別内訳

(単位:千t)

年度	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ※1	その他※2	合計
22	154	1,690	100	35	298	2	2,279
	6.8%	74.1%	4.4%	1.5%	13.1%	0.1%	100%
23	161	1,696	99	38	303	3	2,300
	7.0%	73.7%	4.3%	1.7%	13.2%	0.1%	100%
24	165	1,691	95	37	298	2	2,287※3
	7.2%	73.9%	4.2%	1.6%	13.0%	0.1%	100%
25	162	1,679	93	38	306	2	2,281※3
	7.1%	73.6%	4.1%	1.7%	13.4%	0.1%	100%
26	160	1,677	90	36	297	2	2,263※3
	7.1%	74.1%	4.0%	1.6%	13.1%	0.1%	100%

※1 缶、びん、古紙、布など再生利用を目的として回収したものをいいます。

※2 従来「その他」に区分されていたごみ処理場への直接搬入ごみが平成19年度から「混合ごみ」、「可燃ごみ」などに細分化されました。

※3 端数処理の関係で合計が合いません。

## (5) 1日当たりのごみ排出量の推移

年度	1日当たりのごみ排出量 (t)	1人1日当たりのごみ排出量 (g)
22	6,626	929
23	6,654	928
24	6,644	914
25	6,614	908
26	6,554	897

注1 現在、国が採用しているごみ排出量の定義(排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量)により算出した数値です。

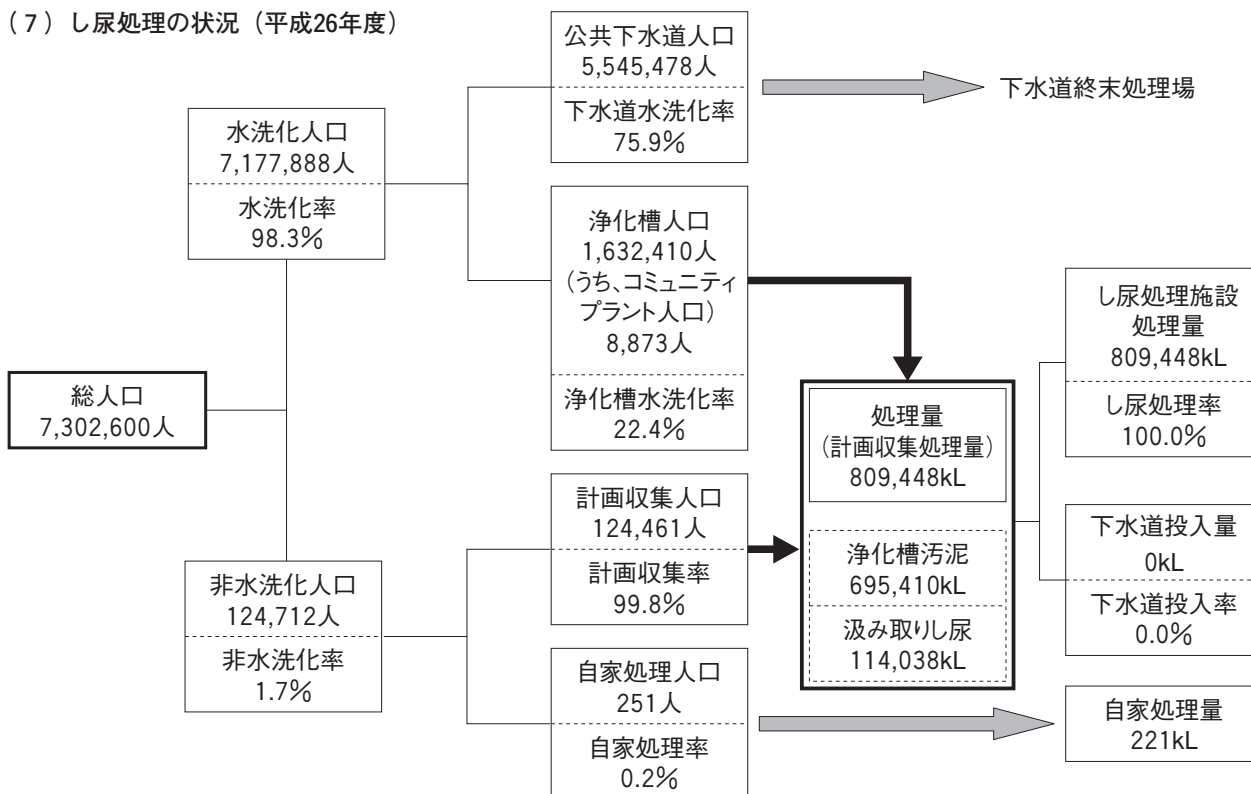
## (6) 市町村における容器包装廃棄物の分別収集等の状況(平成26年度)

品目	収 集			再 商 品 化			実施市町村数
	収集計画量(t) A	分別収集量(t) B	達成率(%) B/A	再商品化量(t) C	前年度保管残量(t) D	再商品化率(%) C/(B+D)	
無色ガラス	15,652	14,844	94.8	14,390	33	96.7	63
茶色ガラス	12,913	12,143	94.0	11,911	22	97.9	63
その他ガラス	8,101	8,410	103.8	8,177	48	96.7	55
ペットボトル	19,815	19,049	96.1	18,959	183	98.6	62
その他プラスチック	43,506	41,486	95.4	40,395	112	97.1	41
(うち白色トレイ)	35	35	99.4	23	0	65.2	6
その他紙	1,289	1,906	147.9	1,890	0	99.2	7
スチール缶	11,270	8,974	79.6	8,828	87	97.4	63
アルミ缶	10,835	9,456	87.3	9,331	49	98.2	63
紙パック	1,150	956	83.1	877	0	91.7	63
段ボール	48,605	43,021	88.5	41,336	0	96.1	63
合 計	173,171	160,279	92.6	156,115	533	97.1	

注1 本表の数値は、国の調査方法に準じて算出したものです。

注2 実施市町村数は、第7期埼玉県分別収集促進計画に基づき分別収集を実施している市町村の数です。

## (7) し尿処理の状況(平成26年度)



## (8) 水洗化人口

(単位：人)

年度	総人口	水洗化人口		非水洗化人口	
		公共下水道人口	浄化槽人口	計画収集人口	自家処理人口
22	7,136,349	5,189,008	1,776,978	169,670	693
		72.7%	24.9%	2.4%	0.0%
23	7,171,098	5,270,011	1,746,622	153,734	731
		73.5%	24.4%	2.1%	0.0%
24	7,272,370	5,408,512	1,718,784	144,763	311
		74.4%	23.6%	2.0%	0.0%
25	7,287,000	5,462,353	1,691,900	132,483	264
		75.0%	23.2%	1.8%	0.0%
26	7,302,600	5,545,478	1,632,410	124,461	251
		75.9%	22.4%	1.7%	0.0%

## (9) し尿の総排出量の内訳・処理の状況

(単位：千L)

年度	総排出量	排出内訳			総処理量	処理内訳	
		生し尿	浄化槽汚泥	自家処理		し尿処理施設	下水道投入
22	843	145	698	0	843	843	0
		17.2%	82.8%	0.0%		100.0%	0.0%
23	832*	136	695	0	831	831	0
		16.4%	83.6%	0.0%		100.0%	0.0%
24	813	126	687	0	813	813	0
		15.5%	84.5%	0.0%		100.0%	0.0%
25	807	121	686	0	807	807	0
		15.0%	85.0%	0.0%		100.0%	0.0%
26	810*	114	695	0	809	809	0
		14.1%	85.9%	0.0%		100.0%	0.0%

※ 端数処理の関係で排出内訳の合計と合いません。

## (10) 登録廃棄物再生事業者数 (平成27年度末)

(単位：件)

再生する廃棄物の種類	平成27年度登録事業者数	登録事業者総数
古紙・古繊維	1	110
金属くず	0	91
廃プラスチック類	0	23
木くず	1	18
がれき類・コンクリートくず・鉱さい	0	20
ガラスくず・陶磁器くず・空き瓶	0	22
その他	0	19

※ 権限移譲済の加須市、越谷市、戸田市及び上里町を除く事業者数

## (11) 産業廃棄物処理業の申請及び許可件数 (平成27年度)

業務内容	申請件数	許可件数	総許可件数 (年度末)
産業廃棄物収集運搬業	2,749	2,778	13,698
産業廃棄物中間処分業	80	72	308
特別管理産業廃棄物収集運搬業	185	182	913
特別管理産業廃棄物中間処分業	7	8	25
最終処分業	0	0	0
合計	3,021	3,040	14,944



## (12) 産業廃棄物処理業の許可等の内訳

年 度	申 請 件 数			許 可 件 数			不 許 可 件 数		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	新規	変更	更新
17	920	216	1,320	859	198	1,266	8	2	4
18	893	206	1,419	857	184	1,322	6	0	6
19	882	218	1,220	876	232	1,208	3	0	2
20	723	190	1,558	707	179	1,505	3	0	4
21	748	198	1,630	736	189	1,587	4	0	4
22	631	184	1,636	636	181	1,572	3	0	4
23	780	241	1,783	753	230	1,738	3	1	5
24	808	272	1,494	846	269	1,625	3	0	6
25	796	222	1,731	732	232	1,643	5	1	2
26	940	203	1,875	932	194	1,874	6	3	7
27	905	240	1,876	925	246	1,869	2	1	6

## (13) 産業廃棄物中間処理施設数（平成27年度末）

	処 理 方 法	産 業 廃 棄 物 の 種 類	施 設 数
1	破 碎	廃プラスチック類、木くず、がれき類など	411
2	焼 却	廃酸、紙くず、木くず、繊維くずなど	71
3	切 断	金属くず	71
4	圧 縮	金属くず	55
5	圧縮梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くずなど	88
6	溶融減容	廃プラスチック類	29
7	破碎・減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くずなど	27
8	脱 水	汚泥	32
9	中 和	廃酸、廃アルカリ	47
10	発 酵	動植物性残さ、家畜ふん尿	25
11	溶 融	燃え殻、ばいじん等	13
12	圧縮減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くずなど	11
13	乾 燥	汚泥、動植物性残さ	7
14	蒸 留	廃油	14
15	そ の 他	汚泥など	69
合 計			970

## (14) 産業廃棄物最終処分場数（平成27年度末）

施 設	箇 所 数	残 余 容 量 (m <sup>3</sup> )
安 定 型	0	0
管 理 型	0	0
計	0	0

※ 産業廃棄物処分業の許可を有するものに限る。

(15) 監視・指導対象の内容（平成27年度）

種類	不法投棄	処 理 基 準 違 反										委託・手続・命令などの違反	合計
		地下水公共用水の汚染	事故発生 の危険	廃棄物の飛散・流出	悪臭の発生	衛生害虫の発生	野外焼却	粉じんの飛散	騒音・振動	保管の高さ	その他		
件数	43	4	18	872	57	9	206	28	17	963	1,741	521	4,479
構成比(%)	1.0	0.1	0.4	19.4	1.3	0.2	4.6	0.6	0.4	21.5	38.9	11.6	100

※ 違反件数は、一事業者に複数の違反があった場合、それらを別個に集計した延べ件数。

(16) 指導の対象となった廃棄物の種類（平成27年度）

種類	件数	構成比(%)	種類	件数	構成比(%)
燃え殻	67	1.3	鉱さい	19	0.4
汚泥	50	1.0	がれき類	1,332	25.9
(うち建設系)	1	0.1	動物の糞尿	0	0.0
廃油	90	1.7	動物の死体	2	0.1
廃酸	3	0.1	ばいじん	12	0.2
廃アルカリ	20	0.4	動物系固形不要物	0	0.0
廃プラスチック類	614	12.0	13号廃棄物	0	0.0
紙くず	19	0.4	特管廃油	9	0.2
木くず	650	12.7	特管廃酸	3	0.1
繊維くず	19	0.4	特管廃アルカリ	0	0.0
動植物性残さ	79	1.5	感染性産廃	23	0.4
ゴムくず	18	0.3	特定有害物	211	4.1
金属くず	68	1.3	その他	1,691	32.9
ガラス陶磁器くず	134	2.6	合計	5,133	100

※ 廃棄物の種類の合計は、一事業者に複数の廃棄物の違反があった場合、それらを別個に集計した延べ件数。

(17) 不法投棄発生場所（平成27年度）

発生場所	河川	用排水路	湖沼	河川敷	土砂採取跡地	農地	草地	山林	住宅地	その他	計
件数	1	1	1	3	1	5	0	7	1	23	43
構成比(%)	2.3	2.3	2.3	7.0	2.3	11.7	0.0	16.3	2.3	53.5	100.0

## 9 調査研究関係

### (1) 温暖化対策関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
自然環境データベースのGISによる構築・運用—森林変遷の把握と温暖化緩和機能の評価— (平成25～27年度)	<p>埼玉県を対象とした地理情報システム(GIS)による自然環境データベースのさらなる充実を図るとともに、構築したGISデータベースを用い、詳細な森林の変遷を把握する。また、森林等の温暖化緩和機能を評価する。</p> <p>平成27年度は、森林の持つ環境保全機能の一つとして、二酸化炭素の吸収・貯留機能に注目し、土地利用に関するGISデータから、その推移の評価を行った。推計した埼玉県の森林二酸化炭素貯留量は年々増加し、2009年の貯留量は1976年の1.9倍に達しており、その間の二酸化炭素吸収量は平均61万t-CO<sub>2</sub>/年と推定された。</p>
埼玉県における温暖化に伴う気候変動と極端気象に関する研究 (平成27～28年度)	<p>埼玉県の気温は上昇し、農業や健康分野、自然環境などに様々な影響も出始めている。しかし、埼玉県における長期的な気象の変化や、極端気象に関する情報は十分整理されていない。そこで、過去の気象データを収集し、埼玉県における気候変動と極端気象情報を整理・解析する。</p> <p>平成27年度は、過去の気候に関するデータ収集と、埼玉県の災害に関する文献・データ調査、将来気候予測データの収集を行った。また、短時間極端気象現象(台風、竜巻などの突風、降雹、落雷、早霜・遅霜、豪雪)や異常気象イベントが、観測が開始されてから近年までどのように変化してきているかについて統計的に調査を進めた。</p>

### (2) 大気環境関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
光化学反応によるBVOC由来生成物の測定手法の構築と埼玉県における現況把握 (平成25～27年度)	<p>微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)のうち、植物由来のVOC(BVOC)の動態やPM<sub>2.5</sub>生成への寄与はまだ十分に把握されていない。そこで、BVOCの光化学反応により生成するPM<sub>2.5</sub>中の指標化合物について測定・分析手法を構築し、本県における現況を把握する。</p> <p>平成27年度は、これまでに構築した測定・分析手法を用いて、採取した粒子状物質中の成分のより詳細な分析を試みた。一例として、光化学酸化の指標となるマロン酸とコハク酸の大気中濃度の比は、夏季の日中で2.3、秋季の日中で1.7であり、夏季の強い日射による影響が反映されていることが示唆された。</p>
微小エアロゾル長期観測試料中の金属元素成分の検討 (平成27～29年度)	<p>2000年及び2005年からPM<sub>2.5</sub>とPM<sub>10</sub>の週単位採取を、2009年からはPM<sub>2.5</sub>の日単位採取を継続している。本研究では高濃度期の金属元素成分に着目することで、関連研究である中国、韓国及び富士山頂の試料と比較検討し、越境大気汚染や国内汚染について評価する。</p> <p>平成27年度は、2015年4月1日から2016年3月31日までの1日単位のPM<sub>2.5</sub>試料から得た、標準測定法による年平均濃度は、12.5μg/m<sup>3</sup>であった。これは2013年度の14.1μg/m<sup>3</sup>、2014年度の13.7μg/m<sup>3</sup>から更に低下し、これまで長期的トレンドとして見られた微減傾向が継続していることが得られた。石炭燃焼の指標とされるAs/VやPb/Znは夏季は低値で推移したが、8月7～9日にAs/Vに明瞭な上昇が見られた。特に8月8日は、同時に富士山頂で採取したPM<sub>2.5</sub>中のAs/Vにも上昇が見られたことから、中国方面からの気塊の流入が示唆された。</p>

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
地域汚染によるPM2.5の発生源寄与と推定に関する研究 (平成27～30年度)	<p>埼玉県におけるPM2.5(微小粒子状物質)は、地域汚染の影響が大きいことが示唆されているため、地域の発生源対策を立てるには、越境汚染と地域汚染を区別し、地域汚染の発生源寄与を把握する必要がある。そこで、PM2.5の常時監視・通年観測データや成分測定データ、また発生源粒子の成分測定データを取得・解析し、地域汚染の発生源寄与割合を推定する研究を行う。</p> <p>平成27年度は、2011～2014年度に実施した四季の成分調査による一般局での測定結果から地域的・季節的特徴を考察した。硫酸塩(SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>)は春季または夏季に高い傾向だが、地点間の濃度差はいずれの季節も小さかったため、比較的広域スケールの影響が大きいと考えられる。一方、硝酸塩(NO<sub>3</sub><sup>-</sup>)や塩化物(Cl<sup>-</sup>)は秋季や冬季に高い傾向だが、濃度は地点によってばらつきがみられた。このため、化石燃料燃焼や廃棄物焼却などの地域汚染の影響が地点によって異なる可能性が示唆された。また、2015年度秋季・冬季の高濃度事例について、PM2.5化学成分自動測定機を搭載した移動測定車による測定結果から考察したところ、NO<sub>3</sub><sup>-</sup>や水溶性有機炭素(WSOC)が高かったことから、バイオマス・化石燃料燃焼が影響した可能性が考えられた。</p>

## (3) 自然環境関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
資源植物による汚染土壌の修復効果にみられる品種間の差の評価 (平成25～28年度)	<p>植物の自然機能を用いたファイトレメディエーションは低コストで環境に優しい汚染土壌の修復技術として注目されている。これまでに我々は高付加価値の資源植物を活用した汚染土壌の修復と有効利用を同時に実現する「収益型のファイトレメディエーション技術」の構築を目指している。本研究では、トウモロコシ、大豆等のバイオ燃料用植物および観賞用植物に対し、品種による重金属の吸収と蓄積の特徴の解明、修復能力の違いの評価、最適な品種の選出を行う。</p> <p>平成27年度は、9品種のマリゴールドを対象として研究を行い、品種による重金属修復効率の違いを評価した。いずれの品種も試験用汚染土壌による明確な被害がなく生育し、全収量は大きな差が無かったが、観賞性と収益性を反映する花の収量では大きな差が示された。植物の修復効率を表す地上部の重金属蓄積量の相違は顕著では無かったが、品種により各重金属の蓄積量がやや大きいことがわかった。</p>
光化学オキシダントと高濃度二酸化炭素が埼玉県の水稻に及ぼす単独および複合的な影響の評価 (平成26～28年度)	<p>埼玉県は光化学オキシダント(O<sub>3</sub>)濃度が高い地域であり、農作物の成長や収量への悪影響が懸念される。また、大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)濃度の増加も世界的に進行しつつあり、農作物に様々な影響を及ぼすことが予測される。このような大気環境変動に対する埼玉県の農作物への影響を評価するにはそれぞれの単独影響だけでなく複合的な影響を考慮する必要がある。そこで本研究では、埼玉県の主要な水稻品種等を対象に高濃度CO<sub>2</sub>とO<sub>3</sub>の収量等に対する単独および複合的な影響を評価する。</p> <p>平成27年度は、1年目に改良した小型オープントップチャンバーを用いて、水稻品種に対するO<sub>3</sub>とCO<sub>2</sub>の単独および複合影響評価実験を実施した。その結果、CO<sub>2</sub>添加による有意な影響は認められなかったが、オゾンにより両品種とも収量が低下する傾向が認められた。また、O<sub>3</sub>とCO<sub>2</sub>の複合影響は認められない結果となった。</p>
埼玉県における希少野生動植物の保全に関する基礎的調査研究 (平成27～29年度)	<p>埼玉県では、生物多様性保全の一環として、絶滅が危惧されている希少野生動植物についてレッドデータブックを作成し、それらの保護を推進している。本研究では、これらの種に関する県内での分布や生育・生息状況等の基礎的情報を収集し、データベースを構築する。また、それらのデータを解析し、県内における希少野生動植物に関する現況を把握する。</p> <p>平成27年度は、「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」に掲載されている希少野生植物種に関する県内での分布や生育状況等の基礎的情報を収集するとともに、これらの情報に基づいてデータベースを構築し、情報を一元化することを試みた。その結果、掲載種の確認地点数が多い上位5市町において、絶滅危惧の程度をカテゴリー別に見ると、秩父市とさいたま市では「絶滅危惧Ⅰ類」の割合が高く、小鹿野町、飯能市、越生町では「準絶滅危惧」の割合が高い傾向にあることがわかった。</p>



(4) 資源循環・廃棄物関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
<p>循環型社会における埋立廃棄物の安定化評価に関する研究 (平成27～29年度)</p>	<p>埼玉県における今後の埋立廃棄物の質的变化を見据え、埋立廃棄物の安定化挙動を把握することを目的とし、実際の埋立地において、埋立廃棄物の配合を変えた実験層で各種モニタリングを行う。</p> <p>平成27年度は、基礎的検討として現在埋め立てられている焼却残さ、不燃残さを採取し、カラム試験による溶出挙動の調査を行った。その結果、イオン溶出量における焼却灰の混合割合による寄与が見られ、埋立廃棄物からの溶出特性が確認された。</p>
<p>ソーラー発電設備設置が処分場表面からの蒸発水量に与える影響に関する研究 (平成27～29年度)</p>	<p>近年、廃棄物最終処分場におけるソーラー発電が進んでいる。通常、太陽光エネルギーの一部は地表面に到達して水分蒸発に寄与するが、ソーラー発電によるエネルギー利用が蒸発量等の処分場水収支に影響すると予想される。そこで、発電設備設置による蒸発散量への影響を把握する。</p> <p>平成27年度は、実処分場での観測機器を用いた蒸発散量の推定を目指し、複数の実処分場で発電設備の設置状況を確認した。そのうち1箇所で、定点カメラによる降雨前後の地表面状態、遮光状態、植生を経時的に確認し、本研究の観測システムを設計した。これら各種観測機器の試運転として、一般環境下でのデータ検証を行った。</p>

(5) 化学物質関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
<p>河川水中ネオニコチノイド系殺虫剤濃度の年間変動 (平成26～28年度)</p>	<p>河川水中のネオニコチノイド系殺虫剤濃度の長期的な変動及び農業活動や気象条件との関係を把握することを目的とする。また、ネオニコチノイド系殺虫剤と同様に生態系への影響が懸念される殺虫剤フィプロニルと殺虫剤スルホキサフロルも新たに測定対象とした。</p> <p>平成27年度は、県北東部に位置する見沼代用水とその支川である新川に挟まれた稲作を中心とする地域で水質調査を行った。その結果、県内および国内での出荷量が多いジノテフランの濃度は高く、出荷量の少ないチアクロプリドとニテンピラムの濃度は低くなる傾向がみられた。国内未登録であるスルホキサフロルは検出されなかった。ジノテフラン、クロチアニジン、イミダクロプリド、フィプロニルについては、排水試料と用水試料の間に1%の有意水準で有意差が認められ、それぞれの化合物濃度は、排水試料の方が用水試料より高くなる傾向が見られた。このことから、調査した地域でこれらの殺虫剤が環境中に放出され、排水路に移行したことが示唆された。</p>
<p>県内における有機ハロゲン難燃剤の汚染実態の把握 (平成26～29年度)</p>	<p>残留性汚染物質またはその可能性が高い有機ハロゲン難燃剤（ヘキサブROMシクロドデカン（HBCD）、デクロランプラス（DP））について、県内の大気、水、底質の環境汚染実態を把握することを目的とする。</p> <p>平成27年度は、大気試料の抽出保存液を測定し、季節変動を確認した。HBCDは春～夏に比較的濃度が高く、秋～冬に低くなった。また、大気中で紫外線等の影響を受けて異性体組成が変化したものと推察された。DPは <i>syn</i> 体、<i>anti</i> 体ともにすべての試料から検出された。DP濃度の明確な季節変動は観測されなかったが、電線の被覆などDPを含む身近な製品に由来すると推察された。DP類縁化合物では、Dec-602、Dec-603、CPが検出され、国内の環境試料からこれらのDP類縁化合物が検出された初めての事例であった。</p>
<p>揮発性メチルシロキサンの大気汚染実態の把握 (平成27～29年度)</p>	<p>欧米で優先して環境リスク評価が取り組まれている揮発性メチルシロキサン（VMS）について、大気中濃度の測定法を確立し、県内大気の大気汚染実態を把握する。</p> <p>平成27年度は、主にサンプリング法を検討し、その検証試験として、観測予定地点における事前調査を実施した。選定したすべての地点から環状VMSが検出された。試料前処理工程における内標準物質の回収率は96±8%と良好であり、また、これら事前調査において、目的物質の固相カートリッジからの破過は認められなかった。以上より、環境大気のモニタリングに検討・確立した測定法が十分適用できることが実証された。</p>

(6) 水環境関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
浮遊細菌の構成種から見た埼玉県内河川の水質特性評価 (平成26～28年度)	浮遊細菌の構成種は、物理化学的な環境パラメーターに敏感に反応し、その組成が変化するため、新たな河川水質特性評価指標としてその有効性が期待できる。本研究では、県内河川における浮遊細菌の構成種の把握および河川水質特性との関連性を明らかにし、新たな水質指標としての可能性を検討する。 平成27年度は、1河川に絞って隔月でサンプリングを行い、培養法で検出される浮遊細菌の季節変動を調べた。また、これまでの研究成果を踏まえ、河川から検出される浮遊細菌の特徴について考察した。その結果、河川における浮遊細菌の構成種は水温が低下する冬期に大きく変動するため、河川ごとの浮遊細菌構成種の比較は、最も種数の多くなる春期から秋期の間でなるべく時期を合わせて比較した方が、河川ごとの水質の影響をより強く反映した浮遊細菌構成種を表すことができると推察された。
富栄養化河川の水質シミュレーションと河川管理手法の検討 (平成27～29年度)	埼玉県内には藻類が非常に高濃度になる河川が存在するため、その制御方法についての検討が必要である。本研究では水質予測モデルを構築し、栄養塩濃度と藻類濃度の関係について明らかにすると共に、河川水質管理方法について検討を行う。 平成27年度は、本研究で適用するモデルにおける有機物の分画方法について検討を行った。市野川の市野川橋で採取した河川水中に含まれる有機物の分画を行った結果、COD(27mg/L)中の2/3が難分解性溶解性有機物であった。特に、市野川下流域は下水処理場放流水の割合が高いという水質特性を反映した結果と考えられた。

(7) 土壌・地下水・地盤関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
地中熱利用システムによる環境や社会への影響評価 (平成27～29年度)	埼玉県において地中熱エネルギーの利活用が今後増えることが予測される。そこで環境や社会への影響を評価することで、適切な設置方法等を提案するとともに、CO <sub>2</sub> の削減効果などを推定する。 平成27年度は、県内3か所に実証試験施設を設置した。3か所のうち2か所は地下水を揚水し、それを熱源とするオープンループ型のシステム、もう1か所は技術者を目指す学生の実習設備用に100mの熱交換井を掘削し、クローズドループ型のシステムを設置した。試験運転によって良好な設置とデータ取得が確認された。

(8) 環境放射能関係

課題名(実施期間)	調査研究結果概要
生態園をモデルとした放射性物質の分布及び移行に関する研究 (平成26～29年度)	2011年3月の東日本大震災による福島第一原発事故により放出された放射性物質は、大気中に拡散、輸送され、本県の一部地域もその影響を受けた。そこで本研究では、当センター生態園をモデルとし、環境中で放射性物質の移動に関与すると考えられる様々な媒体を対象に、放射性物質の分布、移行、蓄積等の実態把握を目的として調査を行う。 平成27年度は、生態園内において、放射性物質の移動媒体となる土壌、池水及び底質、動植物を対象として、放射性物質濃度の測定を行った。測定結果より、土壌等は地表面に近い部分の濃度が高く、放射性物質は現在でも表層にとどまっていることが分かった。その度合いは、農地や林地等土地の利用形態で異なることが分かった。



## 10 埼玉県環境マネジメントシステムの取組

### (1) 環境マネジメントシステムによる環境配慮の推進

環境マネジメントシステムは、PDCAサイクルにより、各機関が環境配慮について自由に取り組むシステムであり、全ての事業に環境配慮の視点を加えようとするものです。

#### 埼玉県における環境配慮の経緯

- 平成9年9月 「埼玉県環境配慮方針」策定  
県が実施する公共事業や事務事業において環境配慮を徹底する手順を定めた。
- 平成11年2月 環境管理システム国際規格「ISO14001」認証取得  
本庁機関について認証を取得。期間は平成19年2月まで。
- 平成13年3月 「埼玉県地球温暖化対策実行計画」策定  
「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「環境配慮方針」の事務事業部門を盛り込み、「埼玉県温室効果ガス削減計画」として策定。
- 平成14年3月 「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」を策定  
「環境配慮方針」の公共事業部門についても対象事業の拡大や評価方法の見直しを行い、新たに「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」を策定。
- 平成19年5月 「埼玉県環境マネジメントシステム」開始  
県独自のマネジメントシステムを全庁を対象として運用開始。

### (2) 環境配慮取組の3つの方向性

- 自主化：仕組みづくり、運営及び改善を埼玉県が自ら行います。
- 効率化：環境管理規定や書類様式をコンパクトにし、効率的な運用を行います。
- 分散化：各機関がそれぞれ発案し運用することで、本業についての環境配慮の取組を進めます。

### (3) 平成27年度の取組状況

#### ① 取組状況の内訳

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	事 例
エコオフィス活動に関するもの (緑化、広報を含む)	2,507	2,259	2,206	1,887	紙・電気使用量の削減、ゴミの削減、エコドライブの推進、リサイクルの推進、緑のカーテン、植栽
本来業務に関するもの	609	598	577	551	各機関の本来の業務について取り組むもの
環境美化に関するもの	—	408	429	456	執務室内の整理整頓、掲示方法の改善
計	3,116	3,265	3,212	2,894	

#### ② 本来業務に関する取組状況

本来業務に関する取組は551件で、主な取組状況は以下のとおり。

- ・太陽熱給湯設備の導入
- ・環境対策型建設機械の使用
- ・医療施設、福祉施設の栄養指導による食物残さの削減
- ・EV（電気自動車）・PHV（燃料電池自動車）の普及支援
- ・新エネルギー産業を含む次世代産業技術開発の支援
- ・地産地消の推進
- ・LED道路照明灯の導入

# 埼玉県環境方針

## 基本理念

地球環境は人類生存の基盤です。私達は、これを次世代に引き継いでいきます。  
埼玉県は秩父の山々や武蔵野の雑木林、荒川など、緑と川の豊かな自然に恵まれています。

私達は、この潤いと安らぎのある自然を守り、持続可能な循環型社会を築いていきます。

埼玉県は、「地球的規模で考え地域から行動する」を実践し、地球環境の保全に貢献します。

そして、恵み豊かで安心・安全な地域社会の実現を目指します。

このため、全庁の職員が一致協力し、日本一の環境にやさしい県づくりを推進します。

## 環境方針

- 1 埼玉県は、県行政のすべての分野で環境の保全と創造のための目標を定め、目標達成のための取組の後、それを点検・評価し、取組の継続的な改善を進めます。
- 2 埼玉県は、事務・事業が環境に与える影響を認識し、自らの役割と責任を自覚して業務を遂行します。
- 3 埼玉県は、県民・事業者と協働して省エネルギー・省資源活動を行い、循環型社会を築きます。
- 4 埼玉県は、環境に関する法令等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 5 埼玉県は、環境の保全と創造のための取組を積極的に公表します。

2007年5月22日

埼玉県知事 上田 清司

(4) 環境配慮方針に基づく公共事業の実施結果について

1 公共事業の推進における環境配慮

① 対象

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 1 市街地の整備      | 7 住宅団地の建設        |
| 2 道路の整備       | 8 農業農村の整備        |
| 3 河川・ダム of 整備 | 9 治山、森林管理道整備     |
| 4 公園、緑地の整備    | 10 工業団地、工場用地の造成  |
| 5 下水道の整備      | 11 水道施設の整備       |
| 6 廃棄物処理施設の整備  | 12 建築物の建設、工作物の設置 |

② 平成27年度における状況

「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～進捗状況評価実施要領」により、平成27年度に県が実施した公共事業について、環境配慮方針に基づく環境配慮の度合の評価を各部局で行いました。

③ 個別評価事業

書面により個別評価を行った事業数は78件でした。各事業において環境配慮方針に基づき環境配慮が必要であるとされた項目の評価を行いました。総合評価（評価基準については別記のとおり）「5」の事業は44件（56.4%）、総合評価「4」の事業は27件（34.6%）、総合評価「3」の事業は7件（9.0%）でした。

なお、総合評価「2」以下の事業はありませんでした。

評価結果の概要は表10-3-1「平成27年度公共事業自己評価事業種別一覧」のとおりです。

別記

【評価基準】

総合評価5：当該事業に適用できた項目の割合（以下「実施率」という）が90%以上で、かつ、技術・社会動向から見て最大限の措置を講じている。

総合評価4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定のレベルの措置を講じている。

総合評価3：実施率が70%以上である。

総合評価2：実施率が50%以上70%未満である。

総合評価1：実施率が50%未満である。

表10-3-1 平成27年度公共事業自己評価事業種別一覧

事業種名	事業数	個別事業評価				
		5	4	3	2	1
1 市街地の整備	0	—	—	—	—	—
2 道路の整備	1	0	1	0	0	0
3 河川・ダム of 整備	0	—	—	—	—	—
4 公園、緑地の整備	7	3	3	1	0	0
5 下水道の整備	24	14	10	0	0	0
6 廃棄物処理施設の整備	1	1	0	0	0	0
7 住宅団地の建設	2	0	2	0	0	0
8 農業農村の整備	19	11	4	4	0	0
9 治山、森林管理道整備	15	9	5	1	0	0
10 工業団地、工業用地の造成	2	2	0	0	0	0
11 水道施設の整備	2	1	1	0	0	0
12 建築物の建設、工作物の設置	5	3	1	1	0	0
全事業合計	78	44	27	7	0	0
		評価「5」割合	評価「4」割合	評価「3」割合	評価「2」割合	評価「1」割合
		56.4%	34.6%	9.0%	0%	0%

## 2 環境配慮の取組

### ① 市街地の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

### ② 道路の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	一般県道根岸本町線（環状中央通り線）	県土整備部	施行段階	11	10	90.9%	4

道路の整備に当たっては、「安心安全を実現し災害に強い県土づくり」、「首都圏を支える県土づくり」、「豊かな暮らしを実現する県土づくり」を目指すべき道づくりの基本的方向として、整備を進めています。

これらの基本的方向性のもと、工事の施工に当たっては、低騒音型、低排出ガス型の機械を使用する、舗装工については、排水性、透水性舗装を採用するとともに、再生材料を積極的に採用する等の環境配慮を行っています。

また、体系的な道路網の整備による交通の円滑化を図ることにより、自動車排ガスによる大気汚染の改善や自動車騒音の低減などの沿道環境の改善や自然環境との調和に配慮した道路整備を進めています。

### ③ 河川・ダム of 整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

### ④ 公園、緑地の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	さきたま古墳公園	都市整備部	設計・施工段階	33	25	75.8%	3
2	しらこぼと公園	都市整備部	設計・施工段階	33	27	81.8%	4
3	(仮称) 新たな森公園	都市整備部	設計・施工段階	33	29	87.9%	4
4	自然学習センター・北本自然観察公園	環境部	管理段階	22	22	100%	5
5	狭山丘陵いきものふれあいの里	環境部	管理段階	20	20	100%	5
6	さいたま緑の森博物館	環境部	管理段階	23	23	100%	5
7	美の山公園	環境部	管理段階	30	24	80%	4

自然公園の施設整備や維持管理に当たっては、建設廃材の削減やリサイクル素材・資材の利用を促進するなど、環境への負荷をできるだけ少なくする配慮を行うとともに、樹林地・湿地・水辺環境などの多様性の確保に努め、必要に応じて、ボランティア団体や地元住民と協働で維持管理を行っています。

また、公園内で発生する落ち葉等や雑草刈払いをコンポストやエコ・スタック等を使って公園内で利用する“循環型管理”への取組や、適切な剪定時期による樹木活性化など多様な緑の創造を推進しています。

公園の整備においては、建設発生土の区域内利用や地域特性に配慮した植生の選定など、環境に配慮して整備を進めています。

### ⑤ 下水道の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	計画段階	10	10	100%	5
2	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	16	16	100%	5
3	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	管理段階	20	19	95%	5
4	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	計画段階	12	10	83.3%	4
5	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	18	16	88.9%	4
6	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	管理段階	22	18	81.8%	4
7	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	10	10	100%	5
8	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	16	16	100%	5
9	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	19	19	100%	5
10	中川流域下水道事業	下水道局	計画段階	12	12	100%	5
11	中川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	19	19	100%	5
12	中川流域下水道事業	下水道局	管理段階	22	22	100%	5
13	古利根川流域下水道事業	下水道局	計画段階	11	10	90.9%	5

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
14	古利根川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	17	15	88.2%	4
15	古利根川流域下水道事業	下水道局	管理段階	21	18	85.7%	4
16	荒川上流流域下水道事業	下水道局	計画段階	8	7	87.5%	4
17	荒川上流流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	14	13	92.9%	5
18	荒川上流流域下水道事業	下水道局	管理段階	17	15	88.2%	4
19	市野川流域下水道事業	下水道局	計画段階	8	7	87.5%	4
20	市野川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	15	13	86.7%	4
21	市野川流域下水道事業	下水道局	管理段階	17	16	94.1%	5
22	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	8	8	100%	5
23	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	14	13	92.9%	5
24	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	17	14	82.4%	4

流域下水道では、安心・安全で快適な生活を支える下水道を提供するため、施設の老朽化に伴う改築・更新、施設の耐震化等を進めています。

計画段階では、流域別下水道整備総合計画に基づき、東京湾の水質環境基準を達成するための事業計画を策定しました。設計・施工段階では、高温焼却炉等の環境に十分配慮した設計を行い、特に建設副産物の削減やリサイクルの推進に配慮しています。管理段階では、焼却炉の自然運転等による温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、下水道フェスタ等を開催して下水道の普及啓発を行っています。

#### ⑥ 廃棄物処理施設の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	3号埋立地埋立	環境部	管理段階	11	11	100%	5

廃棄物処理施設の整備に当たっては、新技術を導入した公害のない衛生的な最終処分場として、建設管理し、地域環境の保全を図っています。

廃棄物の飛散や流出、害虫や悪臭などの発生をなくするため、毎日の受け入れ終了後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立を行っています。覆土に使用する土砂は、埋立地の造成工事で発生したものをストックし、使用しています。廃棄物に触れた水は、水質汚濁防止法の基準より更に厳しい基準を設定して処理しています。散水車による散水を実施し、埋立地周辺への防塵対策を行っています。

#### ⑦ 住宅団地の建設

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	24県住久喜青葉団地	都市整備部	施工段階	15	12	80%	4
2	24県住熊谷玉井団地	都市整備部	施工段階	15	13	86.7%	4

県営住宅の建設に当たっては、周辺地域の景観や自然環境に配慮し、建物の配置や構造を工夫すると共に、オープンスペースの緑化や樹木の有効活用を図っています。

設計において、建物の耐久性を配慮し、エネルギーの効率的利用を図るなど地球環境の保全に努めるとともに、施工段階においても、造成工事を最小限に抑えるなど、周辺環境への負荷を少なくするよう努めています。

省エネルギー化を推進するため、トイレの便器や水道の蛇口に節水型器具を採用し、節水対策を実施しています。また、共用廊下へのLED照明器具、電気の使い過ぎ防止対策でピークアラーム付分電盤及び潜熱回収型給湯器を採用し、電力及びガス使用量の縮減を図っています。



⑧ 農業農村の整備  
(用排水施設整備事業)

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	基幹水利施設ストックマネジメント事業(庄内領II期)	農 林 部	調査・計画段階	8	6	75%	3
2	農地防災事業(吉見領3期)	農 林 部	設計・施工段階	14	12	85.7%	4
3	川のまるごと再生プロジェクト(古川排水路ほか)	農 林 部	設計・施工段階	17	17	100%	5
4	川のまるごと再生プロジェクト(長楽用水路)	農 林 部	設計・施工段階	16	16	100%	5
5	川のまるごと再生プロジェクト(入間川)	農 林 部	設計・施工段階	14	14	100%	5
6	川のまるごと再生プロジェクト(大沼・市野川用水路・市野川)	農 林 部	設計・施工段階	17	17	100%	5
7	川のまるごと再生プロジェクト(高麗川)	農 林 部	設計・施工段階	14	14	100%	5
8	かんがい排水事業(男沼排水機場)	農 林 部	設計・施工段階	8	6	75%	3
9	国営附帯農地防災事業(大里)	農 林 部	設計・施工段階	13	13	100%	5
10	川のまるごと再生プロジェクト(江袋溜井・福川)	農 林 部	設計・施工段階	16	16	100%	5
11	かんがい排水事業(北川辺)	農 林 部	設計・施工段階	13	12	92.3%	5
12	川のまるごと再生プロジェクト(松原落排水路・会の川)	農 林 部	設計・施工段階	14	14	100%	5
13	川のまるごと再生プロジェクト(忍川・さきたま調節池・酒巻導水路)	農 林 部	設計・施工段階	14	14	100%	5

農業用の用排水路は動植物の生息の場として貴重な水辺空間であるため、事業の実施に当たっては、農村の環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する配慮を行っています。

調査・計画段階においては、仮設計画を必要最小限とし、周辺環境や生息生物に配慮した計画としました。

設計・施工段階においては、多孔質なカゴマット護岸を採用して動植物等の生態系に配慮したほか、段差の大きい農業用取水堰に魚道を整備し、水産研究所等と連携して魚類の遡上調査を行いました。また、水路底に深みを設置したほか、護岸に魚巢ブロックを設置し、生物生息空間の確保を行いました。

(ほ場整備事業)

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	ほ場整備事業(鴻巣・行田)	農 林 部	調査・計画段階	12	10	83.3%	4
2	ほ場整備事業(下小坂・平塚)	農 林 部	調査・計画段階	11	8	72.7%	3
3	ほ場整備事業(山田)	農 林 部	設計・施工段階	14	12	85.7%	4
4	ほ場整備事業(手子林第三)	農 林 部	設計・施工段階	14	13	92.9%	5
5	ほ場整備事業(江ヶ崎・実ヶ谷)	農 林 部	設計・施工段階	15	13	86.7%	4

農地の区画整理を主要な工事として、併せて道路、水路等の整備を一体的に行っています。事業の実施に当たっては、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境負荷の軽減に積極的に取り組んでいます。

調査・計画段階では、排水路にスロープを設置し、小動物等の移動に配慮したほか、道排水路の法面は土羽処理とし、植生の自然導入を図るなど、環境に配慮した計画としました。

設計・施工段階においては、排水路の護岸は壁面のみとし、水路底は護岸せず、動植物等の生態系に配慮したほか、一部には魚巢ブロックを設置し、生物生息空間の確保を行いました。

(農道整備事業)

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	農道整備事業(埼玉)	農 林 部	調査・計画段階	4	3	75%	3

農道の整備に当たっては、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する取組を行っています。

調査・計画段階においては、廃材の適切処分のほか、仮設工を最小限として、環境に配慮した計画としました。



## ⑨ 治山、森林管理道整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	予防治山事業（赤沢）	農林部	計画段階	4	3	75%	3
2	予防治山事業（赤沢）	農林部	設計段階	9	8	88.9%	4
3	予防治山事業（平溝）	農林部	計画段階	5	5	100%	5
4	予防治山事業（平溝）	農林部	設計段階	12	12	100%	5
5	予防治山事業（矢那瀬）	農林部	計画段階	5	5	100%	5
6	予防治山事業（矢那瀬）	農林部	設計段階	10	10	100%	5
7	予防治山事業（弟富士山）	農林部	施工段階	8	8	100%	5
8	復旧治山事業（下木影）	農林部	施工段階	13	13	100%	5
9	森林管理道開設事業（西名栗）	農林部	施工段階	16	13	81.3%	4
10	森林管理道改良事業（広河原逆川）	農林部	施工段階	15	12	80%	4
11	森林管理道改良事業（大名栗）	農林部	施工段階	14	12	85.7%	4
12	森林管理道開設事業（御岳山2号）	農林部	施工段階	15	14	93.3%	5
13	森林管理道開設事業（八日見）	農林部	施工段階	16	15	93.8%	5
14	森林管理道舗装事業（皆本沼里）	農林部	施工段階	12	10	83.3%	4
15	森林管理道舗装事業（赤木慈光）	農林部	施工段階	11	10	90.9%	5

治山事業の実施に当たっては、木製品の積極的な利用や立木の伐採を最小限にとどめるなど、環境負荷の軽減に努めています。コンクリートを使用しない工法や鋼製組立網を採用することにより、水質の保全を図るとともに、周囲の景観との調和に配慮しました。

森林管理道の整備に当たっては、木製品や再生資材の積極的な活用や環境対策型機械の使用などを通して、環境への配慮を実践しています。また、壁面緑化が可能な補強土壁工の採用により、周囲の景観との調和に配慮しました。

## ⑩ 工業団地、工業用地の造成

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	寄居スマートIC西地区産業団地整備事業	企業局	調査・計画段階	41	37	90.2%	5
2	幸手中央地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	47	45	95.7%	5

工業団地の造成に当たっては、農地等が工業用地に大規模に変化することから、環境調査や環境影響評価を実施して、環境配慮方針の具体化に努めています。

造成に向けての調査・計画段階においては、開発に伴い公園緑地及び地区境界沿いに幅10～20mの緩衝緑地帯を設けることで、自然環境との共生や地域の特性を活かした工業団地となるように配慮しました。さらに、設計・実施段階では環境調査や環境影響評価書に示された保全措置の実施に努めています。

## ⑪ 水道施設の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	中継ポンプ所拡張整備事業	企業局	施工段階	4	4	100%	5
2	柿木浄水場排水処理施設等更新事業	企業局	施工段階	6	5	83.3%	4

水道施設の新設や改良に関する設計に当たっては、浄水場の水運用のみを考えるだけでなく、環境に配慮した仕様の選定や施工環境への負荷の少ない工法の選定についても十分配慮して進めています。

施工に当たっては、再資源化資材の有効活用、掘削土の工事間利用など環境負荷を低減するよう取り組んでいます。県営水道は常時多量の電力を使用して、各受水団体へ送水しています。エネルギーの有効活用の観点から、省エネルギー型、高効率の設備機器の導入についても更新時期を見据えて進めています。

⑫ 建築物の建設、工作物の設置

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	大麻生ゴルフ場クラブハウスほか改築工事	企業局	設計段階	64	46	71.9%	3
2	所沢警察署庁舎新築工事	県警本部	設計段階	52	51	98.1%	5
3	循環器・呼吸器病センター新館等整備事業	病院局	設計段階	57	48	84.2%	4
4	がんセンター新病院建設事業	病院局	施工段階	24	23	95.8%	5
5	小児医療センター新病院建設工事	病院局	施工段階	21	20	95.2%	5

大麻生ゴルフ場クラブハウスほか改築工事に当たっては、「断熱化」及び「新エネルギーの導入」による省エネ、「環境保全の配慮」による現場発生土処分及び購入土の削減など、構想・計画、設計、施工、管理の各段階において環境配慮の実践に努めています。

警察署庁舎の新築工事に当たっては、太陽光発電や節水機器の採用により環境負荷の低減、上水使用量の削減を図りました。

循環器・呼吸器病センターの新館等の整備に当たっては、建物の断熱化や照明のLED化及び高効率機器の採用などにより、環境への負荷を低減する設計としました。

がんセンター新病院の施工に当たっては、エネルギー消費量及びCO<sub>2</sub>の大幅な削減を実現するため、隣接する精神医療センターや職員公舎とエネルギーネットワークを構築し、省エネ対策に努めました。

小児医療センター新病院の施工に当たっては、エネルギーの使用量やCO<sub>2</sub>の削減に配慮しています。

(5) エコオフィス活動の実施結果について

コピー用紙の使用量削減、執務室等における節電、エコドライブの推進など、いわゆるエコオフィス活動については、県の大半の機関が具体的な目標を掲げて取り組んでいます。

エコオフィス活動の実績をみますと、「公用車に占める次世代自動車の割合」は伸びていますが、「コピー用紙の使用量」、「電気使用量」は過去3年間で横ばい傾向にあります。

ITの活用による紙使用量の削減、こまめな節電やリサイクルの推進など、各機関で「紙・電気・ゴミ」の削減のための努力を続けていますが、さらなる改善のためには、各機関がPDCAサイクルを維持し、掲げた目標の達成度を自主的に評価し、活動の体制や内容の見直しを行って、新たな取組につなげていく必要があります。

表10-4-1 エコオフィス活動に関する実績値の推移

項目	平成26年度及び過去3年間の推移		
1 コピー用紙の使用量 (A4換算) (全庁)	平成27年度	4億3,804万枚	対前年度比 -5.6%
	平成26年度	4億6,390万枚	+9.7%
	平成25年度	4億2,280万枚	+8.9%
2 公用車に占める 次世代自動車の割合 (知事部局及び教育局)	平成27年度	25.7% (351台/1,368台中)	
	平成26年度	24.5% (335台/1,370台中)	
	平成25年度	22.9% (309台/1,352台中)	
3 事務所の単位面積当たりの 電気使用量 (本庁)	平成27年度	106.2kWh/m <sup>2</sup>	対前年度比 -4.9%
	平成26年度	111.7kWh/m <sup>2</sup>	-8.6%
	平成25年度	122.1kWh/m <sup>2</sup>	-1.0%
4 エネルギー供給設備の 燃料使用量(原油換算) (本庁)	平成27年度	397kL	対前年度比 -4.2%
	平成26年度	414kL	-15.9%
	平成25年度	492kL	-11.7%
5 廃棄物の量 (本庁)	平成27年度	341トン*	対前年度比 +51.3%
	平成26年度	225トン	-4.6%
	平成25年度	236トン	+6.4%
6 ごみのリサイクル率 (本庁)	平成27年度	64.0%	対前年度比 -7.8ポイント
	平成26年度	71.8%	-0.3ポイント
	平成25年度	72.1%	+1.4ポイント

\*平成27年度の廃棄物の量は、環境省が使用する体積から重量への換算係数を使用して算出している。

# 11 埼玉県環境基本計画関係

## (1) 平成28年度環境の保全と創造に資する事業一覧 (18の施策別)

埼玉県環境基本計画 [第4次] (平成24年7月策定) 第3章「環境の保全と創造に関する施策展開の方向」に係る事業一覧表

※環境の保全と創造に関する経費のみの算出が困難な事業については、関連予算額の欄に事業費総額を表示しています。

### I 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり

#### 1 大気環境の保全

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局	
バス活性化事業費	バス路線の維持・確保を図るとともに交通弱者の公共交通への潜在需要を喚起するため、バス事業者等に対する支援を行う。また、路線バスの利便性・快適性の向上を図るため、ノンステップバスの導入について、国、市町村とともにバス事業者に対し補助する。		140,949	交通政策課	企画財政部	
工場・事業場大気規制事業費	工場・事業場に対し立入検査を実施し、法・条例等による規制の徹底を図るとともに、大気汚染防止及びフロン類回収に関する事業者指導を行う。	24,473				
NOx・PM総量削減調査費	「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に掲げる目標を達成するため、自動車からの汚染物質排出状況等の解析や基礎資料等の収集を行う。あわせて汚染物質総排出量の算定など大気環境の改善に資する調査を実施する。	13,315				
青空再生自動車対策事業費	自動車から排出される大気汚染物質やCO <sub>2</sub> の低減を図るため、埼玉県生活環境保全条例による規制と併せて、自動車対策を総合的に推進する。	8,727				
自動車公害監察事業費	埼玉県生活環境保全条例に基づき、ディーゼル車の運行規制等を実施することにより、規制の実効性を確保し、自動車対策を円滑に推進する。	35,759		大気環境課		
大気汚染常時監視事業費	大気汚染状況を的確に把握するため、常時監視測定局を設置し、老朽化した機器等を更新整備する。また、大気汚染常時監視システムを運用管理し、環境基準の達成状況等の評価を行う。大気汚染緊急時には光化学スモッグ注意報等の発令、県民への周知により健康被害の未然防止並びに緊急事態の改善を図る。	191,320			環境部	
PM2.5対策事業費	微小粒子状物質(PM2.5)の濃度は改善傾向にあるが、県民の不安感を払しょくするため、常時監視測定局にPM2.5自動測定機を増設し、また、成分分析も可能な測定機を搭載した電気自動車を活用し、原因究明に資する。	64,096				
有害大気汚染物質等モニタリング調査費	健康被害の未然防止や大気環境の現況把握を図るため、有害大気汚染物質、酸性雨、オゾン層破壊及び地球温暖化の原因物質の測定を行う。	23,305				
EV・PHV普及推進事業費	EV・PHVの充電インフラ整備及び県公用車への率先導入などによる更なる普及促進を図る。	2,697				
県有施設充電器維持管理事業費	県有施設6か所に設置した電気自動車用充電器の維持管理を行う。	8,102		エコタウン環境課		
医療・福祉施設へのEV・PHV普及促進事業費	自動車から排出される二酸化炭素を削減するため、EV・PHVの持つ付加価値を活用した導入に対して補助を行う。	5,121				
青空再生自動車対策事業費	平成23年度までの青空再生低公害車導入資金融資に伴う利子補給、利子補助、損失補償を行う。	10,161				
畜政推進事業のうちの一部	「家畜排せつ物法」に基づく指導により、家畜ふん尿の適正管理と利用を推進する。	919		畜産安全課	農林部	
畜政推進事業のうちの一部	良質たい肥のための技術指導及び耕畜連携の推進により、良質たい肥の生産と有効利用を図る	265				
道路改築費	バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図る。		3,332,207			
重複区間解消推進費			29,350			
道路改築事業費			833,000			
社会資本整備総合交付金(改築)事業費			4,862,000		道路街路課	
街路整備費			1,515,442			
社会資本整備総合交付金(街路)事業費			1,569,600			
橋りょう架換費		耐久力が不足したり、耐震性の劣る橋梁の架換え、河川改修に伴う架換え及び道路改良工事に伴う新たな橋の架設を行い、交通安全の確保と円滑な運行を図る。		359,000		県土整備部
社会資本整備総合交付金(橋りょう整備)事業費				1,278,000		
交差点整備費				511,000		
社会資本整備総合交付金(交通安全)事業費		交差点の改良により円滑な道路環境を実現し、環境の改善を図る。		1,114,000	道路環境課	
自動車更新整備費	出納総務課及び12集中管理地域機関保有の公用車を「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき更新する。	30,306		出納総務課	会計管理者	

#### 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
工場・事業場水質規制事業費	工場・事業場に対して立入検査を行い、また、特定施設等の新増設時の届出に際して事前指導などを行うことにより、排出水の規制を徹底し、公共用水域の水質保全を図る。	21,626		水環境課	環境部
水質監視事業費	公共用水域の水質・底質・流量の測定、地下水の水質測定及び主要湖沼の水質調査を実施する。また、ダイオキシン類や健康項目の環境基準超過時における追跡調査等を行う。	62,908			



事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
土壌・地下水汚染対策事業費	土壌・地下水汚染の調査及び対策を実施することにより、土壌・地下水汚染による県民の健康被害の防止を図る。	10,728		水環境課	環境部
水質事故対策費	油類の流出、魚類の浮上・へい死等の水質事故発生時に適切な措置を講じることにより汚染の拡大を防止する。	2,419			
綾瀬川・中川水質集中改善事業費	全国水質ワースト5河川からの脱却を図るため、関係部局及び市町と連携しながら綾瀬川及び中川の水質改善対策を実施する。	7,609			
綾瀬川・中川流域合併処理浄化槽転換促進事業費	中川・綾瀬川流域において、集中的に合併処理浄化槽への転換を進めることにより、両河川の全国水質ワースト5河川からの脱却を図る。			(合併処理浄化槽転換促進事業費に統合)	
農業技術研究センター試験研究費	県内農耕地に設定した定点及び基準点の土壌調査を行い、適切な土壌管理方を明らかにする。		1,529	農業政策課	農林部
工場立地指導費	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		737	企業立地課	産業労働部

### 3 化学物質対策の推進

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
化学物質総合対策推進事業費	化学物質の環境中への排出抑制をはじめとする適正管理及び環境コミュニケーションの普及等により環境リスクの低減を図る。	8,492		大気環境課	環境部
大気環境石綿対策事業費	大気汚染防止法に基づき、石綿使用建築物解体工事等の立入検査を実施するとともに、石綿の飛散状況を把握し、石綿による健康被害の防止を図る。	8,554			
石綿健康被害救済基金拠出金	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき設立された石綿健康被害救済基金へ埼玉県割当額を拠出する。	34,150			
ダイオキシン類大気関係対策事業費	ダイオキシン類対策特別措置法(大気)に基づき、ダイオキシン類を排出する工場・事業場に立入検査を実施するとともに、県内の汚染状況を把握し、ダイオキシン類による環境汚染を防止する。	18,277			

### 4 身近な生活環境の保全

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
公害紛争総合調整事業費	公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害審査会の運営、公害苦情調査等を実施する。	1,969		環境政策課	環境部
公害防止事務市町村指導費	条例で市町村が処理することとされた大気・水質保全、騒音・振動・悪臭防止等の公害防止業務について、各市町村が円滑に実施できるように総合的に支援する。	10,130		水環境課	
騒音・振動・悪臭防止対策費	市町村の騒音・振動・悪臭事務の支援を行うとともに、自動車交通騒音・新幹線鉄道騒音・振動及び航空機騒音について環境基準の達成状況を調査する。	15,203			
公害防止組織整備費	公害の発生を未然に防止させるための公害防止主任者の資格認定講習を行う。	1,592			
工場立地指導費(再掲)	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		737	企業立地課	産業労働部
舗装道整備費	舗装の破損を修繕することにより、交通の安全を確保し、破損に起因する騒音、振動から住民を守る。		7,883,953	道路環境課	県土整備部
社会資本整備総合交付金(維持)事業費			75,000		

### 5 水循環の健全化と地盤環境の保全

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
水循環推進費	節水啓発や水利用の合理化及び有効利用を推進し、健全な水循環系の構築を推進する。		2,505	土地水政策課	企画財政部
地盤沈下防止対策事業費	法令に基づく地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下の実態調査及び地下水水位等の観測により地盤沈下の防止と地下水資源の保全を図る。	74,295		水環境課	環境部
森をまもる活動支援事業	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。	6,191		森づくり課	農林部
美しい森づくり事業	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源涵(かん)養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病虫害や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	78,723			
県営林事業	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山村地域の活性化を図るため、県営林の維持管理を行う。	130,542			
治山事業	山地治山、保安林改良、保育		502,395		
みんなで育てる森づくり事業	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森づくりを促進する。	9,734			
水源地域の森づくり事業	水源涵(かん)養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、水源地域の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。	644,055			
里山・平地林再生事業	放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなどにより、森林に関する意識の醸成を図る。	134,744			
森林整備加速化・林業再生事業	森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森林整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。	47,796			

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業	二酸化炭素の吸収能力が低下する高齢化した人工林の循環利用を推進するため、住宅建築等における消費者の県産木材を選択した利用に対する奨励を行い、県産木材の利用拡大を図る。	62,428		森づくり課	農林部
社会資本整備総合交付金(河川)事業費	台風や集中豪雨による浸水被害から県民の生命・財産を守るため、河川改修や調節池整備を計画的に進める。その際、一部雨水を地下に浸透させる雨水浸透施設の設置を実施する。		6,865,000	河川砂防課	県土整備部
自転車歩行者道整備費	歩道の整備において、透水性舗装を実施することにより、雨水の地下浸透を促し、地下水の涵(かん)養を図る。		1,560,000	道路環境課	
社会資本整備総合交付金(交通安全)事業費	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。		615,000	水辺再生課	
社会資本整備総合交付金(河川)事業費(水辺)	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。		157,000	水辺再生課	企業局
埼玉県水道用供水給事業	地下水の汲み上げによる地盤沈下の防止対策として、水源を河川表流水として、55団体(34市18町3企業団)に水道用水を卸供給。	87,499,189		水道企画課	
埼玉県南部工業用水道事業	地盤沈下の防止を図るため、県南東部に工業用水を供給。	3,602,170			

## 6 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
申請届出手続電子化推進事業費	申請・届出等手続の電子化により各種申請用紙の使用量を抑制する。		105,663	情報システム課	企画財政部
浄書事務集中管理費	浄書印刷に使用する用紙には再生紙の利用を促進し、両面印刷により紙の使用量を抑制する。	24,109		文書課	総務部
文書指導及び文書管理費	保存期間経過文書は再生利用をするための溶解処分を行う。	183		管財課	
県庁舎環境管理事業費	県庁舎廃棄物収集運搬、古紙等リサイクル		26,496	管財課	県民生活部
消費者啓発事業費	社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。		4,172	消費生活課	
ダイオキシン類大気関係対策事業費(再掲)	ダイオキシン類対策特別措置法(大気)に基づき、ダイオキシン類を排出する工場・事業場に立入検査を実施するとともに、県内の汚染状況を把握し、ダイオキシン類による環境汚染を防止する。	18,277		大気環境課	環境部
PCB廃棄物保管事業者指導費	PCB廃棄物の保管事業者に対する監視指導を強化し、その実態把握と適正処理の指導を行う。また、適正処理の推進のため、独立行政法人環境再生保全機構の基金に拠出を行う。	40,031			
PCB廃棄物調査適正処理推進事業費	平成27年度のPCB廃棄物掘り起こし事業アンケート調査結果を踏まえ、調査票未達事業所及びPCB濃度不明機器保有事業所を対象に、PCB廃棄物の保有状況について調査を行う。	(新規) 11,988			
県保有PCB廃棄物処理推進事業費	県機関が保有するPCB廃棄物及びPCB含有機器を処理期限内に適正に処理する。	(新規) 68,122			
環境産業へのステージアップ事業	産業廃棄物処理業界に優秀な人材を確保し、環境産業へのステージアップを図る。また、太陽光パネル処理のため、新技術の開発や処理技術の高度化を図る。	(新規) 30,966		産業廃棄物指導課	
産業廃棄物排出事業者指導費	排出事業者への適正処理の指導、減量化に向けた指導などを行うことにより、廃棄物の減量化及び適正処理を促進する。	30,001			
土砂適正処理監視指導費	無秩序な土砂の堆積を防止するため、土砂の堆積、排出の規制指導を行う。	14,370			
廃棄物関係団体補助	廃棄物関係団体の健全な育成を図るため運営費の一部を補助する。	130			
廃棄物の山の撤去・環境保全対策費	県内(さいたま市、川崎市及び越谷市を除く)に存する産業廃棄物の山のうち生活環境の保全上、支障があるものについて、撤去・改善し、県民の生活環境の保全を図る。	19,416			
廃棄物不法投棄特別監視対策費	廃棄物の不法投棄や保管と称する悪質な野積みなどに対する早期発見・早期対応をさらに進めるとともに、広域・巧妙化している不法投棄などの不適正処理の根絶を図る。	39,224			
産業廃棄物審査事務費	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置並びに使用済自動車解体・破砕業の許可事務を円滑に行うとともに、処理業者などの指導を行い、適正処理を確保する。	15,442			
資源リサイクル拠点環境調査研究事業費	彩の国資源循環工場において環境モニタリング調査を実施し、安全安心な廃棄物処理の徹底を図る。また、調査結果を公害防止・環境修復技術等の研究開発に活用する。	48,934			
環境整備センター埋立事業費	自ら最終処分場を確保することが困難な市町村及び事業者の廃棄物埋立処分を補完するため、県営最終処分場を運営する。	1,140,884			
公共圏による資源循環モデル事業費	PFI方式及び借地方式により、環境分野の先端技術産業を誘導・集積し、総合的な資源循環型モデル施設である「彩の国資源循環工場」を運営する。	192,014			
産業廃棄物適正処理情報化事業費	産業廃棄物処理に関する実績報告書の集計を行い、業者指導、関係機関等への情報提供、適正処理の推進などに利用する。	8,608		資源循環推進課	
首都圏廃棄物広域処理推進費	首都圏の自治体が共同、協調し資源循環型社会の構築を目指す。ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。	3,564			
循環型社会づくり推進事業費	一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を推進し、県民の生活環境を守る。	2,142			
廃棄物処理施設検査監視指導費	一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を推進し、県民の生活環境を守る。	4,898			
廃棄物処理施設整備指導費	国庫補助対象事業として廃棄物処理施設を整備する団体に対し、その施工における技術及び事務上の指導監督を行う。	15,142			
生ごみバイオガス化発電システム構築事業費	生ごみからエネルギーを回収する生ごみバイオガス化発電施設の導入を検討する市町村等を支援する。また、同施設の普及に必要な課題の検討を行う。	2,672			
食品ロス削減推進事業費	食品ロスの削減を推進し、ごみの減量化を図る。	1,299			
農山村バイオマス利活用促進事業	農山村バイオマスの利活用促進のための普及・啓発や地域における先進的な取組を支援する。	524		農業ビジネス支援課	農林部



事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
建設副産物対策推進費	建設リサイクル法の適正な執行のため、連絡調整会議、講習会、巡回パネル展を実施。		1,734	建設管理課	県土整備部
埼玉県水道用供水給事業(再掲)		748,181			
埼玉県南部工業用水道事業(再掲)	浄水発生土のリサイクルを推進する。	51,048		水道管理課	企業局

## II 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

### 7 河川等の環境の保全、創造

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
合併処理浄化槽転換促進事業費	「川の国埼玉」の実現のため、平成37年度生活排水処理率100%を目指し、浄化槽整備区域において、合併処理浄化槽への転換に係る補助を実施している市町村に補助金を交付する。あわせて、市町村整備型の導入促進策や個人費用の負担軽減により転換を促進し、公共用水域の水質改善を図る。	531,200			
綾瀬川・中川流域合併処理浄化槽転換促進事業費(再掲)	中川・綾瀬川流域において、集中的に合併処理浄化槽への転換を進めることにより、両河川の全国水質ワースト5河川からの脱却を図る。		(合併処理浄化槽転換促進事業費に統合)		
綾瀬川・中川水質集中改善事業費(再掲)	全国水質ワースト5河川からの脱却を図るため、関係部局及び市町と連携しながら綾瀬川及び中川の水質改善対策を実施する。	7,609		水環境課	環境部
広域的浄化槽行政検討事業費	浄化槽整備の効果的手法である市町村整備型を全県に導入する方策として、広域的な事務処理体制の構築について検討する。	5,478			
浄化槽関係団体補助	浄化槽関係団体の健全な育成を図るため、運営費の補助を行う。	350			
浄化槽検査監視指導費	浄化槽の適正な維持管理を促進し、生活環境の保全を図る。	21,595			
水環境事務費	水環境対策の円滑な推進を図る。	1,082			
川の国応援団支援事業費	五感による河川環境指標の普及や川の国応援団の活動支援、川の国アドバイザーの派遣などにより、川の国応援団を中心とした民と民との連携強化を図り、共助による川の再生を推進する。	10,235			
彩の国ゆたかなむらづくり整備事業(農業集落排水事業)	農村地域における混住化の進展と生活様式の多様化から、農業用水の水質が悪化している。そのため、生活排水を集合処理する農業集落排水施設の整備を促進する。	506,506		農村整備課	農林部
川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費(農業用水)	「川の国埼玉」の実現を目指し、平成20年度から進めている「川の再生」の取組により、川が地域の資産として認識された。そこで、更なる水辺空間の利活用を推進するため、地域創生を図る市町村と連携し、水辺拠点の整備、水辺再生箇所の整備を行う。		(新規) 45,000		
社会資本整備総合交付金(河川)事業費(再掲)	台風や集中豪雨による浸水被害から県民の生命・財産を守るため、河川改修や調節池整備を計画的に進める。その際、一部雨水を地下に浸透させる雨水浸透施設の設置を実施する。	6,865,000		河川砂防課	
社会資本整備総合交付金(河川)事業費(水辺)(再掲)	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。	157,000			
川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費	「川の国埼玉」の実現を目指し、平成20年度から進めている「川の再生」の取組により、川が地域の資産として認識された。そこで、更なる水辺空間の利活用を推進するため、地域創生等を図る市町村と連携し、水辺拠点の整備、水辺再生箇所の整備を行う。		(新規) 45,000	水辺再生課	県土整備部
川の再生県民運動推進費	川の国応援団美化活動団体などの川の守り人を育成、拡大することにより、活動団体の持続的・自立的な地域活動を支援し、共助による「川の国埼玉」の実現を図る。	4,948			
埼玉県流域下水道事業(流域下水道建設費〔県単〕)	国庫補助事業の対象とならない流域下水道事業で、補助事業と併行して早急に実施する。	2,289,067			
埼玉県流域下水道事業(収益的支出)	流域関連市町村からの下水を効率的に処理し、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資する。	51,865,382		下水道管理課	下水道局
埼玉県流域下水道事業(流域下水道建設費〔公共〕)	国庫補助対象となる流域下水道事業の建設工事等を行い、公共用水域の水質保全と都市環境の整備を図る。	22,469,274			

### 8 みどりの保全と再生

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
見沼田圃(たんぼ)保全・活用・創造事業推進費	見沼田圃(たんぼ)の土地利用についての連絡調整を行うため、見沼田圃土地利用連絡会議及び見沼田圃土地利用審査会を運営するとともに、公有地化事業等を行い見沼田圃の保全・活用・創造を図る。		298,761	土地水政策課	企画財政部
グリーン庁舎化推進事業費	県庁舎をグリーン庁舎化することにより、環境負荷低減、地球温暖化対策を図る。	4,252		管財課	総務部
みどりいっぱい園庭・校庭促進事業費	園庭・校庭の緑化を推進することで、学校と地域住民等が一体となってみどりにふれあう環境を整備するとともに、ヒートアイランド現象の緩和に資する。	220,002			
みどりの街なみ創出事業費	みどりの少ない都市部において、県民に身近な施設での緑化を推進することで、地球温暖化対策に資するとともに、県民の環境意識の醸成を図る。	250,743			
彩の国みどりの基金積立金	彩の国みどりの基金への積み立てを行う。	1,293,399			
身近な緑の保全事業費	埼玉県広域緑地計画の施策を展開し、官民一体となって身近な緑の保全と創出を推進する。	79,765		みどり自然課	環境部
わが街みどり創出大作戦事業費	通勤者等に潤いのある快適な環境を提供するため、街の玄関口である駅前広場や街路の緑化を促進する。		(新規) 20,009		
ふるさと自然再生事業費	くぬぎ山地区の保全・再生を図り、平地林や農地が一体となった豊かな自然環境を次世代へ継承する。	2,350			
自然環境保全推進事業費	県土の優れた自然環境の保全を図り、自然保護活動や自然環境保全思想の普及啓発を図るとともに、自然保護業務の円滑な推進を図る。	29,040			

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部 局
緑のトラスト運動推進費	緑のトラスト運動を推進し、埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境を保全する。	561,668			
彩の国みどりの基金運営・広報事業費	彩の国みどりの基金について、県民に導入の必要性などを理解してもらおうとともに、県民会議を開催し県民参加による基金運営を図る。	26,812		みどり自然課	環 境 部
みどりの活動支援事業費	森林や身近な緑の価値や重要性についての理解と関心を高め、県民共有の財産として社会全体で支えていくため、県民参加によるみどりの保全と創出を推進する。	16,454			
工場立地指導費(再掲)	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		737	企業立地課	産業労働部
農村地域整備促進費	優良農地の確保・保全と秩序ある土地利用を図るため、実効性のある市町村農業振興地域整備計画の管理を指導し、農業振興及び農村地域の活性化を図る。		362		
農林公園管理事業	農林公園の適切な管理・運営を行い、農林業関係者の資質の向上及び都市住民の農林業に対する理解の促進を図る。		77,077	農業政策課	
農業技術研究センター試験研究費の一部(農業技術研究センター)	本県農林業の健全な発展を図るため、農林水産業に係る総合的な試験研究を推進する。その一部として環境変化に対応し、安定生産が可能となる栽培技術の開発を行う。		13,809		
見沼農業活性化対策事業	都市と調和した特色のある見沼農業を実現し、農業振興による見沼田圃(たんぼ)の保全、活用、創造を図る。		42,592		
三富地域農業振興対策事業	三富地域農業の持続的発展を図るため、地域の取組を支援する。		1,000		
彩の国グリーンツーリズム総合対策事業	農山村の多様な資源を活用した都市と農山村の交流を通じて、地域農林業の振興と農山村の活性化を図るため、必要な体制整備の支援や情報発信を行うとともに交流活動を推進する。		3,149	農業ビジネス支援課	農 林 部
農との共生田圃都市豊かなくらし満喫事業	NPO等の民間団体が自主的に農村の環境資源を維持・活用する実践的な取組について支援する。		575		
農業安全対策事業	農業による危被害防止のため、農薬安全使用の徹底、農薬販売業者等への指導、農産物の農薬残留分析調査等を行う。		5,693	農産物安全課	
都市と山村交流の森管理事業	「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。		85,633	森づくり課	
川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費(農業用水)(再掲)	「川の国埼玉」の実現を目指し、平成20年度から進めている「川の再生」の取組により、川が地域の資産として認識された。そこで、更なる水辺空間の利活用を推進するため、地域創生を図る市町村と連携し、水辺拠点の整備、水辺再生箇所を整備を行う。		(新規) 45,000	農村整備課	
多面的機能支援事業	農業・農村の有する多面的機能が適切に発揮されるよう農地・農業用水路等の保全管理に必要な地域活動を支援する。		582,947		
道路環境整備費	安心・安全な道路交通及び沿道環境を確保するため、側溝整備、路面清掃及び雑草刈払い等を行う。		3,110,362	道路環境課	
社会資本整備総合交付金(河川)事業費(再掲)	台風や集中豪雨による浸水被害から県民の生命・財産を守るため、河川改修や調節池整備を計画的に進める。その際、一部雨水を地下に浸透させる雨水浸透施設の設置を実施する。		6,865,000	河川砂防課	
川の国埼玉はつらつプロジェクト推進費(再掲)	「川の国埼玉」の実現を目指し、平成20年度から進めている「川の再生」の取組により、川が地域の資産として認識された。そこで、更なる水辺空間の利活用を推進するため、地域創生を図る市町村と連携し、水辺拠点の整備、水辺再生箇所を整備を行う。		(新規) 45,000	水辺再生課	県土整備部
川の再生県民運動推進費(再掲)	川の国応援団美化活動団体などの川の守り人を育成、拡大することにより、活動団体の持続的・自立的な地域活動を支援し、共助による「川の国埼玉」の実現を図る。		4,948		
公園等建設費	自然環境を保全・活用しつつ、県民生活に潤いと安らぎを与え、広域的な県民レクリエーションの拠点となるとともに、都市における防災機能の強化が図られる公園を整備する。		839,440		
社会資本整備総合交付金(公園)事業費			869,996		
都市公園緑化事業費	彩の国みどりの基金を財源とし、県営公園に植樹を行う。一定金額以上の寄付をいただいた方には、希望により名前やメッセージを記したプレートを設置することにより、広く人生の節目などの植樹を働きかけ、次世代に引き継ぐ森づくりを実施する。		21,600	公園スタジアム課	都市整備部
新たな森建設費	埼玉県内で、特にみどりの少ない都市部においてまとまった緑を創出するため、核となる「新たな森」を創造する。		899,644		
埼玉県地域整備事業	産業団地の造成にあたり、緑地帯の確保や調整池等において、環境に配慮する。		1,466,181	地域整備課	企 業 局

9 森林の整備と保全

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部 局
魅力ある山村づくり支援事業	山村等の特性に応じた農林業の振興、山村と都市との地域間交流、生活環境の整備等を促進し、山村地域の活性化を図る。		1,047	農業ビジネス支援課	農 林 部
中山間地域等支援事業	中山間地域の農業生産者等を支援し、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の維持を図る。		27,438		
木のある生活空間づくり事業	県産木材の供給・加工・流通体制を整備し、PR効果の高い公共施設・土木工事や木材需要の多い民間住宅等での利用を促進する。		1,900		
林業・木材産業構造改革事業	質・量の安定した県産木材を供給するため、加工・流通体制の整備を進めるとともに、民間利用への波及効果をねらい、公共施設等への利用促進を図る。		674,292	森づくり課	
CO <sub>2</sub> 吸収量認証事業	企業や団体による森林整備活動に対し、森林CO <sub>2</sub> 吸収量を認証し、地球温暖化の防止及びCO <sub>2</sub> 削減に取り組む意識の醸成を図る。		405		
森をまもる活動支援事業(再掲)	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。		6,191		

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
美しい森づくり事業(再掲)	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源涵(かん)養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病虫害や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	78,723		森づくり課	農 林 部
県営林事業(再掲)	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山村地域の活性化を図るため、県営林の維持管理を行う。	130,542			
治山事業(再掲)	山地治山、保安林改良、保育		502,395		
みんなで育てる森づくり事業(再掲)	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森づくりを促進する。	9,734			
水源地域の森づくり事業(再掲)	水源涵(かん)養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、水源地域の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。	644,055			
里山・平地林再生事業(再掲)	放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなどにより、森林に関する意識の醸成を図る。	134,744			
森林整備加速化・林業再生事業(再掲)	森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森林整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。	47,796			
埼玉の木みんなで使って豊かな暮らし応援事業(再掲)	二酸化炭素の吸収能力が低下する高齢化した人工林の循環利用を推進するため、住宅建築等における消費者の県産木材を選択した利用に対する奨励を行い、県産木材の利用拡大を図る。	62,428			
皆伐から始める森の若返りスピードアップ事業	伐期を迎え利用可能な人工林を対象として、皆伐から地拵、植栽、獣害対策、保育までを一貫して行う森林組合等を支援することにより森林資源の循環利用を促進し、県産木材の安定供給、未利用木質資源の利用の促進及びCO <sub>2</sub> の吸収促進等、森林の持つ公益的機能の向上を図る。	228,885			

## 10 生物多様性の保全

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
希少野生生物保護事業費	希少野生生物保護施策の推進に取り組むとともに、県民の保護意識の醸成を図る。	9,775		みどり自然課	環 境 部
鳥獣保護管理対策費	鳥獣保護思想の普及啓発や狩猟・密猟取締りを実施するほか、鳥獣保護区等を整備し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。また、狩猟免許試験及び免許更新並びに狩猟者登録等を実施する。	22,085			
侵略的外来生物対策事業費	特定外来生物による農林業や生活環境被害、人への危害、生態系への影響を早急に防止し、県民の安全・安心な生活と生物多様性の確保を図る。	20,444			
野生動物レスキュー事業費	傷病野生鳥獣の野生復帰を目指した治療・リハビリ等を通じて、生物多様性の保全及び県民の野生動物保護思想の啓発を図る。また、野鳥の死亡原因調査により、県民の安全・安心な生活を確保する。	3,677			
鳥獣保護団体等育成事業費	鳥獣保護事業の推進を図るため、鳥獣保護思想の普及啓発活動を実施する各団体を育成・指導する。	900			
野生生物保護事業費	野生生物の保全を図るため、その生息状況を調査するとともに、鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画等に基づき、野生生物の安定的な保護管理を推進する。	45,583			
森林保全対策・「森の番人」育成事業費	シカを捕獲し、「森の番人」として森林保全の役割を担う狩猟者の持続的な育成・確保を行い、森林の保全を図る。	7,157			
生物多様性保全事業費	県民の生物多様性保全活動を推進するとともに、県の魚ムサシントミヨ保全対策の実施や、外来生物侵入状況調査と駆除対策の検討など、県内の生物多様性の保全を図る。	(新規) 25,814			
長瀬射撃場管理運営事業費	長瀬射撃場の設置目的(射撃に関する技術の向上、銃による事故の防止及び射撃競技の発展)を達成するため、指定管理者による適正な管理運営を行う。また、環境保全対策として、場内を流れる沢水の水質の継続監視を行う。	17,354			
鳥獣保護センター管理運営費	野鳥の高病原性鳥インフルエンザ検査及び傷病野生鳥獣の保護管理を適正に実施し、さらに人間に危害を及ぼす外来生物を駆除することにより、生物多様性保全を推進するとともに県民の生活環境を守る。	23,879			
シラコバト保全対策事業	コバトンのモデルであり、県民の鳥として親しまれている「シラコバト」を将来にわたって県のシンボルとして保全する。	4,173			
ニホンジカ捕獲促進事業費	増加したニホンジカの個体数を減少させるため、シカの捕獲体制を強化し、森林の保全を図る。	74,694			
埼玉県地域整備事業(再掲)	産業団地の造成にあたり、緑地帯の確保や調整池等において、環境に配慮する。	1,466,181		地域整備課	企 業 局
特別天然記念物カモシカ保護対策事業	特別天然記念物カモシカの保護対策を推進するため、関東山地カモシカ保護地域内における生息状況や生息環境を継続的に把握するとともに、生息密度や食害状況等の情報を収集する。	4,786		生涯学習文化財課	教 育 局



### Ⅲ 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり

#### 11 地球温暖化対策の総合的推進

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部 局
申請届出手続電子化推進事業費(再掲)	申請・届出等手続の電子化により各種申請用紙の使用量を抑制する。		105,663	情報システム課	企画財政部
浄書事務集中管理費(再掲)	浄書印刷に使用する用紙には再生紙の利用を促進し、両面印刷により紙の使用量を抑制する。	24,109		文 書 課	総 務 部
文書指導及び文書管理費(再掲)	保存期間経過文書は再生利用をするための溶解処分を行う。	183			
省エネルギーサービス委託事業費	県有施設を対象にESCO事業導入を促進し、エネルギー消費量の削減を図る。 「内訳」総合リハビリ、県民活動総合センター、障害者交流センター、環境科学国際センター、第二庁舎、嵐山郷	234,315			
県有施設エコオフィス化改修事業費	県有施設の改修工事を行い省エネルギーを推進する。	932,249		管 財 課	
県有施設エコオフィス化サービス委託事業費	省エネルギーサービス契約をした施設の委託事業費	29,215			
県庁舎環境管理事業費(再掲)	県庁舎廃棄物収集運搬、古紙等リサイクル		26,496		
消費者啓発事業費(再掲)	社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。		4,172	消費生活課	県民生活部
環境にやさしい県庁推進事業費	本県が一事業体として環境配慮を推進していくことを目的に策定した「地球温暖化対策実行計画」「環境配慮方針」を適切に推進管理する。	533			環 境 部
環境学習推進事業費	県民各層の連携のもと、環境保全に向けての自主的な学習と実践ができるように支援する。	4,606		環境政策課	
地球にいいことグリーンチャレンジ事業費	小中高校生の環境に関する意識の醸成を図るとともに、児童生徒が学校の内外で行う体験学習を支援し、地域の環境保全活動を促進する。また、他の模範となる環境保全活動を表彰、紹介することにより環境保全活動の普及啓発を図る。	7,685			
低炭素型ライフスタイル推進事業費	低炭素型社会の実現を目指し、県民一人ひとりのライフスタイルを転換するとともに、温暖化防止に向けた取組を促進するため、県民、事業者、各種団体、行政等が協働しながら様々な取組を実施する。	11,543		温暖化対策課	
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050推進事業費	埼玉県地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050)及び埼玉県地球温暖化対策推進条例に定める施策を着実に実行し、総合的に温暖化対策を推進する。	5,970			
太陽光発電普及推進事業費	住宅用太陽光発電設備の設置の促進や市民共同発電に対し助成することにより、太陽光発電の飛躍的な普及拡大を図る。	3,433			
住宅の低炭素化促進事業費	パネルメーカーなど関係事業者と連携したチェックリストの作成・活用や、家庭部門からのCO <sub>2</sub> 排出量の削減を図るため、各家庭が省エネ設備の導入に積極的に取り組める仕組みをつくる。	70,324		エコタウン環境課	
二重窓断熱促進事業費	特別養護老人ホームの窓の二重窓化による断熱化を進め、エアコンの使用を効率化し人工排熱を削減する。	36,297			
CO <sub>2</sub> 排出削減設備導入支援事業費	目標設定型排出量取引制度の対象となっていない中小規模事業者のCO <sub>2</sub> 削減を推進するため、事業者が行うCO <sub>2</sub> 排出削減設備の整備に対して補助を行う。	120,450			
温暖化対策計画・排出量取引制度推進事業費	産業・業務部門の温室効果ガス排出量の削減を進めるため、地球温暖化対策計画制度やエコアップ認証制度の審査や指導を行う。また、エネルギーを多量に使用する事業所等に対して本県独自の目標設定型排出量取引制度を導入し、CO <sub>2</sub> の効果的な排出量削減に努める。	46,320		温暖化対策課	
中小企業ESCO推進事業費	中小企業から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量を効果的に削減するため、エスコ(ESCO)事業を活用した省エネ改修工事に対して補助を行う。	81,563			
環境創造融資事業費	中小企業者等への長期、低利融資を行い、環境改善施設の整備や環境に配慮した施設整備等の推進を図る。	23,661			
展開エコタウン推進事業費	展開エコタウンとして新たなモデル市において、重点実施街区の太陽光発電の設置や省エネ改修などを集中実施することにより、既存住宅のスマートハウス化を進める。	190,111			
ミニエコタウン推進事業費	ハウスメーカー等の民間事業者と協働で、当該事業者が過去に分譲した小規模な既存住宅街区において、太陽光発電の設置や省エネ改修などを集中実施することにより、県内各地でスマートハウス化を進める。	74,379		エコタウン環境課	
エコタウンプロジェクト推進事業費	再生可能エネルギーを中心とした創エネと徹底した省エネに取り組むことにより、エネルギーの地産地消を具体的に進めるモデルを全国に発信する。	8,002			
工場・事業場大気規制事業費(再掲)	工場・事業場に対し立入検査を実施し、法・条例等による規制の徹底を図るとともに、大気汚染防止及びフロン類回収に関する事業者指導を行う。	24,473			
有害大気汚染物質等モニタリング調査費(再掲)	健康被害の未然防止や大気環境の現況把握を図るため、有害大気汚染物質、酸性雨、オゾン層破壊及び地球温暖化の原因物質の測定を行う。	23,305		大気環境課	
青空再生自動車対策事業費(再掲)	自動車から排出される大気汚染物質やCO <sub>2</sub> の低減を図るため、埼玉県生活環境保全条例による規制と併せて、自動車対策を総合的に推進する。また、エコドライブの普及促進を図り、大気環境の改善と地球温暖化の防止に資する。	8,727			
EV・PHV普及推進事業費(再掲)	EV・PHVの充電インフラ整備及び県公用車への率先導入などによる更なる普及促進を図る。	2,697			
県有施設充電器維持管理事業費(再掲)	県有施設6か所に設置した電気自動車用充電器の維持管理を行う。	8,102		エコタウン環境課	
医療・福祉施設へのEV・PHV普及促進事業費(再掲)	自動車から排出される二酸化炭素を削減するため、EV・PHVの持つ付加価値を活用した導入に対して補助を行う。	5,121			

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
青空再生自動車対策事業費(再掲)	平成23年度までの青空再生低公害車導入資金融資に伴う利子補給、利子補助、損失補償を行う。	10,161		エコタウン環境課	環境部
資源リサイクル拠点環境調査研究事業費(再掲)	彩の国資源循環工場において環境モニタリング調査を実施し、安全安心な廃棄物処理の徹底を図る。また、調査結果を公害防止・環境修復技術等の研究開発に活用する。	48,934		資源循環推進課	
循環型社会づくり推進事業費(再掲)	ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。	2,142			
新エネルギープロジェクト推進事業	今後の成長が見込まれる次世代住宅分野や蓄電池分野など、新エネルギー分野の複数の研究開発プロジェクトを推進し、新製品・新技術の開発から実用化、製品化を支援する。県内中小企業の新エネルギー産業への参入を促進し、新エネルギー産業の県内への集積を図る。		385,582	先端産業課	産業労働部
魅力ある山村づくり支援事業(再掲)	山村等の特性に応じた農林業の振興、山村と都市との地域間交流、生活環境の整備等を促進し、山村地域の活性化を図る。		1,047	農業ビジネス支援課	農林部
森をまもる活動支援事業(再掲)	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。	6,191			
美しい森づくり事業(再掲)	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源涵(かん)養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	78,723			
県営林事業(再掲)	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山村地域の活性化を図るため、県営林の維持管理を行う。	130,542			
治山事業(再掲)	山地治山、保安林改良、保育		502,395		
水源地域の森づくり事業(再掲)	水源涵(かん)養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、水源地域の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。	644,055		森づくり課	
里山・平地林再生事業(再掲)	放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなどにより、森林に関する意識の醸成を図る。	134,744			
森林整備加速化・林業再生事業(再掲)	森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森林整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。	47,796			
埼玉の木みんなで使って豊かな暮らし応援事業(再掲)	二酸化炭素の吸収能力が低下する高齢化した人工林の循環利用を推進するため、住宅建築等における消費者の県産木材を選択した利用に対する奨励を行い、県産木材の利用拡大を図る。	62,428			
皆伐から始める森の若返りスピードアップ事業(再掲)	伐期を迎え利用可能な人工林を対象として、皆伐から地拵、植栽、獣害対策、保育までを一貫して行う森林組合等を支援することにより森林資源の循環利用を促進し、県産木材の安定供給、未利用木質資源の利用の促進及びCO <sub>2</sub> の吸収促進等、森林の持つ公益的機能の向上を図る。	228,885			
建築物環境配慮制度推進事業費	埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度により、建築物の総合的な環境配慮に対する取組の促進を図る。		434	建築安全課	都市整備部

## 12 ヒートアイランド対策の推進

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル事業費	ヒートアイランド対策の県全体への普及を図るため、総合的なヒートアイランド対策を施した先導的な住宅街の開発について、「先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル」として、事業費の一部を補助する。	(新規) 35,252		温暖化対策課	環境部
県有施設への暑熱対策推進費	2019年ラグビーワールドカップが開催され、県民の利用も多い熊谷スポーツ文化公園に、涼しさとうるおいのあるみどりの景観をつくとともに、遮熱性舗装などのヒートアイランド対策を実施する。	(新規) 43,510			
二重窓断熱促進事業費(再掲)	特別養護老人ホームの窓の二重窓化による断熱化を進め、エアコンの使用を効率化し人工排熱を削減する。	36,297		エコタウン環境課	
みどりいっぱい園庭・校庭促進事業費(再掲)	園庭・校庭の緑化を推進することで、学校と地域住民等が一体となってみどりにふれあう環境を整備するとともに、ヒートアイランド現象の緩和に資する。	220,002		みどり自然課	
みどりの街なみ創出事業費(再掲)	みどりの少ない都市部において、県民に身近な施設での緑化を推進することで、地球温暖化対策に資するとともに、県民の環境意識の醸成を図る。	250,743			
美しい森づくり事業(再掲)	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源涵(かん)養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、針葉樹の間伐等により花粉削減対策を推進するとともに、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	78,723		森づくり課	農林部



### 13 再生可能エネルギーの活用

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部 局
再生可能エネルギー徹底活用推進事業費	再生可能エネルギーの導入施策の検討及び具体的な導入に向けた取組を行う。	28,041		エコタウン 環境課	環 境 部
再生可能エネルギー等導入推進基金事業費	地震や台風等による大規模災害に備えて、防災拠点や避難所等に再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を進める。	346,566			
低炭素分散型エネルギー普及促進事業費	コージェネレーションシステムの導入支援を行うとともに、県内における分散型エネルギーシステムの普及方策を検討する。	32,266			
水素エネルギー普及推進事業費	水素エネルギーの普及を図るため、水素供給インフラの整備や燃料電池自動車の普及などの取組を行う。	320,495			
太陽光発電普及推進事業費(再掲)	住宅用太陽光発電設備の設置の促進や市民共同発電に対し助成することにより、太陽光発電の飛躍的な普及拡大を図る。	3,433			
展開エコタウン推進事業費(再掲)	展開エコタウンとして新たなモデル市において、重点実施街区の太陽光発電の設置や省エネ改修などを集中実施することにより、既存住宅のスマートハウス化を進める。	190,111			
ミニエコタウン推進事業費(再掲)	ハウスメーカー等の民間事業者と協働で、当該事業者が過去に分譲した小規模な既存住宅街区において、太陽光発電の設置や省エネ改修などを集中実施することにより、県内各地でスマートハウス化を進める。	74,379			
エコタウンプロジェクト推進事業費(再掲)	再生可能エネルギーを中心とした創エネと徹底した省エネに取り組むことにより、エネルギーの地産地消を具体的に進めるモデルを全国に発信する。	8,002			
魅力ある山村づくり支援事業(再掲)	山村等の特性に応じた農林業の振興、生活環境の整備等を促進し、山村地域の活性化を図る。		1,047	農業ビジネス 支援課	農 林 部

### 14 環境に配慮した交通の実施

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部 局
青空再生自動車対策事業費(再掲)	自動車から排出される大気汚染物質やCO <sub>2</sub> の低減を図るため、埼玉県生活環境保全条例による規制と併せて、自動車対策を総合的に推進する。また、エコドライブの普及促進を図り、大気環境の改善と地球温暖化の防止に資する。	8,727		大気環境課	環 境 部
EV・PHV普及推進事業費(再掲)	EV・PHVの充電インフラ整備及び県公用車への率先導入などによる更なる普及促進を図る。	2,697		エコタウン 環境課	
青空再生自動車対策事業費(再掲)	平成23年度までの青空再生低公害車導入資金融資に伴う利子補給、利子補助、損失補償を行う。	10,161			
道路改築費(再掲)	バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図る。		3,332,207	道路街路課	県土整備部
重複区間解消推進費(再掲)			29,350		
道路改築事業費(再掲)			833,000		
社会資本整備総合交付金(改築)事業費(再掲)			4,862,000		
街路整備費(再掲)			1,515,442		
社会資本整備総合交付金(街路)事業費(再掲)			1,569,600		
橋りょう架換費(再掲)			359,000		
社会資本整備総合交付金(橋りょう整備)事業費(再掲)			1,278,000		
交差点整備費(再掲)			511,000		
社会資本整備総合交付金(交通安全)事業費(再掲)			1,114,000		
自動車更新整備費(再掲)	出納総務課及び12集中管理地域機関保有の公用車を「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき更新する。	30,306		出納総務課	会計管理者

IV 環境の創造・保全に向けて各主体が取り組む地域社会づくり

15 環境に配慮した産業・地域づくり

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部 局		
見沼田圃(たんぼ)保全・活用・創造事業推進費(再掲)	見沼田圃(たんぼ)の土地利用についての連絡調整を行うため、見沼田圃土地利用連絡会議及び見沼田圃土地利用審査会を運営するとともに、公有地化事業等を行い見沼田圃の保全・活用・創造を図る。		298,761	土地水政策課	企画財政部		
国土利用計画等管理運営費	「埼玉県国土利用計画」に基づく、計画的かつ適正な土地利用を進める。		9,585				
水源林重点対策地籍調査事業費	水源地域の市町村が実施する地籍調査事業に補助金を交付し、水源地域の振興や水源林の保全を図る。		41,040				
環境政策推進費	環境基本法第43条に基づき設置されている埼玉県環境審議会の運営、また、国、他都道府県、市町村の環境担当職員との情報交換、交流等を図る。	9,391		環境政策課			
環境にやさしい県庁推進事業費(再掲)	本県が一事業体として環境配慮を推進していくことを目的に策定した「地球温暖化対策実行計画」「環境配慮方針」を適切に推進管理する。	533					
環境管理事務所運営費	公害の監視指導、苦情処理等環境管理事務所の円滑な運営を図る。	25,150					
環境影響評価制度運営費	埼玉県環境影響評価条例及び戦略的環境影響評価実施要綱に基づく制度の円滑な運営を図る。	11,991					
環境ビジネス推進事業費	環境の最先端技術をビジネスに取り入れた事例を学びながら環境ビジネス企業間の交流を図る環境ビジネスセミナーを開催し、企業・支援機関のネットワークづくりを促進するとともに、環境ビジネスの機運の醸成を図る。また、環境面での国際協力とともに環境関連企業の海外展開を支援する。	1,878					
再生可能エネルギー徹底活用推進事業費(再掲)	再生可能エネルギーの導入施策の検討及び具体的な導入に向けた取組を行う。	28,041				エコタウン環境課	
環境創造融資事業費(再掲)	中小企業者等への長期、低利融資を行い、環境改善施設の整備や環境に配慮した施設整備等の推進を図る。	23,661				環境部	
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050推進事業費(再掲)	埼玉県地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050)及び埼玉県地球温暖化対策推進条例に定める施策を着実に実行し、総合的に温暖化対策を推進する。	5,970					
低炭素型ライフスタイル推進事業費(再掲)	低炭素型社会の実現を目指し、県民一人ひとりのライフスタイルを転換するとともに、温暖化防止に向けた取組を促進するため、県民、事業者、各種団体、行政等が協働しながら様々な取組を実施する。	11,543		温暖化対策課			
CO <sub>2</sub> 排出削減設備導入支援事業費(再掲)	目標設定型排出量取引制度の対象となっていない中小規模事業者のCO <sub>2</sub> 削減を推進するため、事業者が行うCO <sub>2</sub> 排出削減設備の整備に対して補助を行う。	120,450					
中小企業ESCO推進事業費(再掲)	中小企業から排出されるCO <sub>2</sub> 排出量を効果的に削減するため、エスコ(ESCO)事業を活用した省エネ改修工事に対して補助を行う。	81,563					
温暖化対策計画・排出量取引制度推進事業費(再掲)	産業・業務部門の温室効果ガス排出量の削減を進めるため、地球温暖化対策計画制度やエコアップ認証制度の審査や指導を行う。また、エネルギーを多量に使用する事業所等に対して本県独自の目標設定型排出量取引制度を導入し、CO <sub>2</sub> の効果的な排出量削減に努める。	46,320					
埼玉県環境事務研究会連合会補助費	埼玉県環境事務研究会連合会の健全な育成を図るため、運営費の補助を行う。	100		水環境課			
彩の国新産業創出研究開発推進事業費	産業技術総合センターにおいて、県内中小企業の技術力を強化するため、先端ものづくり技術、環境・エネルギー関連技術等に重点を置いて研究開発を進め、その成果を企業に提供する。	73,031		産業支援課	産業労働部		
彩の国工場づくり等推進事業費	環境管理の優れた工場などを指定し、地域に開かれた工場づくりを進める。	1,280		企業立地課			
工場立地指導費(再掲)	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。	737					
農業技術研究センター試験研究費の一部(農業技術研究センター)(再掲)	本県農業の健全な発展を図るため、農林水産業に係る総合的な試験研究を推進する。その一部として環境変化に対応し、安定生産が可能となる栽培技術の開発を行う。		13,809	農業政策課	農 林 部		
見沼農業活性化対策事業(再掲)	都市と調和した特色のある見沼農業を実現し、農業振興による見沼田圃(たんぼ)の保全・活用・創造を図る。		42,592	農業ビジネス支援課			
三富地域農業振興対策事業(再掲)	循環型農業を核とした生産・流通・販売対策により、三富野菜ブランドの確立や地域内消費の拡大を図り、平地林を活用した三富農業の確立に資する。		1,000				
農山村バイオマス利活用促進事業(再掲)	農山村バイオマスの利活用促進のための普及・啓発や地域における先進的な取組を支援する。		524	農産物安全課			
彩の国グリーンツーリズム総合対策事業(再掲)	農山村の多様な資源を活用した都市と農山村の交流を通じて、地域農林業の振興と農山村の活性化を図るため、必要な体制整備の支援や情報発信を行うとともに交流活動を推進する。		3,149				
安全安心農産物確保対策推進事業	農産物の生産工程における汚染リスクの把握、化学物質等による農産物への影響回避技術の開発、農産物の自主生産管理の普及などにより、安全で安心できる農産物の供給を確保する。	5,806					
農業安全対策事業(再掲)	農業による危被害防止のため、農業安全使用の徹底、農薬販売業者等への指導、農産物の農薬残留分析調査等を行う。	5,693					
畜政推進事業のうちの一部(再掲)	「家畜排せつ物法」に基づく指導により、家畜ふん尿の適正管理と利用を推進する。	919				畜産安全課	
畜政推進事業のうちの一部(再掲)	良質たい肥のための技術指導及び耕畜連携の推進により、良質たい肥の生産と有効利用を図る。	265					
都市と山村交流の森管理事業(再掲)	「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。	85,633				森づくり課	
みんなで育てる森づくり事業(再掲)	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを促進する。	9,734					

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
埼玉エコ農業推進事業	環境負荷軽減を図る「エコ」農業に取り組む産地を育成するとともに、「エコ」農業農産物の需要拡大や高付加価値化を図る。	15,362		農産物安全課	農林部
街路整備費(再掲)	バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図る。また、安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上を図るため、電線類を地中化する。		1,515,442	道路街路課	県土整備部
社会資本整備総合交付金(街路)事業費(再掲)			1,569,600		
社会資本整備総合交付金(維持)事業費	安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上を図るため、電線類を地中化する。		21,000	道路環境課	
電線地中化(道路)整備費			278,000		
道路美化推進費	街路樹の剪定枝や刈草の堆肥化の推進と、道路構造の改善や道路緑化により、安全で快適な歩行空間の確保と道路景観の向上を図り、「ゆとり」社会の実現を目指す。		71,949		
都市計画調査費	都市計画法を適切に運用するための調査や、円滑な手続きを進める。		175,773	都市計画課	都市整備部
景観行政推進事業費	田園と都市が織りなす美しい景観を守り、生かし、創造するため景観施策及び屋外広告物施策を推進する。	7,013		田園都市づくり課	都市整備部
建築協定	住民の自主的な協定に基づき、良好な住環境を維持、増進する。		23,609	建築安全課	
三富地域の文化財普及・啓発事業	県指定旧跡を中心とした三富新田地域の歴史的価値と現在の意義、保全の必要性について普及・啓発を行う。	130		生涯学習文化財課	教育局
文化財保護事業補助	文化財の所有者、管理者が行う文化財保存事業を補助する。	114,167			

## 16 連携・協働による取組の拡大

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
首都圏廃棄物広域処理推進費(再掲)	首都圏の自治体が共同、協調し循環型社会の構築を目指す。	3,564		資源循環推進課	環境部
循環型社会づくり推進事業費(再掲)	ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。	2,142			
工場立地指導費(再掲)	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		737	企業立地課	産業労働部
森をまもる活動支援事業(再掲)	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。	6,191		森づくり課	農林部
みんなで育てる森づくり事業(再掲)	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを促進する。	9,734			
県立高校みどり再生プロジェクト	高校生が教育活動の一環として郷土埼玉のみどりの再生に貢献するとともに、みどりを守り育てる教育の一層の充実を図る。	5,865		高校教育指導課	教育局

## 17 環境を守り育てる次世代の人材育成

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
消費者啓発事業費(再掲)	社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。		4,172	消費生活課	県民生活部
環境科学国際センター事業費(環境学習分)	環境問題に対する意識の向上を図るため、環境学習の機会及び活動の場を提供するとともに学習活動の支援を行う。	31,292		環境政策課	環境部
環境学習推進事業費(再掲)	県民各層の連携のもと、環境保全に向けての自主的な学習と実践ができるように支援する。	4,606			
地球にいいことグリーンチャレンジ事業費(再掲)	小中高校生の環境に関する意識の醸成を図るとともに、児童生徒が学校の内外で行う体験学習を支援し、地域の環境保全活動を促進する。また、他の模範となる環境保全活動を表彰、紹介することにより環境保全活動の普及啓発を図る。	7,685			
自然公園等管理事業費	県内の優れた自然の風景地を自然公園に指定し、施設の整備、維持管理を行うとともに、自然公園内における開発行為等の規制を行う。	38,433		みどり自然課	
自然公園等施設整備事業費	自然公園における県有施設の整備を行う。	38,746			
自然ふれあい施設等管理費	自然学習センター・北本自然観察公園など自然ふれあい施設等4施設の管理運営を行う。	198,182			
さいたま緑の森博物館保全推進事業費	さいたま緑の森博物館の貴重な自然環境を確実に保全するため、特別緑地保全地区などの地域制緑地の指定などを見据え、自然環境調査を実施するとともに、緑地保全方策を検討する。	(新規) 28,989			
自然環境保全推進事業費(再掲)	県土の優れた自然環境の保全を図り、自然保護活動や自然環境保全思想の普及啓発を図るとともに、自然保護業務の円滑な推進を図る。	29,040			
都市と山村交流の森管理事業(再掲)	「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。	85,633		森づくり課	農林部
公園等建設費(再掲)	自然環境を保全・活用しつつ、県民生活に潤いと安らぎを与え、広域的な県民レクリエーションの拠点となるとともに、都市における防災機能の強化が図られる公園を整備する。	839,440		公園スタジアム課	都市整備部
社会資本整備総合交付金(公園)事業費(再掲)		869,996			

## 18 環境科学・技術の振興と国際協力の推進

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
環境保全普及啓発費	環境保全の重要性を認識してもらうため、環境白書の発行等により、本県の環境の現状と県の施策を広く県民に知らせ、環境保全思想の普及・啓発を図る。	1,545		環境政策課	環境部
環境科学国際センター運営費	総合的かつ学際的な試験研究をはじめ、環境学習・国際貢献・環境情報の収集・発信を行う環境科学国際センターの施設の運営を図る。	82,079			
環境科学国際センター事業費 (試験研究費その他)	総合的かつ学際的な試験研究をはじめ、環境学習・国際貢献・環境情報の収集・発信を行う。	141,593			
環境科学国際センター事業費 (国際貢献分)	総合的かつ学際的な試験研究をはじめ、環境学習・国際貢献・環境情報の収集・発信を行う。	6,493			
環境科学国際センター分析研究 機器整備事業	環境科学国際センターに期待される役割と機能を果たしていくため、センター内の老朽化した分析機器を更新する。	35,350			
世界に通用する研究者育成事業 費	環境科学国際センターの研究員を環境研究の先進国に派遣し、最先端の試験研究を担う人材を育成する。	1,705			
彩の国新産業創出研究開発推進 事業費(再掲)	産業技術総合センターにおいて、県内中小企業の技術力を強化するため、先端ものづくり技術、環境・エネルギー関連技術等に重点を置いて研究開発を進め、その成果を企業に提供する。	73,031		産業支援課	産業労働部
農業技術研究センター試験研究 費の一部(農業技術研究センタ ー)(再掲)	本県農林業の健全な発展を図るため、農林水産業に係る総合的な試験研究を推進する。その一部として環境変化に対応し、安定生産が可能となる栽培技術の開発を行う。		13,809	農業政策課	農林部

### ○ 放射線物質による環境汚染への対応

事業名	事業内容	H28年度当初 予算額(千円)	H28年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
環境放射線調査費	国からの委託により、空間放射線量及び土壌等の放射性物質の測定を行うとともに、県有施設等の空間放射線量や一般環境における放射性物質の測定を行う。	8,350		大気環境課	環境部



(2) 環境基本計画に掲げた施策指標の推移

I 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり

施策展開の方向 重点取組施策		指 標 名	目標設定時	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)
1	大気環境の保全	次世代自動車の普及割合	3.2%	11.2% (H26年度末)	13.0%
		光化学スモッグなどの原因となる揮発性有機化合物(VOC)の排出量	41,618t/年 (H21年度)	33,790t/年 (H26年度)	33,000t/年
2	公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止	アユが棲(す)める水質の河川の割合	77%	89%	90%
		全国水質ワースト5河川(国土交通省直轄管理区間)	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし
3	化学物質対策の推進	リスクコミュニケーション実施数	82事業所	210事業所	200事業所
		石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反件数	1件	0件	0件
4	身近な生活環境の保全	公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加事業者数	85人	1,808人	2,300人
5	水循環の健全化と地盤環境の保全	5年間の累積沈下量(ただしH23除く)が4cm未満の地盤観測基準点の割合	97.8%	99.8%	99.0%
6	資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	レジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数	375店舗	776店舗	760店舗
		一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	61g/人・日 (H21年度)	47g/人・日 (H26年度)	54g/人・日
		産業廃棄物の最終処分率	1.6% (H21年度)	1.7% (H26年度)	1.3%
		新たな産業廃棄物の山(大量堆積)の発生件数	—	0件	0
		県と民間団体との不法投棄通報協定団体数	18団体	37団体	36団体
		3R推進員の登録者数	70人	20,865人	10,000人



## II 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

施策展開の方向 重点取組施策		指 標 名	目標設定時	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)
7	河川等の保全と再生	(再掲) アユが棲(す)める水質の河川の割合	77%	89%	90%
		(再掲) 全国水質ワースト5河川(国土交通省直轄管理区間)	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし
		生活排水処理率	88%	90.6%	92%
		県民が川の再生に取り組む河川の延長	371km	542km	550km
8	みどりの保全と再生	緑の保全面積	488ha	531ha	542ha
		身近な緑の創出面積	576ha	940ha	1,060ha
		彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数	77団体	233団体	200団体
9	森林の整備と保全	森林の整備・保全面積	—	9,640ha	14,000ha (H24~28年度)
		森林ボランティア活動に参加する企業・団体数	118団体	200団体	220団体
		県産木材供給量	75,000m <sup>3</sup> /年	87,000m <sup>3</sup> /年	111,000m <sup>3</sup> /年
10	生物多様性の保全	希少野生動植物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数	38団体	146団体	200団体
		希少野生動植物種の保護増殖箇所数	54か所	88か所	90か所

## III 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり

施策展開の方向 重点取組施策		指 標 名	目標設定時	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)
11	地球温暖化対策の総合的推進	産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減量(H17年度比)	155万t - CO <sub>2</sub> (H21年度)	402万t - CO <sub>2</sub> (H26年度末)	250万t - CO <sub>2</sub>
		環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数	227回	237回	280回
		(再掲) 森林の整備・保全面積	—	9,640ha	14,000ha (H24~28年度)
12	ヒートアイランド対策の推進	(再掲) 産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減量(H17年度比)	155万t - CO <sub>2</sub> (H21年度)	402万t - CO <sub>2</sub> (H26年度末)	250万t - CO <sub>2</sub>
		(再掲) 緑の保全面積	488ha	531ha	542ha
		(再掲) 身近な緑の創出面積	576ha	940ha	1,060ha
13	再生可能エネルギーの活用	住宅用太陽光発電設備の設置数	41,637基	117,800基	140,000基
		再生可能エネルギーの供給量(単位:テラジュール)	3,070TJ (H21年度)	7,143TJ	5,600TJ
14	環境に配慮した交通の実現(スマートビークル社会)	(再掲) 次世代自動車の普及割合	3.2%	11.2% (H26年度末)	13.0%
		エコドライブアドバイザーの認定者数	0人	9,907人	2,500人

IV 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり

施策展開の方向 重点取組施策		指 標 名	目標設定時	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)
15	環境に配慮した産業・地域づくり	環境ビジネス関連セミナー参加企業数	349社	713社	580社
		(再掲)住宅用太陽光発電設備の設置数	41,637基	117,800基	140,000基
		(再掲)再生可能エネルギーの供給量(単位:テラジュール)	3,070TJ (H21年度)	7,143TJ	5,600TJ
16	連携・協働による取組の拡大	(再掲)希少野生動植物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数	38団体	146団体	200団体
		(再掲)希少野生動植物種の保護増殖箇所数	54か所	88か所	90か所
		(再掲)県民が川の再生に取り組む河川の延長	371km	542km	550km
		(再掲)彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数	77団体	233団体	200団体
		地域清掃活動団体登録数	327団体	531団体	530団体
		彩の国ロードサポート団体数	531団体	717団体	780団体
		(再掲)県と民間団体との不法投棄通報協定団体数	18団体	37団体	36団体
		(再掲)レジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数	375店舗	776店舗	760店舗
17	環境を守り育てる次世代の人材育成	(再掲)環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数	227回	237回	280回
		環境科学国際センター展示館の入館者数(H12年度からの累計)	536,931人	761,742人	807,000人
18	環境科学・技術の振興と国際協力の推進	環境科学国際センター共同研究数	236	446	390
		環境科学国際センター研究発表数	1,464件	2,514件	2,430件
		海外からの環境分野の研修員等の県受入者数	210人	356人	365人
		海外との環境分野の交流のための県派遣者数	213人	450人	365人

## 印刷物等の作成状況

### 環境政策課 (048-830-3015)

- 埼玉県環境白書
- 埼玉県環境基本計画
- 環境アセスメント  
— 埼玉県環境影響評価制度のあらまし —
- 埼玉県戦略的環境アセスメント
- 環境学習サポート制度のご案内
- 親子で楽しむ環境学習ガイドブック

### 温暖化対策課 (048-830-3035)

- ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050
- 地球温暖化対策計画制度と目標設定型排出量取引制度
- 中小事業者向けやさしいCO<sub>2</sub>削減シート
- 家電製品省エネ情報提供制度

### 大気環境課 (048-830-3055)

- 埼玉県における光化学スモッグの発生状況
- 大気汚染常時監視測定結果報告書
- 埼玉の大気環境
- 大気環境調査事業報告書
- 化学物質と私たちの暮らし
- 化学物質管理制度のご案内
- 電子届出のご案内  
(化学物質管理促進法、生活環境保全条例)
- 特定化学物質管理指針の改正について
- みんなでVOCの排出を減らそう!!
- 埼玉県の大気規制(ばい煙関係)
- 埼玉県の大気規制(粉じん発生施設関係)
- 大気汚染防止法に基づく特定粉じん(石綿)排出等作業に係る規制
- 廃棄物焼却炉の規制について
- ダイオキシン類に関する規制について
- 有害大気汚染物質の規制について

- 埼玉県の大気規制  
(揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係)
- 私たちの生活と石綿(アスベスト)
- 石綿(アスベスト)使用建築物等における  
解体等工事時の規制
- 石綿飛散防止対策マニュアル2015
- 埼玉県非飛散性石綿含有建材  
解体工事ガイドライン・同解説
- 建物解体工事業者の皆様へ  
(大気汚染防止法の石綿規制について)
- 石綿の除去工事の発注者、施工業者の皆様へ  
(リスクコミュニケーション)
- 埼玉県の地球温暖化対策<自動車対策の概要>
- フロン排出抑制法登録申請手続き案内
- 第一種フロン類引取等業者認定手続き案内  
～省令第49条認定業者～
- 自動車リサイクル法登録申請手続き案内  
(引取業者関係、フロン類回収業者関係)

### 水環境課 (048-830-3078)

- 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果
- 航空機騒音調査結果
- 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果
- 埼玉県地盤沈下調査報告書
- 地盤沈下・地下水位観測年報
- 公共用水域及び地下水の水質測定結果
- 事業者のみなさまへ(悪臭の規制)
- 事業者のみなさまへ  
(工場・事業場における騒音・振動の規制)
- 事業者のみなさまへ  
(屋外作業場等の騒音・振動の規制)
- 建設業のみなさまへ
- 深夜に営業を行うみなさまへ
- 公害防止組織制度について
- 埼玉県の水質規制
- 工場・事業場等排水の水質規制
- 工場・事業場等排水の暫定排水基準
- 工場・事業場等の水質規制  
(地下水汚染の未然防止)
- 工場・事業場排水の総量規制

埼玉県生活排水処理施設整備構想

川にやさしい生活知恵袋

子どもたちにきれいな水を

地下水採取の規制

土壌環境及び地下水質の保全

人と自然が共生する埼玉へ

—グリーンアクションデータブック—

ナチュラルリッジクラブ

—身近な自然観察手帳—

埼玉県自然学習センター

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里

さいたま緑の森博物館ガイド

埼玉県山西省友好記念館神怡館

緑化計画届出制度の手引き

緑化計画届出制度のあらまし

みどりのススメ

埼玉県園庭・校庭芝生マニュアル

埼玉県広域緑地計画

緑のトラスト運動普及啓発リーフレット

さいたま自然公園・みどりマップ

彩の国みどりの基金ビジョン

彩の国みどりの基金への御寄附のお願い

緑のトラスト保全地ガイド

### 産業廃棄物指導課 (048-830-3125)

不法投棄・野外焼却は犯罪です！(リーフレット・ポスター)

- 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物処分業許可業者名簿

排出事業者の皆様へ  
産業廃棄物の取扱いについて

石綿（アスベスト）含有産業廃棄物を適正に  
処理しましょう。(リーフレット)

産業廃棄物を委託処理される事業者の皆さまへ  
～WDSを活用した廃棄物の適正処理について～(リーフレット)

医療機関の皆さまへ  
～廃棄物の適正処理について～(リーフレット)

建築物の解体工事等の届出者の皆様へ  
分別解体等を行う建築物にPCB廃棄物は残って  
いませんか？(リーフレット)

### 環境科学国際センター (0480-73-8331)

埼玉県環境科学国際センター報

- 埼玉県地質地盤資料集

### 資源循環推進課 (048-830-3105)

第8次埼玉県廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理事業の概況

### 環境整備センター (048-581-4070)

施設案内

(埼玉県環境整備センター・彩の国資源循環工場)

### みどり自然課 (048-830-3140)

- 埼玉県レッドデータブック2008 動物編

- 埼玉県レッドデータブック2011 植物編

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例

生物多様性保全県戦略

生物多様性を考えよう

- 鳥獣保護区等位置図

人と自然が共生する埼玉へ(リーフレット)

印刷物の詳細については、各課所へお問い合わせ  
させていただきます。

「●」は県政情報センターで販売しています。

購入方法については、

県政情報センター (☎ 048-830-2543)

にお問い合わせください。

## 施設の設置状況

### 【埼玉県環境科学国際センター】

《場 所》加須市上種足914  
 《電 話》0480-73-8363  
 《交 通》・JR高崎線鴻巣駅東口から加須車庫・加須駅  
 行きバス「環境科学国際センター」下車  
 ・東武伊勢崎線加須駅南口から免許センター  
 ・鴻巣駅行きバス「環境科学国際センター」  
 下車

《開館時間》9:30~16:30(入館は16:00まで)  
 《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、開  
 館した月曜日の翌平日(月曜日が県民の日  
 の場合を除く。)、12月29日~1月3日  
 《入 場 料》一般300円、大学生・高校生200円(中学生以  
 下、障害者手帳をお持ちの方及びその介護  
 者1名は無料)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/cess/index.html>

子どもから大人までが環境問題に興味を持ち、気軽に、楽しく学べる体感型の展示館のほか、屋外には自然観察や  
 野外作業など、身近な自然とふれあいながら環境学習できる生態園がある。また、環境学習のための情報コーナー、  
 図書コーナー、研修室などを備え、各種講座や研修を実施している。

### 【埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園】

《場 所》北本市荒井5-200  
 《電 話》048-593-2891  
 《交 通》JR高崎線北本駅西口から、北里大学メディカ  
 ルセンター行きバス「自然観察公園前」下車

《開館時間》9:00~17:00(夏休み期間中・年末年始  
 は時間変更あり)  
 《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休  
 日の翌日(土、日、休日の場合は開館)  
 (休館日であっても、夏休みや春休み期間中、年末年  
 始は臨時開館しています)

<http://www.saitama-shizen.info/>

《入 館 料》無 料

自然学習センターには自然について学習し理解してもらうための展示やシアター、図書情報コーナーを設置してい  
 る。また、自然観察会や実験教室など週末を中心に多くのイベントを実施している。

### 【埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター】

《場 所》所沢市大字荒幡782番地  
 《電 話》04-2939-9412  
 《交 通》西武狭山線下山口駅から約1km、徒歩約15分

《開館時間》9:00~17:00  
 《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休  
 日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12  
 月29日~1月3日

<http://www.ikifure.info/>

《入 館 料》無 料

狭山丘陵いきものふれあいの里の中心施設として、展示室、観察バルコニー、講義室などがあり、狭山丘陵の自然  
 や文化について学び、体験することができる。自然観察会や里山体験講座など様々なプログラムを実施している。

### 【さいたま緑の森博物館】

《場 所》入間市宮寺889-1  
 《電 話》04-2934-4396  
 《交 通》西武池袋線小手指駅南口から宮寺西もしくは  
 金子駅入口行きバス「荻原」下車徒歩約10分

《開館時間》9:00~17:00  
 《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休  
 日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12  
 月29日~1月3日

<http://saitama-midorinomori.jp/>

《入 館 料》無 料

狭山丘陵の雑木林を保全し、雑木林や湿地などの自然そのものを野外展示物とした自然観察の場で自然の大切さや  
 人と自然のかかわりなどを学ぶことができる。自然観察会や雑木林体験イベントなども実施している。

### 【県民の森】

《場 所》横瀬町大字芦ヶ久保字丸山北平896  
 《電 話》0494-23-8340 (FAX同じ)  
 (冬季・埼玉県農林公社森林局0494-25-0291)  
 《交 通》西武秩父線芦ヶ久保駅から徒歩1時間30分

《開館時間》9:00~16:30  
 《休 館 日》(冬季休業)  
 12月1日~2月末日

<http://www.chichibu.ne.jp/~ssinrinp/kenmori-2.html>

《利 用 料》無 料

横瀬町の丸山の北側にあり、面積68ha。森林学習展示館をはじめ、デイ・キャンプ場、野鳥の森などがあり、楽し  
 みながら自然に触れることができる。冬季休業。



<b>【彩の国ふれあいの森】</b>	
<p>《場 所》秩父市中津川447  《電 話》0494-56-0026  《F A X》0494-56-0028  《交 通》秩父鉄道三峰口駅から中津川行きバス「中津川」下車  <a href="http://www.chichibu.ne.jp/~furemori/">http://www.chichibu.ne.jp/~furemori/</a></p>	<p>《開館時間》9:00~17:00  《休 館 日》12月29日~1月3日  《入 場 料》無 料  (ただし、木工工作室、学習室を利用する場合は有料)</p>
<p>約3,000haの森の中に、原生林の散策ができる七つの森ゾーンや森林の働きを学習できる森林科学館などがあり、自然体験を通して、森林の大切さや人と自然との関わりなどを学ぶことができる。宿泊施設こまどり荘が併設されている。</p>	
<b>【みどりの村】</b>	
<p>《場 所》小鹿野町大字飯田853  《電 話》0494-75-3441  《交 通》西武秩父線西武秩父駅から栗尾行きバス「滝原団地前」下車徒歩約20分  <a href="http://midorino-mura.com/">http://midorino-mura.com/</a></p>	<p>《利用時間》9:00~16:30  《休 業 日》12月29日~1月3日  《利用料等》無 料  (一部有料施設あり)</p>
<p>西秩父に位置し、面積約17haの緑に親しみながら農林業の理解を深め、都市と山村の交流ができる施設。フィールドアスレチック、子どもの広場、テニスコート等があり、年間を通して楽しめる。</p>	
<b>【埼玉県立自然の博物館】</b>	
<p>《場 所》長瀬町長瀬1417-1  《電 話》0494-66-0404  《F A X》0494-69-1002  《交 通》秩父鉄道上長瀬駅から徒歩5分  <a href="http://www.shizen.spec.ed.jp/">http://www.shizen.spec.ed.jp/</a></p>	<p>《開館時間》9:00~16:30 (入館は16:00まで)  ※7・8月は30分延長  《休 館 日》月曜日(祝日・振替休日、5/1、5/2、7・8月の月曜日は開館)、12月29日~1月3日  《入 場 料》一般200円、学生100円(中学生以下、障害者手帳をお持ちの方及びその介護者1名は無料)</p>
<p>埼玉の自然とその生いたち、自然と人との共生について、化石や岩石、動物や植物など多くの資料によりわかりやすく展示・解説している。また、自然史講座や野外観察会などの各種イベントを行っているほか、県内の自然史に関する資料の収集、整理及び調査研究等を行っている。</p>	
<b>【三峰ビジターセンター】</b>	
<p>《場 所》秩父市三峰8-1  《電 話》0494-23-1511  秩父環境管理事務所(企画調整・自然公園担当)  《交 通》西武秩父線西武秩父駅から秩父鉄道三峰口駅から西武バス「三峰神社」行き終点下車  <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/mitsumine-vc/">http://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/mitsumine-vc/</a></p>	<p>《開館時間》9:00~17:00  《入 館 料》無 料</p>
<p>秩父多摩甲斐国立公園が総合的に理解できる施設。自然のしくみと人間とのかかわり合いについて、分かりやすく展示している。</p>	
<b>【首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)インフォメーションセンター(美の山公園内)]</b>	
<p>《場 所》秩父市黒谷2372-2(美の山・山頂)  《電 話》0494-23-1511  (秩父環境管理事務所 企画調整 自然公園担当)  《交 通》秩父鉄道皆野駅から徒歩90分、和銅黒谷駅から徒歩90分  <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/minoyamakouen-top/">http://www.pref.saitama.lg.jp/b0504/minoyamakouen-top/</a></p>	<p>《開館時間》9:00~16:30  《休 館 日》3月20日頃~7月:無休  8月~11月:不定休(平日週1~3日休館)  12月~3月20日頃:毎週月曜日のみ開館(祝日の場合は翌日)  《入 場 料》無 料</p>
<p>首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)を総合的に案内する施設。県内のコース図やみどころ紹介のほか、美の山公園の四季折々の写真も展示している。</p>	

<p><b>【埼玉県立げんきプラザ】</b></p> <p><b>【長瀬げんきプラザ】</b></p> <p>《場 所》長瀬町井戸367</p> <p>《電 話》0494-66-0177</p> <p>《交 通》秩父鉄道「野上」駅下車、徒歩10分</p>	<p><b>【小川げんきプラザ】</b></p> <p>《場 所》小川町木呂子561</p> <p>《電 話》0493-72-2220</p> <p>《交 通》八高線「竹沢」駅下車、徒歩30分 東武東上線「東武竹沢」駅下車、徒歩40分</p>
<p><b>【神川げんきプラザ】</b></p> <p>《場 所》神川町池田756</p> <p>《電 話》0495-77-3442</p> <p>《交 通》高崎線「本庄」駅、八高線「丹荘」駅から神泉総合支所行きバス「池田」下車、徒歩15分</p>	<p><b>【名栗げんきプラザ】</b></p> <p>《場 所》飯能市上名栗1289-2</p> <p>《電 話》042-979-1011</p> <p>《交 通》西武秩父線「正丸」駅下車約4 km</p>
<p><b>【大滝げんきプラザ】</b></p> <p>《場 所》秩父市大滝5944-2</p> <p>《電 話》0494-55-0014</p> <p>《交 通》秩父鉄道「三峰口」駅から秩父湖行きバス「大久保」下車約5 km</p>	<p>※各所共通</p> <p>《利用料等》宿泊料のほか食事代、シーツ代、その他活動内容に応じて実費負担</p> <p>《休 所 日》原則として月曜日（休日の場合は開所） 12月29日～1月3日</p>
<p>子供から大人まですべての県民が、体験・交流・宿泊の場として利用できる社会教育施設。豊かな自然環境のもと環境分野を含めた多彩な生涯学習活動を行うことができる。加須げんきプラザ(0480-65-0660)においても体験活動に関する事業を実施。</p>	
<p><b>【埼玉県山西省友好記念館（神怡館）】</b></p> <p>《場 所》小鹿野町両神薄2245</p> <p>《電 話》0494-79-1493</p> <p>《交 通》西武鉄道西武秩父駅から薬師の湯行き町営バス「薬師堂」下車徒歩3分</p> <p><a href="http://www.shenyi.jp">http://www.shenyi.jp</a></p>	<p>《開館時間》9：00～17：00</p> <p>《休 館 日》火曜日（休日、県民の日の場合は開館）、休日の翌々日（土・日・休日の場合は開館）、 12月29日～1月3日</p> <p>《入 館 料》大人200円、小中学生120円（小学校就学前、障害者手帳をお持ちの方及び介助者1名は無料）</p>
<p>中国山西省との友好県省締結10周年を記念して建てられた山西省の歴史、自然、文化等を紹介する中国唐代寺院風建築の展示館。</p>	
<p><b>【埼玉県長瀬射撃場】</b></p> <p>《場 所》長瀬町大字野上下郷2395-1</p> <p>《電 話》0494-66-1111</p> <p>《F A X》0494-66-1112</p> <p>《交 通》秩父鉄道野上駅下車約3 km（タクシーは長瀬駅から約10分）</p> <p><a href="http://www.nsr.bz">http://www.nsr.bz</a></p> <p>E-mail：nsr@crda.co.jp</p>	<p>《開館時間》4月～10月 8：30～17：30 11月～3月 9：00～17：00</p> <p>《休 業 日》毎週月曜日及び11月～3月までの第2・4火曜日（ただし、休業日が祝日に当たる場合はその翌日）、11月15～21日、12月29日～1月3日</p> <p>《利 用 料》620～3,670円（個人）</p>
<p>日本でも有数の規模のライフル射撃場。小口径ライフル50射座、大口径ライフル15射座、空気銃51射座。平成21年6月、ライフル射撃のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定。</p>	
<p>〔事前の申込み等により、見学が可能な施設〕</p>	
<p><b>【彩の国資源循環工場（埼玉県環境整備センター）】</b></p> <p>《場 所》寄居町三ヶ山368</p> <p>《電 話》048-581-4070</p> <p>《交 通》八高線・秩父鉄道・東武東上線「寄居駅」からタクシー8分</p>	<p>《見学時間》9：30～16：00</p> <p>送迎バス有（詳細はお問い合わせください）</p> <p>《見 学 日》火～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）</p>
<p>8つの民間リサイクル施設（彩の国資源循環工場）、メガソーラー及び県営の廃棄物最終処分場（環境整備センター）の施設を公開している。</p>	

## 〈あ行〉

### RDF (Refuse Derived Fuel)

可燃ごみ(生ごみ、紙ごみ、廃プラスチック等)を破碎、選別、乾燥、固形化し、利用しやすい性状の固形燃料にしたもの。

### ISO14000シリーズ、ISO14001

環境マネジメント(管理)システムの項参照。

### アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務づけられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務づけられている。

### IPCC

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和の方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。これまで5回にわたり評価報告書を発表しており、これらの報告書は世界の専門家や政府の査読を受けて作成されたもので、地球温暖化に対する国際的な取組に科学的根拠を与えるものとして極めて重要な役割を果たしている。

### 硫黄酸化物(SOx)

硫黄の酸化物の総称であり、大気汚染の原因物質としては主に二酸化硫黄を指す。主として石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染防止法ではばい煙の一つとして規定し、K値規制や総量規制の対象物質としている。

### 石綿(アスベスト)

天然の鉱物繊維で、熱や薬品に強く摩耗しにくいなど丈夫なことから建築材料を中心に広く利用された。しかし中皮腫などの原因になることが明らかとなり、現在は製造や輸入などが禁止されている。法律上は「石綿」と呼ぶが「アスベスト」も同じ意味である。

### 一酸化炭素(CO)

燃料等の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有害で、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の約210倍であるため、酸素とヘモグロビンの結合が阻害され、酸素欠乏状態となる。主要な排出源は自動車である。

### 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活ごみ(いわゆる家庭ごみ)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ(いわゆるオフィスごみなど)として含まれる。

### 一般廃棄物会計基準

市町村が、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析及び評価を行い、その効率的な運営に取り組むとともに、外部へのわかりやすい財務情報の開示を実施するための方法である。一般廃棄物会計の整備を進めていくため、費用分析の対象となる費目の定義や費用等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めたもので、平成19年に環境省で作成された。

### 上乗せ条例

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国の定める排出(水)基準より厳しい基準を都道府県が定める条例をいう。

### エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などを対象とした「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための、環境省が策定したガイドラインに基づく、認証・登録制度。

### エコカー(低公害車)

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない車。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び国土交通省が認定した低排出ガス自動車などがある。

### エコマーク

私たちのまわりにあるさまざまな商品の中で、製造・使用・廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないなど、その商品を利用することにより環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマークであり、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表している。(公財)日本環境協会が認定を行っており、代表的な商品としては、リターナブルびん(回収の上再利用されるびん)、古紙を原料にした印刷用紙、無漂白のコーヒーフILTERなどが認定されている。



### エコライフDAY

簡単なチェックシートを利用して、1日、参加者にCO<sub>2</sub>削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を体験してもらう取組。

### エスコ(ESCO)事業

ESCO(Energy Service Company)事業とは、省エネルギーを民間の企業活動として行うビジネスのこと。ESCO事業者は顧客に対し、工場やビルの省エネルギーに関する包括的サービス(①省エネルギー診断、②設計・施工、③導入設備の保守・運転管理、④事業資金調達、⑤省エネルギー効果の保証など)を提供し、光熱水費の削減分の一部を報酬として受取る。

### Lden(時間帯補正等価騒音レベル)

環境省告示の改正により、平成25年4月1日から航空機騒音の環境基準の評価指標として用いられている。単発的に発生する騒音のエネルギーに、夕方5dBを加算、夜間に10dBを加算したのち、1日ごとの等価騒音レベルを算出したものである。

### オゾン層

地上10~50kmの高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は、有害な紫外線を吸収する働きをもつが、フロンによって破壊される。オゾン層の破壊により皮膚がんの増加や生態系への影響が生じるとされている。

### 汚濁負荷量

工場・事業場、各家庭等からの排水に含まれる汚濁する物質のこと。主として生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、窒素(N)、りん(P)の1日当たりの総量で表される。これは都市下水や



工場排水などの汚濁源から河川等へ排出される排水量とその汚濁物質の濃度をかけ合わせて算出される。湖や内湾などでは汚濁物質が蓄積しやすいため、流入する河川の汚濁の濃度ばかりでなく、汚濁物質の総量も問題となり、この汚濁負荷量の削減が重要となる。

#### 温室効果ガス

太陽により暖められた地表の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガス。1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの7種類のガスが温室効果ガスとして定められている。石炭や石油などの化石燃料の使用によって排出される二酸化炭素などの大気中の濃度が増加したことによって、地球の平均気温の上昇（地球温暖化）をもたらしていると指摘されている。

### 〈か行〉

#### 外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物。

#### 化学的酸素要求量（COD）

生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物（硫化物、第一鉄、アンモニアなど）が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。BODとともに水の汚濁を示す指標である。

#### 環境アドバイザー制度

地域における自主的な環境保全活動を支援するため、環境保全等の講演会・研修会などに、専門的な知識を有する人（環境アドバイザー）を講師として派遣する制度。

#### 環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響の有無等を事業の実施に先立って調査・予測・評価すること。また、事業の計画立案段階で実施される環境アセスメントを戦略的環境アセスメントという。

#### 環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者など様々な立場の環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人をいう。市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」と、事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」に分けて登録されている。

#### 環境学習応援隊

企業から学校に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校における環境学習の取組の支援を行う。事業の趣旨に賛同する企業等を環境学習応援隊として登録している。

#### 環境基準

環境基準とは、環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。

これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

#### 環境教育アシスタント制度

学校やこどもエコクラブ等における環境教育の支援を図ることを目的に、環境に関する豊かな知識や経験を有する人（環境教育アシスタント）を派遣する制度。

#### 環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）

化学物質の中には、生体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を及ぼすものがあり、このような化学物質が内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれている。

これらの物質による影響は、化学的には未解明な点が多く残されているものの、世代を超えた影響をもたらすおそれがある。

#### 環境マネジメントシステム

企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことやエネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画（Plan）」を立てそれを「実行（Do）」、達成度を「評価（Check）」し、結果をもとに「更なる改善（Action）」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステムである。1996年に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構（ISO）により、環境マネジメントシステム全般に係る国際標準規格である「ISO14001」が発行されている。

#### 環境リスク

人の活動などによって、環境に加えられる負荷が、環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性のことを「環境リスク」という。化学物質の環境リスクは、化学物質自体の有害性の程度と、呼吸や飲食、皮膚接触などにより、どれだけ化学物質に接したか（暴露量）によって決定される。

#### 希少野生生物

野生生物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあるもの。

#### 揮発性有機化合物（VOC: Volatile Organic Compounds）

炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称。具体的にはトルエン、キシレンなどが挙げられる。塗料、インク、接着剤、クリーニングの溶剤などに含まれ、微小粒子状物質や光化学スモッグなどの原因物質である。

#### 京都議定書

1997年12月に京都で気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締約国全体で1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた（アメリカは批准せず）。

2014年、我が国は基準年比8.4%の削減をしたと発表。

#### 近隣騒音

商店・飲食店などの営業騒音、拡声機騒音や家庭のピアノ、エアコン、ステレオ等の音やベットの鳴き声等の生活騒音をいう。近年、都市の過密化や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっている。

#### グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

## グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

## K値規制

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準として取り入れられている規制方式をいう。この基準は、次式で算出される硫黄酸化物の許容限度量で表す。

$$q=K \times 10^{-3} \times \text{He}^2 \quad (q: \text{硫黄酸化物の許容限度量 (m}^3\text{N/h)}, \text{He: 煙突の有効高さ (m)})$$

このK値の大小により排出基準の厳しさの程度が設定されることから、K値規制とよばれる。

## 県外産業廃棄物事前協議制度

県外で発生した建設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理する場合に、排出事業者に対し県への事前協議を義務付ける制度。

## 健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質のことである。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛など、また科学技術の進歩で人工的に作り出した物質、例えばPCBなどがある。

環境中の濃度については、人の健康の保護に関する環境基準により物質ごとに定められている。

工場などからの排水中に含まれる有害物質の量は、物質の種類ごとに排水基準として排出許容限度が定められている。

## 公害

環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。

## 光化学オキシダント（光化学スモッグ）

工場や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線で光化学反応を起こし、有害な酸化性物質である光化学オキシダントが発生する。この光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

## 公共下水道

市街地の雨水をすみやかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。

## 公共用水域

河川や湖沼、港湾など、公共用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路などの公共用に供される水路のこと。

公共下水道や流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。

## 小型家電リサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）による小型電子機器からレアメタル等有用資源を回収することを目的としたリサイクル。

## コージェネレーション（熱電供給システム）

エンジンやタービンなどで発電を行い、同時にその排熱を冷暖房や給湯に利用するなど、一つのエネルギー源から

電気と熱のように二つ以上のエネルギーを発生させるシステムのこと。

## コンポスト

生ごみ、落葉など様々な有機物を原料に微生物のはたらきで発酵、分解してできる堆肥をいう。

## 〈さ行〉

### 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。

### 最終処分率

廃棄物の排出量に対する最終処分（埋立処分）量の割合。

### 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

### 埼玉県地球温暖化防止活動推進員

地域において地球温暖化対策の普及・推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき県が委嘱する。

### 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の啓発活動や民間団体の支援を行う機関として、地球温暖化対策推進法に基づき、国においては全国地球温暖化防止活動推進センターが、都道府県においては都道府県地球温暖化防止活動推進センターが指定されている。本県では平成17年4月に、「特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉」をセンターとして指定。

### 彩の国資源循環工場第2期事業

寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。現在、第1期事業者8社が立地して事業を展開している。第2期事業では、環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設などを誘致するとともに、埋立処分場の整備を行う。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により定められた20種類（汚泥、廃油、廃プラスチックなど）の廃棄物。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に分類される。

### 産業廃棄物の山

産業廃棄物処理業者の倒産や悪質な業者による不適正保管、不法投棄などによって、建設廃材や廃タイヤなどの廃棄物が山積みされた状態のこと。火災、崩落、悪臭、有害物質の発生などにより生活環境を損なうおそれがある。平成17年5月末日時点で3,000㎡以上の大量堆積の山は県内91か所。平成27年度末までに、そのうち17か所を解決している。

### 酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が硫酸や硝酸などに変化し、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で地上に沈着する現象（湿性沈着）。広義にはガス・エアロゾルとして直接地上に沈着する現象（乾性沈着）を含む。

### 次世代自動車

ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のこと。具体的には、電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス



自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車などがある。

#### 地盤沈下観測井

地盤沈下について、地層の収縮の度合いを調べるための施設。通常二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量を測定する。また、井戸の地下水位を測定することにより、地下水位の変動を把握することができる。

#### シーベルト

放射線による人体への影響を表す単位(Sv)。数字が大きいくほど、人体(健康)への影響が大きい。

#### 車種規制(NOx・PM法)

自動車NOx・PM法の窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の排出基準に適合していない車は、平成14年10月1日以降、対策地域内に新車登録及び移転登録できず、対策地域内で既に使用されている自動車についても車種に応じて定められた猶予期間を超えると登録できなくなる規制。貨物・バス・ディーゼル乗用車などに適用される。

#### 臭気指数規制

悪臭防止法に基づき、平成18年10月1日から、多くの市町で導入された規制方式。「におい」全体の強さを人間の嗅覚を利用して測定するので、住民の被害感と一致しやすく、従来の物質濃度規制と比較して、多種多様な「におい」の物質に対応が可能である。この臭気指数規制の導入により、従来の規制では捕捉が困難だった複合臭を規制することができるようになった。

#### 循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制し、それらが収集・廃棄されたときに有用なものを循環的に利用し、循環的利用ができないものは適正に処分して天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会をいう。

#### 循環型ライフスタイル

県民が、ものを大切にし、ごみになるものはもらわない、環境に配慮した買い物をするなど環境にやさしい生活スタイルをいう。外出時に水筒などを携帯したり、マイバッグを利用することなど。

#### 循環資源

廃棄物や製品の製造、販売など生産活動の副産物のうち有用なもの。

#### 浄化槽

し尿・生活雑排水(炊事、洗濯、入浴等の排水)を沈殿分離や微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、公共用水域等へ放流する施設をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水と一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。なお、法令上の用語としては、浄化槽とは合併処理浄化槽のみを指す。

#### 植生

ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。植生は、その性質から次のように分類されている。

##### ① 原植生

人間による影響を全く受けていない植生のことで、今日ではほとんど消滅している。

##### ② 代償植生

原植生が破壊され、代わって成立している植生のこと。

##### ③ 現存植生

現実に触れ、見ることでできる植生のことで、人間の生活圏のほとんどすべての現存植生は、代償植生である。

#### ④ 潜在自然植生

一切の人為を停止した場合、その立地においてどのような植生になるか、理論的に考えられる植生のこと。

#### 振動加速度レベル/振動レベル

振動の物理的なエネルギーの大きさを示した量のこと。ある大きさの振動の加速度と基準となる加速度との比を対数化して表したもので、またはこの値に経済産業省令で定める感覚補正を行ったもので、単位はデシベル(dB)が用いられる。振動の規制等で用いるのは、感覚補正を行ったもので、通常、計量法第71条の条件に合格した感覚補正回路を持つ振動レベル計により測定される。

なお、感覚補正を行ったものを特に振動レベルとして区別することができる。

#### 侵略的外来生物

外来生物のうち、在来生物の絶滅につながるおそれがあるなど生態系や人間生活に著しい影響を与えるもの。

#### 森林のCO<sub>2</sub>貯蔵

樹木は、光合成により大気中のCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を同化し、幹や枝として貯える。80年生のスギ人工林は、1ha当たり約620tのCO<sub>2</sub>を貯蔵している。

#### 水準点

地盤標高を測定するために設置した水準基標のこと。埼玉県では毎年1月1日を基準とした標高を水準測量により測定し、前年の標高と比較することで、地盤変動量を算出している。

#### 水素イオン濃度(pH)

水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性でpH6程度、石けん液は弱いアルカリ性でpH8から9程度である。

試験紙の色やガラス電極pHメーターなどで測定する。水質関係では、生活環境項目の一つとして測定されている。

#### ストレーナー

地下水を井戸管の中に取り入れるために、井戸管の途中に小さい穴が数多く開けられている集水部分のことで、「井戸(揚水設備)のストレーナーの深さ」によって、その井戸がどのような深さにある地下水をくみ上げるかが決まる。

#### 3R(スリーアール)

循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)、再生利用(リサイクル:Recycle)の3つの頭文字をとったもの。

#### 3R推進員

循環型社会を支える人づくりを促進するため、3Rに関する取組を積極的に行う方々を3R推進員として登録する制度のこと。

#### 生活環境項目

水質汚濁に係る基準のうち、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されている項目をいう。現在水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌数、全亜鉛などが定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道・水産・農業用水・工業用水・水浴などの利用目的や、水生生物の生息状況に適応した類型ごとに基準が定められている。排水基準は、健康項目と同様に項目別に定められている。

#### 生活雑排水

家庭から流れ出る「生活排水」のうちトイレからの排水を除いたものの総称。主に、台所、洗濯、風呂などから排

出される。

#### 生活排水対策重点地域

水質環境基準が達成されていない水域や、水質の保全を図ることが特に重要な水域で、生活排水による水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるとして、水質汚濁防止法に基づき、知事が指定した地域をいう。

#### 生態系

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系(システム)。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

#### 生物化学的酸素要求量 (BOD)

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。

#### 生物多様性

地球上の生物及びその生息・生育環境の多様性を表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるものを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

#### 精密水準測量

水準測量は地面の標高を測る測量のこと。精密水準測量は最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるような、また、最も小さくなるような測定方法がとられている。

#### 騒音レベル

ある大きさの音圧と基準の音圧との比を対数化して表したもので、またはこの値に経済産業省令で定める聴感補正を行ったもので、単位はデシベル(dB)が用いられる。騒音の規制等で用いるのは、聴感補正を行ったもので通常、計量法第71条の条件に合格した騒音計で、周波数補正回路A特性により測定される。

#### 総量規制(水質)

一定の地域内の汚濁物質の排出総量を一定量以下に抑えるため、工場等に対し汚濁物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。濃度規制と対比される概念。県では平成24年2月に、平成26年度を目標年度とした第7次水質総量削減計画を策定し、平成24年5月から新しい総量規制基準が適用されている。

### 〈た行〉

#### ダイオキシン類

炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃える時などに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。

#### 帯水層

地層を構成する粒子間の空隙・間隙が大きく、かつ、地下水によって飽和されている地層。

#### 大腸菌群数

生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚染の程度を知る尺度として用いられる。人畜の腸内に寄生する細菌に大腸菌群と呼ばれる一群の種類があり、これが多いと他の有害細菌も多くなる疑いがある。

#### 地域制緑地

法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。

都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例で規定する「ふるさと緑の景観地」などがある。

#### 地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること、または、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。

#### 窒素酸化物(NOx)

窒素の酸化物の総称であり、大気汚染の原因物質としては一酸化窒素と二酸化窒素の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つでもある。

#### 中間処理

廃棄物を減量化、安定化、無害化、再資源化のために焼却・中和・脱水・破碎・圧縮・蒸留などの処理をいう。

#### 鳥獣保護管理員

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第78条に基づき設置した県の非常勤職員。狩猟の取締り、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣の生息状況調査などを行う。

#### 底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。また、底質の汚染は底生生物の生育に大きな影響を与える。

#### 低周波音

人の耳には聞き取りにくい周波数の音(20~100ヘルツ程度)と、可聴域の下限(20ヘルツ)より低くて耳には聞こえないとされる超低周波音(1~20ヘルツ程度)を指す。建具や家具のガタつきのほか、人の体には圧迫感や振動感、頭痛、不眠などの症状がでる場合がある。発生源はプレス機械、ディーゼルエンジン、鉄道トンネルなど幅広く、最近では送風機や屋上の冷却塔など、生活の場に近いものも原因になりうるとされている。

#### 低炭素社会

化石エネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出について大幅な削減を目指す社会。地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出が大きな割合を占めていることから、地球温暖化対策の目指すべき社会と位置付けられている。

#### デポジット制度

空き缶等の散乱の防止と再生利用のため、あらかじめ飲料水等の販売価格に一定金額の預り金(デポジット)を上乗せして、消費者が容器を返却した場合にその預り金を返却する制度をいう。

#### 登録廃棄物再生事業者

廃棄物の再生を業として営んでいる者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2の規定により知事の登録を受けた者。

#### 特定施設

水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設、振動規制法では「著しい



振動を発生する」施設、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する。又はダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する」施設をいい、政令でその規模等の範囲が定められている。

#### 特別管理廃棄物

一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物をいい、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に区分される。

特別管理一般廃棄物は、①家電製品（廃エアコンディショナー、廃テレビジョン、廃電子レンジ）に含まれるPCB使用部品、②一定のごみ焼却施設から生じるばいじん、③病院、診療所等から生じる感染性一般廃棄物である。

特別管理産業廃棄物は、①燃えやすい廃油、②著しい腐食性を有する廃酸及び廃アルカリ、③病院、診療所などから生じる感染性産業廃棄物、④廃PCB等及びPCB汚染物、廃石棉等などの特定有害産業廃棄物である。

#### 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。

#### 都市・生活型公害

大都市地域を中心とする自動車などからの排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁、近隣騒音等の公害のこと。

#### トリクロロエチレン

水より重い無色透明の液体で、水に溶けにくく、揮発性があり、金属機械部品などの脱油脂洗浄、油脂・樹脂などの溶剤などに用いられる。

蒸気を多量に吸入すると、軽症ではめまい、頭痛が起こり、多量に吸入すると意識を失う。場合によっては、肝臓や腎臓に障害を起こすこともある。また、人に対する発がん性について疑いがあるとされている。

### 〈な行〉

#### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

硫黄酸化物の項参照。

#### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物の項参照。

#### 農業集落排水施設

農業用水の水質を保全し、農山村地域における生活環境を改善するための生活排水処理施設（通常は浄化槽として設置される。）のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

#### 濃度規制

水質汚濁防止法に定める排水基準（濃度規制）には、有害物質と生活環境項目の2種類があり、有害物質は全ての特定事業場に適用される。生活環境項目は、日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場を対象としているが、県では上乗せ条例により規制対象を広げるとともに、BOD等の3項目について厳しい基準を定めている。埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準はほぼ水質汚濁防止法及び上乗せ条例に準じたものとなっている。

#### NO<sub>x</sub>・PM法

車種規制（NO<sub>x</sub>・PM法）の項を参照。

### 〈は行〉

#### ばい煙

大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義してい

る。①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

#### バイオディーゼル燃料

生物由来の油を原料として、ディーゼルエンジンの燃料に加工したもの。

#### バイオマス

再生可能な生物（植物や動物）由来の有機資源で、化石資源（石油や石炭）を除いたもの。

#### 廃棄物

その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

#### 灰溶解

焼却灰を減容化、無害化するために、融点以上（概ね1,200℃以上）の高温で溶解処理すること。

焼却灰の状態に比べ1/2～1/3に減容できるとともに、重金属類が溶出しにくくなる。処理された生成物は「溶融スラグ」と呼ばれ、道路工事用の資材などに再生利用されている。

#### パリ協定

2015年12月、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された、2020年以降の地球温暖化防止のための国際的な法的枠組みを定めた協定。産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えることを目標に設定、各国は温室効果ガスの削減目標を作成、報告するとともに5年ごとに見直すことを義務付けた。

#### PRTR (Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出) 制度

人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質について、環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物などに伴う事業所外への移動量を事業者が自ら把握し、県を通して国に届け出、国や県がその届出データや推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度。

#### PCB廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む廃棄物。PCBは、変圧器やコンデンサーなどの電気機器の絶縁油として使用されていたが、有害であることが判明したため、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、法令で定める期間内での処分が義務付けられている。

#### ヒートアイランド

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの冷気のにじみ出しの活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。

#### ヒートポンプ

大気や川の水などの熱を圧縮機（コンプレッサ）を利用して効率よくくみあげ、移動することにより冷却や加熱を行うシステムのこと。

#### ppm (Part Per Million)

割合を表示する単位。100万分の1をppmと表示する。例えば1m<sup>3</sup>（100万cm<sup>3</sup>）の空気中に1cm<sup>3</sup>の硫黄酸化物がまじっている場合の硫黄酸化物濃度を1ppmと表示する。

## ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」の意味である。したがって、特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味するものである。

## 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の $1\text{m}$ )以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

## 非メタン炭化水素

炭素と水素からなる炭化水素のうちメタンを除くものの総称。揮発性有機化合物に含まれる。この物質の大気中の濃度が高いほど、光化学オキシダントの発生につながりやすい。(「揮発性有機化合物」の項参照。)

## 富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で植物が生育するうえで必要とする栄養塩類(代表的なものとして窒素、りん)が、次第に高い濃度になっていく現象をいう。その結果として、特に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物や浄水場での浄化処理などに障害を及ぼす場合がある。

## 浮遊物質 (SS)

生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位は $\text{mg/L}$ で表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。

## 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質(粉じん、ばいじん等)であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の物質をいう。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

## フロン類

フロン類は冷蔵・冷凍・空調機器の冷媒等に幅広く使用されている。大きくCFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)の3種類に分けられ、地球温暖化係数が $\text{CO}_2$ の数倍から一万倍超の温室効果が大きい物質である。CFC、HCFCはオゾン層破壊物質でもある。

## 粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は、飛散する物質をいう。

## ベクレル

1秒間に崩壊する原子数のことで、放射能の強さを表す単位(Bq)。数字が大きいほど、たくさんの放射線を出す。

## 放射性物質

放射線を出す能力を持った物質のこと。

## 放射線

原子から放出される「波長の短い電磁波」と「高速で動く粒子」のこと。

## 放射能

放射線を出す能力のこと。

## ポリ塩化ビフェニル (PCB)

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油などに使用されている。人体に有害であることがわかり、昭和47年に原則製造中止となっているが、化学的に安定であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環

境への影響が懸念されている。

## 〈ま行〉

### マイバッグ

購入時に持参する買い物袋のこと。レジ袋削減のために買い物袋を利用する「マイバッグ運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

### マイボトル

外出時に携帯する水筒などのこと。ペットボトルなどの使い捨て容器ゴミの削減のために、水筒などを携帯する「マイボトル運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

### 緑のトラスト運動

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民の皆様からの寄附により取得し、県民共有の財産として末永く保全していこうという運動。

### 民生部門

家庭分野と事務所などの業務分野をあわせていう。

### 目標設定型排出量取引制度

原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500キロリットル以上の事業所を対象に、県が事業所ごとに二酸化炭素の排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量などを利用(排出量取引)できる。

## 〈や行〉

### 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもののこと。大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例では、ベンゼン、トリクロロエチレンなどが指定されている。

### 有機塩素化合物

塩素を構造の一部に含む有機化合物のこと。特にトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等は、化学的に安定しており、脱脂性に富んでいるため、メッキやドライクリーニング等の洗浄剤として使用されている。これらの中には発がん性が疑われるものがある。これらの物質による土壌・地下水汚染が問題になっている。

### 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

### 溶存酸素量 (DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から $10\text{mg/L}$ 程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。

### 溶融スラグ

灰溶融の項参照。

## 〈ら行〉

### ライフスタイルキャンペーン

県民の地球温暖化問題への関心を喚起し、低炭素型ライフスタイルへの転換を促進するため、冷暖房温度(夏は $28^\circ\text{C}$ 、冬は $20^\circ\text{C}$ )の適温設定やクールビズ、ウォームビズ

などの実践を夏と冬に県民や事業者に呼びかける県民運動。

#### リサイクルプラザ

びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをリサイクルするために選別や梱包を行う施設（リサイクルセンター）の機能に加えて、再生品の展示・販売や普及啓発を行うリサイクル活動の拠点としての機能を持つ施設をいう。

#### リスクコミュニケーション（環境コミュニケーション）

地域住民、事業者、行政などが、化学物質など環境に関する正確な情報を共有し、お互いに理解を深めるために行う意見交換会のこと。

開催することで化学物質による環境リスクの低減及び住民の不安解消が図られる。

#### 流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠（きんせんかんきょ）からなり、県が建設し管理を行う。

#### 粒子状物質（PM）

ガス状汚染物質とともに大気汚染の原因となる物質で、固体及び液体の粒子として存在する物質の総称。

#### 緑化計画届出制度

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、1,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合、緑化計画書の届出を義務付け、敷地内に一定規模以上の緑を確保する制度。

#### 類型指定（水質）

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、河川の利用目的等に応じて、一般項目6段階、水生生物保全項目4段階に区分した類型ごとに基準が設定されている。これに基づき、国及び県が水域ごとに類型を指定している。

#### 類型指定（騒音）

騒音環境基準については、一般地域では3段階に区分した類型ごとに、道路に面する地域では道路やその周辺の状況に応じて、基準が設定されている。これに基づき、国及び県が、騒音に係る都市計画地域等を勘案し、地域ごとに適用する類型を指定している。

#### レッドデータブック（レッドリスト）

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合（IUCN）が昭和41年（1966年）に刊行を開始し、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。

我が国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物編）」を発行し、以後順次発行・改訂している。

埼玉県では、動物編を平成8年に、植物編を平成10年に発行し、以降動物編を2回、植物編を2回改訂している。



# 埼玉環境年表

年	月	県内	全国
S26 (1951)	3	○「県立狭山自然公園」「県立奥武蔵自然公園」「県立黒山自然公園」「県立長瀬自然公園」の指定	
S28 (1953)	4	○「県立長瀬自然公園」を「県立長瀬玉淀自然公園」に名称変更	
S29 (1954)	3	○「県立比企丘陵自然公園」「県立上武自然公園」の指定	
S31 (1956)	5		○熊本県で水俣病第1号患者発生
S32 (1957)	6 7	○「県立武甲自然公園」の指定	○自然公園法制定、国立公園法の廃止
S33 (1958)	4	○県立自然公園条例制定	
S35 (1960)	11	○「県立安行武南自然公園」の指定	
S36 (1961)	2 3	○県南部地域の地盤沈下の監視のため測定を開始	○四日市市でぜんそく患者多発
S37 (1962)	6	○公害防止条例制定	
S38 (1963)	7	○工業用水法の指定地域に川口市等6市が指定	
S39 (1964)	4 9	○衛生部公衆衛生課に公害係設置	○三島市、沼津市の住民、石油化学コンビナートの進出を阻止
S40 (1965)	5		○新潟県で新潟水俣病患者発生
S41 (1966)	4 9	○大宮市で製薬工場の排ガスにより松林枯れる	○新型車の排出ガス規制実施（CO濃度3%）
S42 (1967)	6 8 9 11	○鴻巣市でプロパン工場の悪臭により健康被害が発生	○新潟水俣病患者、昭和電工を相手に訴訟提起（4大公害訴訟の第1号） ○公害対策基本法制定 ○四日市のぜんそく患者、昭和四日市石油など関係6社を相手に訴訟提起
S43 (1968)	3 6 9		○イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法制定 ○騒音規制法制定 ○北九州市一帯にカネミライスオイル中毒患者が多発（PCB中毒）
S44 (1969)	5 6 7 9 10 12	○公害防止条例全部改正	○政府、初の公害白書を発表 ○水俣病患者、チッソを相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法に基づく二酸化硫黄特別排出基準告示 ○厚生省がカドミウムによる環境汚染暫定対策要領を制定 ○大阪国際空港周辺住民、騒音問題で国を相手に訴訟提起

年	月	県内	全 国
S44 (1969)	12		○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
S45 (1970)	5		○新宿・牛込柳町交差点付近住民に鉛中毒患者多発
	6	○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物）	○公害紛争処理法制定
	7	○県南地域に初めて光化学スモッグ発生	○田子の浦港のヘドロ公害表面化
		○光化学スモッグ暫定対策要綱制定	
	8		○農林省、BHC・DDTの稲作への使用全面禁止
	11		○第64回国会（公害国会）において公害関係14法案が可決（公害防止事業費事業者負担法、水質汚濁防止法、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農用地の土壌汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律を制定。公害対策基本法、道路交通法、大気汚染防止法、騒音規制法、農薬取締法、下水道法、自然公園法、毒物及び劇物取締法を一部改正）
	12	○東松山・本庄・坂戸地区でカドミウム判断尺度（玄米0.4ppm以上）を超える玄米を発見 ○公害審査会設置	
S46 (1971)	3	○土採取条例制定	
	5	○各地域に公害苦情相談員設置	○悪臭防止法制定
	6	○公害防止条例に地下水採取の規制を規定、届出制とし、19市町を規制地域に指定	○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ○イタイイタイ病第1審判決、原告勝訴（富山地裁） ○環境庁発足
	7	○地盤沈下西部台地への拡大を確認 ○製紙会社、住民の反対により秩父市進出断念	
	8	○公害対策審議会及び水質審議会設置	
	9	○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による国の基準より厳しい上乘せ条例を制定	○中央公害対策審議会発足 ○新潟水俣病判決、原告勝訴（新潟地裁）
	10	○自然保護条例制定 ○川口市、浦和市、大宮市の政令市指定（大気）	
	12		○水質汚濁に係る環境基準の告示
S47 (1972)	1	○公害防止条例を一部改正し、地下水採取を許可制にする	
	3	○大気汚染測定車運用開始	○通産省による行政指導でPCBの生産及び使用の中止を指示 ○大気汚染防止法一部改正公布・施行（ディーゼル車黒煙の規制）
	5	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域に川口市等7市が指定される 県公害センター完成	
	6	○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物、光化学スモッグ）	○公害等調整委員会設置法制定 ○ストックホルムで第1回国連人間環境会議開催「人間環境宣言」 ○自然環境保全法制定
	7		○四日市公害第1審判決、原告勝訴（津地裁四日市支部）
	8		○瀬戸内海に大量の赤潮発生、養殖ハマチ甚大な被害 ○イタイイタイ病控訴審判決（名古屋高裁金沢支部）
	9	○浦和市でサギの肝臓から高濃度（130ppm）のPCB検出	

年	月	県内	全 国	
S47 (1972)	10		○環境庁が米国マスキー法並の自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針を告示	
	12	○荒川水系流域公害防止計画の承認		
S48 (1973)	1	○公害防止条例改正、地下水採取規制地域15市町追加		
	3	○ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱制定	○水俣病訴訟判決、原告勝訴（熊本地裁）	
	4		○緑の国勢調査開始	
	5	○都市計画法による線引き凍結宣言	○大気汚染に係る環境基準について告示	
	6		○第1回環境週間始まる（6月5日～11日）	
	7	○環境部の設置		
	8		○福岡・大分両県住民が九州電力を相手取り「環境権」を掲げて豊前火力発電所建設差し止めを福岡地裁小倉支部に提訴	
	9	○自然環境保全審議会の設置 ○緑化対策総合推進要綱の制定	○都市緑地保全法制定	
	10	○第1次県廃棄物処理基本計画の策定	○瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定	
	12	○埼玉地域公害防止計画（第1期）の承認（水質以外） ○光化学スモッグ注意報発令日数45日で全国一	○公害健康被害の補償等に関する法律制定 ○航空機騒音に係る環境基準告示	
	S49 (1974)	1	○廃棄物処理公社の設立 ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定	
		2		○大阪空港訴訟1審判決により、夜10時から翌朝7時までの発着禁止
3		○自然環境保全条例制定 ○土採取条例全面改正（届出制から認可制へ）	○国鉄を相手取り名古屋新幹線訴訟提起 ○国立公害研究所発足	
5		○川口市・浦和市・大宮市の政令市指定（水質）		
6			○大気汚染防止法改正（総量規制の導入）	
7		○酸性降雨による被害届1,706人	○関東一円に酸性雨が降り、「目が痛い」との訴え相次ぐ	
9		○酸性降雨暫定対策要領制定 ○ディーゼル車に対する窒素酸化物規制（以後段階的に規制強化）		
10		○川越市の和光純薬工業によるシアン流出事故（大久保浄水場取水停止）		
11		○県内2か所の水田から0.4ppmを超えるカドミウム汚染玄米を発見		
12			○岡山県倉敷市の三菱石油水島製油所から重油1万kLが流出、瀬戸内海を広く汚染	
S50 (1975)		2		○水質汚濁に係る環境基準の一部改正（PCB追加）
		3	○自然環境保全地域の指定開始	
	4	○悪臭防止法に基づく規制地域指定（追加） ○入間川水質自動測定機稼働		
	7	○光化学スモッグ、史上最高の濃度0.26ppmと被害届出者14,032人を記録 ○所沢市で年間27.2cmの最大地盤沈下（S49）	○東京都江戸川区で環境基準の2,000倍にも達する六価クロム検出 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準について告示	
	8	○六価クロム対策合同会議設置 ○工業用水法水源転換府省令公布（川口市の一部、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市）		
	11	○公共関与による廃棄物広域処理事業の実施（寄居町三ヶ山）を政策会議で決定	○大阪空港公害訴訟の控訴審判決で住民側全面勝利	
	12		○小沢環境庁長官、中央公害対策審議会に環境影響評価制度について諮問	

年	月	県内	全 国
S51 (1976)	1	○利根川にフェノール流出の群栄化学工業に対し、東京都・埼玉県・千葉県 の 3 都県で総額 1 億 4 千万円余を請求	
	5		○熊本地検がチッソ社長・水俣工場長を業務上過失致死傷で熊本地裁に起訴
	6		○振動規制法制定
	9	○中央・川越・熊谷の各保健所に公害監視室を設置 ○川口市等県南 7 市が硫酸酸化物に係る総量規制対象地域に指定	○第 1 回日本近海海洋汚染実態調査結果発表
	10	○日高町の山善大野製作所による重油流出（小畔川）大久保浄水場取水停止	
	11		○経済協力開発機構（OECD）、日本の環境政策について報告
	12		○環境庁、長野県のビーナスライン美ヶ原線計画を承認
S52 (1977)	2	○入間市のタムラ化研で塩化第二鉄流出（狭山市取水停止）	
	3	○光化学スモッグ注意報発令（全国で初めて 3 月中に）	○環境庁が大阪空港へのエアバス乗り入れに条件付き同意
	4	○春日部保健所に公害監視室設置 ○市野川水質自動測定機稼働	
	6	○大宮市のし尿たれ流し事件発覚（芝川汚濁） ○県緑化推進協議会設置要綱制定	
	7	○県民植樹週間制定	
	10	○振動規制法に基づく規制地域指定 ○環境影響評価制度検討会議設置	
S53 (1978)	1	○工業用水法水源転換府省令公布（川口市の一部・草加市・八潮市の一部）	
	2	○川口市等県南 7 市に硫酸酸化物に係る総量規制を適用	○水俣病患者が国の抜本策を要求し環境庁で座込み
	3	○埼玉地域公害防止計画（第 2 期）の承認（水質と水質以外のものを統合） ○「県立両神自然公園」の指定	
	4	○県緑化推奨樹種の制定 ○ふるさと歩道の整備開始	
	6	○三郷市付近一帯で激しい地盤沈下（原因は東京都三郷浄水場の建設）	○瀬戸内海環境保全特別措置法成立 ○政府、水俣病患者への補償金でチッソヘテコ入れ決定
	7	○知事、NO <sub>2</sub> の環境基準の緩和について遺憾の意表明	○水質汚濁防止法改正による総量規制導入 ○環境庁がNO <sub>2</sub> の環境基準の大幅緩和を告示
	10	○公害防止条例全部改正	
12	○窒素酸化物対策委員会発足		
S54 (1979)	3	○ふるさと埼玉の緑を守る条例制定 ○両神国民休養地計画が承認・整備開始 ○緑の問題プロジェクトチームが緑の総合対策について報告書策定 ○河川浄化モデル地域育成事業実施要綱等の制定	
	4	○美の山公園開園 ○環境情報システム（水質）開発に着手 ○騒音規制法及び県公害防止条例に基づく騒音規制地域指定・規制基準設定	○中央公害対策審議会が環境影響評価のすみやかな法制化を答申
	5	○国に対し緑の政策に関する提言 ○セメント工場の石炭転換開始	

年	月	県内	全 国
S54 (1979)	6	○緑の審議会の設置	○環境政策の後退に危機感をもつ学者や市民が東京で日本環境会議を開催  ○滋賀県議会が琵琶湖富栄養化防止条例を可決し合成洗剤追放へ
	7	○第1回六都県市首脳会議で廃棄物処理問題協議 ○工業用水法地域指定拡大（川口市の一部・浦和市の一部・与野市）	
	8	○地盤沈下県北東部に拡大、鷺宮町で最高12.5cm沈下（S53）	
	9	○緑の協定実施要綱制定	
	10	○公害防止条例改正で地下水採取規制地域20市町村追加 ○緑の推進員設置要綱制定	
S55 (1980)	2	○合成洗剤対策の基本方針を定め、県有施設の有りん合成洗剤の使用転換決定	○貴重な野生動物の国際取引を規制するワシントン条約の批准承認 ○環境影響評価法政府案の国会提出を断念 ○環境庁が空き缶問題検討会を設置 ○環境庁が中央公害対策審議会に「今後の交通公害対策のあり方」について諮問  ○ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）加入 ○関東地方知事会内に空き缶等問題研究会設置 ○大阪で第1回快適環境シンポジウム開催
	3	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定 ○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本構想の策定 ○ふるさとの緑の景観地等指定開始	
	4	○合成洗剤についての県民意識調査結果を公表	
	5	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定	
	6		
	9	○環境保全連絡協議会設立	
	10	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型あてはめ	
	11		
	12	○環境影響評価技術審議会の設置	
S56 (1981)	1	○荒川（熊谷市）に不法投棄廃棄物によるシアン流出（大久保浄水場取水停止）	○絶滅寸前の佐渡のトキ5羽すべてを捕獲、餌付け開始  ○環境影響評価法案を国会に提出  ○NOxに係る総量規制制度の導入並びに東京都特別区等、横浜市及び大阪市等の3地域について総量規制地域指定
	2	○環境影響評価に関する指導要綱の告示 ○県の快適な環境づくり推進委員会、埼玉の街の快適な環境を創造するためのプロジェクトチーム発足	
	3	○「県立西秩父自然公園」指定	
	4	○環境審査室設置	
	5	○環境影響評価技術指針を制定公表 ○荒川シアン流出に関連した廃棄物処理業者を行政処分（営業停止1年6か月）	
	6	○セメント工場の石炭転換終了 ○秩父市内に民間の産業廃棄物大規模最終処分場を許可（79万㎡）	
	7	○水質総量規制の全面実施 ○工業用水法水源転換府省令公布（八潮市の一部） ○地盤沈下対策調査専門委員会の発足	
	8	○環境影響評価に関する指導要綱第1号案件（日本硝子(株)）手続開始	
	9	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査反対住民に阻止される	
	10	○綾瀬川浄化対策懇談会開催	
	11	○快適な環境づくり埼玉県民憲章を制定	
	12	○深夜営業騒音に係る条例改正（公害防止資金貸付制度適用）	



年	月	県内	全 国	
S57 (1982)	3	○庄和町で産業廃棄物を不法処理した業者を行政処分（許可取消）	○首都圏自然歩道整備計画策定	
	4	○廃棄物行政を環境部へ移管（環境整備課発足、4保健所公害監視室に廃棄物監視課新設） ○県民休養地（嵐山・飯能）の整備開始 ○環境管理計画検討開始、環境情報システム（大気）開発に着手		
	5	○快適な環境づくり運動強調期間の設定及び県民総ぐるみ運動の展開	○国連環境計画管理理事会特別会合開催（於ナイロビ） ○1都9県「ゴミゼロの日」統一美化キャンペーン実施	
	6	○東北新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○窒素酸化物(NOx)による大気汚染の予測結果発表		
	7	○東京湾富栄養化対策指導指針施行		
	9	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査実施		
	10		○1都9県空き缶等問題訪米調査実施 ○ローマクラブ東京大会開催され、各国の経済人や科学者が参加し、21世紀の環境問題等について意見交換	
	11	○上越新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○産業廃棄物行政推進会議設置 ○県中期計画で快適環境づくり施策を重要課題として総合的に推進することとする		
	12	○航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ	○湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定	
	S58 (1983)	2	○首都圏自然歩道の整備開始	
		3	○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本設計完成 ○埼玉地域公害防止計画（第3期）承認 ○窒素酸化物対策委員会が報告書提出	
		4	○環境審査室を環境審査課に名称変更 ○加須市内で廃棄物を不法処理した業者行政処分（許可取消） ○生活排水の水質浄化対策指針施行	○中央公害対策審議会が「今後の交通公害対策のあり方」について物流・土地利用の面から答申
5		○緑のトラストづくりを進めるシンポジウム開催	○浄化槽法公布	
8			○環境庁が全国主要15都市を対象に実施した地下水汚染実態調査結果を公表	
10			○ナショナルトラストを進める会第1回全国大会開催	
11		○公害対策審議会「窒素酸化物対策基本方針」答申	○環境影響評価法案が衆議院解散により廃案 ○ごみ焼却場からダイオキシン・水銀が検出される	
12		○湖沼水質調査結果を公表	○関東知事会が空き缶デポジット方式見送り	
S59 (1984)		3	○本庄市・日高町で地下水から有機塩素系化学物質検出	
		4	○川口市で六価クロム垂れ流しの2工場を水質汚濁防止法違反で摘発 ○川越市・所沢市の政令市指定（大気）	○全国的に家庭から排出される乾電池の水銀が問題となる ○環境庁が生物指標による河川水質調査の統一基準発表
		7	○6年ぶりに光化学スモッグ警報を発令	○湖沼水質保全特別措置法成立
		8	○勸さいたま緑のトラスト協会発足	○環境庁がトリクロロエチレン等の排出に係る暫定指針を設定 ○環境影響評価実施要綱を閣議決定
	9		○'84世界湖沼環境会議（於大津市）で「琵琶湖宣言」採択	

年	月	県内	全国
S59 (1984)	10	○第2次廃棄物処理基本計画策定	
S60 (1985)	2 3 4 5 8 10 12	○廃棄物広域処分場建設対策本部設置 ○アルミはく回収業者を公害防止条例違反で初起訴 ○全国初の「身近な緑の現況調査」実施 ○さいたま緑の長期総合計画を策定 ○さいたま緑のトラスト基金設置 ○県と寄居町、三ヶ山廃棄物埋立処分場に係る公害防止協定を締結 ○河川浄化対策推進委員会設置 ○浄化槽保守点検業者登録条例制定 ○小規模事業所排水指導指針を施行	○環境庁「名水百選」発表  ○環境庁、S59年度の全国大気汚染調査発表、大気汚染は大都市で依然深刻
S61 (1986)	1 4 5 6 7 8 9 10 11 12	○三ヶ山廃棄物埋立処分場の建設工事を開始  ○ミヤコタナゴが滑川町でも生息確認される  ○環境庁・県・所沢市主催で初の環境大学開催 ○地下水採取規制地域に北川辺町追加 ○デポジット実施6地域の相互乗り入れ開始  ○入間市の不老川で地域住民による家庭でできる浄化対策実験始まる ○川口市の公害資源研究所跡地の水銀汚染が明らかになる  ○環境庁・県主催の第1回環境管理シンポジウム開催（於浦和市）	○環境庁が先端産業の影響をテーマにした環境保全ビジョン・シンポジウムを開催 ○名古屋新幹線訴訟の和解成立 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律改正される（難分解、低濃縮性物質に対する規制の追加） ○環境白書で先端技術産業の環境汚染の心配を指摘 ○米国で初の電波の環境基準まとまる  ○環境庁の生物モニタリング調査でクロルデンとTBTOが魚介類を汚染していることが判明 ○環境庁が大気汚染地域指定全面解除の方針を決定  ○環境・通産・厚生・労働の4省庁によるIC工場共同調査はじまる ○中央公害対策審議会水質部会が水質総量規制の強化を答申  ○環境庁「環境保全長期構想」を発表
S62 (1987)	1 2 3 4 5 6 9 12	○国連環境特別委員会で嵐山町の「オオムラサキの森づくり」を発表  ○環境管理事務所設置（中央、西部、秩父、北部、東部） ○トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針に基づく指導方針制定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第2次）策定 ○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定 ○両神国民休養地開園  ○大気中におけるアスベスト濃度調査結果公表	○和歌山県の「(財)天神崎の自然を大切に作る会」が全国初の自然環境保全法人に認定 ○国連環境特別委員会が「持続的開発」を呼びかけた東京宣言を採択 ○茨城県筑波の工業団地に進出する企業と県との間でハイテク公害防止のための協定を締結  ○環境庁が「新幹線鉄道振動指針達成状況調査」発表  ○絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律成立 ○公害健康被害補償法改正 ○環境庁が「トリクロロエチレン等の排出状況及び地下水等の汚染状況について」を発表
S63 (1988)	3	○埼玉地域公害防止計画（第4期）の承認	○環境庁が「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」を発表

年	月	県内	全国
S63 (1988)	3		○公害健康被害の補償等に関する法律改正
	4	○チーゼル機器狭山工場によるシアン流出事故 (大久保浄水場取水停止)	
	5		○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布・施行
	6		○地球的規模の環境問題に関する懇談会報告書公表
	7	○炭化水素類対策指導指針施行	
S64 H元 (1989)	8		○全国星空継続観察開始
	12	○ゴルフ場農薬安全使用指導要綱制定	○環境庁がテレビ・ラジオを通じた二酸化窒素予報事業を実施
	1		○ウィーン条約に加入
	2	○環境整備センター(三ヶ山廃棄物埋立処分場)一部供用開始	○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書日本国について発効
H2 (1990)	3	○環境管理指針策定	○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(有害物質としてのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加)
	5	○全国野鳥保護のつどいを開催	○地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置
	6		○六都県市首脳会議首都圏環境宣言を公表
	9	○メタノール自動車導入	○大気汚染防止法改正(特定粉じん(石綿)排出規制)
	1	○地球環境を考える県民のつどいを開催	○水質汚濁防止法の一部改正(有害物質の地下浸透防止)
	3	○環境保全基金を設置	
	4	○低公害車買換資金融資制度を設置	
	6	○ゴルフ場使用農薬に関する指導方針を策定	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知
	7		○水質汚濁防止法等の一部を改正する法律公布(生活排水対策に関する規定の整備)
9	○第1回地球環境保全庁内推進会議を開催	○スパイクタイヤ粉じん発生防止法制定	
H3 (1991)	10		○環境庁に地球環境部を設置
	2	○地球環境モニタリング調査開始	○国立公害研究所が国立環境研究所となる
	3	○電気自動車を導入	○地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定
	3	○第3次廃棄物処理基本計画策定	
	3	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第3次)策定	○公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布(法律の有効期限の10年延長)
	4	○自動車交通公害防止基本計画策定	
	4	○地球環境保全推進室を設置	○再生資源の利用の促進に関する法律公布
	6	○環境影響評価に関する指導要綱の改正を告示	
	7	○環境影響評価技術指針を改正	
7	○地下水採取規制地域に坂戸市・鶴ヶ島市を追加	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針の一部改正について通知	
8	○「埼玉県における地球環境保全への取組方針」策定	○土壌の汚染に係る環境基準について告示	
8	○不老川流域を生活排水対策重点地域に指定		
9	○六都県市共同の環境問題シンポジウムを開催		

年	月	県内	全国
H3 (1991)	10		○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布
	11	○冬季自動車交通量対策を実施(11月から3か月)	○六都県市共同の冬季自動車交通量対策を実施
	11	○県の蝶「ミドリシジミ」、県の魚「ムサシトミヨ」の指定	○関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱を策定
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定める上乗せ条例の改正	
H4 (1992)	2	○トラスト保全1号地 (見沼田圃 <sup>たんぼ</sup> 周辺斜面林)取得	○七都県市首脳会議で「地球環境保全首都圏アピール」を採択
	3	○自動車交通公害防止実施計画を策定	○環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催(於ブラジル)
	5	○山西省友好記念館「神怡館」開設	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布
	6		○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
	7	○自然学習センター開設 ○北本自然観察公園供用開始 ○元小山川流域を生活排水対策重点地域に指定	○モントリオール議定書第4回締約国会合開催、特定フロン等の1996年全廃前倒し、代替フロン等の規制物質への追加等の採択
	11	○地球の環境を守る埼玉県民憲章を制定	○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律公布
	12		
H5 (1993)	2		○自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を告示
	3	○地球の環境を守る県民運動指針としてさいたま地球環境シアターを策定 ○埼玉地域公害防止計画(第5期)の承認 ○県北東部地域地盤沈下防止対策基本方針を策定	○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示
	4	○さいたま環境創造基金を設置	○ラムサール条約締約国会議を開催(於釧路市)
	6	○化学物質環境安全管理指針を策定	○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(海域のN(窒素)・P(リン)規制)
	8		○環境基本法公布
	11	○自動車排出窒素酸化物総量削減計画を策定	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく車種規制を施行
	12		○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布(13有害物質の追加)
			○バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約)日本において発効
H6 (1994)	3	○中川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○公害防止条例施行規則の改正(13有害物質の追加) ○「緑豊かな埼玉をめざして」を策定	○環境庁が公共用水域等における農薬の水質評価指針を設定
	5		○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律公布
	6	○長瀬総合射撃場の開設 ○エコアジア'94開催	○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法公布

年	月	県内	全 国
H 6 (1994)	7	○狭山丘陵いきものふれあいの里センターの開設	○環境基本計画閣議決定
	8	○環境審議会を設置	
	9	○県立安行武南自然公園の区域変更	
	12	○環境基本条例制定 ○環境影響評価条例制定	
H 7 (1995)	3	○トラスト保全2号地（狭山丘陵・雑魚入樹林地）取得	○容器包装リサイクル法公布 ○生物多様性国家戦略策定
	6		
	7	○さいたま緑の森博物館開設	
	10	○第3回気候変動に関する世界自治体サミット（埼玉サミット）開催	
H 8 (1996)	3	○環境基本計画策定 ○「さいたまレッドデータブック（動物編）」刊行 ○彩の国さいたま環境推進協議会発足 ○地球温暖化対策地域推進計画策定 ○環境と共生する土地利用指針策定 ○第4次廃棄物処理基本計画策定 ○環境影響評価条例第1号案件（セツ）手続開始	○七都県市低公害車指定制度の発足  ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布 ○水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（汚染された地下水の浄化措置命令、油に係る事故時の措置）
	5		
	6		
	7	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第4次）策定	
	11	○気候変動・都市アジアキャンペーンワークショップ開催	
	12	○第1期分別収集促進計画策定 ○北本自然観察公園供用区域の拡大(0.5→9.63ha)	
H 9 (1997)	1		○ナホトカ号原油流出事故 ○ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準環境庁告示 ○地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示  ○環境影響評価法公布 ○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布  ○第4回気候変動に関する世界自治体サミット（名古屋サミット）開催 ○地球温暖化防止京都会議（COP3）開催、京都議定書採択 ○ハイブリッド自動車（乗用車）発売
	2		
	3	○こどもエコクラブ全国フェスティバル開催（於川口市） ○HOTな地域を救うホットな行動プランー彩の国ローカルアジェンダ21ー策定 ○三富地域のダイオキシン類環境調査結果を公表 ○彩の国ごみゼロプランー埼玉県ごみ減量推進計画ー策定 ○廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針策定	
	4	○環境生活部の設置、緑政課の設置	
	6	○ダイオキシン類削減対策検討委員会の設置	
	8	○彩の国こどもエコクラブ交流会開催	
	9	○彩の国環境大学開講 ○環境配慮方針策定	
	10	○トラスト保全3号地（武蔵嵐山溪谷周辺樹林地）取得	
	11		
	12		



年	月	県内	全 国		
H10 (1998)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フロン回収・処理推進協議会設立</li> <li>○埼玉地域公害防止計画（第6期）の承認</li> <li>○彩の国湿地・湧水地保全基本計画策定</li> <li>○「さいたまレッドデータブック（植物編）」刊行</li> <li>○地球温暖化ワークショップの開催</li> <li>○自動車交通公害防止実施計画策定</li> <li>○エネルギービジョン策定</li> <li>○埼玉ゼロエミッション行動計画策定</li> <li>○ダイオキシン対策室の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境庁、環境ホルモン戦略計画SPEED'98発表</li> <li>○地球温暖化対策推進大綱決定</li> <li>○特定家庭用機器再商品化法公布</li>   <li>○地球温暖化対策の推進に関する法律公布</li> </ul>		
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活排水処理総合基本構想策定</li> </ul>			
	6				
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あらかわビジターセンター開設</li> </ul>			
	10				
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○彩の国環境保全を実行する県民運動開始</li> <li>○環境影響評価条例の改正</li> <li>○公害防止条例の改正</li> <li>○ダイオキシン対策県民懇話会の設置</li> </ul>			
	H11 (1999)	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>○県がISO14001認証取得</li> <li>○所沢産野菜ダイオキシン問題がおきる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示</li> <li>○ダイオキシン対策基本指針決定</li>   <li>○ダイオキシン類対策特別措置法公布</li> <li>○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布</li>   <li>○中央環境審議会が「これからの環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして－」答申</li> <li>○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（ダイオキシン類関係施設の追加）</li> <li>○この頃、有明海ノリ不作問題</li> </ul>
		3		<ul style="list-style-type: none"> <li>○彩の国豊かな自然環境づくり計画策定</li> <li>○ごみ処理広域化計画策定</li> </ul>	
		7		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2期分別収集促進計画策定</li> </ul>	
		10		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第8回ごみ減量化推進全国大会開催</li> </ul>	
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境影響評価技術指針告示</li> <li>○さいたま環境賞創設</li> </ul>			
H12 (2000)	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県立高等学校防災拠点施設の太陽光発電および給湯施設が第4回21世紀型新エネルギー機器等表彰（通称新エネ大賞）導入事例の部で通商産業大臣賞受賞</li> <li>○トラスト保全4号地（飯能河原周辺河岸緑地）取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布</li> <li>○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布</li> <li>○循環型社会形成推進基本法公布・施行</li> <li>○豊島不法投棄問題調停成立</li> <li>○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布</li> <li>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律公布（マニフェスト見直し、野焼き禁止等）</li> </ul>		
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○希少野生動植物の種の保護に関する条例制定</li> </ul>			
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境防災部の設置</li> <li>○環境科学国際センター開設</li> </ul>			
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○彩の国青空再生戦略の発表</li> </ul>			
	6				

年	月	県内	全国
H12 (2000)	6		○浄化槽法の一部を改正する法律公布 ○資源有効利用促進法公布
	8		○「秩父多摩国立公園」が「秩父多摩甲斐国立公園」に名称変更
	9	○ダイオキシン類削減推進行動計画策定 ○二酸化硫黄の 대기高濃度汚染時における暫定対応方針策定 ○赤平川流域を生活排水対策重点地域に指定	
	10	○ごみの散乱防止に関する条例制定	
	12	○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種17種を指定	○第2次環境基本計画閣議決定
H13 (2001)	1	○トラスト保全7号地（小川原家屋敷林）取得	○環境省設置
	2	○彩の国さいたま環境学習実践指針策定 ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の設置 ○県における内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針策定 ○県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針策定 ○県緑の骨格づくり計画策定	
	3	○地球温暖化対策実行計画～オフィス・事務所に関する埼玉県環境配慮方針策定 ○環境基本計画（第2次）の策定	
	4	○越谷市の政令市指定（大気）	
	5	○さいたま市の政令市指定（大気・水質） ○彩の国青空再生戦略21を策定	
	6		○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律公布 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（3有害物質追加） ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布
	7	○生活環境保全条例制定 ○酸性雨等対策実施要領制定 ○彩の国資源循環工場基本構想策定—公共関与による総合リサイクル施設の整備—	
	8	○公害防止条例施行規則の改正（3有害物質の追加）	
	10	○戦略的環境アセスメント基本構想策定 ○第5次県廃棄物処理基本計画策定	
	11		○水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（水質総量規制に窒素及びりんを追加） ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（3特定施設追加）
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正 ○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種5種を追加指定 ○生活環境保全条例施行規則公布	
	H14 (2002)	2	○荒川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○県がISO14001認証を更新

年	月	県内	全 国		
H14 (2002)	3	○トラスト保全5号地(山崎山の雑木林)取得 ○「改訂・埼玉県レッドデータブック2002動物編」刊行 ○グリーン調達推進方針策定 ○戦略的環境影響評価実施要綱制定 ○環境配慮方針～公共事業関連～改訂	○新・生物多様性国家戦略策定  ○土壌汚染対策法公布 ○京都議定書批准 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布(4特定施設の追加) ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準告示 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律の公布		
	4	○ごみの散乱防止に関する基本方針策定 ○さいたま市に保健所設置			
	5				
	6				
	7	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第5次)策定 ○第3期分別収集促進計画の策定			
	10	○戦略的環境アセスメント第1号案件(地下鉄7号線延伸計画)手続開始 ○土砂の排出、たい積等の規制に関する条例制定			
	11	○産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度の導入			
	12	○槻川・都幾川上流域を生活排水対策重点地域に指定			
	H15 (2003)	3		○くぬぎ山自然再生計画検討委員会から提言 ○東京電力(株)埼玉支店との間に「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結 ○彩の国ふるさとの川再生基本プラン策定 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布・施行	○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法公布・施行 ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布
		4		○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布 ○川越市に保健所設置	
		6			
		7		○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定	
9		○トラスト保全6号地(加治丘陵・唐沢流域樹林地)取得			
10		○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制開始			
H16 (2004)	2		○都市緑地法閣議決定(都市緑地保全法名称改正等)  ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布(揮発性有機化合物(VOC)の排出規制) ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布		
	3	○地球温暖化対策地域推進計画(第2次)策定 ○資源循環戦略21策定			
	5				
	6	○県ダイオキシン類削減推進行動計画に定めた2つの目標の達成を確認 ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の終了			
	8	○埼玉県生活排水処理施設整備構想策定 ○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正			
	11	○くぬぎ山地区自然再生協議会設立			
H17 (2005)	2		○京都議定書発効 ○石綿障害予防規則公布		

年	月	県内	全 国
H17 (2005)	3	○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（ふるさと埼玉の緑を守る条例を改正する条例）制定	○政府の「アスベスト問題への当面の対応」公表 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（3特定施設の追加）  ○PCB廃棄物処理（東京事業）開始 ○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布（特定粉じん排出等作業の面積要件等撤廃）
	4	○戦略的環境影響評価実施要綱改正	
	7	○埼玉県地球温暖化防止活動推進センターを指定	
	8	○第4期県分別収集促進計画の策定	
	9	○石綿対策推進本部設置 ○石綿（アスベスト）対策に関する緊急要望実施	
	12	○21年ぶりに光化学スモッグ警報を発令 ○「石綿（アスベスト）問題に係る埼玉県の当面の対策」公表	
H18 (2006)	2	○「埼玉県の石綿対策（平成18年度）」公表	○石綿による健康被害の救済に関する法律公布 ○石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律公布（特定粉じん排出等作業の規制対象に工作物を追加 他） ○気候変動政策に関する日米共同ワークショップ開催 ○第3次環境基本計画閣議決定  ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布（行程管理制度等の導入）
	3	○第6次廃棄物処理基本計画策定 ○広域緑地計画策定	
	4	○公の施設（自然学習センターほか5施設）に指定管理者制度を導入 ○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス二段階目規制を開始	
	6	○彩の国資源循環工場竣工式 ○エコアジア2006開催（於さいたま市）	
	10	○悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入	
H19 (2007)	1	○トラスト保全8号地（高尾宮岡の景観地）取得	○エコツーリズム推進法公布     ○第3次生物多様性国家戦略策定
	3	○環境基本計画（第3次）策定 ○アライグマ防除実施計画策定	
	6	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第6次）策定	
	7	○第5期県分別収集促進計画の策定	
	8	○16日、熊谷市・岐阜県多治見市で国内最高気温を74年ぶりに更新（40.9℃）	
	11	○環境基本計画における大気環境分野の実行プランを策定 ○川の国埼玉川の再生基本方針策定 ○埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定	
H20 (2008)	3	○第2次ごみ処理広域化計画策定 ○生物多様性保全県戦略策定 ○トラスト保全9号地（堀兼・上赤坂の森）取得 ○あらかわビジターセンター廃止	○京都議定書第一約束期間開始  ○生物多様性基本法公布 ○環境省「平成の名水百選」発表 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○第34回主要国首脳会議（洞爺湖サミット）開催
	4	○県立自然公園条例施行規則の改正により、県立自然公園普通地域における工作物の色彩規制開始 ○彩の国みどりの基金設置 ○みどりと川の再生推進本部設置	
	6		
	7		
	9	○「マイバッグ持参運動とレジ袋削減運動の取組に関する協定」の締結	

年	月	県内	全 国
H20 (2008)	11	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、生活環境保全条例により指定する特定化学物質の変更並びに同条例による化学物質の適正管理及び有害大気汚染物質規制の対象業種に医療業を追加	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（指定化学物質の変更、対象業種に医療業を追加）
	12	○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（県が独自に指定する特定化学物質の変更） ○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の告示 ○トラスト保全10号地（浮野の里）取得	
H21 (2009)	2	○地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）策定	○土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布  ○微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に係る環境基準の告示  ○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示
	3	○地球温暖化対策推進条例制定 ○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針策定 ○環境省による埼玉県アライグマ防除実施計画の変更確認 ○まちのエコ・オアシス保全地（菩提樹池周辺緑地、谷田の泉）取得	
	4	○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策実施方針制度開始 ○熊谷市の政令市指定（水質、土壌）	
	6	○長瀬総合射撃場がナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定	
	9		
	10	○地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度開始	
	11	○トラスト保全11号地（黒浜沼）取得	
H22 (2010)	3	○用途地域の指定がされていない区域における開発行為に係る騒音の規制基準を別に定める場合の取扱方針策定 ○まちのエコ・オアシス保全地（ムサシトミヨ生息地周辺緑地）取得	○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等） ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布（排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化等）  ○第2期EV・PHVタウンとして10自治体を追加選定
	4	○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始 ○地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始	
	5		
	8	○第6期県分別収集促進計画の策定	
	12	○埼玉県が経済産業省の進めるEV・PHVタウンとして選定 ○埼玉県生活排水処理施設推進委員会設置（埼玉県河川浄化対策推進委員会廃止）	
H23 (2011)	3	○埼玉県生活排水処理施設整備構想改定 ○埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定	○福島第一原子力発電所事故発生



年	月	県内	全 国		
H23 (2011)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布 (ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等)</li> <li>○第7次廃棄物処理基本計画策定</li> <li>○まちのエコ・オアシス保全地(彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森、金崎斜面林保全緑地)取得</li> <li>○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例の公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境影響評価法の一部を改正する法律公布</li> <li>○水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布(地下水汚染の未然防止措置)</li> <li>○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律公布</li> <li>○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布</li> <li>○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布</li> <li>○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法公布</li> </ul>		
	4	○目標設定型排出量取引制度導入			
	6	○彩の国資源循環工場第2期事業起工式			
	8				
	10	○埼玉エコタウンプロジェクト基本構想を発表、モデル市町村公募			
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布(特定事業場における排出水の汚染状態の測定回数の規定)</li> <li>○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布(土壌汚染基準の変更等)</li> </ul>			
	H24 (2012)	2		○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第7次)策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4次環境基本計画閣議決定</li> </ul>
		3		○埼玉県公害防止計画(第9期)を策定	
		4			
		5		<ul style="list-style-type: none"> <li>○利根川流域の浄水場で塩素消毒に伴いホルムアルデヒドが水質基準を超過して検出されたため取水停止(ヘキサメチレンテトラミンの流出)</li> <li>○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布(工場等の排水の排出基準における有害物質の追加等)</li> <li>○埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に本庄市、東松山市を、イニシアティブプロジェクトに秩父市、坂戸市、寄居町を選定、推進協定を締結</li> </ul>	
7		<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基本計画(第4次)策定</li> <li>○埼玉県広域緑地計画を改定</li> </ul>			
8					
9					
10					
12	○トラスト保全12号地(原市の森)取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示</li> <li>○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布</li> <li>○原子力規制委員会設置</li> <li>○埼玉県等の要望によりヘキサメチレンテトラミンを指定物質とする水質汚濁防止法施行規則の改正</li> </ul>			
H25 (2013)	2		○環境省の「微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合」が注意喚起に係る暫定的な指針を策定		

年	月	県内	全国
H25 (2013)	3	○埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例及び同条例施行規則の一部を改正する規則の公布 ○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱策定(朝8時の予測を開始)	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律に関する法律公布(大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外の削除と常時監視を規定) ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布(製造から廃棄まで全体を見据えた包括的対策の導入) ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布(特定粉じん排出等作業届出義務者の変更、立入検査対象の拡大等)
	5	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定	
	6	○埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン策定	
	8	○第7期県分別収集促進計画策定	
	11	○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱改正(正午の予測を追加)	
H26 (2014)	3	○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱改正(午後5時の予測を追加)	○エネルギー基本計画閣議決定 ○水循環基本法公布 ○雨水の利用の推進に関する法律公布 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律公布 ○兵庫県尼崎市で全国初の商用水素ステーションが開所 ○トヨタが燃料電池自動車「MIRAI」を販売開始
	4		
	5		
	6	○PM2.5の注意喚起を実施(県内初、県北部地域)	
	7		
	11	○トラスト保全13号地(無線山・KDDIの森)取得	
H27 (2015)	2	○さいたま市見沼区で県内初の商用水素ステーションが開所	○自然公園法施行規則の一部を改正する省令公布(国立公園の特別地域内における太陽光発電施設の設置に関する許可基準の新設等) ○水銀による環境の汚染の防止に関する法律公布 ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布(水銀排出施設、要排出抑制施設の規制を新設)
	3	○埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画改正(計画期間及び処分先の変更等) ○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針改正(緊急時の対応を追加) ○埼玉エコタウンプロジェクトの新たなモデル市町村を公募 ○特定化学物質管理指針改正(災害時対策を追加)	
	4	○「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画)策定 ○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱改正(解除の規定を追加等) ○埼玉エコタウンプロジェクトのミニエコタウン推進事業協働事業者を公募	
	5		
	6	○埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に所沢市、草加市を選定、協定を締結	

年	月	県内	全国
H27 (2015)	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉エコタウンプロジェクトミニエコタウン推進事業協働事業者にハウスメーカー4社を選定、協定を締結</li> <li>○県公用車としてトヨタ「MIRAI」を購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）開催、パリ協定を採択</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PM2.5大気移動測定車の導入（電気自動車、成分分析可能）</li> </ul>	
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例公布</li> </ul>	
	12		
H28 (2016)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第8次埼玉県廃棄物処理基本計画の策定</li> <li>○県公用車としてホンダ「クラリティ フューエルセル」を取得</li> <li>○県立自然公園条例施行規則の一部改正する条例の公布（太陽光発電施設の新築等に関する許可の審査基準の追加等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化対策計画閣議決定</li> <li>○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県庁敷地内に県庁スマート水素ステーションを開設</li> <li>○第一種フロン類引取等業者認定制度（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の認定）を開始</li> </ul>	
	5		